

公害弁連第40回総会議案書

2011. 3. 26 東 京

全国公害弁護団連絡会議

事 務 局 東京都渋谷区渋谷2-10-16
スガハラビル 5 階
渋谷法律事務所
TEL 03-5468-8688
FAX 03-5468-8689

〔総会スローガン〕

- 1 裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。
- 2 官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざして司法改革運動を進めよう。
- 3 「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。
- 4 公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生のたたかいを前進させよう。
- 5 実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。
- 6 廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の処理に伴う環境汚染を防止するとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。
- 7 史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。
- 8 真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。
- 9 公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。
- 10 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目 次

【一】 基調報告

第一 公害・環境をとりまく情勢	1
第二 公害裁判の前進と課題	
一 大気汚染公害裁判の前進と課題	6
二 道路公害裁判の前進と課題	7
三 基地騒音裁判の前進と課題	9
四 廃棄物問題のたたかいの前進と課題	10
五 水俣病のたたかいの前進と課題	12
六 COP16 の成果と今後の課題	20
第三 公害弁連の今後の方向と発展について	24

【二】 各地裁判のたたかいの報告

(大気汚染)

〔1〕 川崎公害裁判の取り組み	川崎公害裁判弁護団 事務局長 弁護士 篠原 義仁	27
〔2〕 西淀川公害訴訟の報告	西淀川公害訴訟弁護団 弁護士 村松 昭夫	30
〔3〕 尼崎道路公害訴訟の報告～尼崎道路公害訴訟差止判決 10 周年記念シンポと「道路連絡会」～	尼崎道路公害訴訟弁護団 事務局長 弁護士 羽柴 修	31
〔4〕 東京大気裁判和解から 4 年目・新たなたたかいへ	東京大気汚染公害裁判弁護団 弁護士 原 希世巳	33

(基地騒音)

〔1〕 第三次嘉手納基地爆音差止訴訟	弁護士 赤嶺 朝子	37
〔2〕 普天間基地爆音訴訟控訴審判決	普天間基地爆音訴訟弁護団 事務局長 弁護士 加藤 裕	39

(イタイイタイ病)

イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動		
イタイイタイ病弁護団 事務局長 弁護士 水谷 敏彦		41

(水俣病)

〔1〕 ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟の情勢と到達点	ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団 弁護士 板井 俊介	45
〔2〕 提訴から 2 年、クライマックスを迎えた「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」	ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団 事務局長 弁護士 井奥 圭介	48
〔3〕 ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟 報告	ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟弁護団 事務局長 弁護士 味岡 申宰	49
〔4〕 ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟	ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 団長 弁護士 尾崎 俊之	51

(新幹線公害)

名古屋新幹線公害訴訟(和解後)の報告	名古屋新幹線公害訴訟弁護団 弁護士 高木 輝雄	53
--------------------------	-------------------------	----

(道路建設差止)

〔1〕 圏央道天狗裁判の現状	高尾山天狗裁判弁護団 事務局長 弁護士 関島 保雄	55
〔2〕 広島から・高架道路延伸・道路公害差止～1 審判決で一部勝訴し、控訴審へ	弁護士 足立 修一	58
〔3〕 判決を迎える国分寺道路計画認可取消訴訟	弁護士 吉田 健一	60

(カネミ油症)

カネミ油症事件報告	カネミ油症事件弁護団 弁護士 高木 健康	62
-----------------	----------------------	----

(薬害裁判)

〔1〕 薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告	薬害ヤコブ病訴訟(大津訴訟) 弁護団 弁護士 中島 晃	64
〔2〕 薬害ヤコブ病東京訴訟	薬害ヤコブ病東京弁護団 弁護士 阿部 哲二	65

〔3〕 薬害イレッサ訴訟	薬害イレッサ西日本訴訟弁護団 事務局長	弁護士 永井 弘二	66
〔4〕 薬害イレッサ訴訟 たたかいは第二幕へ～国・企業が和解所見の受け入れを拒否	薬害イレッサ弁護団	弁護士 津田 二郎	68
(産業廃棄物問題)			
九州廃棄物問題研究会報告		弁護士 高橋 謙一	70
(海・川問題)			
〔1〕 川辺川ダム建設中止表明とその後の動向	川辺川利水訴訟弁護団 事務局長	弁護士 森 徳和	71
〔2〕 黒部川出し平ダム排砂被害訴訟 報告	黒部川排砂被害訴訟弁護団	弁護士 青島 明生	72
〔3〕 よみがえれ！有明訴訟	よみがえれ！有明訴訟弁護団	弁護士 後藤 富和	74
(アスベスト)			
〔1〕 大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み	大阪じん肺アスベスト弁護団 副団長	弁護士 村松 昭夫	76
	公害弁連担当	弁護士 伊藤 明子	
〔2〕 尼崎アスベスト訴訟 現況のご報告	兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団	弁護士 吉岡良太郎	78
【三】 特別報告			
全国公害被害者総行動実行委員会の報告	全国公害被害者総行動実行委員会 事務局長	中山 裕二	80
日本環境会議 (JEC) の報告	JEC 事務局長 一橋大学教授	寺西 俊一	83
みずしま財団の報告～新規事業 みずしまプロジェクトを中心に～	(財)水島地域環境再生財団	藤原 園子	84
あおぞら財団 報告	(財)公害地域再生センター(あおぞら財団) 研究員	北中 大輔	86
被害者として命をかけた40年の闘い	尼崎公害患者・家族の会 会長	松 光子	88
道路住民運動全国連絡会報告	道路全国連(道路住民運動全国連絡会) 事務局長	橋本 良仁	90
ハツ場ダム訴訟報告	ハツ場ダム訴訟弁護団	弁護士 西島 和	92
公害地球懇結成20周年を節目に新たな運動に挑戦～公害被害者救済・公害根絶と ストップ温暖化・TPP参加反対～	公害・地球環境問題懇談会 事務局長代行	清水 滯	94
全国じん肺弁護団連絡会議 報告	全国じん肺弁護団連絡会議 事務局長	弁護士 鈴木 剛	97
首都圏建設アスベスト訴訟の報告	首都圏建設アスベスト訴訟弁護団	弁護士 佃 俊彦	100
B型肝炎訴訟 和解成立に向けて残された課題		弁護士 瀬川 宏貴	103
景観と住環境を考える全国ネットワークの活動	代表	弁護士 日置 雅晴	105
環境影響評価法改正をめぐる状況(39回総会以降)		弁護士 藤原 猛爾	107
泡瀬干潟自然の権利訴訟(訴訟後の動き) 報告		弁護士 堀 雅博	110
【四】 2010年度 組織活動			111
【五】 2011年度 活動方針			115
【六】 公害関係資料			
〔諫早湾関係〕			119
〔アスベスト関係〕			124
【七】 2010年度 活動日誌			135
【八】 歴代人事一覧			137
【九】 公害弁連規約			141

【一】基 調 報 告

第一 公害・環境をとりまく情勢

1 政治的社会的情勢

2009年8月の総選挙に圧勝した民主党は、戦後初めて選挙によって自・公連立政権から民主・社民・国民新党の連立政権へと政権交代を実現した。しかし、「官僚丸投げの政治から政治家主導の政治への転換」、「税金の無駄遣いをなくす」、「コンクリートから人へ」などのマニフェストの実現が期待されたものの、公約どおり進まず、鳩山内閣は、「少なくとも県外」と表明していた米軍普天間基地の移設問題で公約を果たせずに、昨年6月2日総辞職し、後を引き継いだ菅直人首相は、鳩山首相が「4年間は上げない」と公約してきた消費税率の引き上げに意欲を見せて、7月11日の参議院選挙では、民主党が大敗を喫した。そのため、参議院では多数野党のねじれ現象が生じ、その後の政局が不安定な状況となった。さらに、9月には小沢一郎元民主党党首に対する政治資金規正法違反の強制起訴が決まり、その党処分をめぐる、民主党は党内抗争が激化し、菅首相の求心力は更に低下していった。本年3月に入ってから、前原外務大臣が政治資金規正法違反で辞任するに至り、予算執行に不可欠な予算関連法案の成立さえ見通しの立たない状況で、政治的な停滞が著しい。4月の統一地方選挙を控えて、政党再編含みの動きもあり、政治的に混迷の度を深めている。

このような菅内閣の政策や政治状況がわが国の公害・環境問題にも色濃く影を落としている。先ずは、「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズのもとに、無駄で有害な公共事業の見直しが期待されたが、一時凍結された道路計画は殆どすべてが復活したのをはじめ、既に利水計画が止まっていた川辺川ダムの建設中止や福岡高裁が潮受堤防の開門を認めた「よみがえれ！有明訴訟」における上告断念を除いて、マニフェストの実現に向けて具体的な成果は見られず、目玉の施策としてマニフェストに掲げられた「八ッ場ダム工事の中止」も白紙に戻すような発言までしている。次に、地

球温暖化防止の施策についても、地球温暖化対策基本法案が国会に上程されているものの、成立の目処も付かず、昨年の11月から12月にかけてメキシコのカンクンで開催されたCOP16においても、参加各国が各先進国の削減目標に空白期間を生じさせないように苦慮しているにもかかわらず、わが国代表が京都議定書の延長に断固反対する旨意見表明して世界のNGOから不名誉な化石賞を受けるなど、2020年までに25%削減の中期削減目標に向けた具体策は、殆どに進んでいない状況である。

わが国の大企業は、リーマンショック以来の大不況から増益に転じているが、労働者の賃金は増えず、ワーキング・プアや非正規雇用者問題、中小企業等の倒産などの社会問題は、解決の方向に向かったとは言いがたい現状にある。このような社会状況の中で、菅内閣は、社会保障の財源確保を理由に消費税率の引き上げを強く打ち出し、雇用増大を理由に法人税減税を断行するとともに、「平成の開国」と称して環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に強い意欲を示している。とくにTPPへの参加は、農林業のみならず多方面にわたる規制緩和を一気に進めることになるだけに、農業自給率の大幅減少や農村の崩壊など農業への悪影響のみならず、わが国の環境や国民生活への影響は計り知れない。

2 わが国の公害・環境破壊の現状

わが国の大気汚染、騒音、水質汚濁、廃棄物問題、アスベスト汚染などの公害・環境破壊及び地球温暖化問題の現状は、次のとおりであり、その特徴的な状況を指摘する。

第一に、都市部を中心とした窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）の汚染は、緩やかな改善傾向が見られるが、悪性の強い微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、2009年9月9日に環境基準が告示され、監視体制の整

備が進められている段階で、本年4月以降に全国の常時監視測定局での測定がスタートすることになった。

全国の有効測定局における2008年度のNO₂の年平均値は、一般局が0.013ppm、自排局が0.024ppmであり、一般局ではほぼ横ばいであり、自排局では緩やかな改善傾向がみられる。環境基準達成率は、一般局が100%、自排局が95.5%であり、自排局ではほぼ横ばいであった。また、2008年度に環境基準が達成されなかった測定局の分布をみると、自排局は、自動車NO_x・PM法の対策地域のうち埼玉県及び大阪府を除く千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県及び兵庫県に静岡県を加えた7都府県に分布している。自動車NO_x・PM法に基づく対策地域全体における環境基準達成局の割合は、2008年度は92.0%（自排局）と2007年度と比較して1.4ポイント改善した。また、年平均値は近年ほぼ横ばいながら緩やかな改善傾向がみられる。

一方、SPMについてみると、全国の有効測定局の年平均値は、一般局が0.022mg/m³、自排局が0.026mg/m³であり、一般局、自排局とも近年緩やかな改善傾向がみられる。SPMの環境基準達成率は、一般局が99.6%、自排局が99.3%であり、2007年度に比べて一般局、自排局とも改善しているが、環境基準を達成していない測定局は全国7県であった。

第二に、近年長期曝露による健康被害が懸念されている有害大気汚染物質についてみれば、2008年度のベンゼンでは、月1回以上測定を実施した451地点の測定結果で、環境基準の超過地点は1地点であった。

第三に、自動車騒音の環境基準の達成状況については、2008年度の自動車騒音常時監視の結果によると、全国4,632千戸の住居等を対象に行った評価では、昼間又は夜間で環境基準を超過したのは475千戸（10%）であった。このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間にある1,937千戸のうち昼間又は夜間で環境基準を超過した住居等は333千戸（17%）であった。

第四に、航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、長期的に改善の傾向にあり、2008年度においては測定地点の約76%の地点で達成した。また、新幹線鉄道騒音については、東海道、山陽、東北及び上越新幹線沿線において、主に住居地域を中心におおむね75dB以下が達成されているが、一部で達成されていない地域が残されている。

第五に、水環境について、2008年度の有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）

又は化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は87.4%となっている。水域別では、河川が92.3%、湖沼が53.0%、海域が76.4%となり、河川では2.3%上昇したものの、湖沼では依然として達成率が低くなっている。また、2007年の赤潮の発生状況は、瀬戸内海が99件、有明海が41件となっており、東京湾及び三河湾では青潮の発生もみられた。

地下水質の汚濁では、2008年度の調査対象井戸（4,290本）の6.9%（295本）において環境基準を超過する項目がみられた。施肥、家畜排せつ物、生活排水等が原因とみられる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が4.4%と最も高くなっている。一方、汚染源が主に事業場であるトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物についても、依然として新たな汚染が発見されている。

第六、市街地等の土壤汚染については、都道府県や土壤汚染法の政令市が把握している調査結果では、2008年度に土壤の汚染に係る環境基準又は土壤汚染対策法の指定基準を超える汚染が判明した事例は697件となっている。事例を有害物質の項目別でみると、鉛、フッ素、砒素などが多く見られる。

第七、廃棄物の現況については、2008年度における一般廃棄物の総排出量は4,811万トン（前年度比5.3%減）、1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は1,033グラム（前年度比5.1%減）となっている。一般廃棄物の総処理量のうち、中間処理されるものは全体の排出量の約87%に当たる4,197万トンとなっている。リサイクル率は、1990年度の5.3%から2008年度の20.3%に大きく増加している。中間処理量のうち、直接焼却される一般廃棄物の量は3,574万トン（全体処理量の79.2%）である。直接最終処理分量は約82万トンで、総排出量の1.7%となっており、また、これに焼却残渣と処置残渣を合わせた最終処分量の総量は553万トンであり、どちらも年々減少している。

一方、2007年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約4億1,943万トンとなっている。そのうち再生利用量が約2億1,881万トン（全体の52%）、中間処理による減量化量が約1億8,047万トン（43%）、最終処分量が約2,014万トン（5%）となっている。

第八、地球温暖化については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2007年に取りまとめた第4次評価報告書によると、世界平均地上気温は1906～2005年の間に0.74（0.56～0.92）℃上昇し、20世紀を通じて平

均海面水位は17(12～22)cm上昇した。また、最近50年間の気温上昇の速度は、過去100年間のほぼ2倍に増大しており、海面上昇の速度も近年ではより大きくなっている。日本では20世紀中に平均気温が約1℃上昇した。

また、日本の温室効果ガスの排出状況をみると。2008年度の温室効果ガス総排出量は12億8,200万トン(CO₂換算)であった。京都議定書の規定による基準年(1990年。ただし、HFCs、PFCs及びSF₆については1995年)の総排出量(12億6,100万トン)と比べ、1.6%上回っている。また、前年度と比べると、6.4%の減少となっている。2008年度のCO₂排出量は12億1,400万トン(1990年比6.1%増加)であった。部門別にみると、産業部門からの排出量は4億1,900万トン(同13.2%減少)、運輸部門からの排出量は2億3,500万トン(同8.3%増加)、業務その他部門からの排出量は2億3,500万トン(同43.0%増加)、家庭部門からの排出量は1億7,100万トン(同34.2%増加)であった。CO₂排出量の部門別内訳を直接の排出量の割合でみると、エネルギー転換部門(発電所等)が34%、産業部門(工場等)が28%、運輸部門(自動車・船舶等)が19%、業務その他部門(商業、サービス、事務所等)が8%、家庭部門が5%、工業プロセス(石灰石消費等)が4%、廃棄物(廃プラスチック、廃油の焼却)が2%であった。

3 公害・環境をめぐる注目すべき動き

(1) ノーモア・ミナマタ訴訟は、熊本地裁、大阪地裁、新潟地裁に続き、昨年2月23日に東京地裁で提訴した。熊本地裁では、和解協議が続いていたが、昨年3月29日に一時金、療養手当て、団体加算金の支払い等を基本とする和解内容の基本合意が成立した。この基本合意をベースに、新潟地裁では10月21日、大阪地裁では11月16日、東京地裁では翌17日に、各訴訟で基本合意が成立し、その後は各原告につき水俣病の判定作業を行ってきた。その結果、先ず新潟地裁において本年3月3日全原告に一時金等の支払いを認める和解が成立した。その他の訴訟でも、東京地裁が3月24日、熊本地裁が3月25日、大阪地裁で3月28日に各和解の成立を目指して作業を進めている。

(2) よみがえれ！有明訴訟では、昨年12月6日福岡

高裁は、国に対し諫早湾干拓排水門の開門(判決確立から3年以内に5年間の開門)を命じた佐賀地裁原審判決を支持し、国の控訴を棄却した。原告団、訴訟団、支援者らは、高裁判決直後から農水省前等で上告阻止行動に取り組み、菅首相は、上告をしない政治決断を行った。これとは別に、諫早湾内の漁民らが原告となった長崎地裁の小長井・大浦漁業再生訴訟では、本年3月29日に一審判決を迎える予定である。

一方、圏央道高尾山天狗裁判をはじめとする道路建設の差止めを求める訴訟に関しては、民主党は、「コンクリートから人へ」の公約に反して、道路建設推進の姿勢を取っている。圏央道天狗裁判では、昨年9月1日に高尾山トンネル工事等の事業認定・収用裁決取消訴訟の東京地裁判決、11月12日には工事差止訴訟の東京高裁判決があったが、いずれも敗訴判決であった。しかし、公共性につき費用便益分析の問題を徹底して取り上げ、外部業者に丸投げ的に委託している実態を明らかにした。また、広島市の国道2号線の高架道路建設差止・供用制限・損害賠償を求めた訴訟でも、昨年5月20日の広島地裁判決は、差止請求を認めなかったが、幹線道路の騒音被害を認めて国と広島市に賠償を命じた。これらの訴訟は、いずれも控訴または上告された。さらに、民主党が政権交代後「中止」を明言したハツ場ダムの公金支出差止訴訟でも敗訴判決が続いている。このように一昨年は埋立架橋工事の事前差止が認められた軒の浦世界遺産訴訟の広島地裁判決や埋立事業に関する沖縄県及び沖縄市の公金支出差止請求が認められた泡瀬干潟自然の権利訴訟の福岡高裁那覇支部判決など、地方自治体を被告とする差止訴訟に勝訴判決が続いたが、昨年は公共事業の工事差止には厳しい判決が続いている。なお、国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線の工事認可取消訴訟は、来る3月29日に東京地裁の判決が予定されている。

(3) 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟では、大阪地裁は、昨年5月19日、初めてアスベスト被害に対する国の規制権限の不行使責任を認める判決を言い渡した。原告団、弁護団、支援者らが2週間に渡り控訴断念を求めて東京行動を展開し、厚労大臣や環境大臣が「控訴断念」を表明したものの、官房長

官がこれを覆して控訴された。控訴審では、原告らは、和解による早期解決を求めたが、国は、本年2月22日和解協議を拒否した。また、最大のアスベスト被害といわれる建設作業従事者による首都圏アスベスト訴訟は、東京地裁と横浜地裁で係属中であり、今秋にも結審できる状況にあるが、建設アスベスト訴訟は、全国各地で訴訟が準備され、次々と提訴される予定である。株式会社クボタ周辺の住民らが国及びクボタに対する損害賠償請求を求めた尼崎アスベスト訴訟では、主張書面の提出を終え、今年から立証段階に入る。

- (4) 統一原告団・弁護団を組んでたたかっている薬害イレッサ訴訟では、昨年夏西日本訴訟と東日本訴訟とも結審したが、一審判決前の和解解決を目指して運動を展開した結果、大阪地裁と東京地裁は、本年1月7日同時に国とアストラゼネカ社に被害者救済の責任、責務を認めるとした和解勧告を行った。しかし、被告らは、ともに和解協議には入ることを拒否した。2月25日、大阪地裁は、アストラゼネカ社に対し、指示・警告上の瑕疵があったとして、製造物責任法に基づく責任を認めて損害賠償を命じたが、厚生大臣が添付文書の重大な副作用欄に間質性肺炎と記載するよう行政指導をしたにとどまったことは必ずしも万全な規制権限の行使ではないと認定したものの、国の対応が著しく合理性を欠くものとは認められないとして、国の国賠法上の責任を認めなかった。なお、東日本訴訟の東京地裁判決は、3月23日に言い渡される。

- (5) 基地騒音訴訟では、昨年7月29日福岡高裁那覇支部の普天間基地爆音訴訟控訴審判決は、原審と同様に差止請求と将来の損害賠償請求を認めず、過去の損害賠償請求しか認めなかったが、基地騒音訴訟ではじめて低周波被害を認め、普天間基地の高い危険性を理由に墜落の恐怖を強く評価した。そのため、損害賠償額は、従来の基準の2倍に増額された。原告らは、差止請求につき上告した。また、差止請求を求めて上告していた新嘉手納基地爆音訴訟について、本年1月27日に上告棄却等の最高裁判決が言い渡された。これにより、現在係属中の訴訟は、最高裁に普天間基地訴訟、山口

地裁岩国支部に岩国基地訴訟、金沢地裁に第5次小松基地訴訟、横浜地裁に第4次厚木基地訴訟である。また、本年3月28日には、原告数約2万2,000名の大規模訴訟である第三次嘉手納基地爆音差止訴訟が那覇地裁沖縄支部に提訴される。

- (6) 廃棄物問題では、福岡県飯塚市の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟において、福岡高裁は、本年2月7日、福岡県に対し、規制権限の不行使と裁量権の逸脱・濫用を理由に「業者へ必要な措置命令を発するように」義務付ける判決を言い渡した。

また、カネミ油症新認定訴訟では、この1年は本人尋問が行われ、長崎、北九州・東京で集会が開催された。

- (7) 大気汚染公害裁判では、東京大気汚染訴訟の2008年8月の勝利和解によって訴訟活動を終えたが、2009年に告示されたPM2.5の測定局を増やす取り組みが行われている。また、尼崎では本年3月1日からセンサス区分大型車を対象として割引率5割でのロードプライシングが実施されるようになった。それ以外でも、和解によって設置された国等との道路連絡会を通じて、道路公害対策を求める交渉が地道に行われている。一方、被害救済制度については、自治体レベルで川崎市と東京都の制度が実施されているが、国レベルの新たな被害者救済制度を求めて、全国で「50万名請願署名」が取り組まれている。

- (8) 地球温暖化問題については、昨年11月29日から12月10日までメキシコのカンクンで、気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)と京都議定書第6回締約国会議(COPMOP6)が開催された。一昨年のコペンハーゲン会議では①京都議定書では2012年までの先進国の削減目標が取り決められているが、2013年以降の先進国の削減目標の取り決めと②京都議定書に参加していないアメリカや中国等新興国の削減行動につき合意案採択もできず、先進国と途上国の間の信頼関係も損なうこととなった。COP16では、2013年以降の先進国の削減目標や新興国の削減行動を取り決めることはできないまでも、今年末に予定されている南アフリ

カのダーバン会議での合意成立を目指して、先進国と途上国の信頼関係を再構築して、合意成立への道筋を付けることが課題であった。ところが、わが国代表は、「すべての国の参加」と「一つの合意」という理想に固執して、現実的な「京都議定書延長」に反対する発言を冒頭に行い、各国から大きな非難を受けた。一方、メキシコ政府の会議運営は大きな共感を受け、12月11日に次回のダーバン会議に道筋を付けるカンクン合意が採択された。なお、COP16にも、一昨年のCOP15に続き、公害・地球環境問題懇談会が参加している。

鳩山前首相により1990年比で25%削減の中期削減目標が国際的に表明されているが、日本国内ではその実行に向けた国内法の整備が遅れている。最初の地球温暖化対策基本法の制定からつまづき、今国会にも法案が上程されているものの、国会の混乱もあって、成立の見通しは全く立っていない。その上、菅内閣における地球温暖化対策は、産業界や一部労働界の反対を受けて排出量取引導入の先送りなど後退をしてきている。

また、昨年10月18日から29日まで名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、「新戦略計画(愛知目標)」と「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書」が採択された。公害・地球環境懇談会では、会場にブースを設け、会議期間中パネル展示等を開催し、2,000名以上が訪れた。ここには、高尾山天狗裁判やノーモア・ミナマタなど多くの訴訟団、弁護団、支援者が参加し、訪問者に公害に関する説明を行い、大きな共感を受けることができた。

第二 公害裁判の前進と課題

一 大気汚染公害裁判の前進と課題

1 道路公害対策を求めて

(1) PM 2.5 環境基準

2009年9月に、PM 2.5 環境基準の告示をかりとったが、その後、大防法 22 条の事務処理規程、常時監視マニュアルの改訂を経て、2010 年秋には測定器の評価試験を終え、いよいよ 2011 年 4 月以降、環境省によれば 3 ヶ年で全国の常時監視測定局での測定がスタートすることとなった。

ところが一方で、各地裁判和解でかりとった国交省、ないし各高速道路会社が設置している測定局において、新たに PM 2.5 の測定を実施させる件について、国交省は、これまで、大阪西淀川の 3 ヶ所で測定実施するのみで、この点、東京の道路連絡会で要求したところ、全面拒否回答であった。

これに対し、さらに東京で 3 度にわたる継続交渉で粘り強く交渉したところ、和解条項の書きぶりが西淀川と全く同一の川崎については、1 ヶ所で測定実施することを約束。しかし、東京はじめ、尼崎、名古屋についてはまともな理由も示せないまま、全面拒否の構えをとり続けている。

(2) 各地の公害対策

和解以来、湾岸線への大型車転換をはかる環境ロードプライシングの実施を追求してきた尼崎では、2010 年 3 月 1 日からセンサス区分大型車を対象に割引率 5 割でのロードプライシングが実施されることとなった。しかし当初の目標である大型車 4 万台のうち 25% 相当の転換とはほど遠く、ロープラの拡充、強化に向けた地道な取り組みが続けられている。

また広範なエリアを対象とする東京では、この間、患者会支部と地域連絡会の共働による現地調査、要求づくりをふまえた道路連絡会が積み重ねられ、この中で、道路緑化対策、自転車道整備で大きな前進をかりとるとともに、現地交渉、共同現地調査を各地で実現し、より具体的な成果に結びつけるところ

となっている。

一方、尼崎と同様、臨海部への大型車の誘導のため大規模アンケート調査をふまえて、ナンバープレート・走行車線規制とロードプライシングの実施を追求してきた川崎では、この 1 年間、交渉が停滞に停滞を重ねており、社会実験の実施で局面打開を迫っているところである。

またアンケート結果から、国道 23 号線の車線削減による交通量低減効果が実証されている名古屋南部では、これまた 2010 年度に入ってから取組みにブレーキをかける傾向が現れ、車線削減によって周辺道路に渋滞が生じ、名古屋南部地域全体での大気汚染が悪化することなどを口実に和解条項で合意した車線削減を先延ばしにする挙に出てきた。このため、これまた社会実験での実施を迫り、粘り強い交渉の末、その実施をめぐるて念書まで書かせたにもかかわらず、再度これを反故にする事態となっている。

2 新たな被害者救済制度を求めて

東京では、2011 年 1 月末現在、条例による認定者（成人）は 57,712 人にのぼっており、区市、医師会レベルでも制度は広く定着し、高い評価をうけるところとなっている。一方、「5 年後見直し」に向けて、来年 3 月までが具体的な検討期間であることが明らかになり、これに向けた取組みが急務となっている。

一方、先行して制度をかりとっている川崎では、自己負担撤廃と病名拡大に向けて、地道な取組みがなされている。

さらに大坂でも、患者会、民医連、労組等で結成された「あおぞらプロジェクト IN 大坂」で、精力的に対府、対市交渉が取組まれ、自治体救済を求める署名運動も展開されている。

また東京に隣接する千葉、埼玉では、いずれも大坂でのアンケート調査の取組みにならった活動が展開され、連絡会結成も見すえた取組みが展開されている。

以上の各地の取組みを束ねた形で、国に対し、医療費救済と障害補償を求めるたたかいが、「50万請願署名」を軸としながら推進されている。環境健康被害救済法の制定をマニフェストで掲げる民主党政権が迷走を続ける中、先行きは不透明ではあるが、今後の旺盛な運動展開が求められている。

3 今後の課題

- (1) 和解をふまえた道路公害対策をめぐっては、①国交省等測定局でのPM 2.5測定の実施、②川崎でのロードプライシング実施、③名古屋南部での車線削減の実施と、各地連絡会での交渉がデッドロックに乗りあげている。いずれも内容面では明らか

に原告側に道理があり、国交省本省での基本方針自体がネックとなっている可能性も十分に考えられるため、各地連係して（大気全国連、全国患者会ベースでの）本省交渉を腰をすえて構えて、局面打開していくことが不可欠となっている。

- (2) 新たに救済制度を求めるたたかいでは、国に対するたたかいを重視し、「50万署名」の着実な推進はもちろんのこと、国会各会派工作、環境省交渉と環境省前要請、宣伝行動など大いに強めていく必要がある。

その上での各地における、条例患者、新規患者の掘りおこしと、運動の前面に立つてもらう取組みも追求することが求められている。

二 道路公害裁判の前進と課題

(1) 道路公害裁判について

圏央道建設に伴うトンネル・ジャンクション・インターチェンジ工事から高尾山の貴重な自然と国史跡八王子城跡を守ることをめざす裁判が引き続き行われている。

民事差止訴訟は2007年6月15日の第1審（東京地方裁判所八王子支部（現立川支部））不当判決を受けて住民らが控訴した（東京高等裁判所第8民事部）。控訴の段階では八王子ジャンクションが完成していたことから、住民（控訴人＝一審原告）らは、景観破壊等を理由とした損害賠償（慰謝料）請求を追加した。また、さらに、住民らの所有地であるにも関わらず、国側が買収したと称して工事に利用している区域（八王子市高尾町2513番地）について、所有権に基づく妨害排除請求としての工作物撤去等の請求を追加した。2010年11月12日に控訴審判決が言い渡された。判決は、被害については、その「可能性」を述べるのみで、「受忍限度」論などを持ち出して、一審原告らの差止請求を斥けた。同様に、慰謝料請求についても、「受忍限度」論などにより排斥。妨害排除（予防）請求も認めなかった。住

民らは、上告と上告受理申立をした。

高尾山トンネル工事の事業認定・収用裁決取消訴訟（現在、東京地方裁判所民事第3部属）は2010年9月1日に判決が言い渡された。この訴訟では、訴訟進行中の2008年春のいわゆる「ガソリン国会」などで、公共事業とりわけ道路建設の事業認定の前提となる費用便益分析（BバイC）の合理性が大きな問題となり、その後、国土交通省自身が、費用便益分析の手法を定めた「費用便益マニュアル」を改訂するなどの動きがあった。そこで、原告らは、2008年秋から、当該事業認定の前提となった費用便益分析に関するデータ（対象となった道路網、予測交通量など）の開示を求め求釈明を繰り返したが、被告国は一貫して不開示の姿勢を貫いた。このため、原告らは、国土交通省官僚の証人尋問を申請、2009年10月28日に、国土交通省関東地方整備局の官僚の証人尋問が実現した。この中では、費用便益分析は外部業者に丸投げ的に委託しており、業者から納品されるのは結果のみであり、その結果を国土交通省は検証しておらず、検証するのに必要なデータも取得していないという実態が明らかになった。土地収用は国民の財産権の侵害を例外的に認める場合であるから、土

地収用につながる事業認定（とりわけ公益性判断）の前提となる費用便益分析の合理性については、例外を主張する国に説明責任と立証責任がある。にも関わらず、国が、そのためのデータを持っていないことが明らかになったことの意味は大きい。

しかし、判決は、事業認定にあたって費用便益分析がなされなければならないという法令上の根拠も、また、費用便益分析結果が一定の数値を下回れば土地収用法 20 条三号、四号（公益性・公共性）の要件を満たさないという法令上の根拠もないと判断した。また、国交省の費用便益分析はマニュアルに従って行われ適正なものだと、さしたる根拠も示さないままに判断した。住民らは直ちに控訴した。

同じく東京では都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線が 240 ～ 270 棟の建物と約 800 人を立ち退かせ、まちを分断・破壊し、大気汚染などをもたらす公害道路になる虞があるとして、西東京区間の建設工事差止民事訴訟が提訴（2004 年 10 月。東京地方裁判所民事第 13 部）され、2009 年 2 月結審、同年 7 月に差止請求棄却の不当判決がなされたため、住民は東京高裁に控訴した。

さらに、下北沢補助 54 号線、国分寺 3・2・8 号線、二子玉川補助 49 号線、横浜環状道路南線（圏央道）に関し、司法の場で争われている。

広島では、広島市内の中心を貫く国道 2 号線の沿道に居住・通勤する原告らが、国と広島市を被告として、高架道路建設差止・道路公害の差止（供用制限）・生活妨害・健康被害に対する損害賠償を求めて提訴。広島地裁は本年（2010 年）5 月 20 日、沿道住民に対する計 2、160 万円の支払いを命ずる一方で差し止め請求は棄却する判決を言い渡した。幹線道路の騒音被害を認め、国などに賠償を命じた司法判断は、兵庫県・国道 43 号訴訟の最高裁判決（平成 7 年）以来 2 例目。同年 6 月 3 日、原告と被告の双方が広島高裁に控訴した。

同じく、広島では、2009 年 10 月 1 日、広島地裁が、鞆の浦埋立架橋計画の違法性を認める判決を言い渡した（被告広島県控訴）。同判決は、鞆の浦の景観の歴史的文化的価値を「国民の財産」であり、地域に住む人々の豊かな生活環境を構成していると認定するなどの画期的内容をもっており、国土交通大臣も、この判決を踏まえて、本件計画に対する認可は当面出さない旨、明言した。被告は控訴したが、一審原告らは、県の埋め立て申請取り下げを条件に、一審原告らが訴えを取り下げると提案、県知事は本年 3 月 24 日の進行協議ま

でに何らかの態度表明する旨を明らかにしている。

大阪の第 2 京阪道路をめぐるのは、2003 年と 2004 年に、門真市と寝屋川市の約 6,000 名による大規模な公害調停が始まり、新たなアセスメントの再実施とそれに基づく公害対策を求めている。当初は、国土交通省（浪速国道事務所）と西日本高速道路株式会社、大阪府、門真市を相手方としたものだったが、大阪府と門真市は、住民の意向に沿って、それぞれ大気汚染調査と騒音現況調査を行うとの回答をしたことから、住民らは、これら 2 市に対する調停は 2007 年中に取り下げ、国土交通省と西日本高速道路株式会社を相手に取り組みをすすめている。

（2）道路行政の転換を求める世論の合流を

一昨年秋の新政権の登場は、各地の運動が作り上げてきた「無駄な公共事業を見直す動き」の劇的な反映であった。しかし、その後の民主党政権は、かつての自民党政治への回帰の道を歩んでいる。現在までのところ、大規模道路計画に手をつける動きは見られない。

世論と運動の結集がいっそう重要になっている。

第 1 は、政治と社会が激動し、「コンクリートより人」という提起もされているこの時期は、日本の将来像とも結びつけて道路問題を検討する機会だということである。いわゆる「少子高齢化」は、道路問題に引きつけられ、自動車保有台数の伸びが鈍化すると予想されるということであり、自動車偏重を前提にした道路行政・交通行政を見直す機会を提供している。

第 2 は、現在進められている各地の運動を一層広げ、これを中央での道路行政転換に結びつけていく連携を発展させることである。各地で、それぞれの道路が無駄であり、実は住民利益にならないことを明らかにし、地方から世論を結集していくことが重要である。また、これから新しく計画する道路は地方議会での都市計画決定が必要であり、また、高速道路などへのアクセス道路についても地方での予算措置が必要であることから、それぞれの地方議会への働きかけも重要になる。

第 3 は、費用便益分析（B パイ C）の活用である。無駄な道路建設は「公益性」の名によって正当化・合理化されてきた。B パイ C が 1 を下回る道路は建設しないというのは自公政権ですら公言してきたことである。この間、高尾山天狗裁判などで明らかになっているのは、費用便益分析の手法を定めたマニュアルの内容に

問題があり、さらに、国の費用便益分析は、このマニュアルに沿ったとさえいえないものであり、住民らが専門機関に依頼した分析結果を基にすると1をはるかに下回るということであった。客観的な資料をもとに「公益性」論をうち破る上で、こうした費用便益分析の活用は重要な意味を持つ。

国民不在の道路行政は、いま国民的批判にさらされている。これらの国民的世論と結びつくならば、道路行政の転換をもとめる取り組みをいっそう強化することができる。

さらに、世界的に見ても、20世紀が「開発の世紀」、「環境破壊の世紀」であったことに対する反省として、「21

世紀は環境の世紀」といわれ、そのもとで、車依存社会からの転換がはかられている。

世界の環境問題の重要な注目点の一つである地球温暖化問題の解決にとっても、自動車による二酸化炭素排出を減らすことは喫緊の課題である。道路建設(整備)が道路交通量の増加を招くことは環境省も認めているところであり、この点からも、道路行政の転換が必要である。

まさに20世紀型の大型公共事業としての日本の道路行政について、世界の流れを見据えた抜本的転換が求められている。

三 基地騒音裁判の前進と課題

1 基地問題を取り巻く事情

(1) 鳩山政権の挫折

昨年の公害弁連総会が開催された時点では、歴史的政権交代を果たした民主党による鳩山政権が、沖縄の基地問題、なかんずく普天間基地の移設問題について、国外もしくは「最低でも県外」への移設を訴えており、普天間基地周辺住民だけでなく、移設先候補地とされた名護市民も、基地負担にあえぐ沖縄県民も、ひいては基地問題に関わるすべての国民が、進展の見えない日米交渉の中にも一定の期待を寄せていた。

しかし、昨年5月23日、政府は一転して方向を転換し、普天間基地を名護市辺野古に移設することで日米間で大筋合意するに至った。この結果、連立政権に参加していた社会民主党が政権を離脱することとなり、大幅に支持率を失った鳩山首相も、6月ついに辞任せざるを得なくなった。

国民の目に映ったのは、沖縄の基地被害、基地負担を軽減させるための政府の努力ではなく、鳩山元首相の無責任な態度と混乱であり、後に残ったものは失望であった。その上、当の鳩山元首相は、今年2月になって、当時普天間基地県内移設の理由として

いた「海兵隊の抑止力」は、県外移設断念の方便であったと発言するに至り、基地問題を軽視し、沖縄県民を含む国民を愚弄する態度が浮き彫りとなった。

(2) 基地強化の動き

こうした沖縄の米軍基地問題の一方で、自衛隊についても再編に向けた動きが進められている。昨年12月に閣議決定された中期防衛力整備計画では、かつて「米軍再編実施のための日米のロードマップ」にうたわれた航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の横田飛行場への移設に止まらず、「航空自衛隊横田基地」を新設した上で航空総隊司令部等に移設させるという、一歩踏み込んだ内容が示されるなど、基地強化、恒久化への動きに対しては目を離せない。

沖縄に目を戻しても、朝鮮半島情勢や中国の軍備拡大に対する牽制もあってか、在沖米軍の訓練は強化され、そのために爆音被害も悪化しているのが実情である。場当たりの外交政策は、その反動として、こうした基地強化を支持するナショナリズム的言論に力を与えることとなり、その結果として基地被害を蒙る地元住民が置き去りにされていることを忘れるわけにはいかない。

2 基地騒音裁判の動き

こうした中で、昨年7月29日に言い渡された普天間爆音訴訟控訴審判決（福岡高等裁判所那覇支部）は大きな成果であった。世界でもっとも危険な基地と言われる普天間基地にあって、住民の悲願である飛行差止めは認容されなかったものの、被害の深刻さと基地の危険性を率直に認め、騒音被害の改善に向けての国の政治的責務を指摘しつつ、慰謝料額も従前の水準の倍額の支払いを命じるなど、長年に亘る被害に苦しむ住民の願いを受け止めた判断が示されている。

また、嘉手納基地爆音訴訟では、2009年2月の控訴審判決後に新訴訟の提起が予告されていたが、本年公害弁連総会直後の3月28日、第3次嘉手納基地爆音差止訴訟として、約2万2,000人という超大規模原告団による訴訟が提起される予定となっている。これまでの基地騒音訴訟では、最大でも5～6,000人規模であったが、その4倍近い原告数である。これほどの規模にまで原告団が拡大したのは、訴訟団、弁護団の地道な努力があったことは言うまでもないが、上記の民主党政権の沖縄に対する裏切りが反動となっていることもあろう。圧倒的な数をもって生々しい被害の実態を国に突き付けることが、ひいては基地負担の軽減にもつ

ながっていくことが期待される。

3 基地騒音裁判の「出口」

本年1月27日、最高裁第一小法廷で新（第2次）嘉手納爆音訴訟についての上告棄却判決及び上告不受理決定が出されている。これは、国及びアメリカ合衆国に対する飛行差止め請求にかかる訴訟であるが、最高裁は依然としていわゆる第三者行為論と主権免除論によって請求を斥けた控訴審判決を支持したものである。飛行差止めが実現しない以上、今後も爆音被害が続いていくことが確実にってしまったことも意味する。

基地騒音裁判は、全国規模でたたかわれているものの、いずれも第3次、第4次と訴訟を重ねて、今だに被害がなくなる見通しは立っていない。裁判所も過去の行為についての違法宣言と慰謝料支払命令を自らの限界としてしまっているが、それで良しとしていないことは、近年の各判決の傍論にも表れているところである。

我々弁護団としては、今正に再始動しようとしている第3次嘉手納基地爆音差止訴訟のような地道な努力の積み上げとともに、最終解決に向けての出口戦略を議論しなければならないのではあるまいか。

四 廃棄物問題のたたかいの前進と課題

1 廃棄物処理、リサイクル制度の拡充

10（22）年5月、改正廃棄物処理法が成立した。不法投棄などの不適正処理が依然として多数発生していることから、産業廃棄物を事業所外で保管する際の事前届出制度を創設し、建設廃棄物については元請業者に処理責任を一元化するとともに、不法投棄をした法人に課せられる罰金の上限を1億円から3億円に引き上げた。また、廃棄物処理施設による環境汚染への住民の不安に配慮して、廃棄物処理施設の設置者に都道府県知事による定期検査を義務付け、設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場については設

置許可が取り消された者にその維持管理を義務付けるなどの措置を講じることにした。

10（22）年6月、環境省は、09（21）年度に家電リサイクル法によりメーカーが引き取った廃家電4品目（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機）の合計が、前年度に比べて45.8%増の1,879万台に達したことを明らかにした。このうちブラウン管式テレビは1,032万台でほぼ倍増しており、政府が景気対策として前年度から導入したエコポイント制度の対象となったことや11（23）年7月の地上デジタル放送への移行に伴い、デジタル対応テレビへの買い替えが進んだことが増加の要因と考えられている。

他方、同年10月、環境省が公表した廃家電4品目の平成21年度の不法投棄台数（推計値）によれば、不法投棄台数は13万3,200台となり前年度と比較して11.6%増加となり、平成15年をピークに減少傾向を見せて以降初めて増加に転じた。廃家電の不法投棄台数(増加分)の大半はブラウン管式テレビが占めており、デジタル対応テレビへの買い替えが不法投棄増加の原因と考えられている。なお、一部の違法な不用品回収業者が、回収した廃家電を不法投棄した事案も発生していることから、不用品回収業者の実態調査の必要性が指摘されている。

11(23)年2月、環境省が公表した09(21)年度における容器包装廃棄物の年間分別収集量は、ペットボトルが28万7,000t、プラスチック製包装容器が68万8,000t、スチール製容器が24万5,000t、アルミ容器が13万3,000tとなっている。このうち、廃プラスチックについては、環境省がリサイクル出来ない廃プラは埋立処分を行わずに熱回収（サーマルリサイクル）することが望ましいという方針を打ち出し、06(18)年の容器包装リサイクル法の改正によりきれいな容器包装ゴミを出した市町村に交付金を出す仕組みを導入したことにより、汚れた廃プラは焼却処分されるようになった。その結果、熱回収は年々増加し、総排出量の過半数が焼却施設で焼却されている。プラスチック容器包装リサイクル推進協議会、日本RPF（固形燃料）工業会、日本製紙連合会は、環境省と経済産業省に対して、焼却施設だけでなくボイラでも廃プラの固形燃料を使用出来るようにする燃料利用促進に関する提言を行った。廃プラの熱回収については、どんどん捨てても燃やせばOKという誤ったメッセージとなり、廃棄物の減量化（リデュース）に逆行するという指摘がなされている。

2 3R行動の推進

環境省が、全国の都道府県、市町村を対象に実施したレジ袋に係る調査によれば、08(20)年11月現在で都道府県の約8割、市町村の約4割が何らかの方法でレジ袋削減の取り組みを実施しており、今後さらに削減の取り組みが広がることが予想されている。既に富山、山梨、沖縄の各県では県全域でレジ袋有料化が実施されており、10(22)年3月までに和歌山、青森、山口、福島、大分の各県でも有料化が実施された。市町村レベルでは、08(20)年11月現在で16都道府県の

245市町村で有料化が実施されており、10(22)年3月までに23都道府県の384市町村で新たに有料化が実施されている。レジ袋の有料化に伴い、レジ袋辞退率やマイバック持参率が80%を越えるなど、レジ袋の高い削減効果が確認されている。

環境省は、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の3Rに関する国民の行動を促進させるためのエコポイント制度の指針策定を再開した。指針には、制度の構築手順や環境負荷の低減効果に応じたポイント付加の方法などを盛り込む見通しである。既にレジ袋辞退やペットボトルのリサイクルなど3R行動を実践した住民に独自のポイントや地域通貨を付与する取り組みが自治体で行われており、先行事例をもとに制度運営の課題を整理していく予定である。

3 各地の闘いの成果と課題

栃木県大田原市のゴミ焼却施設に関して、ゴミ搬入阻止のために座り込んだ住民が、市の広報紙に「過激住民」などと記載された問題で、最高裁は、10(22)年3月、住民の市に対する損害賠償請求を退けた東京高裁判決を支持し住民の上告を退けた。なお、市の住民に対する損害賠償請求についても、最高裁は、座り込みに違法性はないとした東京高裁判決を支持し市の敗訴が確定した。

同年3月、長野県安曇野市の産業廃棄物処理施設をめぐる裁判で、長野地裁は、長野県の不許可処分の取消し、長野県にあずさ環境保全への損害賠償金の支払いを命じた。この裁判は、長野県が事前協議で承認した計画を、住民の反対運動を受けて不許可処分とした事案で、裁判所は、地元区長が住民に説明をしないまま作成した事業への同意書について、「ことさらに虚偽の内容でなければ、同意書が住民の意向と合致していなかったとしても不許可処分とすることは出来ない」と判示した。

福岡県筑紫野市の産業廃棄物処分場周辺から高濃度の有害物質が検出されたことをめぐり、住民が、国の公害等調整委員会に原因裁定を申請した事件で、調整委員会は、処分場周辺の水質検査を実施した。同処分場では、99(12)年に従業員が硫化水素中毒で死亡し、産業廃棄物の違法処理が発覚したため、福岡県は、業者への許可処分を取り消している。

香川県豊島の産業廃棄物処理計画について、香川県と住民は、同年8月、焼却・溶融処理すると定められていた処理方法に加えて、重金属で汚染された土壌を水洗浄方式によって処理することで合意した。豊島の廃棄物処理は、計画より1割程度遅れていたことから、国の財政支援が受けられる12(24)年度までに全量処理を完了するため、新方式による処理に合意した。

愛知県春日井市の産業廃棄物処理施設について、愛知県は、試験運転中の2度にわたる改善命令にもかかわらず、臭気等の測定値が維持管理上の基準を超えているとして、名成産業の設置許可を取り消した。これに対して、名成産業は、同年8月、行政訴訟を行わず、施設の操業を断念することを春日井市と住民に伝えた。同施設については、住民が裁判で敗訴しており、稼働前の産業廃棄物処理施設について設置許可が取り消された異例なケースとなった。

千葉県旭市(旧海上町)の産業廃棄物最終処分場について、住民が、千葉県を相手として設置許可取り消しを求めている行政訴訟で、最高裁は、同年9月、設置許可を取り消した東京高裁判決を支持し、エコテックの上告を退けた。この裁判では、住民の建設差止め

を求める民事訴訟についても、住民の請求を棄却した東京高裁の判決が確定したが、操業の前提となる設置許可が取り消されたため、住民の実質的な勝利判決となった。

福岡県飯塚市の産業廃棄物処理場から有害物質が流出しているとして、住民が福岡県に廃棄物の撤去などを求めた行政訴訟で、11(23)年2月、福岡高裁は、生活環境保全のために必要な措置を業者に実施させるよう県に命じる判決を下した。判決は、「県知事が措置命令をしないのは法の趣旨などに照らして著しく合理性を欠き、裁量権の範囲を超えている」と指摘し、県の不作為を批判した。

廃棄物最終処分場及び焼却施設については、建設計画や建設数が減少したことに伴い、反対運動や訴訟の数も減少傾向にある。愛知県春日井市のケースは、愛知県が法令を厳格に解釈して設置許可を取り消したことにより、住民敗訴の司法判断にもかかわらず施設の進出を阻止した。千葉県旭市(旧海上町)のケースと同様に、行政を動かす粘り強い住民運動が不可欠なことを示している。

五 水俣病のたたかいの前進と課題

1 水俣病をめぐる闘いの概観

水俣病をめぐる闘いは、1996年5月22日の政府解決策を踏まえた裁判所における和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び熊本県の賠償責任を断罪し、従来の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ国賠訴訟が司法救済制度による解決を求めて提起された。

その後、熊本地裁における大量提訴、近畿地方、東海地方、関東地方を初めとして全国の水俣病患者が大阪地裁、東京地裁に提訴するという動きを受け、政府は、2009年7月8日、国会において「水俣病被害者の救済

及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」を成立させ、訴訟提起している原告も含めた同法による全面解決を目論んだ。しかし、あくまで司法(裁判所)での解決を求めるノーモア・ミナマタ国賠訴訟の闘いにより、2010年3月29日、熊本地裁において、史上初の司法上の和解解決に向けて国、熊本県、チッソ及び原告らが協議を行うという基本合意が成立した。また、新潟地裁においても、2010年10月21日、同様の基本合意が成立した。その結果、熊本、新潟、大阪、東京の各地裁において、裁判上の和解成立に向けた協議が行われ、2011年3月末には全ての裁判所における和解成立が予定されている。

一方、政府は、訴訟を提起していない水俣病被害者らを対象とした水俣病被害者の救済及び水俣病問題の

解決に関する特別措置法を、2010年5月1日の54回目の水俣病公式発見の日を期に運用開始し水俣病問題の解決を図ろうとしている（2010年12月31日現在、熊本・鹿児島両県における申請者数37,980名）。しかし、不知火海沿岸地域の健康調査が実施されない現状では、未だ残された水俣病被害者が存在する可能性が高く、また、指定地域の問題、昭和44年12月1日以降に出生（曝露）した水俣病被害者の問題など、課題は余りにも大きく重いものがある。

こうした中で、今年是水俣病公式確認55年目を迎え、1996年の政治解決、及び、今回の裁判上の和解の意味を踏まえて、現在も取り残されているであろう多くの未救済の水俣病患者を最後の一人まで救済するために、いかなる体制でいかなる闘いを継続するかが最重要の課題となっている。

2 水俣病被害者をめぐる闘いの経緯

(1) 1995年12月15日の政府解決策の二つの側面

いわゆる水俣病第三次訴訟における水俣病全国連を中心とする水俣病患者の闘いが、政府解決策を引き出し、1977年に打ち出された、いわゆる52年判断条件による水俣病患者大量切り捨て政策を転換させ多くの水俣病被害者を救済したことは、水俣病患者が「生きているうちに救済を」強く求めていたことからして高く評価されるべきことである。それはまさに、どんなによい解決でも「お墓に布団をかぶせる」ようなものであってはならないからである（足立昭二裁判長）。

もう一方の側面は、政府解決策においては、行政の責任、及び、水俣病患者としての救済という点が後退したのも紛れもない事実であった。この点は、水俣病第三次訴訟第1陣の控訴審である福岡高裁における和解協議を担当した友納治夫元裁判長は「私共が試みた和解協議の中で、病像論にしても責任論にしても、先ほど申し上げた意味で少し引いた姿勢を裁判所がとった、そして国の政治決着の中で、やっぱりそれらの点をはっきりさせていない。これはもし何か関連があるとすれば大変遺憾だなと思うわけで、そのことが現在も尾を引いているとすれば大変不幸なことだと思います」（「水俣病救済における司法の役割」花伝社102頁）と発言していることに端的に表されている。

このような側面を持つ政府解決策は、政府が、水俣病第三次訴訟第1陣の福岡高裁で31回にもわたって開かれた和解協議への出席をすべて拒否し、水俣病問題の抜本的な解決を拒否し続けた後、政府から事実上提案されたものであった。このような政府の態度は、いたずらに紛争を長引かせておきながら、真の解決を目指して闘い続ける水俣病患者が死に絶え、あるいは経済的苦境に陥るのを待った上で、自らの責任を回避した解決を水俣病患者に迫るものであって、そもそも決して許されるものではない。しかしながら、この時点においては、国の法的責任を裏付ける確定判決が存在しなかったこともまた事実であった。

(2) 水俣病関西訴訟最高裁判決の二つの側面

2004年10月15日、最高裁判所は、水俣病関西訴訟最高裁判決を言い渡した。

① この判決は、感覚障害だけの水俣病を認めたことのほかに、行政（国及び熊本県）に水俣病の発生拡大の賠償責任を認め、1995年12月15日の水俣病政府解決策の法的根拠を与え、かつ、熊本や鹿児島で水俣病をめぐる認定申請や提訴を促した点で高く評価されるべき判決である。すなわち、この判決は水俣病患者の闘いの正当性を認め、これを大きく鼓舞し、また、上記のように、この判決により潜在的に取り残されていた多くの水俣病患者が手を挙げて名乗り出る勇気を与えた最上級審の確定判決である点で歴史的に高く評価されるべきである。

② しかしながら、一方で、この判決は、司法認定と行政認定の水俣病というダブルスタンダードを容認するがごとき事態を認めたこと、さらに、水俣地区から関西地区に移住した原告に除斥期間を適用したことなど、すべての水俣病患者救済を図る上で環境省、熊本県や原因企業チッソの正義なき責任逃れを許す弱点も併せ持つものである。すなわち、この判決が、環境省に行政救済システムの変更を拒否する口実を与え、チッソに除斥期間など責任逃れをする口実を与えた点で、水俣病患者の闘いに新たな試練を与えたという側面も持ち合わせていることを看過

してはならない。

(3) 水俣病被害者をめぐる新たな状況

水俣病第三次訴訟の時点では、原告らを主に診断し、法廷でも医師証人となった藤野紘医師等は、現地の医師会からも疎外され、あたかも二重患者製造機のような中傷を受けて来た。しかしながら、政府解決策以来、水俣市・芦北郡医師会は水俣協立病院の医師を会員として受け入れ、医学的にもその成果を評価するなど大きな転換を示している。こうした中で、多くの医師が水俣病の診断書を書くという新たな事態が生まれた。

また、06年の水俣病公式確認50年事業で、水俣市民の中にも大きな変化が生まれている。06年3月12日の「水俣病五十年フォーラム」では友納治夫元裁判長、大石利生ノーモア・ミナマタ訴訟原告団長が報告者に名前を連ねた。また、出版事業では水俣病裁判の役割が大きく見直されるというあらたな状況も生まれている。

また、環境大臣の私的諮問機関であった水俣病懇談会が、水俣病の認定基準をめぐって環境省の意図とは違う独自の答申を出そうと努力したことなどは、かつてなかった新たな動きであった。

このように、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決は、これを期に、水俣病問題の抜本的解決を求める気運の拡大に大いに貢献したものである。

3 最高裁判決後の水俣病被害者の新たな闘い

最高裁判決後、熊本・鹿児島両県で新たに水俣病認定申請者が合計で7,509名も名乗り出て、さらにこれとは別に、25,475名が新保健手帳の交付を受けるなど(2009年12月31日時点)、水俣病被害者の闘いは大きく広がった。

この闘いの中で、2,492人もの不知火患者会の水俣病被害者が原告となり(2011年2月28日現在)、国・熊本県・チッソを被告に新たに訴訟まで提起したことは、当初の予想をはるかに超えた水俣病被害者の実態を示している。

この裁判の動きは熊本におけるノーモア・ミナマタ国賠訴訟の範囲を超えて、以下のように、いくつかの患者団体にも大きな広がりを見せた。

(1) 熊本における闘い

ノーモア・ミナマタ国賠訴訟のほか、これまで集団訴訟による司法解決までは踏み込まなかった水俣病被害者互助会も、ノーモア・ミナマタ訴訟と同様の国家賠償訴訟に踏み切り、ノーモア・ミナマタ訴訟の基本合意後も判決による国家賠償責任を追及している。この訴訟は、ノーモア・ミナマタ訴訟の和解合意後も判決を求めて闘いを継続しており、これらの訴訟団との協力体制を構築し、すべての水俣病被害者のために力を合わせて尽力することが重要である。

また、いわゆる水俣病原告特措法における指定地域外の患者につき、熊本県民医連が中心となり、医師や看護師がボランティアで掘り起こしに取り組んでいる。とりわけ、2009年9月20日、21日、全国から医師140名、スタッフ総勢600名を集めて実施した不知火海沿岸6市2町での1,044名の大検診は93パーセントに水俣病の症状があることを浮き彫りにした。このような動きは、今後の闘いの基礎になる極めて重要な運動である。

(2) 近畿における闘い

次に、水俣地域から数千名が移住したといわれる近畿地方の水俣病患者らも立ち上がり、2009年2月27日、水俣病不知火患者会近畿支部の会員12名が国、熊本県、チッソを被告として損害賠償訴訟を提起した。

同訴訟は、その後、2010年9月15日の第9次提訴まで追加提訴を行って原告を308人まで拡大した。このような追加提訴により近畿地方に移住した水俣病被害者の存在が明らかとされ、水俣病問題の実態と深刻さが浮き彫りにされた。同地裁においては、2011年3月28日に和解成立予定である。

(3) 新潟における闘い

また、2009年6月21日、昭和電工による排水によって水俣病に罹患した阿賀野患者会の被害者を原告とするノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟は、原告27名で提訴した。その後、2009年12月3日には第二陣16名、2010年2月4日には第三陣31名が追加提訴した。その後、2010年10月21日、熊本地裁と同様に基本合意に達し、2011年3月3日、原告173名全員が救済対象となり新潟地裁において和解成

立した。

なお、新潟県は、2009年4月、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定施行し、新潟版「もやい直し」が実施されているが、水俣病の真相の究明にはさらなる水俣病被害者の発掘も重要であるとしている。

(4) 関東における闘い

熊本をはじめ、近畿、新潟で集団的な訴訟が係属し、大きなうねりを巻き起こしてきた中で、関東地方における水俣病被害者の存在も明らかとなってきた。2010年2月、東京でも約50名の水俣病検診が行われた。その結果、対象者の9割に水俣病の症状がみられた。これを受け、ここで水俣病の症状があると見られた水俣病被害者らが中心となり、2010年2月23日、23名の原告が東京地裁に提訴した。

その後も追加提訴を重ねた原告は195名に達し、2011年3月24日に裁判上の和解が成立する予定である。

(5) その他の行政訴訟

その他、大阪地裁、熊本地裁において、水俣病関西訴訟の勝訴原告が公健法上の水俣病としての行政認定を求める義務付け訴訟が係属している。このうち、大阪地裁に係属する事件は、2010年5月に行政認定を義務づける判決が言い渡された。行政認定を求めるこれらの訴訟は、環境省が、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決によっても行わなかった昭和52年判断条件の見直しを法的に義務づけるものであり、水俣病問題の根源に迫るものであって、この判決の影響力は大きく、政府に与える衝撃も極めて大きなものであり、熊本県は同判決に対し、直ちに控訴している。

(6) 弁護士会の動き等

こうした闘いに対して、九州弁護士会連合会は「水俣病被害者放置は人権侵害」と国、熊本県などに警告し、水俣病被害者の闘いを大きく支持するものとなった。また、いわゆるチッソ分社化問題についても、分社化後のチッソが消滅することの危険性を指摘して、環境省に対し「すべての水俣病被害者の救済が可能となるような事業再編計画の認可基準を定めること」を求める決議を行った（平成22年10月22日第63回九弁連定期大会決議）。

そして、日本弁護士連合会も、水俣病問題検討プロジェクトチームを編成し、2008年6月、水俣現地に赴いて被害実態調査を行い、同年11月には水俣病の最終解決のためのシンポジウムを開くなど、弁護士会をあげて水俣病問題が取り上げられてきた。また、2009年3月には水俣病特措法案に反対する会長声明を発表し、特措法が成立した今、同法の問題点を指摘し水俣病問題の解決の在り方について、2011年6月5日にはシンポジウムを開催する予定である。

これらの多くの水俣病患者、及び、それを取り巻く諸団体による闘い、支援の拡がり、多くの水俣病患者らが救済されぬまま取り残されていたことを実証した。しかし、このように最高裁判決によっても正当に救済されない水俣病患者らが提訴までしなければならぬ現状は、かつて水俣病第2次訴訟控訴審判決において、「認定基準が厳格に失する」と真正面から否定されても認定基準を改めず行政の大量切り捨て政策を突き進んだために、やむなく提訴に至らざるを得なかった第3次訴訟当時の状況と、驚くほどの相似形をなしているというべきであるが、それは結局、以下に述べるような加害者側の無責任な態度に起因するものであった。

4 加害企業チッソ・国・熊本県などの動き

(1) 政府、環境省などの動き

水俣病関西訴訟最高裁判決以降の政府の動きは、めまぐるしいものであった。

① 第2の政治解決策（与党PT案）の提示

環境省は、最高裁判決後も、「現行認定基準による行政認定制度をあくまでも変えない」として、まさに司法を無視し、水俣病被害者を切り捨てる政策を継続した。そして、水俣病の被害を矮小化するために2005年10月、緩やかな条件の下にいわゆる新保健手帳を交付して認定申請、訴訟を押さえ込もうと画策した。

その後、この新保健手帳による押さえ込みが出来ないとわかるや、いわゆる第2の政治決着路線を模索してきた。

2007年4月から10月にかけて、自民党及び公明党で構成されていた与党PT（当時）は、調査費用として約8億円を予算計上して、救済対象になり

うる人数や症状、日常生活の支障などを把握し、救済内容を検討すると同時に、①認定申請者らを救済する姿勢を打ち出すことで、熊本・鹿児島の実地審査会の前委員を説得し、②チッソに救済策実施に伴う費用負担を求める説明材料とする狙いとしたアンケート調査などを実施した。

この調査は、対象者を認定申請者・新保健手帳交付者とするもので、その全員を対象に月1回のアンケート調査、うち5%については無作為抽出でサンプル調査、アンケート調査票の内容は水俣病に特徴的な神経症状や日常生活での身体能力・支障の程度・季節的変化などを聴取するものであったが、調査の謝礼は5,000円、経費は1人6,000円（2007年1月12日熊日夕刊1面）とされるなど、異例のものであった。

これを受け、2007年10月25日、与党PTは、現在、申請患者が急増している水俣病未認定患者につき、2004年に最高裁で下された司法基準はもろろんのこと、1995年の政治解決をも下回る水準で、しかも、申請については期限を付して、ある一定の期限を過ぎればその後は一切の救済に応じないとする旨の政治決着案を発表した。

具体的には、行政が指定した医師の診断のみにより、四肢抹消優位の感覚障害が認められる人に対し、①一時金150万円、②毎月の療養手当1万円、③医療費の自己負担分を全額免除するという内容である。

これは、民間の医師の診断書による審査を排除している点で大量切り捨ての危険性を孕んだものであると同時に、司法判断で示された賠償水準を無視し、しかも、一定の期限までに申請しなければその後は一切救済しないという制度であり、最高裁判決で断罪された水俣病の発生・拡大の加害者として、無責任かつ恥知らずな提案である。国は再び多くの水俣病患者を切り捨てることを公言したのである。

同案に対しては、その直後に一部の患者団体が受け入れを表明したものの、その実態が、救済対象者を認定申請者及び新保健手帳所持者の約4割にとどめるものと発表されたことから、圧倒的多数の患者団体が猛反発するに至り、後述するように、チッソにも拒否されるなどして、実施が遅れた格好となった。

②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の成立

その後、与党PT案（当時）では解決不可能であることを悟った政府は、2009年度財務省予算原案に、原因企業チッソが政府解決策に応じることを前提にした援助費として22億9,500万円を計上し、後述するように、チッソ分社化法案と認定制度の廃止を前提とした新救済策とを一体化した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」案を2009年3月の国会に提出した。

これは、究極の加害者救済というべき悪法であり、潜在的な水俣病患者の掘り起こし調査すら行わず、どのくらいの水俣病患者が存在するのかすら不明の状態で、公健法上の指定地域を解除し認定制度自体を終了させるという水俣病幕引き法であった。水俣病患者が取り残されていることを知りながら、故意に水俣病患者らを闇に葬らんとするものであって、まさに水俣病史上最大の汚点となる政策である。

同法案に対して、当初、当時野党であった民主党は反対姿勢を示し、対案となる民主党案も提出していたが、その後、急遽、民主党は軌道修正して、自民、公明、民主、国民新党が一致して同法の成立に賛同した。

その結果、2009年7月8日の参議院本会議で「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立した。不知火患者会ら水俣病患者団体は、11団体の連名でチッソ分社化反対を訴えて闘ったが、自民、公明、民主、国民新党の賛成多数で可決されたものである。

しかし、同法は、補償策の具体化を後に閣議決定される「措置方針」に丸投げしており、その措置方針は、実質的には水俣病発生・拡大の加害者として断罪された環境省が策定することが予定されたものであって、最高裁判決の趣旨を踏まえたものとは言い難いものであった。

また、同法は目的として水俣病問題の解決を掲げる一方で（同法1条）、認定申請や訴訟を取り下げることを条件とするものである（同5条）。そして原因企業チッソを賠償責任から解放するためにチッソの分社化を認め（同8条以下）、税制優遇措置も与え（同30ないし32条）、その後、水俣病認

定制度を終了することを宣言している（同7条）。

要するに、政府は、同法の成立により、水俣病問題の幕引き政策に正当性を得たとして、直ちに同法の措置方針を発動して幕引きを図ろうと目論んだものである。

③ 歴史上初の国の和解協議へ

しかし、特措法成立以降も、ノーモア・ミナマタ訴訟では司法による解決を求め続けた。その結果、2009年8月30日の総選挙で発足した民主党鳩山新政権下で水俣病問題の担当となった田島一成環境副大臣は、2009年10月31日、水俣市において、「可能であれば、和解による解決を図りたい」と述べ、和解に向けた事前協議を進める意向を明らかにした。かつて水俣病第三次訴訟では、全国の各裁判所の再三にわたる和解勧告を拒み続け、最後の最後まで和解のテーブルに付かなかった国の姿勢は、ここにきて大きく転換せざるをえない状況となった。

その背景としては、これまで司法救済を求め続けた不知火患者会が団結を崩さず、他の患者団体とも連帯してすべての被害者を救済すべき声をあげ続けたこと、2009年11月18日の第18陣追加提訴によりノーモア・ミナマタ訴訟の原告数が2,018名となり、訴訟による解決を求める声が大きくなったことがあげられる。

一方、2009年9月の鳩山新政権の発足による影響は、大きなものとは言いがたい。「官僚依存からの脱却」を掲げて政権交代を果たした民主党であるが、前述のとおり、2009年7月に成立した水俣病特措法の議決においては同法に賛成する側に回った。そもそも同法は、実質的には、水俣病問題の幕引きを図ろうとする環境省が法案提出したに等しい代物であり、その意味において、水俣病問題に対する民主党の立場は官僚追従の域を出ないものであった。すなわち、民主党は、水俣病問題において官僚依存から脱却するどころか、水俣病の発生拡大の責任を断罪された環境省を追従するような姿勢に止まったと評価されるべきである。

しかし、そのような状況において政府に裁判上の和解を肯定させたということは、特措法成立当時、訴訟をする患者であるか否かを問わず、特措法を一律適用する形で直ちに幕引きを図ろうとし

た政府も、ノーモア・ミナマタ訴訟の闘いにより、訴訟上の和解により解決を求める声を受け入れざるを得なくなったというべきである。

④ 熊本地裁における和解協議

2010年1月22日、熊本地方裁判所民事第2部は、ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟第23回口頭弁論期日において、「係属中の全ての事件」の原告2018名、並びに、国、熊本県及びチッソ株式会社に対し、訴訟上の和解による解決を勧告した。

この和解勧告は、同年1月15日付けでなされた原告らによる和解勧告の要請、及び、被告国及び熊本県による和解勧告の要請を受けてなされたものである。この和解勧告を受け、同日、国は訴訟上の和解のテーブルについた。

その後、2010年2月12日の第2回和解期日において、国は、原告ら対象者の判定方式として、原告の推薦する医師2名、被告側の医師2名、及び、原被告双方の同意のある座長1名の計5名からなる「第三者委員会」が対象者を判定する方式を提案した。これは、これまで行政が独占していた水俣病患者か否かの判断権を行政から奪還したものと評価されるべきである。

また、これに続く同年2月26日の第3回和解期日では、国は、これまで昭和43年末までに出生した者に限っていたメチル水銀曝露の時期を昭和44年11月30日生まれまでに拡張し、居住地域も下水流（鹿児島県出水市）と高戸、樋島（熊本県上天草市龍ヶ岳町）で3地区を拡大するとの意向を示した。

3月15日の第4回和解協議において、裁判所は、補償内容である一時金や療養手当の給付内容について、対象者となった場合の①一時金210万円、②療養手当は12,900円から17,700円までの3段階、③医療費の支給と、29億5,000万円の団体加算金という所見を提示した。その上で、3月29日の第5回和解協議までに受け入れの検討を促した。

これを受け、ノーモア・ミナマタ訴訟原告団は、3月28日、水俣市体育館で原告団総会を開き、賛成多数で裁判所所見の受け入れを議決した（反対1名）。これを受け、29日の第5回和解協議において、和解による終結に向けた基本合意が成立した。

この基本合意をモデルとし、新潟地裁、大阪地裁、

東京地裁においても同様の基本合意が成立した。これらの原告について、裁判上の和解に向けた実務的作業が行われ、2011年3月末までに和解成立が予定されている。

⑤ 国際的な水銀規制条約制定問題

ところで、中国やブラジルなどの発展途上国で金を採掘する際に使われた結果、環境中に放出される水銀は、世界の総水銀排出量の3分の1に当たる年間1千トンに達し、最大の水銀汚染になっているとの国連の報告書が明らかになった。そして日本は、2006年には約236トンの水銀を「輸出」している。日本は水銀を産出しないので、これらは日本国内で回収・保管されていたものであり、イラン、香港、インドなどに輸出されている（2007年1月28日熊日）。こうした状況は2002年の段階で世界水銀アセスメントにおいても、水銀が環境中に多く存在し循環していること、とりわけ胎児や幼児に害悪を及ぼすこと、世界的な行動が必要であること等、メチル水銀の世界規模の汚染と健康被害との関連が明確化されていた。

このような状況の中、これまで、水俣病を経験した日本は、水銀の健康被害に関する情報を積極的に発信しないという態度をとり続け、また水銀の国際的な排出規制の在り方についても「法的拘束力のある条約制定」と「各国の自主的対応」との間で曖昧な対応を続けていた。原田正純熊本学園大教授は「日本は水俣病の認定を意識するあまり、胎児期汚染を含む軽症例の研究を怠り、国際社会に発信するチャンスを自ら捨ててきた。胎児性患者を対象とした被害認定基準づくりや汚染メカニズムの解明など、日本がすべきことは山積している」（2009年2月22日熊日）と述べ批判している。

このように我が国の姿勢は、自国の水銀汚染被害についてきっちり調べることをせず、その一方で水銀汚染を世界に広げるものであった。

その後、2009年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、同年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結すること、及び、その条文の検討のために全5回の政府間交渉を実施する方針

が確認された。本来であれば、この条約制定の推進役は、水俣病の教訓から水銀規制の必要性を学んだ日本であるべきであったが、結局、政府は全世界の先頭に立つことを放棄してきたと評価されるべきである。

2010年6月、スウェーデンのストックホルムで実施された第1回政府間交渉において、政府は2013年に制定予定の条約名を「水俣条約」とすることを提案した。2011年1月24日から千葉市で開かれた第2回政府間交渉においては、宮本勝彬水俣市長が「水俣条約」の命名を支持し、2013年の条約の採択・署名の実施を水俣市で行うように招致した結果、日本国内において採択・署名会議が開かれることが決定した。

一方で、これに先立つ同年1月23日、水俣病不知火患者会、水俣病被害者互助会など13団体は「水俣条約を“水俣条約”と命名することについて、この悲劇にきちんと向き合い、本質的解決の道筋が示されない限り、反対する」との声明を発表した。

この点については、「環境省など国の関連部局は、詳しい情報を広く提供し、水銀の何が問題となっているかをきちんと説明すべき」であり、政府は「水俣病被害者の幅広い救済はもちろん、水銀輸出の禁止と国内管理の実現、啓発の徹底、全国的な水銀削減プログラムの推進など、条約名に恥じない積極対応をすべきだ」との指摘がなされている（2011年1月24日熊日朝刊）。

(2) 熊本県の動き

最高裁判決直後の2004年11月、熊本県は、水俣病解決に向けて前出の不知火海沿岸住民47万人の調査を提案し、鹿児島県も認定審査会委員への働きかけをやめるなど地方自治体に国の水俣病政策への不信感が表明された。

ちなみに、熊本県は、総合対策医療事業に要する費用を国と費用を折半していたが、2006年12月に総務省から特別交付税を交付され、これにより国75%、県25%となった。但し、最高裁判決以後の新保健手帳では国80%と県20%となっている。

このような費用負担割合の下で、日々、新保健手帳申請者が増え続ける中、熊本県は本心では自らの財政負担の軽減のみに腐心しつつ、表向きは国の与党PTの方針、水俣病特措法に追随するのみであった

と言ってよい。

すなわち、蒲島熊本県知事も、熊本県独自の政策を打ち立てることはなく、特措法による解決を希望するという、国を追従する政策に盲進した。

そのことの証左として、熊本県では、2009年2月15日、それまで1年7ヶ月にわたって休止していた水俣病認定審査会が急遽開催され、50名の審査が行われた。しかし、この審査会開催に際し、「車の両輪」「ワンセット」「二層式」と熊本県幹部が繰り返したように、結局、熊本県は、この審査会で棄却した人を新救済策の対象にすると公言しているのである。このような動きは「認定制度の切符切りと揶揄[やゆ]されたこともある審査会だが、今回の姿はそういう役割を担っていることを公然と認めたことになりはしないか」と批判されている(2009年2月25日熊日)。

2009年11月、熊本県は認定審査会が「棄却相当」とした62名の棄却処分を「保留」としたが、これは、特措法による解決のみに邁進する熊本県の姿勢を、よりいっそう明らかにしたといえる。

(3) チッソなどの動き

一方で、水俣病の原因企業であるチッソは、これまで、経済的な発展を担うチッソと患者補償などを担うチッソとの分社化論を探ってきたが、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟の場では第一次訴訟以来主張してこなかった時効や除斥期間の抗弁を主張して水俣病患者に対する責任を否定した。

このようなチッソの基本的態度は、同社機関誌で、95年の政治解決策を「(関係当事者全ての)最終全面解決」の合意だったと位置づけた上で、「最高裁判決を以て、この裁判が終われば、当時の関係者(各対象グループ、国、県、及びチッソ)は、新たな紛争につながるような行動をなすべきでなかったと考えます」「それにもかかわらず、この合意の基本を無視したかのような関係者の言動があり、それが今日の混乱に結びついていることは残念でなりません」と公言する後藤舜吉チッソ会長の言にもよく表れている。

すなわち、チッソは、2007年10月に提示された与党PT案に対し、同年11月、①ノーモア・ミナマタ訴訟などの存在により、与党PT案による解決では展望が持てない、②時効・除斥期間論を主張している訴訟上の主張と矛盾する、③支払い能力を超えてい

る上、株主等に対して説明が不可能、などとして、一時金の負担を拒否すると発表した。

しかし、結局チッソは、それ以降、チッソ分社化と税制優遇措置をむしり取るために、これまで延々と事態を引き延ばしながら、究極の加害者救済策である「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、すでに指摘したとおり、これは水俣病患者のみならず、水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとするものである。水俣病の原因企業チッソは、国家権力と結びつき自らに有利な状況を引き出すまで被害者救済には応じないと開き直ったものであり、それが社会的に許されない企業態度であることは言うまでもない。東京経済大学の除本理史教授によれば「チッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねない『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPとは無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判している(2009年3月4日熊本市内で開催されたシンポジウムより)。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病問題と法的に決別することが認められた。チッソの後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社化のメリットを語っている。

その後、チッソは2010年7月6日、同法の「特定事業者」に指定され、同年12月15日、松本龍環境大臣はチッソの事業再編計画を認可した。2011年1月12日、チッソは100%子会社の「JNC株式会社」を設立し、同年2月8日付けで大阪地裁はチッソからJNC株式会社への事業譲渡を許可しており、同年3月31日までに事業譲渡が行われ、4月1日から事業を開始する見込みである。

今後は、チッソが保有するJNC株式の譲渡についての環境大臣の許可が問題となるが、すべての水俣病被害者の救済を実現するための視点で取り組む姿勢が重要である。

5 裁判上の和解と水俣病問題の解決

このように、環境省は、熊本県と鹿児島県を抱きかかえ、あくまでも認定基準を変えずに、ノーモア・ミナマタ訴訟での裁判上の和解による解決を除き、水俣病特措法での解決の名の下に、未だ取り残されている水俣病患者への正当な補償の可能性をも打ち切ろうとしている。

まず第1に、同特措法は「被害者大量切り捨て策」である。

特措法における補償の対象者は、熊本、鹿児島両県が設置する判定検討会が判断することが予定されているが、自民公明の両党が行った2007年7月発表の「中間とりまとめ」による限り、申請者の3人に1人しか救済しないものと評せざるをえない。この点に関しては、救済率の発表がない限り運用実態は明らかではないが、そもそも、水俣病の「解決」と銘打っておきながら、国は未だに地元が要求する地域住民の健康調査も行っておらず、正確な被害者の実態把握ができていない。そうでありながら、3年の期限を切ってその後に現れた水俣病患者を一切救済しない特措法は、現在声を上げている患者の切り捨てのみならず、未だ声を上げられないでいる潜在患者を切り捨てるものである。

第2に、同特措法は「加害者救済のための幕引き策」である。

被害者補償を目的とする莫大な公的支援を受けた加害企業チッソが、分社化によってその被害者補償責任を免責されることになる。

第3に、同特措法は「法治国家にあるまじき司法無視の無法」である。

行政認定の認定基準を見直さないまま、国の認定審査会を事実上機能停止させ、多くの水俣病被害者に特措法で対処することは、最高裁判決を無視して開き直ったものと評価されるべき態度であった。しかも、「救済措置」の対象者となるには、認定申請や訴訟提起を行う権利を放棄することが条件とされ、憲法で保障された裁判を受ける権利を侵害している。

このような「被害者大量切り捨て策」「加害者救済のための幕引き策」「法治国家にあるまじき司法無視の無法」は、被害者としても絶対に受け入れられるものではないし、公害の原点とも言われる水俣病についてこのような法案の成立を許すことは、公害の歴史に悪しき前例を作ることになり、全ての公害被害者のためにも決して許されるものではない。しかし、現実に水俣病特措法が成立し、同法への申請者と裁判原告を合わせて4万人を超える水俣病被害者が手を挙げる現状においては、同法の運用という場面で、最後の一人まで残さず賠償を受けるための闘いこそが重要になってくることもまた事実である。

ノーモア・ミナマタ訴訟をはじめとする裁判闘争は、いま、裁判上の和解成立という大きな節目を迎えつつあるが、今後とも全国の公害被害者が力を合わせ、水俣病問題の真の全面解決を目指す闘いを展開することが求められている（2011年3月6日記）。

六 COP16 の成果と今後の課題

COP16/CMP6、カンクン合意を採択して閉幕

2013年以降の削減目標／行動を含む制度枠組みについての包括的な合意をすることになっていた昨年のCOP15/CMP5には、世界の120ヵ国近い国の首脳が集まりコペンハーゲン合意案を作成したが採択できず、「留意する」との決定になってしまった。コペンハーゲン後、今回のメキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）と京都議定書

第6回締約国会合（CMP6）まで4回の特別作業部会（AWG）が開催されたが、合意の準備が整わなかったため、包括的な枠組み合意は今年11月27日から南アフリカのダーバンで開催されるCOP17/CMP7に先送りする方向となっていた。そのため、カンクンではCOP17/CMP7に向けて、合意の足がかりとなる「バランスのとれた一連の決議（a balanced set of decisions）」を採択することが課題となっていた。

また、コペンハーゲンで合意に失敗したため、すべ

ての国が平等に参加し、決定する多国間交渉プロセスへの信頼喪失、限界感を払拭し、途上国と先進国の間の信頼関係を再構築することも、カンクンでの大きな課題であった。

2010年11月29日からメキシコのカンクンで開催されていたCOP16/CMP6は、12月11日午前4時前に、カンクン合意を採択して閉会した。カンクン合意は、不十分な点はあるが、COP15で採択できなかったコペンハーゲン合意の内容だけでなく、COP15で合意できなかったことや具体化できなかったことも決定に書き込まれた。先進国だけではなく、途上国も削減行動を進めていく国際的枠組みに向けた大きな前進と評価してよい内容となっている。また、コペンハーゲンで失われた多国間交渉への信頼が回復し、途上国と先進国との間の信頼関係が修復されたことは、今後の交渉に明るさをもたらすものである。カンクン合意が採択された時、会場の参加者はスタンディングオベーションで採択を歓迎した。

こうした成果はメキシコ政府とエスピノーサ COP/CMP 議長（メキシコの外務大臣）の徹底した「透明性ある運営」によるところが大きい。世界の環境 NGO のネットワークである「気候行動ネットワーク (OAN)」は、最終日の12月10日の「今日の宝石賞 (RAY OF THE DAY)」にメキシコ政府を選んだ。「今日の宝石賞」は「今日の化石賞」の逆で、その日の交渉でもっとも前向きの環境的な発言や行動をした国に与えられる賞である。

カンクンの課題

前記のようにカンクンの任務は、COP17/CMP7での包括的な合意の足がかりとなる、「バランスのとれた一連の決議」を成立させることであった。

「バランス」の意味には二つある。一つは、議定書 AWG と条約 AWG とのバランスである。京都議定書に参加している先進国の削減義務を交渉している議定書 AWG と、京都議定書に参加していないアメリカの削減目標や排出量を急増させている中国などの途上国の削減行動について交渉している条約 AWG とが、一方だけが合意をするのではなく、双方がバランスがとれた合意をする必要があるとの趣旨である。即ち、京都議定書に参加しているアメリカ以外の先進国だけでなく、アメリカも削減目標を持つとともに、中国やインドなどの排出量を急増させている国々も先進国と同等では

ないとしても何らかの削減行動を約束するバランスが必要だとの趣旨である。

もう一つのバランスは、主要な交渉テーマについてのバランスである。具体的には、COP13で採択されたバリ行動計画で2013年以降の包括的な制度枠組みの要素とされた、共通のビジョン、先進国の削減目標と途上国の削減行動、適応、資金・技術・能力向上（キャパシティビルディング）などのバランスである。

また、IPCCが2℃程度の平均気温の上昇に抑制するために必要とするレベルと、現在各国が提示している約束（削減目標や削減行動）との間には10億トンレベルの開き（ギガトンギャップ）があり、このギガトンギャップをどう埋めるかも重要な課題であった。

日本の京都議定書拒否発言

11月29日から始まった会議の初日に、日本政府代表が「いかなる状況においても、日本が京都議定書の第2約束期間の削減目標を約束することはない。」と発言したことが、参加者の大きな怒りを買った。怒りを買った理由は、世界で唯一先進国の削減義務を規定している京都議定書の継続を拒否するだけでなく、日本がまったく交渉を進める気がない、議論をする気がないととられてもしかたがない発言だったからである。またカンクンでは、コペンハーゲンで失われた途上国と先進国の間の信頼関係を再構築する必要があり、議長国のメキシコ政府がこうした雰囲気づくりに努力をしていたにもかかわらず、こうした努力を無にしかねない発言だったからである。

日本での報道は少なかったようですが、この発言を、ロイター、新華社通信、メキシコの新聞など海外のメディアが一斉に報道した。ロイターは、途上国の NGO の発言を紹介する形で、「日本が京都議定書を殺す発言」との見出しでこれを報じた。

気候行動ネットワークは、その日の「化石賞」の第1位に日本を選んだ。また最終日の12月10日付け「ファイナンシャル・タイムズ」に、「菅と千尋の神隠し」との見出しで、「日本の菅直人総理大臣は、日本が京都議定書の次期約束期間を拒否しても、地球温暖化防止の国際合意ができるという幻想の世界に生きている」とのメッセージ広告が掲載された。

「すべての国の参加」と「一つの合意」

日本政府のこうした発言の根底には、「すべての国の参加」と「一つの合意」という主張がある。

「すべての国が参加」というのは2大排出国である中国の削減行動やアメリカの削減目標が不可欠だという主張で、「一つの合意」というのはアメリカの削減目標や中国など削減行動も「一つの議定書」に規定されるべきだとの主張である。これらの主張が、「日本が京都議定書の下第2約束期間の削減目標を約束することはない」という「京都議定書単純延長反対」との主張の根拠となり、日本の主張のほうが「地球益」に合うとの主張になっている。

確かに、アメリカは日本などの先進国と同等の削減義務を負うべきで、排出量を急増させている中国などの新興国も、先進国と同等である必要はないが、何らかの削減行動をとるべきだとの主張は間違っていない。また、「一つの議定書」のほうが、二つの議定書ができるよりシンプルで分かりやすく、手続上も簡略である。

しかし、日本政府の主張は額面とおりに受け取れない。日本政府は、常々、京都議定書は日本が過大な削減義務を負う「不公平な条約」であり、遵守制度が厳しすぎたのでアメリカが抜けることになった「欠陥条約」だと主張してきた。こうした主張からは、「すべての国が参加する一つの議定書」の主張には、アメリカなどが参加しやすいようにとの口実で、削減目標も制裁措置も緩いものにしたいとの思惑が透けて見える。

また、すべての途上国が「先進国がまず京都議定書の第2約束期間の削減目標に合意すべきだ」と主張し、アメリカは京都議定書に参加の意思を示していない状況では、「すべての国が参加する一つの議定書」は、現状では事実上不可能である。こうした状況もあって、EUやオーストラリア、ニュージーランドなどは、合意を優先し、京都議定書の第2約束期間を検討する柔軟な交渉姿勢を示している。日本に同調するのはロシアしかない。

どのようにしたらアメリカや中国などを「一つの議定書」に参加させることができるかの道筋を示すこともなく、またそのための努力をするのでもなく、「一つの議定書」を頑なに主張することは、本当は合意をするつもりがないのではないかと勘ぐられてもしかたが無い。

カンクン合意の内容

カンクン合意は、COP 決定と2つのCMP 決定とからなっている。

COP 決定では、2℃未満の長期目標が確認され、世界の温室効果ガスの排出量をできる限り早くピークアウトすべきとされている。また、交渉で大きな問題となっていた、コペンハーゲン合意に基づいて提出された締約国の自主目標（プレッジ）を、どう正式の手續きに載せるか（どこに書き込み、どこで議論するか）については、議定書に参加している先進国も、議定書に参加していないアメリカや途上国も、自主的に掲げた目標をリストにし、条約の下で正式に留意することになった。また、初めて、途上国が、2020年の「成り行き排出量」（BAU）から排出量を抑制することをめざして、その国に適切な排出削減行動（NAMA）をとることが合意された。先進国の2年ごとの進捗報告書、途上国の排出目録の更新を含む2年に一度の更新報告書、4年に一度の国別報告書の提出も合意された。さらに、条約の下での指針に従った測定、報告、検証（MRV）や国際的な分析・協議（ICA）などかなり詳細な途上国のMRVの枠組みも合意された。先進国は「低炭素発展戦略・計画」を策定すべきとされ、途上国にも持続可能な発展の文脈で「低炭素発展戦略・計画」を策定することが奨励されている。

適応に関しては「適応委員会」の創設や、「損失と損害への対処」を含む「カンクン適応枠組み」に合意し、資金に関しても「グリーン気候基金」を創設し、2012年までの短期資金300億ドル、2020年までに1,000億ドルの拠出が約束された。

CMP 決定では、京都議定書の継続を前提に、先進国の排出削減目標を1990年比25～40%という水準を引き上げ、第1約束期間と第2約束期間との間に「空白（ギャップ）」を生じさせないように第2約束期間の削減目標に合意することを先進国に要請している。京都議定書の第2約束期間に反対していた日本政府の主張は、明確に退けられた。欄外の注釈で、「削減目標が合意されても同意しないことができる」との議定書の条文が記載され、日本政府が「京都議定書の第2約束期間を受け入れたものではない」と強弁できる可能性も残してはいるが、この脚注は「（削減目標の改訂は）関係締約国の書面による同意を得た場合にのみ採択される。」との京都議定書の条文（21条7項）を確認したにすぎず、

日本政府の国内（産業界など）向けのパフォーマンスに過ぎない。大勢は決まったと言ってよい。

一方、カンクン合意にはギガトンギャップへの明確な言及はなく、ピークアウトの時期や長期削減目標についても具体的な数字が書かれていない。COP17での包括的な合意が法的拘束力あるものになるかも明確ではない。最大の問題は、コペンハーゲン合意に基づいて提出された先進国の自主目標が、IPCCが2℃程度の平均気温の上昇に抑制するために必要とする、2020年25～40%削減に遠く及ばないことである。

会議の「透明性」

このCOP16/CMP6で、エスピノーサCOP/CMP議長の「透明性（transparency）」という言葉は何十回聞いたかわからない。

コペンハーゲンのCOP15では、会議の始まる前から議長国であるデンマーク首相が「コペンハーゲン合意」のドラフトを作成していたことが英紙ガーディアン（電子版）にリークされ、120名近い各国首脳が参加していたにもかかわらず、二十数カ国の首脳だけで「コペンハーゲン合意案」を作成し、これを「いまここで受諾しろ」と迫ったりしたこともあり、会議の「透明性」が大きな問題になった。

今回のCOP16/CMP6では、メキシコ政府は徹底して「透明性ある運営」を心がけていた。メキシコ大統領も会議に貼り付き、何度も会議参加者との「Q & A」を行うなど、広く意見を聞く姿勢を示した。会議のなかの各国の発言でも、エスピノーサCOP/CMP議長の「透明性ある運営」への感謝の言葉が多く聞かれた。こうしたメキシコ政府とエスピノーサCOP/CMP議長の「透明性ある運営」への努力が、こうした決定がなされた要因の一つである。

ダーバンに向けて

京都議定書の第1約束期間と第2約束期間に「空白」を生じさせないためには、CMP7で議定書の削減目標の改正に合意し、2012年末の90日前の10月3日まで京都議定書の締約国の4分の3（144カ国）が批准する必要がある。

しかし、アメリカの国内情勢や中国の動きを見ると、ダーバンで2013年以降の削減目標を含む包括的な枠組

みに合意できるかどうかは予断を許さない。短期的には法的拘束力ある合意ができない場合のことも考える必要がある。アメリカが参加するまで包括的な合意を待つのか、アメリカ無しでも合意し、アメリカに参加を促すのかが問われている。

COP17/CMP7に向けた日本の課題は、何よりも「すべての国の参加」や「一つの合意」に拘らない柔軟な交渉姿勢に転換することである。

また、25%の中期目標を掲げ、排出量取引、地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの買取補償制度の導入を謳った地球温暖化対策基本法を、一日も早く成立させることである。日本が25%削減を掲げ、これを達成するための具体的な政策を決めることは、COP17/CMP7に向けた前向きなシグナルとなり、交渉を前に進めることになる。

しかし、25%削減目標やこれらの制度の導入には、産業界や一部労働界が強く反対しており、菅民主党政権は昨年12月28日に、地球温暖化問題に関する閣僚委員会を開催し、排出量取引は事実上棚上げし（慎重に検討を行う）、地球温暖化対策税は石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せするが、その税率はガソリンで1リットル当たり0.8円という極めて低い税率でしかも3年半かけて段階的に引き上げ、再生可能エネルギーの買取補償制度は「電力多消費産業をはじめとする産業の国際競争力への影響を考慮して、負担総額を軽減・限定するような制度設計を工夫する」とされてしまった。

気象庁は、2010年の世界の平均気温は観測史上2番目に高かったとしている。地球温暖化は急速に進行しており、今後20年程度の対策が死活的に重要である。アメリカの参加を待つ時間的な余裕はない。

第三 公害弁連の今後の方向と発展について

——公害被害者の早期救済、公害根絶とともに、 新たな環境問題への取り組みの強化を目指して——

1 判決や和解を梃子に公害被害者に早期救済を

昨年度は、公害弁連の各訴訟において判決や和解の成立が続いた。先ず、大阪・泉南アスベスト訴訟（大阪地裁、昨年5月19日）、国道2号線高架道路延伸工事差止等訴訟（広島地裁、5月20日）、普天間基地爆音訴訟（福岡高裁那覇支部、7月29日）、圏央道高尾山事業認定等取消訴訟（東京地裁、9月1日）、圏央道工事差止訴訟（東京高裁、11月12日）、よみがえれ！有明訴訟（福岡高裁、12月6日）、新嘉手納基地爆音訴訟（最高裁、本年1月27日）、飯塚市（旧筑穂町）産業廃棄物処分場撤去義務付け訴訟（福岡高裁、2月7日）、薬害イレッサ西日本訴訟（大阪地裁、2月25日）の各判決が言い渡され、さらに総会前後には薬害イレッサ東日本訴訟（東京地裁、3月23日）、小長井・大浦漁業再生訴訟（長崎地裁、3月29日）及び国分寺道路計画取消訴訟（東京地裁、3月29日）も予定されている。また、和解では、ノーモア・ミナマタ新潟訴訟（新潟地裁、3月3日）が成立し、総会前後には、ノーモア・ミナマタ東京訴訟（東京地裁、3月24日）、熊本訴訟（熊本地裁、3月25日）及び近畿訴訟（大阪地裁、3月28日）に和解期日が入っている。これらの判決のうち、圏央道及び新嘉手納の各判決は、原告らの請求が認められず、差止請求の難しさを示すものとなったが、他の訴訟では、不十分なものもあるが、大きな前進を勝ち取った一年であったと言えよう。しかし、勝訴判決についても、国の上告断念によって確定した有明訴訟の開門判決を除いて、すべての判決につき控訴又は上告が行われた。一審判決前の和解を求めた薬害イレッサ訴訟や控訴審で早期和解を求めた泉南アスベスト訴訟において、国会内外における訴訟団、弁護士、支援者らの必死の運動にもかかわらず、国は、裁判所の和解勧告を拒否し、最終的解決を先延ばしにした。その背景には、4月の統一地方選挙を控えて混迷の度を深める政局が大きく影響しているものと推測される。また、薬害イレッ

サ訴訟において、官僚が下書きまで作成して医師の団体等に反対声明を出させるなど、官僚主導政治への反動が解決への大きな障害となっている。これらの障害を打破して公害被害者の早期救済を勝ち取るには、司法の場で早期の和解や勝利判決を目指すことは勿論のこと、国会議員やマスコミへの働きかけを一層進めるとともに、各省庁や加害企業への行動を強めていかなければならない。公害被害者総行動実行委員会や公害弁連を通じて、各訴訟団、弁護士、支援者の連携、協力をさらに発展させる必要があり、そのために情報の伝達を一層密にすることが要請される。さらに、泉南アスベストとともに近隣住民のアスベスト被害の救済を掲げる尼崎アスベスト訴訟も立証段階に入り、早期結審を目指して進行させる必要がある。一方、よみがえれ！有明訴訟は、昨年12月に福岡高裁において一審判決を支持する潮受堤防の開門判決を得たうえ、国の上告を断念させることができたが、その後も農水省は、開門の方法や時期について明言せず、開門方法に関わりなく直ぐにも取り掛かるべき農業用水の確保と排水ポンプの設置についても何らの具体策を示さない。そのため、訴訟団・弁護士では諫早湾内の漁民らが原告となって長崎地裁に提起している小長井・大浦漁業再生訴訟につき、3月29日の一審判決を勝ち取り、農水省に潮受堤防の早期開門を迫っていく。

2 大型公共事業、基地騒音等の差止を目指す取り組みの強化を

民主党は、「コンクリートから人へ」を掲げて政権の座に着いたが、「中止」を明言していた八ッ場ダムでも後退した発言を行っている。とくに、民主党政権は、最も巨額な公共事業といえる大規模道路計画については、政官財の癒着構成のなか、殆どすべての道路計画につき推進の側に立っている。また、司法においても、昨年にあった圏央道の二判決では、国の裁量権を大幅

に認めて、資料の開示を拒み続けている国の費用便益分析を鵜呑みにして、工事の差止を求める原告らの請求を棄却した。また、国道2号線の高架道路延伸工事の差止について、現状では二期工事が行われずに止まっているにもかかわらず、騒音による損害賠償請求を認めながらも工事差止請求を棄却している。さらに、国分寺道路計画認可取消では、3月29日の一審判決が注目される。このように大規模道路の建設差止訴訟は、依然難しい状況が続いているが、自動車保有台数は頭打ちとなり、特定財源もなくした今こそ、全国各地の道路反対運動が一層強い連携をもって粘り強く運動を展開し、世論に分かり易く訴えていくことが重要である。

一方、本年1月の新嘉手納基地訴訟の最高裁判決によって、またしても認められなかった基地空港の飛行差止請求については、これまで最大規模の約2万2000名の原告による第三次嘉手納基地爆音差止訴訟が3月28日に提訴される。これまで基地騒音訴訟において飛行差止請求は一度も認められていないが、沖縄の普天間基地の移転問題の経過を見ても、基地騒音や墜落の危険といった基地被害の事実が未だに辺野古への県内移設を阻止している大きな要因の一つとなっている。欧米では、航空機騒音が単なる感覚公害ではなく、睡眠妨害より生ずる虚血性心疾患のリスクが高いとの研究が多数行われ、WHOのガイドラインにまで載せられている。また、各基地が軍事的側面から見て本当に我が国の防衛上必要性があるかという観点からも検討を加える必要がある。全国の基地騒音訴訟団の団結は勿論のこと、他の基地被害を闘う団体とも連携して、夜間早朝等の飛行差止の実現に向けて広範な運動を展開していかなければならない。

3 裁判の成果を踏まえた被害者救済や公害地域再生の取組みに前進を

イタイイタイ病は、一審判決から40年目の本年度で、汚染土壌復元工事が終了する。また、2010年12月現在の患者数は5名であり、カドミウム腎症を公害病に指定させる闘いにも取り組んでいる。また、大気汚染公害では、川崎・東京の被害者救済制度を他の自治体にも広げる取組みを行うとともに、国に対して新たな被害者救済制度を求めるため、「50万署名」を達成させるとともに、国会や環境省への運動を強めていく必要が

ある。道路公害対策としては、本年度からPM2.5の測定を実施させるほか、先行する尼崎とともに、川崎でのロードプライシングや名古屋南部での車線削減の実現を図っていく。一方、和解が成立するノーモア・ミナマタ訴訟では、チッソの分社化による責任逃れを許さず、未だ救済されていない多くの被害者が特措法によって救済されるように全力を上げる。さらに、カネミ油症新認定訴訟は、以前の裁判で救済されなかった被害者につき、新たな裁判を提起して救済しようとする取組みであり、すべての被害者の救済を目指す取組みとして注目される。

4 公害弁連のたたかいの経験を踏まえて、新たな取組みを

公害弁連は、本総会をもって40周年を迎える。これまで四大公害訴訟に始まって多くの公害事件の弁護団が参加して、被害者、弁護団、支援者らの団結の力で、被害者救済と公害根絶さらには環境の再生を目指して活動してきた。現在は、四大公害以来のイタイイタイ病、水俣、大気汚染の取組みが続いている一方で、大型公共事業の差止やアスベスト被害救済の訴訟が中心的な役割を果たしている。公害弁連は、これまで、公害被害者らで構成する公害被害者総行動実行委員会は勿論のこと、公害事件で多くの協力を得てきた学者らを中心に構成している日本環境会議や日本科学者会議、公害被害者を支えてきた日本民主医療機関連合会、公害弁連も参加している公害・地球環境問題懇談会、その参加団体である労働組合、婦人団体、農民団体などとも連携して公害・環境運動を展開してきた。また、公害弁連は、今後も積極的に日本環境法律家連盟、薬害弁連、全国じん肺弁連、道路全国連、ゴミ弁連、景観と住環境を考える全国ネットワーク等とも協力して、勝利解決を目指していく。さらに、公害弁連は、新たな弁護団に加入を勧誘し、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を生かして公害根絶と被害者救済の目的達成に努力していく。

5 地球環境問題、アジア諸国との交流の取組み強化

地球温暖化問題では、昨年も11月から12月にメキシコのカンクン会議（COP16、COPMOP6）に公害・地

球問題懇談会が代表団を送った。前回のコペンハーゲン会議では、目標とされる 2013 年以降の先進国の中期削減目標と新興国の削減行動を取り決める合意を採択することができなかったが、カンクン会議では、次回の南アフリカのダーバンで開催される COP17、COPMOP7 においてこれらの合意を得るための道筋が付けられた。一方、我国では、25%削減の中期削減目標を達成させるために、出発点ともいえる地球温暖化対策基本法案を国会に上程したが、成立の目途が立っていない。先ずは、この基本法の早期成立を目指す。また、先日の東北関東大震災において発生した福島第一原発等の重大事故を教訓として、原発に頼らない地球温暖化対策を遂行するように、政府や電力会社に対し強く働きかけていくとともに、政府に対し再成可能な自然エネルギーを中心とした 25%の中期削減目標の達成政策を早急に策定するよう求めている。

また、昨年菅首相が言い出した TPP 問題については、我国の農業を破壊し、環境の面でも重大な影響をもたらすもので、これに強く反対していく。

アジア諸国との交流としては、昨年も韓国司法修習生の「日本の公害・環境訴訟」研修を受け入れたが、本年も要請があれば、韓国司法修習生の研修を実施の方向で検討する。また、本年度は韓国、中国などの弁護士らとの交流を一層活発化させ、合同のシンポジウムの開催等も検討する。

【二】各地裁判のたたかいの報告

(大気汚染)

〔1〕川崎公害裁判の取り組み

川崎公害裁判弁護団 事務局長
弁護士 篠原 義仁

1 「道路連絡会」をめぐる動向

—— 停滞と若干の前進

- (1) 大気汚染の負荷を軽減するための大気汚染対策の確立をめざす、国交省（関東地方整備局）との交渉（「道路連絡会」）は、民主党政権下における「高速道路」政策の変遷のなかで停滞の憂目にあっている。

川崎での要求は、尼崎の取り組みに学んで、大型車（ディーゼル車）を人口密集地の市街地から住民票人口ゼロの臨海部へ誘導するための ①ロードプライシングの実施 ②ナンバープレート規制 ③走行車線規制 の3つの柱から成り立っている。

川崎での取り組みは、川崎公害裁判原告団・弁護団・支援団体と国交省との交渉で、前記3本柱の要求（課題）を実現するために、国交省（担当は、川崎国道事務所）の手による大がかりな事業者（所）及びドライバーに対するアンケート調査という手順を踏む、ということで進められることになった。

このアンケート調査は、アンケート調査の内容を分析、検討し、そこでの結果をふまえて前記3課題の実施を検討するというで行われたのではなく、すでに3課題の実施は和解条項に折り込み済みで、しかし、現実の施策の展開のためには、施策への協力を求めるための事業者とドライバーの意向確認が必要ということで（3施策の有効性は尼崎等の経験で実証済みでその実施を所与の前提として）、事業者とドライバーの協力度合の確認の

ために行われた。また、3施策についてはロードプライシングを中心としつつ、この施策のみの実施ではどの程度、大型車を市街地から臨海部に誘導できるのか、この場合の「料金格差」はどの程度あれば効果的なのか、またロードプライシングだけでなく、ナンバープレート規制や車線規制とを組み合わせた場合（いわゆる「合せ技」の活用）はどの程度の効果が得られるのか、ということで、施策実施を当然の前提として、どのような制度設計がいいのかを実証的に把握するために行われた（尼崎では、同種のアンケート調査に基づき、直ちにロードプライシングの制度を導入。但し、市街地から臨海部への大型車の移動は約3,000台で、目標の1万台移動のためには、対象車輛の拡大、料金徴収方法の改善等ロードプライシング制度の改善と前記「合せ技」の検討へと、「停滞ぶくみ」のなかではあるものの議論が進んでいる）。

- (2) このアンケート調査は、約2年間の準備、すなわち、アンケート内容についての私たちとの間の交渉期間を経て、ようやく、尼崎に遅れること1年半の一昨年（2013年）の春にそのまとめが完了した。

そのまとめでは、当初予想したとおり、ナンバープレート規制と走行車線規制は、県警及び公安委員会とのすり合せ作業が必要で更なる準備期間を要するものの、ロードプライシングの導入ともども大型車の臨海部誘導にとってきわめて効果的であることが、定量的に確認されるに至った。

そして、ロードプライシングは、国交省主導の下で高速道路会社（旧首都高速道路公団）に具体的な施策をとらせ、減額した差額分の高速料金については、国交省において資金援助さえすれば、県警等との連携は不要であるので、容易かつ迅速に実施できる内容となっている（尼崎では実施済み）。

なお、アンケート調査結果では、川崎固有の問題である臨海部に位置する一般道である国道 357 号の整備（横浜側までと東京側は供用済み。川崎区間のみ未整備）の重要性が確認された。

これに対し、私たちは、国交省にナンバープレート規制と走行車線規制については、早期に県警・公安委員会との協議を開始し、具体的にその手順をにつめることを要求し、一方、国交省の決断で直ちに実行可能のロードプライシングについては、①市街地に位置する高速横羽線と臨海部に位置する高速湾岸線の料金格差を（アンケート調査結果の集計をふまえて）2 分の 1 とすること（対象区間は、横浜市鶴見区の生麦ランプと東京都大田区の羽田ランプ間）、②実施時期は 2010 年 4 月 1 日とすること、を明示して国交省交渉にのぞんだ。

- (3) ところが、この交渉がこの 1 年間、停滞に停滞を重ね、交渉団の怒りを買うところとなった。

国交省の「言い訳」は、この期に及んで何でそれを蒸し返すのかというもので、具体的には、①大企業の林立する川崎では、コンビナートに立地する事業所を中心に事業所の大型車移動に係る「起終点（OD）調査」や対象道路が複数ある川崎での施策展開のためには市内主要交差点での大型車の動向を把握する方向別調査が必要で、その検討抜きにはロードプライシングの導入はできない、②アンケート調査結果では、横羽線から湾岸線への移動車輛の推計は約 3,000 台でこの程度の有効性では予算措置を伴うこととの関係で本省を説得することはできない、としてロードプライシングの総論的必要性は認めつつも、具体的な実施という各論に入ると、①、②の調査が必要と弁明に弁明を重ねるに至った。

私たちは、3 つの施策、とりわけロードプライシングの有効性は実証的に解明済みで、国交省もこれを認め、施策の実施を所与の前提として事業者

やドライバーの協力を得るための手順としてアンケート調査を行ったのであり、その結果が集約された以上、ロードプライシングの即実施は当然のところとなっている、ましてや、①については、アンケート調査前の国交省との交渉で、施策実施上、手持ちの交通量調査でそれは十分であることは確認済みで、百歩譲っても事業所保有の大型車の総量規制の実施の施策展開上、川崎市の自動車対策課（当時）が起終点調査その他の調査は実施済みでその資料は保有しているのでそれを入手すれば十二分であること、②については、横羽線からの移動は約 3,000 台であるが、県道である産業道路（一般道。これが横羽線と 2 階建構造となっていて、もう一つの大量排出源）を対象にすると「料金格差」が実施されれば、約 6,000 台の大型車の移動が見込め、これに加え、台数は若干少ないものの、国道 1 号、国道 15 号からの移動も見込め、アンケート調査結果を全体的に把握すればロードプライシングの有効性は明らかであること、等々をあげて具体的に反論した。

その結果、国交省もしぶしぶその反論を認めざるをえず、答弁に窮するところとなった。

一方、「高速料金無料化」をうたった民主党のマニフェストが政権の成立後、「高速料金無料化」政策を止め、その財源を再び高速道路建設に回すということで、公約破りの大きな「転換」をはかるに至った。

こうしたなかで、一地方整備局として本省に予算要求をすることの一定の困難さを感じるに至っていることは想像に難くない。

そこで、私たちは、地方自治体の協力という側面援助の活動と、具体的にロードプライシングの有効性を目に見えるようにするためには、その社会実験を行い、これをもって局面打開を図ろうと提案するに至っている。

いずれにしても、社会実験のためには県警、公安委員会との連携、政令指定都市である川崎市との協力（国交省は「社会実験」費用につき川崎市にも一定額の支出を期待している）が必要なわけで、私たちは現在、和解に基づいて国交省（地方整備局）に産業道路の車線削減のための社会実験を行い、具体的に車線削減を実施した川崎市の経験に学べということで、それをも含めて、川崎市

との協議を進めるよう要求している。

前記「停滞」の状況が、社会実験の動きだしによって大きな局面展開を図られるかどうか、今春の国交省交渉がひとつのヤマとなっている。

なお、この間の若干の成果としては、PM 2.5 の環境基準の設定に伴う測定機器の設置に関しては、国交省は、和解条項の履行として、来年 4 月以降の測定を約束するところとなった。

2 被害者救済制度の動向について

- (1) 医療費救済制度と補償法並みの救済水準に係る制度の確立という 2 つの要求を掲げて、現在、全国患者会において公害地球懇の協力をえて、50 万署名を展開している（目標は、東京で 20 万、神奈川で 10 万、愛知で 5 万、千葉で 3 万。その他埼玉、大阪などで自主目標の設定が急がれている）。

この取り組みの概要は、公害弁連ニュース 168 号 (2011. 1. 10 号) のとおりであるので、そこに譲り、川崎市条例に係る取り組みを簡単に述べることにする。

- (2) 医療費救済に係る川崎市条例（「川崎市成人ぜん息医療費救済条例」）が、自己負担 1 割という弱点をもちつつも成立し（すでに報告したとおり）、現時点においては、その認定患者数は約 4,500 人に達している。

条例認定患者の年齢別構成をみると、20 才から 34 才が 15.73 %、35 才から 44 才が 28.29 %、45 才から 54 才が 20.13 %で、仮に 20 才から 54 才までを「働き盛り」と仮定してみても、その比率は合計 64.15 %となっている。

また、1 割負担という弱点を有しつつも、2 割の医療費負担の助成は、ぜん息患者への大きな支援となっている。

一方、私たちは、川崎市条例の弱点である 1 割負担の撤廃とその他の問題点の改善をめざしてここ 3 年来、署名活動（5 万 7,000 名分集約）を軸に、川崎市交渉、市議会請願行動、宣伝活動（議会開催中は週 1 のテンポ）を行ってきた。

こうしたなかで、自己負担 1 割の弱点は改善されていないものの、そしてささやかな成果という面はあるものの、この 1 年間において、

- ①新規認定申請時に「市内 3 年在住」の証明用の住民票添付は省略（本人同意のもとに住民基本台帳を市としてチェック）

- ②更新申請時に「主治医診断報告書」の医学的検査は省略

という成果をかちとった。

他方、東京都条例並みに認定要件として、市内居住 3 年を 1 年に短縮するという改善要求は、川崎市として早期に実施すると約束したのにもかかわらず、延引し、自己負担 1 割の撤廃等の課題とともにひきつづく課題となっている。

但し、4 月に統一地方選挙が予定され、現在の市議会構成は変更となり、それとの関係で 3 年来積みあげてきた請願署名は「請願不採択」とさせずに条例改定の川崎市約束をとりつけるまでは、ということで「継続審議」扱いで、しかも、1 回の委員会審議が原則の市議会ルールの中なかで、数次にわたって委員会審議を重ねさせた実績（この外、2 回にわたる国レベルの救済制度の創設を求める市議会意見書の提出という実績）は、新しい構成の市議会との関係では仕切り直しということとなる。

私たちは、再び市議会請願の署名を新たに展開するのか、今は、国レベルの救済制度の創設を求める前記 50 万署名に集中するのか、という選択に迫られている。この選択は、そう難しい議論ではなく、50 万署名に集中し、国会対策、政党対策、マスコミ対策等全国の方針に基づいて全力投球してゆくということで集約されると思われる。

〔2〕西淀川公害訴訟の報告

西淀川公害訴訟弁護団
弁護士 村 松 昭 夫

1 公害根絶に向けて

西淀川公害訴訟は、1998年7月の国、旧阪神高速道路公団との和解の以後、道路公害根絶に向けて「道路連絡会」の取り組み等を継続的に行っている。

全国的な状況と同様に、西淀川区においてもこの間大気汚染は改善傾向が続いているが、決して安心して生活できるレベルまで改善されたわけでない。PM 2.5に関しては、和解条項の履行として区内2カ所で国土交通省による常時測定が行われているが、その測定値は依然として環境基準値を大幅に上回っている。引き続き公害根絶に向けた取り組みが求められている現状である。

また、大気汚染公害患者に関しても、区内での発症も続いており、その救済が急務となっている。

2 第14回道路連絡会について

第14回道路連絡会は、2010年11月2日、西淀川区民ホールで約100名の参加のもと行われた。

道路連絡会は、西淀川区の道路環境対策の具体化に向けての意見交換の場として、西淀川地域の道路における環境施策の円滑かつ効率的な実施に資することを目的とし、国土交通省近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、原告団との間で開催されている。

当日は、まず、国土交通省近畿地方整備局から、国土交通省および阪神高速道路株式会社が西淀川区において取り組んでいる環境対策について資料説明があった。

次に、あおぞら財団、原告団から、原告からの提案として、「大型車と交通量の削減」、「歩行者・自転車にやさしい沿道対策・交通環境対策」、「PM 2.5の環境基準設定の早期達成に向けた対策」、「歌島橋交差点の提案 歩車分離型のスクランブル交差点など」を説明した。また、公害患者から、ぜん息患者の苦痛や未認定患者の困難な現状を訴え、交通量・大型車混入率の改

善やPM 2.5の削減、歌島橋交差点の横断歩道の再設置など西淀川の環境改善を要求した。

その後の意見交換では、国土交通省側からは、現状の対策を継続していくとの返答のみで、環境ロードプライシングのさらなる拡充や歌島橋交差点のスクランブル交差点化などに対する具体的な返答はなかった。

原告団と弁護団は、この意見交換を連絡会の場だけで終わらすのではなく、西淀川地域の道路沿道環境の改善に具体的につなげるために、国土交通省との交渉を継続して行く予定である。

3 今後の課題

国側は、NO₂に関しては環境基準値の上限値をクリアすればそれで十分であるという姿勢を取り続け、PM 2.5の汚染に関しても環境基準を上回っている現状への認識が極めて甘い状況である。そのために、交通量とりわけ大型車の交通量の削減やPM 2.5の測定体制を早期に整備することなどにも消極的である。引き続き、国には国民の命や健康を守る基本姿勢が問われていると言わねばならない。

大阪では、未認定の公害被害者の救済に向けて、公害患者会、民医連、労働組合等によって結成された「あおぞらプロジェクトIN大阪」が精力的に対府、対市交渉を続け、新たな医療費救済制度の確立に向けた署名運動も活発に取り組まれている。

道路公害対策の実施と共に、全国的な運動に呼応して未認定患者らの救済に向けた制度要求の確立を行っていくことが求められている。

〔3〕 尼崎道路公害訴訟の報告

～尼崎道路公害訴訟差止判決 10 周年記念シンポと「道路連絡会」～

尼崎道路公害訴訟弁護団 事務局長
弁護士 羽 柴 修

1 差止判決 10 年記念シンポの開催

公害弁連ニュース 168 号、篠原代表委員巻頭言「新しい年・新しい課題の実現をめざして」でも触れられているが、昨年の 12 月 4 日、尼崎市総合文化センターにおいて、「差止判決の意義と役割」記念シンポジウムを開催した。尼崎訴訟弁護団と原告団、尼崎公害患者・家族の会の共催である。弁護団の基調報告（差止判決と大阪高裁和解の評価、公調委に対するあっせん申請と成立、道路連絡会再開後の経過と今後の展望）の後、早稲田大学法科大学院淡路剛久教授の記念講演、シンポジウムが行われた。パネラーは弁護団羽柴、原告団・患者会松光子、大阪市立大学院西村弘教授、淡路教授の 4 名。このシンポについては、当弁護団が尼崎道路公害訴訟の差止め判決を勝ち取る闘いの記録として別に報告書を作成中であり、詳細はそれに譲るが、差止判決から和解に至る経緯を簡単に振り返ってみたい。

2 神戸地裁判決と和解解決

- (1) 神戸地裁は、2000 年 1 月 31 日、国道 43 号線と阪神高速 3 号神戸線（大阪西宮線）の沿道 50 メートル以内に居住又は通勤していた原告ら 50 名について、自動車排出有害ガスと気管支喘息又は喘息性気管支炎の発症ないし増悪の因果関係及び各道路管理者である国と公団の共同不法行為責任をそれぞれ認めて、総額 2 億 1,183 万円余の損害賠償の支払を命ずるとともに、米国大気質基準（一時間値の一日平均値 0.15 mg/m^3 ）を超える「浮遊粒子状物質」（SPM）による大気汚染を形成する自動車走行への道路の供用を禁止するという、道路公害裁判史上初の自動車通行差止の判決を下した。その後、国・公団の控訴により、大阪高裁での控訴審のたたかいがはじまった。大阪高裁は訴訟進行

準備の早い段階から早期結審の方針を表明するとともに、同年 8 月末に「20 世紀に発生した公害事件を今世紀のうちに解決することを目指して」当事者双方に文書による和解勧告を行った。そして、国・公団側がこれを拒否すると、大阪高裁は、翌 9 月 21 日の第一回口頭弁論期日に「訴訟進行についての当裁判所の見解」を発表して、国・公団側の訴訟引き延ばしを許さず、即日結審する決定を言い渡すとともに、国・公団が今一度和解のテーブルに着くことを要望した。これらの流れにさすがの国・公団も抗しきれず、密かに原告弁護団と連絡を取りつつ、和解の可否を探る水面下の交渉が行われた。その結果、20 世紀もまさに押し迫った 2000 年 12 月 8 日、大阪高裁での歴史的な和解が成立し、訴訟としては全面解決をした。

(2) 高裁和解について（賠償請求・差止放棄手続と引換に得たもの）

和解の主な内容は以下のとおりである。

原告団は一審判決が認容した 2 億 1,183 万円余の損害賠償金の請求を放棄するとともに、差止判決の実行を求めない（放棄する）代わりに、国（建設省と環境庁）・公団は、SPM（とりわけディーゼル排気微粒子—DEP）と健康被害の因果関係を基本的に認め、大気汚染レベルが一審判決の差止基準値より厳しい「国の環境基準値」以下を達成するまで、①各種自動車排出ガス対策を一層強力に推進する、②阪神高速 3 号神戸線と 5 号湾岸線において料金格差をもうける「環境ロードプライシング」を早期に試行的に実施する、③本件地域における大型車の交通量低減の必要性を理解し、どのようにしたら大型車の交通規制ができるか、その可否を検討するために必要な交通量調査を平成 13 年度までに着手する、④本件地域における大型車の交通規制の可否の検討について、早期

に検討結果が出るように警察庁に要請する、⑤交差点付近を含めた本件各道路沿道において、浮遊粒子状物質を含む大気環境の状況を一層的確・効率的に把握するため、新たな測定局を設置する、⑥和解条項の履行状況の確認協議のための「連絡会」（尼崎市南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会）を設置する、というものであった。

差止判決は、それ自体によって問題を解決し、終わらせるというよりも、問題解決に向けて第1段階を画することとなる場合が多い（法律時報73巻3号証淡路剛久「大気汚染公害訴訟と差止論」12P）とされる。差止判決で直ちに問題が解決する訳ではなく、国や道路管理者が係争道路の自動車対策、道路対策を総合的に講じる必要があり、大阪高裁和解で合意された道路交通の転換、大型車交通規制や環境道路プライシングの早期試行的実施を実行・実現することが、本件尼崎地域における環境負荷を軽減し、新たな患者発生・健康被害発生を防ぐことが可能になる。従って高裁和解の評価は、そこで合意された内容を国・阪神高速に履行させることができるかどうかにかかっていることになり、和解により設置された道路連絡会での意見交換と和解条項履行にそれが託されたが、その道のりは又、長くかつ険しいものとなった。

3 連絡会の現状

既にこれまで報告しているとおり、「尼崎道路連絡会」はこの3月23日に第39回の回数を数え、いよいよ環境ロードプライシングの第3段階に入る。第1段階は料金大型車（最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上、乗員定員30人以上又は車両総重量8トン以上のバス）、第2段階はセンサス大型車（料金大型に加え、最大積載量5トン未満かつ車両総重量8トン未満、乗員定員29人以下かつ車両総重量8トン未満のバス）の一部を対象とする施策であったが、第3段階はセンサス大型車全車に対象を拡大する。現在までに環境ロープラにより国道43号線と3号神戸線から5号湾岸線に、凡そ2,200台を転換させる成果をあげてきたが、これを4倍程度に引き上げる施策、それは43号線への一部の交通規制（車線規制、ナンバー規制）をセットで実施するしかない。差止判決から大阪高裁和解、その後の公調委による「あっせん合意」を経て、大気汚染・道

路公害阻止の闘いは新たな段階に入っている。

4 差止判決10年シンポで淡路教授から「(和解解決) あっせん合意を実施させるために続けられてきた道路公害対策実施のための原告・弁護団の活動について」以下のご指摘を受けた。過分の評価とは思いますが、これを励みに尚一層、頑張っていきたいと思っている。

- ① 公調委によるあっせん合意から5年半、和解から10年、尼崎公害訴訟原告、弁護団は道路公害の低減に向けて以上のような努力を続けてこられた。未踏の領域に、ロードプライシング、大型車交通規制、バリアフリー化による道路の人間への取り戻しと、少しずつといおうか、踏み込まれた道ができつつあると思われる。
- ② 改めて振り返って、別の道はなかったのか、という問が出てくるかもしれない。また、尼崎訴訟原告・弁護団が訴訟の提起から22年、判決と和解から10年、これまで実現しようとしてきたことは、道路公害を解決するために、本来、道路行政が自らの責任においてなすべきことがらではなかったか、ということができる。しかし、道路環境行政の現状を踏まえるならば、判決と和解の後、尼崎原告・弁護団の活動が道路環境行政を動かそうとしてきたその並々ならぬ努力は高く評価されるべきだと思われる。
- ③ 公害事件に限らず、近年、制度改革訴訟の重要性が認識されるようになってきている。制度改革訴訟ということばは多義的である。もちろん、制度改革を第一義的な目的としてはじめられた訴訟というタイプがある。しかし、重要なもう一つのタイプは、被害ないし具体的不利益から始まり、そのような被害や不利益が社会の中に広くあるいは深く存在していることから、社会問題化し、訴訟事件に発展するものである。このタイプでは、弁護士は、基本的には訴訟活動を中核として勝訴判決を勝ち取る努力をするとともに、メディアを通じた世論形成、政治家へのロビイング、立法提案などにより被害者救済の普遍化、すなわち権利化を

はかり、被害の再発防止をはかろうとするものである。これらは訴訟活動であるとともに、法運動ないし社会運動でもある。尼崎訴訟における弁護団の活動は、この観点からみると、被害者救済か

ら制度改革への拡大としても理解することができる。

淡路先生、本当にありがとうございました。

〔4〕東京大気裁判和解から4年目・新たなたたかいへ

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士 原 希世巳

1 被害者救済制度を求めるたたかい

(1) はじめに

東京大気裁判の和解により創設された東京都のぜん息医療費救済制度による認定者は、2011年1月末現在57,712人に達した。毎月千人内外の増加である。今や区市レベルでも、医師会レベルでも、この制度は広く定着し、大きな社会的役割を果たしていると評価できよう。

他方、和解条項に付されている「5年後見直し」まで、早くも折り返し点を迎え、将来的に制度をいかにして維持、発展させていくかが現実的な課題となっている。

(2) 都医療費救済条例「5年後見直し」に向けて

東京都は「見直し期限後も本制度を継続するのであれば、23年度中には方向性を詰め、24年夏には予算要求しなくてはならない。そのための作業に取りかかり始めた。」としている。

具体的には、都の福祉保健局で3つの疫学調査と動物実験などの解析を23年度に行うとしているが、上記疫学調査は交通量24時間1万台以上の道路からの距離で解析するなど、設計上の問題が多い。

これまで東京都とは、「見直し」は「廃止を前提としたものではない。」との確認をしており、直ちに廃止とはしにくい情勢にはあるものの、制度を守り発展させていく運動が弱まればどのような攻撃がかけ

られるか予断は許さない。今年から来年にかけての運動が極めて重要な局面となっている。

(3) 国に新たな救済制度を求めるたたかい

—東京にとっての意義

ア 完全な救済制度へ

この「制度見直し」の動きと、現在全国的に進められている国の救済制度創設のたたかいは、時期的にも、内容的にも完全にオーバーラップするものとなっている。

都の医療費救済制度は、①対象疾病が気管支ぜん息のみに限定され、慢性気管支炎、肺気腫は除外されていること、②対象患者は都民に限定され、通勤者、転居者も除外されていること、そして③障害補償、療養手当などの給付がないこと、などなおも不十分なものである。これらを克服するためには、国に完全な被害救済制度を作らせることがたたかいの本筋である。

イ 恒久的な補償の実現

現行救済制度の財源については、5年分で総額200億円と想定し、被告国が60億円、被告メーカーが33億円、被告首都高が5億円を東京都に拠出することによりスタートした。最近の実績では月2億円程度の医療費助成が行われているが、今後認定者が増えてゆけば6～7年で枯渇する可能性もある。その場合、制度は危殆に瀕することとなる。

この点からも、国の制度として公害原因者から継続的な財源拠出の枠組みを確保した恒久的な救済制度確立が極めて重要である。

ウ 裁判の到達点を発展させるたたかいへ

そもそも 2007 年の和解協議において原告団は、前述のような不十分点を持ちながらも東京都に医療費助成制度を作らせることが、現実には多くの被害者の救済となり、さらにこれが国に対する完全な救済制度を実現していくたたかいを進める大きな力となしうとの見通しと決意を持って和解を成立させたのである。

和解後、東京公害患者会は会員数を倍増させ、社会的な認知もすすみ、運動の力量を強めた。また東京での成果は全国の患者を励まし、国レベルで全国的な救済制度を求めるたたかいは広がった。裁判当時の東京に限局されたたたかいでは突破しえなかった課題が、今日の情勢を踏まえ全国の力を結集してたたかうことで、展望を切り開いたといえよう。

(4) 当面の運動

ア 全国のたたかいを支える中心部隊として

私たちの運動目標は、この 1、2 年で（「5 年後見直し」を待たずに）国の責任で、総合的な救済制度を創設させることである。

東京の患者会は裁判中に取り組んだ「百万署名」を彷彿とさせる勢いで、「救済制度を求める請願署名」に全力投入している。裁判を掲げていないだけに、諸団体の協力が得にくいなどの困難はあるが、患者が先頭に立って東京で 20 万筆を目標に取り組んでいる。

イ 東京都を動かす

和解後、東京都は、被害者救済は本来的に国の責任でなされるべきであるとして、今日まで毎年 2 回「国の予算編成に対する提案要求」として大気汚染被害者に対する総合的な救済策の実施を要求している。

私たちは昨年 12 月 17 日の第 3 回制度問題「連絡会」で東京都に対し、国へのこの制度要求を一層強め、広汎な世論喚起をしていくよう求めた。今年の 3 月議会においては、その旨の意見書採択

を目指して、都議会各会派への働きかけ、要請行動などに取り組んでいる。都知事選挙の動向も見ながら、東京都を動かしていくことも追求していきたい。

ウ 首都圏の動きと関係して

和解成立後、川崎はもとより千葉、埼玉でも大気汚染被害者の救済制度を求める動きが高まり、連絡会（準備会）が作られ、対県市交渉などを行ってきた。東京の原告、弁護団は担当者を配置して、それらの運動に関わってきた。

昨年はそれぞれ医療機関の協力を得て、患者アンケートに取り組んだ。千葉では 120 通、埼玉では 200 通以上のアンケートが回収されたが、いずれも患者の深刻な被害と医療費救済への切実な要望を浮き彫りにするものであった。3 月にはその報告会が企画され、全国の救済制度署名はもとより、様々な患者の要求運動が進められようとしている。

東京でも、これら首都圏の動きと関係して、世論を広げていく活動を進めてゆきたい。

2 道路公害対策を求めるたたかい

この 1 年は和解条項に基づく道路環境対策を実現していくたたかいでも、具体的な成果と今後の課題が明確になった 1 年であった。続いてその到達点を述べることとする。

(1) この 1 年の取り組みの前進

ア 上半期＝共同現調、現地説明会の実施

i) 2010 年の上半期の大きな前進は、次の通り現地交渉、共同現地調査を各地で実施させたことであった。被告らはこれら現地での交渉には強く抵抗していたが、第 2 回連絡会（2009/9/28）、第 4 回準備会（2010/1/27）での厳しい交渉により実現したものである。

2 月 26 日

葛飾・新宿拡幅現地説明会（首都国道事務所）

3 月 16 日

品川・八潮共同現地調査（関東地方整備局）

4 月 16 日

文京・小日向拡幅共同現地調査（東京国道事務所）

4月21日

板橋・川越街道緑化共同現地調査（東京国道事務所）

6月14日

足立・環七緑化共同現地調査（東京都街路樹担当）

- ii) これらの共同現調では、患者の切実な被害の訴えを聞かせ、緑化を中心にした具体的な公害対策要求をぶつけた。いずれの取組でも地域連絡会の後押しも得て、国らは誠実な対策を約束せざるを得ない状況に追い込まれた。

これら現地調査の結果を踏まえて、各地域で詳細な道路緑化要求書を作っている。今後はこれらの地域で先進的に継続的な交渉体制を作っていくことを目指したい。

イ 下半期＝

2回の準備会と4回に及ぶ連絡会での交渉

- i) 昨年下半年は以下のようにほぼ毎月準備会、連絡会を開催して交渉を行った。

7月28日 第5回準備会

9月7日 第6回準備会

10月6日 第3回連絡会

……総論、文京、足立の途中で時間切れ。

11月8日 第3回連絡会（続会）

……足立、葛飾、江戸川、板橋、千代田、大田まで討議。品川の途中で時間切れ。

12月14日 第3回連絡会（続会2）

……品川、世田谷、北、杉並中野と、続行課題（PM 2.5の測定問題）を討議。

1月26日 第3回連絡会（続会3）

……PM 2.5の測定問題に絞って交渉。

第3回連絡会のための論点整理の第5回準備会（7/28）は1日では終わらず、9/7に続行された。連絡会における交渉テーマは、総論的な課題として、次項で述べる各テーマに加えて、上記11の地域からの個別的環境対策要求が提出されており、要求事項は約50項目に及んだ。

そこで第3回連絡会は、総論6項目、各論19項目と論点を半分程度に絞ったが、それでも3回の期日を要し、中でも紛糾したPM 2.5の測定問題を議論するためさらに1回続会しなくてはならない状況であった。

- ii) 国は連絡会の「続会」を大衆的な傍聴のない「準備会」の形で行いたいと抵抗したが、あくまで公開の「連絡会」として開催させたことは大いに意義のあることであった。

今後、さらに要求書提出準備を進めている地域もあり、従来の「連絡会」「準備会」のみでは処理しきれなくなることはいよいよ明らかになっている。地域ごとの交渉体制を確立していくことが今年の課題となろう。

(2) 内容的な到達点と課題

ア 大きく前進した道路緑化対策

国・東京都は、道路緑化については原告側の要求を受けて積極的な対応をするようになった。

例えば樹種については、冬季も排ガス浄化作用のある常緑樹とすべきとの要求を受けて、国も東京都も可能な限り常緑樹を採用していく方針に転換させた。

また和解条項で道路拡幅に伴う植樹の充実を約束した国道6号新宿拡幅や、国道254号小日向拡幅などでは、常緑の高中低木を立体的に植栽していくことを約束させた。

さらに和解条項で中央分離帯の緑化を約束した足立の日光街道、板橋の川越街道については、当初低木のみの計画であったが、高中木を植栽する方向での検討を約束させた。

都道については和解条項に基づき、平成20年度から22年度まで、計122路線299kmについて中木の補植を中心とした緑化の充実が行われた。20年度は全て落葉樹のみの補植であったが、東京都と独自交渉などの末、21年度以降は常緑樹と落葉樹が混植されるようになった。

イ 道路構造の見直し＝歩道の拡幅も獲得

水戸街道・新宿拡幅では25mから35mに拡幅されるのに、歩道は僅か10cm広がるのみであることが分かり、これでは「道路拡幅に合わせて緑化の充実」を約束した和解条項の趣旨に反すると厳しく批判した結果、車道幅を削減して歩道を両側各1m拡幅し植樹帯を広げることを約束させた。

京葉道路・小松川拡幅では、停車帯設置を理由に、歩道幅員を当初計画の5.5mから4.5mに削減されることとなっていた。この点についても和解条項

の趣旨に反すると批判し、第3回連絡会では計画を元に戻す方向で関係機関と協議することを約束させた。

このように国の拡幅計画について道路構造の見直しを勝ち取ったことは大きな成果である。

ウ 激甚交差点对策

国は和解条項で8箇所の激甚交差点对策を約束し、これまで松原橋、上馬、北品川、梅島の4カ所について実態調査を行ない、対策の素案を発表した。しかしその内容は、ACF（高活性炭素繊維）、光触媒など、改善効果が疑わしい小手先対策のみである。

交通規制あるいは交差点の抜本的構造改善（ドーム化など）実効性ある対策を求めて引き続き交渉を強めていきたい。

エ 動き始めた自転車道整備

和解条項では、国は「自転車利用環境の整備推進」を約束した。この点について国は、昨年に至り「都内10箇所の直轄国道について自転車走行空間の整備を検討している」と回答した。また東京都は「12路線、40kmを3年以内に整備する」として、第3回連絡会で計画路線図を発表した。

いずれもようやく具体的に動き始めたことは評価しうるが、問題はこれらの「自転車走行空間」が車道と構造的に区分された「自転車専用道」となるのか、車道あるいは歩道を色分けしただけの「自転車専用レーン」、「自転車歩行者道」となるのかの点にある。国らは物理的分離が望ましいとはいうものの、これを実現させることはそう容易ではなかろう。色分け（視覚的分離）のみでは殆ど実効性はないので、物理的・構造的分離を実現させるよう交渉を強めていきたい。

オ PM 2.5 の測定問題（国交省）

PM 2.5 の環境基準設定に関しては、和解条項を足がかりにその後2年間に及ぶ運動の末、2009年9月9日に優れた内容の環境基準の告示を実現させることができた。これを受けて、東京都はその後3年間で都内の全測定局においてPM 2.5の常時観測体制を作ることを約束し、平成23年度には全81局中27局で常時観測を開始することとなった。

ところが都内で16箇所の常時観測局を有する国交省は、PM 2.5の観測はやらないと公言した（2010/10/6「連絡会」）。この国交省の態度は患者の強い怒りを買ひ、12/4の続会、さらには1/26の続会でも、患者らは約1時間にわたり怒りを込めて涙ながらに訴えた。しかし国交省は頑なにこれを拒絶している。

環境基準が設定された以上、公害発生責任者としてPM 2.5の観測体制の整備は当然の責務である。これは本省レベルの方針であることは明らかであり、本省を攻める方策を検討する必要がある。

カ 都心部への大型貨物車の走行規制（警視庁）

和解条項においては警視庁は現行の大型貨物車の都心部乗り入れ規制の拡大を検討することが約束された。警視庁はその検討のため、平成21、22年度に環七、環八通りの交通量調査を実施した。22年度中に交通量と汚染データの相関についてチェックし、その後対策について検討することとされる。

いずれにしても、今後の展開は予断を許さない。大型貨物の走行規制は今日、先進大都市では当然の施策となっており、その公害防止効果はあまりにも明確となっている。遅ればせながらも何とか東京でも実効ある規制を実現させるため努力していきたい。

(基地騒音)

〔1〕第三次嘉手納基地爆音差止訴訟

弁護士 赤 嶺 朝 子 (新 62 期)

1 はじめに

約 2 万 2,000 人。

これは、2011 年 3 月 28 日に那覇地方裁判所沖縄支部へ提訴予定の第三次嘉手納基地爆音差止訴訟の原告数である。航空機騒音に関する訴訟としては最大規模である。

原告は、嘉手納町、北谷町、うるま市、沖縄市、読谷村の 5 市町村に居住しており、これらの市町村の総人口の約 6.6%を占める。このうち嘉手納町では、同町に住む 3 人に 1 人が原告である。

嘉手納基地周辺住民が 1982 年に第一次爆音差止訴訟を提起してから約 30 年が経過する。この間、2 度に渡る訴訟において違法な爆音であるとの司法判断を受けたにもかかわらず、米軍と国はこれを無視し、いまでも日々違法な爆音を発生させている。

これ以上我慢できないとして、嘉手納基地周辺住民が約 2 万 2,000 人が結集したのである。

2 嘉手納基地の概要

嘉手納基地は沖縄市、嘉手納町、北谷町の 3 市町村にまたがる極東最大の米軍軍用飛行場であり、その面積は約 1,987 万 2,000 m²である。嘉手納町では町の面積のうち約 8 割が米軍基地である。

嘉手納基地には、滑走路が 2 本あり、戦闘機や空中給油機など多岐にわたる軍用機が常駐している。さらに、嘉手納基地には国内外から飛行訓練のために、多くの航空機が飛来し、タッチアンドゴー等の飛行訓練、低空飛行等が絶え間なく行われている。

3 被害の実態

嘉手納基地を離発着する航空機の騒音は、騒音レベルの強大さ、発生時間の不規則さ、発生頻度の多さ等の特質を有する点で、国内及び国外において他に類を見ない。

たとえば、第二次訴訟の控訴審判決が言い渡された直後である 2009 年 4 月度において、北谷町砂辺の測定局で 3,201 回の航空機騒音が測定され、12 の測定局で 1 か月平均約 1,575 回の騒音が発生した。

嘉手納基地では騒音防止協定に基づき、原則として午後 10 時から翌午前 6 時までの間の飛行等が禁止されているが、米軍はこれを守らず夜間早朝にも離発着等を行っている。

このように、嘉手納基地周辺の住民は、生まれてから人生を終えるまで爆音に曝される日々を送っている。これにより嘉手納基地周辺住民に難聴などの身体的被害を始め、睡眠妨害、生活被害、精神的被害等、様々な被害が生じている。

4 第三次訴訟に至る経緯

(1) 第一次訴訟

1982 年、嘉手納基地周辺の住民 906 名が、国に対し、夜間早朝の米軍機離発着と騒音の差止め及び損害賠償を求めて提訴したが、裁判所は、差止めは認めず、損害賠償のみ認めた。

(2) 第二次訴訟

違法な爆音であると判断されたにもかかわらず、爆音は一向に改善されなかった。そこで、2000 年、再び嘉手納基地周辺住民 5,504 名が、国とアメリカ政府に対し、夜間早朝の米軍機離発着と騒音の差止め

及び国に対し損害賠償を求めて提訴した。しかし、アメリカ政府に対する訴訟は、主権免除を理由に訴状すら送達されず、却下された。国に対する差止請求も、国にはアメリカの活動を制限する権限がないという理由で棄却し、損害賠償のみ認めた。

2011年1月、最高裁判所は原告の上告を棄却し、控訴審判決が確定している。

第二次訴訟の控訴審判決は国に対し「騒音の改善を図るべき政治的な責務を負っている」と判示したが、米軍機爆音被害はまったく改善されずに今日に至っている。

5 第三次訴訟

第一次、第二次訴訟では、裁判所は損害賠償を認めたものの、国は米軍機の運航を規制しうる立場にないとして国を加害者として認めず、差止めを認めていない。しかし、爆音の原因となっている米軍機の飛行差止めを認めなければ、原告らの被害を改善することできない。

第三次訴訟では、国に対し、嘉手納基地の米軍機の早朝夜間差止め及び夜間40dB・日中65dBを超える騒音の差止めと過去及び将来の損害賠償を求める予定である。

差止めが認められるためには、国自身の法的責任を明らかにする必要がある。第三次訴訟でも、国自身が米軍による爆音発生に加担していると主張・立証していく予定である。

すなわち、国は、違法な爆音を発生させる米軍の嘉手納基地使用状況を熟知しながら、復帰後約39年間も、嘉手納基地を提供している。これは、違法な爆音を発生し続ける米軍の侵害行為を容認するにとどまらず、積極的にこれに加担する行為であるといえる（嘉手納基地提供継続）。また、国は嘉手納基地を提供している基地提供者として、米軍に対して、違法な爆音を嘉手納基地周辺住民の生活領域に到達させない措置を講じる義務があるが、爆音到達防止措置を何ら講じていない（爆音到達防止義務の不履行）。

したがって、国は、国家賠償法第2条に基づいて損害賠償責任を負うとともに、米軍と共同として原告らの人格権等を現実に侵害し続ける共同妨害者であるといえる。

第三次訴訟では、裁判所に上記のように国自身の責

任を認めさせ、本訴訟の目的である差止めを勝ち取りたい。

6 第三次訴訟に向けての準備

嘉手納基地爆音差止訴訟は、第一次、第二次とも大阪の弁護士が中心に行ってきた。第三次訴訟では、沖縄の弁護士が約20名参加し、約40名の弁護団である。弁護団の人数が増えても、原告数が2万人を超えるため、説明会や訴訟委任状等の書類チェックに半年を費やした。

原告団は6支部（嘉手納、北谷、沖縄、具志川、石川、読谷）に分かれ、各支部とも役員や協力員などが中心となり原告団を束ねている。2011年2月以降、支部決起総会が順次開催され、3月28日提訴に向けて着々と準備を進めている。

7 さいごに

第一次訴訟は提起してから控訴審判決まで約16年、第二次訴訟は約9年もかかった。第三次訴訟は、原告数が第二次訴訟の約4倍に当たる約2万2,000人もいるため、訴訟の長期化が予想される。

しかし、爆音により被害が生じている現状からすると、一日も早く「静かな夜、静かな空」を取り戻す必要がある。

原告団、弁護団が一丸となって闘いますので、ご支援・ご声援よろしくお願いいたします。

〔2〕 普天間基地爆音訴訟控訴審判決

普天間基地爆音訴訟弁護団 事務局長
弁護士 加 藤 裕

第 1 控訴審判決の特徴

普天間基地爆音訴訟は、2010 年 7 月 29 日、福岡高等裁判所那覇支部において、控訴審判決が言い渡された。判決は、飛行差止等を棄却して損害賠償のみを認めるもので、従来の基地騒音訴訟と同様で、目新しくはない。しかし、判決の認定は、普天間基地の「欠陥」に正面から向き合うとともに、これに対する政府の無策を厳しく批判する内容となっており、結果的にこれまでの基地訴訟判決での水準の 2 倍の損害賠償額の認定へつながったといえる。

1 普天間基地の「欠陥」に正面から向き合った認定

判決は、普天間基地の爆音の深刻さとその危険性について具体的に指摘した。

第 1 に、判決は、普天間基地所属のヘリ騒音特有の低周波音被害について、通常の騒音被害と比べて、「心身に対する騒音被害が一層深刻化するという経験則」があるとし、航空機騒音のこれまでの評価基準であったうるささ指数（W 値）では評価できない被害があることを認定した。低周波音公害については通常の騒音と比べてまだ研究の蓄積は多くないが、判決は、住民が訴えている被害から出発し、このような認定に至ったのである。

第 2 に、航空機墜落などの事故の恐怖を現実にして正面からとらえたことである。一審判決も、墜落への不安や恐怖は慰謝料算定の要素になると述べていたが、抽象的なレベルにとどまっていた。しかし、高裁判決は、米軍機の墜落への恐怖は単なる不安ではなく「現実的」なものであるとし、この不安感や恐怖感は、「ひいては生命又は身体に対する危険への不安感」であるとした。

そして、判決は、普天間飛行場の立地について、アメリカで AICUZ が運用されていることをとりあげ、同プログラムで設定されるべきクリアゾーン（障害物を排除しなければならない区域）内に「学校、

病院その他、本来建築されるべきでない施設が存在する」、「そのため、普天間飛行場は『世界一危険な飛行場』と称されている。」と述べている。

第 3 に、判決は、1996 年に日米合同委員会で合意された騒音防止協定による夜間早朝（22 時から 6 時まで）の飛行禁止や、住宅地上空を回避した場周経路の設定についても、「午後 11 時までの飛行が常態化」している、また「必ずしもこの（場周経路の）規制は守られておらず」、「被告は、米軍に運用上の必要性について調査・検証するよう求めるなど…適切な措置をとってはいない。そのため、平成 8 年規制措置は、事実上、形骸化している」と断じた。協定を締結しているにもかかわらずその履行状況を確認しようとしめない非常識な国の対応を痛烈に批判しているのである。

2 差止の棄却

判決は、このように普天間基地による住民被害を正面から認定したにもかかわらず、結局飛行差止については、従来の最高裁の「第三者行為論」によって棄却をした。極めて残念である。

判決は、差止を棄却しつつも、「しかし、このことは、もとより、被告に普天間飛行場周辺の騒音の状況を改善する責務がないことを意味するものではなく、…より一層強い意味で本件航空機騒音の改善を図るべき政治的な責務を負っている。」と判示した。最高裁判例があるもとで高裁の裁判官なりの努力はされたのであろうが、そうであるならば、判例を一步前進させる判断をすべきであった。

3 慰謝料額の倍増－現在の爆音訴訟の水準を突破

爆音訴訟は金銭請求そのものが目的ではないものの、抜本的な対策を取らせるためには財政負担の面から圧力をかけ続けていかなければならない面も存する。この点、高裁判決は、損害賠償について、W75 地域で日額 200 円（月額約 6,000 円）、W80 地域

で400円（月額約1万2,000円）という、一審判決や他のこれまでの爆音訴訟での水準の倍額の支払いを命じた。

4 危険への接近や防音工事による減額

判決は、住宅防音工事を実施している住宅については、従前の裁判例にしたがって賠償額を一部減ずる判断を行った。しかし、危険への接近法理の適用については、全面的に排除した。

第2 これからの課題

最後に、訴訟を通じてみた二つの課題を述べておきたい。

第1は、航空機騒音被害に対する抜本的な対策をとらなければならない、ということである。すでに、航空基地騒音訴訟で最初に基地騒音の違法性が認定された1981年の第一次横田基地訴訟一審判決から30年にもなる。軍用空港では、何度違法判決が出されても、いまだに全国で何十万人以上もの生活と健康を脅かし続けている。飛行制限措置や航空機の制限、被害を与えている基地の撤去など、軍事にもメスをいれた被害者救済が求められている。

第2に、沖縄県における米軍基地展開の歴史的違法性の清算、つまり沖縄を切り捨てて講和条約を締結した戦後処理の誤りの清算が求められているということである。

普天間飛行場の危険な立地というのは、普天間基地建設の経緯に由来するものである。沖縄の米軍基地は、戦時中の占領に起源を有し、終戦後も接収を継続したものであり、ハーグ陸戦法規において認められている戦時中の徴発を逸脱する国際法違反の行為である。日本政府は、講和条約締結の際、沖縄を引き続き米軍占領に委ねる過ちを犯し、違法を是正する機会を逸した。1972年の沖縄復帰時は、その過ちを正す第二の機会であったが、結局、在沖米軍基地についてそのまま形式的に日米地位協定第2条による提供施設区域とすることによって違法状態をさらに追認することとなった。沖縄戦で沖縄を本土防衛の踏み石とし、さらに講和条約から現在に至るまで日米安保条約のうえにあぐらをかいてきたわが国の戦後が清算されずに今日に至ったツケといえる。

第3 終わりに

普天間飛行場周辺の住民の願いは、米軍による被害の根絶であり、普天間飛行場の即時閉鎖こそが必要である。また自らの被害を沖縄県内の基地たらい回しで「代替」させることも拒否している。訴訟団は、差止についての上告申立により、普天間飛行場の移設条件のない即時閉鎖のため、たたかい続ける決意である。

(イタイイタイ病)

イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動

イタイイタイ病弁護団 事務局長
弁護士 水谷 敏彦

I はじめに

本年 2011 年はイ病訴訟一審判決から 40 年目である。長年にわたって続けられてきた汚染土壌復元工事は本年で終了する予定である（作米中のカドミウム濃度を確認した上で数年後に汚染地指定が解除されることになる）。そして、来年は控訴審の完全勝利判決から 40 周年を迎える。この 40 周年の節目にカドミウム被害根絶の運動に一つの区切りをつけるべく、昨年も着実に運動を前進させた。

特に、被害住民が設置を求めてきたイ病総合センター（資料館）については、富山県が県立イ病資料館（仮称）を設置する意向を正式に表明し、来年春の開館を目指して具体的に動き出している。三井金属鉱業はこれに 5 億円を拠出した。

イ病運動の中心を担ってこられた小松義久イ対協名誉会長が昨年 2 月 11 日、逝去された。ご冥福をお祈りする。本年 3 月に偲ぶ会を催す予定である。

以下、各分野での動向を報告する。

II 発生源対策関係

昨年も 8 月 1 日、立入調査（第 39 回）を実施し、総勢 100 名を超える住民や科学者、弁護士等が参加、神岡鉱業に対する監視を継続している。

なお、本年は 40 回目の立入調査となる。その前日（8 月 6 日）に 40 回記念シンポジウムを開催し、これまでの発生源対策の到達点を確認するとともに将来への展望を語り合う機会を持ちたいと考えている。

1 旧亜鉛電解工場の地下汚染問題

旧亜鉛電解工場等から漏出した大量のカドミウム

で汚染された六郎地域地下を調査するため豎坑（井戸）が掘削された。これにより地盤汚染の状況や既設のバリア井戸の水位変化との関連性等を調査・分析し、対策に結びつけることが期待されるが、現在のところ会社（神岡鉱業）側から具体策は示されていない。会社側は汚染土壌除去に難色を示しており、住民側としても、完全な封じ込めの可能性を検証しつつ、具体策を詰める時期に来ている。

2 神岡碎石跡地ヤードの利用

操業を終えた神岡碎石の施設はすべて除去されて、広大なヤードができた。このヤードについては、会社側から、沈砂池の新設、苗木植栽、周辺緑化等の利用方針が示されている。これらが実現すれば栃洞露天掘水が及ぼす悪影響の大幅な減少が見込まれるので、本年はこの方針をさらに具体化させる必要がある。

3 耐震強化対策、廃止鉱山の可視化等

その他にも、会社との間で、①工場施設の耐震強化対策を引き続き進めていくことや、②デジタル粉塵計を活用した作業環境の改善、③廃止鉱山内を可視化して清濁水・施設等の把握を容易にすることなどが合意された。いずれも下流域住民が上流の神岡鉱山を将来にわたって監視していく上で必要な基礎的準備であり、焦眉の課題となってきた。

III イタイイタイ病関係

1 イ病認定・要観判定

一昨年に認定申請し、検査の負担に堪えられないため骨生検を見送った患者さんが死亡し、剖検を経

た上で申請したものの、認定には至らなかった。主治医によれば、治療が功を奏したため骨所見を見出せなかったからだと推認される。本来は治療効果も斟酌して認定すべきであって、患者側には不満の残る結果となった。

また、住民健康調査からの要観判定はなかった。

2010年12月現在の患者数は5名（総数は195名）、要観察者は0名（総数は336名）である（末尾「年次別一覧表」参照）。

2 カドミウム腎症の救済に向けて

一昨年に環境省から出された「カドミウム汚染地域住民健康影響調査検討会」報告書は、 β 2-MGが高値で持続する人は腎機能が障害されており、慢性腎臓病とみてよいことを明らかにした。これを受けて被害住民と弁護団は、一定の基準の下でカドミウム腎症を救済する枠組み（救済基準と救済内容）を策定するため、イ病研究者の協力を得ながら検討を進め、一定の結論を得た。

本年は、国に対しカドミウム腎症を公害病に指定するよう引き続き働きかけていくだけでなく、加害企業との間でも救済の在り方を模索したいと考えている。カドミウム腎症の救済は、完全勝利判決から40周年の節目を迎えるにあたって是非とも解決したい課題である。

3 住民健康調査の改善等

昨年、環境省に対し、住民健康調査での精検対象者の受検率が上がっていないことを指摘し、受検促進策などを上申したところ、新たに高齢未受診者の検診を実施することになった。この検診によってイ病患者や要観察者が発見され、救済につながることを期待される。

4 イタイイタイ病セミナー

昨年10月30日、富山県民会館において、第29回イタイイタイ病セミナーが開催され、会場を満員とする約150名が参加した。講師には、カドミウム汚染地域住民の生命予後を研究されている中川秀昭金沢医科大学医学部公衆衛生学教室教授とイ病訴訟弁護団の元事務局長である島林樹弁護士をお招きした。

中川教授は、「カドミウム汚染地域住民の生命予後～昭和54～59年健康調査受診者の20年間の追跡調

査から～」と題して報告され、女性では高度汚染地域における死亡リスクが高いことなどの調査結果を説明された。

また、島林弁護士は、「公害裁判の原点—イタイイタイ病訴訟を回想して—」と題して講演され、イ病訴訟の控訴審判決まで約5年間携わられたご自身の体験や考えを述べられた。イ病訴訟では地域限局性の立証（疫学的証明）を行ったことが強調されるあまり全体として因果関係の立証の程度が低かったと見る向きがあるが、原告側は疫学的証明だけではなく、病理メカニズムのある程度の解明（ファンコニー症候群であること）、諸外国の慢性カドミウム中毒とイ病との症状の一致、動物実験の成功という4本柱で因果関係を立証したのであり、実は証明の程度は非常に高かった、というご指摘は興味深いものであった。

5 イタイイタイ病研究

環境省委託による総合研究班は3年間で1区切りとして研究を継続しており、昨年がその3年目の年であった。

昨年3月にこれらの研究の報告書（平成21年度環境省委託業務報告書『イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究（重金属等による健康影響に関する総合的研究）』）がとりまとめられ、同報告書では、①慢性カドミウム曝露によって腎・その他の泌尿器がん、腎炎・ネフローゼ、糖尿病、虚血性心疾患等の疾病リスクが上昇する可能性があること、②カドミウム汚染地域の居住期間と尿中Cdや尿中 β 2-MGの間には有意な相関が認められたことなどの有意義な研究結果が報告されている。

IV その他の諸課題等

1 イタイイタイ病総合センター（資料館）の設置

長年被害住民が求めてきた「イタイイタイ病総合センター（資料館）」建設について、富山県は一昨年6月、イタイイタイ病関係資料継承検討会を設置し、同検討会は同年11月、「県として資料館を設置することが望ましい」とする中間報告、昨年2月には同旨の「イタイイタイ病関係資料の継承のあり方に関する報告書」をまとめて県に提出した。これを受けて県は同年3月、関係者の協力を得ながら県立のイ

タイタイ病資料館（仮称）を設置することとする整備基本構想をまとめ、厚生部次長・参事をトップとするタイタイ病資料整備班を作って作業を進め、複数業者から企画案を出させて業者を選定して基本設計の方針等が作成され、資料継承検討会と同一の委員で構成する「タイタイ病資料館（仮称）整備・運営等検討会議」が同年7月から開催され、基本設計の方針等が検討され、基本設計を9月に決定した。現在は実施設計の作業中であり、本年3月には決定見込みで、資料館建設は急速に進展した。

これに対して被害団体は、検討会委員であった小松名誉会長や高木会長を通じて検討作業の進展状況を把握するとともに、資料保存・展示について総合センター設置の要望内容に沿った施設が実現するよう働きかけてきた。資料館設置が決まってからは、厚生部長に対し、①「住民の意見を取り入れた」資料館とするための展示棟の具体的な内容について意見を聞く協議の機会の設定、②被害団体の事務を行うための場所の提供を求めて要望書を提出した。事務を行う場所については、被害住民の運動拠点である清流会館の機能を早晚資料館（仮称）に移す必要があり、同一の建物、敷地または近隣に設置することが獲得目標となる。

これを受けて昨年8月、清流会館で、県側からの説明と住民の要望を受ける機会が持たれた。県側の説明は、事務所の設置については住民側の意向は十分認識しており、設置の時期の点についてだけ困っているというものであり、実現の目処はたったと評価してよいと考えられる。その後も基本設計について住民側に対する説明会が持たれ、住民側から展示方法や内容についての意見、アイディアが提案されたが、県側は実現可能なものは積極的に取り入れる態度であった。

今後は、実施設計及び制作の段階に入り、具体的な記述や展示内容が問題となる。県側は被害住民の協力を求める姿勢であるが、被害住民としても今後も意見交換する機会をできるだけ多く持ちながら、適正な展示等の実現に努めていく必要がある。

2 専門資料の保存

タイタイ病・カドミウム被害関係の資料について、県の資料承継検討委員会は、専門資料は各専門機関に、一般資料は資料館（仮称）に蒐集すると

いう方針であり、それは専門機関に照会してその意向を尊重する結果であるとの説明している。

しかし、たとえば大学については研究室のメンバーの異動によって保存が維持できない場合も出てくることが予想されるし、資料は全国各所に存在し、その実情は様々であると考えられる。昨年の公害被害者総行動での交渉では環境省も資料蒐集に関心を持っている様子であったことから、被害団体では、適切な保存方法を検討するため、イ病研究者の意見も伺って、関係者に資料の保管状況や今後の意向について照会を行っているところである。

この照会結果も踏まえ、貴重な専門資料等の散逸を防止するための方策を提案していきたい。

3 イ病運動関係の出版

昨年はイ病運動を後世に伝える出版が相次いだ。

①島林 樹

『公害裁判—タイタイ病訴訟を回想して—』

②江川 節雄

『四大公害裁判・富山タイタイ病闘争小史』

また、松波淳一先生は、『私説 タイタイ病の社会経済学—タイタイ病と水俣病を比較して—』を出版されるなど、精力的な執筆活動をされている。

本年は、『語り継ぐ タイタイ病住民運動—富山・神通川流域住民のたたかい』の出版を目指して準備中である。これは、イ病運動史研究会（木澤進弁護士を中心に若手のイ病弁護団員で構成していた）において、イ病問題をめぐる住民運動と裁判闘争の歴史を学びながら今後の運動の在り方を考えていこうという目的で、小松名誉会長らから貴重な証言を聞き取ってきたものを、証言集として出版しようという企画である。イ病訴訟提起日を記念して本年3月9日の出版を目指している。

イ病患者認定・要観察者判定年次別一覧表

2010.12

	認定患者			要観察者							
	認定	死亡	現在数	判定	要観察者削除内訳				現在数		
					患者認定	死亡	解除	計			
S	42	73	3	70	155	0	2	0	2	153	
	43	44	12	102	33	19	2	29	50	136	
	44	3	8	97	1	1	6	106	113	24	
	45	4	4	97	2	2	5	15	22	4	
	46	1	5	93	1	0	0	0	0	5	
	47	0	11	82	138	0	5	0	5	138	
	48	1	2	81	21	0	10	16	26	133	
	49	3	12	72	7	2	6	9	17	123	
	50	0	7	65	4	0	4	20	24	103	
	51	0	6	59	5	0	2	3	5	103	
	52	0	9	50	4	0	8	0	8	99	
	53	1	1	50	4	1	6	6	13	90	
	54	0	5	45	1	0	6	0	6	85	
	55	1	4	42	3	1	9	10	20	68	
	56	1	4	39	1	①	0	7	0	7	62
	57	0	5	34	4	0	8	0	8	58	
	58	10	7	37	0	④	6	7	0	13	45
	59	1	6	32	1	1	7	0	8	38	
	60	1	9	24	0	0	8	0	8	30	
	61	4	7	21	1	③	1	7	0	8	23
	62	0	3	18	0	0	5	0	5	18	
	63	1	2	17	1	1	0	0	1	18	
H	1	4	6	15	0	①	2	4	0	6	12
	2	1	4	12	0	①	0	2	0	2	10
	3	1	1	12	5	1	1	0	2	13	
	4	5	6	11	5	③	1	2	0	3	15
	5	18	14	15	0	⑬	4	1	0	5	10
	6	3	4	14	2	3	0	0	3	9	
	7	0	1	13	0	0	0	0	0	9	
	8	0	2	11	1	0	5	0	5	5	
	9	0	2	9	0	0	0	0	0	5	
	10	2	2	9	0	0	0	0	0	5	
	11	0	3	6	0	0	0	0	0	5	
	12	1	1	6	0	0	0	0	0	5	
	13	1	1	6	1	1	0	0	1	5	
	14	1	3	4	1	①	0	2	0	2	4
	15	1	1	4	0	0	1	0	1	3	
	16	1	2	3	0	①	0	1	0	1	2
	17	0	1	2	0	0	0	0	0	2	
	18	3	1	4	0	0	1	0	1	1	
	19	1	0	5	2	1	0	0	1	2	
	20	3	2	6	0	1	0	0	1	1	
	21	0	1	5	0	0	1	0	1	0	
	22	0	0	5	0	0	0	0	0	0	
合計	195	190	5	404	49	141	214	404	0		
				(336)	(28)		(146)				

注:()は実数 ○数は申請中死亡者

(水俣病)

〔1〕 ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟の情勢と到達点

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団
弁護士 板 井 俊 介

1 基本合意と和解までの道程

本記述は2011年3月6日時点のものである。

2010年1月22日、熊本地方裁判所民事第2部（高橋亮介裁判長）は、ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟第23回口頭弁論期日において、「係属中の全ての事件」の原告2,018名、並びに、国、熊本県及びチッソ株式会社に対し、訴訟上の和解による解決を勧告した。

かつて水俣病第三次訴訟において、被告国は、熊本をはじめ、東京、大阪、福岡の各裁判所から再三にわたり和解勧告を受けたにもかかわらずこれを拒否し続けた。しかし、この和解勧告を受け、被告国は、これまでの姿勢を転換し、訴訟上の和解のテーブルについた。この和解勧告と第1回和解協議の開始は、水俣病問題の解決に向けた歴史的転換であった。

その後、2010年2月12日の第2回和解期日において、国は、原告ら対象者の判定方式として、原告の推薦する医師2名、被告側の医師2名、及び、原被告双方の同意のある座長1名の計5名からなる「第三者委員会」が対象者を判定する方式を提案した。

続く同年2月26日の第3回和解期日では、これまで昭和43年末までに出生した者に限っていたメチル水銀曝露の時期を昭和44年11月末生まれまでに拡張し、居住地域も鹿児島県出水市と熊本県上天草市龍ヶ岳町で3地区を拡大するとの意向を示した。

3月15日の第4回和解協議において、裁判所は、補償内容である一時金や療養手当の給付内容について、対象者となった場合に①一時金210万円、②療養手当は12,900円から17,700円までの3段階、③医療費の支給と、29億5,000万円の団体加算金という所見を提示した。その上で、3月29日の第5回和解協議までに受け入れの検討を促した。

これを受け、ノーモア・ミナマタ訴訟原告団は、3月28日、水俣市体育館で原告団総会を開き、賛成多数で裁判所所見の受け入れを議決した（反対1名）。これを受け、29日の第5回和解協議において、和解による終結に向けた基本合意が成立した。

この基本合意に至るまで、全国の公害被害者総行動実行委委員会をはじめとする支援団体、まさに手弁当で大検診を実施した医師団やスタッフの各位には多大なご尽力を頂いたことに心より敬意を表する。

2 基本合意後の推移

基本合意後、原告・弁護団、国、熊本県及びチッソが協議を行い、第三者委員会での判定作業に向けた事務作業が行われた。第三者委員会において判定される基本的な要件は、(1)チッソの排出したメチル水銀を含有する魚介類を多食したか（メチル水銀曝露歴）、(2)水俣病の症状があるか、の2点である。

しかし、国、熊本県は、①地域指定内の原告でメチル水銀曝露歴の裏付け資料が不十分な者、②地域指定外の原告の曝露歴の裏付けが不十分である者、③昭和44年12月1日以降に出生した原告の曝露歴の裏付けが不十分である、などとして、およそ300名の原告について第三者診断を受診させないという運用を取った。このため、長期間にわたり、これらの原告について第三者委員会での判定自体ができない状況となった。

このような環境省と熊本県の態度は、第三者委員会による判定により対象者を判別するという基本合意の本質的内容に根本から違反するものであったため、原告団・弁護団は、これらの原告につき直ちに供述録取書を作成し、その内容を聞き取り調査することにより、メチル水銀曝露歴を肯定する運用を迫り、上記①ない

し③の全原告について熊本県・鹿児島県によるヒアリングを実施することとなった。

これにより、国、熊本県の要求する資料が乏しい原告はもちろん、地域指定外の原告、昭和44年12月1日以降に出生した原告について、補償の対象者となる可能性が大きく高まった。

これを受け、すべての原告につき判定作業が終了し、2011（平成23）年3月25日には熊本地裁、同24日には東京地裁、同28日には大阪地裁で和解成立が見込まれている。

3 成果と到達点

この裁判上の和解には多くの成果と到達点があるが、主なものとして以下の点が挙げられる。

(1) 国、熊本県、チッソの責任に基づく被害者補償の実現

2004年の最高裁判決において、国、熊本県に水俣病の発生・拡大の責任があることが明示されたが、その後、国は、いわゆる新保険手帳による解決、当時の与党（自民党、公明党）PT案による第2の政治解決、いわゆる水俣病被害者特措法の運用による解決を持ち出し、あくまで自らの責任を認めようとはしなかった。

しかし、この裁判上の和解は、原告らが当初から求めていたように、明らかに国・熊本県に水俣病の発生・拡大の責任があることを踏まえた解決であり、一時金、療養手当、及び医療費の支給という3本柱の補償を実現した点が大きな成果である。

(2) 判定権限を行政から奪った「第三者委員会」方式

これまで公健法に基づく水俣病認定審査会をはじめ、1995年政治解決時においても、「誰が水俣病被害者か」を決定するのは常に行政であった。しかし、2004年の最高裁判決において加害責任が認められた国、熊本県が「誰が被害者か」を決する権限を持つことは不合理であると主張し、約1年にも及ぶ高岡滋医師の証人尋問を実施して医師団作成の共通診断書の信用性を確固たるものとした。

その結果、今回の裁判上の和解において「誰が水俣病か」を判断するのは、国が指名する委員2名のほか、原告側の指名する委員2名、及び、原被告双

方が指名する座長が加わった第三者委員会となった。これは、要するに「誰が水俣病か」についての判断権を加害者である行政の手から奪い取ったことを意味しており、これまでの水俣病被害者への補償手続が、新たな段階に至ったことを示すものである。

(3) 指定地域の拡大

さらに、従来、「水俣病被害者はいない」とされていた地域のうち、熊本県上天草市のうち旧龍ヶ岳町の樋島地区、高戸地区、及び、鹿児島県出水市の下水流地区が新たに対象地域と指定された。本来であれば、チッソの排出したメチル水銀を大量の体内に取り込んだ者であれば水俣病に罹患する可能性が高い以上、地域の線引き自体、不合理な制度であるが、これまで国は対象地域を限定してきた。すなわち、水俣病被害の発生の範囲を狭めようと画策してきた国、熊本県、チッソにとって、指定地域の拡大は絶対に譲れない一線であったことは明らかである。

しかし、ノーモア・ミナマタ訴訟を中心とした運動、とりわけ、天草地域における水俣病被害者掘り起こし運動により、昭和30年代に樋島地区で漁協の元組合長が水俣病患者の存在を隠し続けたという証言などが現れた（平成22年12月15日熊日）。こうした動きが被告を追い詰め、対象地域の拡大が実現したものであり、この点は極めて画期的と評価されるべきである。

(4) 指定地域外の原告が対象者となること

かつての水俣病第三次訴訟においては、上天草市、天草市在住の水俣病被害者を原告とすることはなかったため、指定地域外に居住する原告への補償の可否が問題となることはなかった。

しかし、弁護団としては、2004年の最高裁判決を受け、従来の水俣病行政を大きく転換させる情勢を作るためには、これまで水俣病被害者がいないとされている地域に居住していた者が原告となって補償を求めることが極めて重要だと考え、天草地域における原告の拡大に取り組んだ。

その結果、指定地域外に居住していた原告が補償の対象者となる可能性が高まった。これにより、これまで国により矮小化されてきた水俣病被害をよりいっそう明らかとすることとなったものであり、この点も極めて大きな成果というべきである。

(5) 昭和44年11月30日までに生まれた原告も対象者となったこと

さらに、昭和43年5月にチッソがアセトアルデヒド廃水の排出を停止したことをもって、これまで国は水俣病被害の発生は昭和43年末で終了したとの立場を崩さなかった。

しかし、弁護団は、最高裁判決を受けて提訴に至ったノーモア・ミナマタ訴訟において、昭和44年以降の水俣病被害を訴えるべきと考え、昭和44年以降に出生した者も原告として戦列に加えて闘った。そして、昭和48年生まれのネコが胎児性水俣病のネコであったとの研究論文（国側証人である藤木素士に対する証人尋問）や、昭和44年以降に生まれた水俣市を中心とした不知火海沿岸地域の出身者のへその緒に含まれるメチル水銀濃度は他の地域よりも高いという研究結果（坂本峰至氏）が明らかにされるなど世論を喚起した（2010年6月21日朝日新聞朝刊1面）。

その結果、昭和44年11月30日までに生まれた者を補償対象とすることとなったものであり、この点も水俣病被害を矮小化してきた国側の目論見を打ち砕いた点で大きな成果である。

(6) 昭和44年12月1日以降に生まれた原告が対象者となる可能性があること

さらには、今回の和解において、昭和44年12月1日以降に出生した原告が補償対象者となる可能性もあり、これが実現すれば水俣病の歴史上、初めて昭和44年12月1日以降に出生した水俣病被害者が存在することが明らかとなる。

この点も、今回の裁判上の和解における大きな成果というべきであり、水俣病被害の実相を明らかにする最先端の到達点というべきである。

4 残された問題

(1) 指定地域外、昭和44年12月1日以降に出生した水俣病被害者の救済

このように、指定地域外、昭和44年12月1日以降の出生の水俣病被害者の存在が明らかとされる場合、同様の被害を有する者が多数存在することが予想される。これらの水俣病被害者をどのように補償対象者として扱っていくかが、今後の課題である。

(2) 水俣病被害者特措法の運用の在り方

また、最後の一人の水俣病被害者まで補償をすべきという観点からすれば、水俣病被害者特措法の運用に期限を付することは許されないというべきである。この点に対する闘いをどのように構築するかが今後の重要な課題である。

(3) 実態を明らかにするための健康調査の実施

そして、不知火海沿岸に居住する47万人ともいわれる全住民の健康調査を実施することも必須である。

公式発見から55年を経ても未だ水俣病問題が解決しないのは、行政において水俣病の被害の真相、実態を把握しようとしてこなかったからである。行政は果たして何人の水俣病被害者がいるのかすら解明しようとしませんが、そうである限り、すべての水俣病被害者への正当な補償の実現は物理的に不可能である。

この点について、小沢前環境大臣、松本龍環境大臣は、いずれも健康調査の実施には否定的な発言に終始している。しかし、このような健康調査が実施されない限り、対象地域の線引き問題や昭和44年以降に水銀曝露を受けた水俣病被害者に対する補償問題、そして、未だ名乗りを上げることができない水俣病被害者の存在が明らかにならず、真の意味での解決を実現できないというべきである。

(4) チッソ分社化を許さない

チッソ分社化を認める「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立した今、将来における水俣病被害者に対する責任を保障する体制の在り方を明確にすることも重要である。特措法の定めるチッソ分社化は、原因企業チッソに補償協定を結んだ認定患者、未だ名乗りを挙げられない未認定患者に対する法的責任からの解放を意味するものだからである。

しかしながら、すでに2010年6月4日、チッソは分社化に向けて水俣病特別措置法第8条に基づく特定事業者の指定を環境省に申請し、同年7月6日、環境大臣はチッソを特定事業者に指定した。さらに同年11月12日、チッソは事業会社への事業譲渡時期を2011年3月とする事業再編計画を認可申請し、同年12月15日には環境大臣が同計画を認可した。そして、2011年1月12日にはチッソは完全子会社で

ある「JNC 株式会社」を設立し、同年 2 月 8 日には大阪地裁が子会社 JNC への事業譲渡を許可しており、JNC は同年 4 月 1 日から事業を開始するという。つまり、チッソ分社化の手続は着実に進んでいる。

チッソは、株式売却時期や売却後の親会社の存廃については明言を避けているが、同計画が示した株式評価額がいかなる根拠に基づいて算定されたか不明である上、昭和 44 年 12 月 1 日以降に生まれた水俣病患者、胎児性水俣病患者への補償、及び、未だ手を挙げられない水俣病患者が存在する可能性

がある以上、真の患者補償額は不明であるというほかない。また、後藤舜吉チッソ会長は「チッソが消滅しない」とは明言していないのである。このようなチッソ分社化を許さない闘いも重要な課題である。

以上のような点を踏まえ、将来、手を挙げるであろう水俣病患者にも十分に配慮しつつ、私たちは、いかなる状態になろうとも、すべての水俣病患者の正当な補償の実現を訴え続け、最後の一人への補償が実現するまで闘い続ける所存である。

〔2〕 提訴から 2 年、クライマックスを迎えた 「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」

ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団 事務局長
弁護士 井 奥 圭 介

1 訴訟の経緯

ノーモア・ミナマタ国賠等近畿訴訟は、①水俣病の発地域から主として近畿地方に転出した水俣病患者の救済と、②水俣病最終解決に向けての全国的な世論喚起を二つの大きな目的として、12 名が原告となり、2009 年 2 月 27 日に大阪地裁に提訴した。

その後、2010 年 9 月 15 日までに、9 次に及ぶ追加提訴があり、原告総数は 309 名と、大阪地裁でも 1、2 を争う大型集団訴訟となっている。

2 和解の基本合意

2010 年 11 月 16 日、ノーモア・ミナマタ近畿訴訟についても、熊本や東京さらには新潟と同様、①原告一人当たり 210 万円の一時金、②原告の状態に応じ、一月 1 万 7,700 円～1 万 2,900 円の療養手当、③水俣病患者者手帳による医療費の負担、④団体加算金 3 億円、を骨子とする和解の基本合意が成立した。

それを受けて、現在、原告が水俣病患者であるか否かを国・熊本県側が委嘱した医師が診断する第三者診断が進められており、弁護団員は水銀曝露を疎明する資料の提出や原告の受診への付添等に追われている。

3 近畿訴訟の課題

最終的な和解手続は全ての原告の診断結果がそろった後に行われることになっているが、何とかこの記事が皆さんに読まれるころまでには、全ての原告について水俣病の診断を勝ち取り、和解による救済を実現したいと考えている。

しかし、水俣病の難しいところは、患者本人が自分が水俣病であることを自覚せずに症状に苦しんでいる人が多いことであり、そのような患者は、不知火海沿岸地域から、近畿など、他地域に転出し、これまで水俣病に関する情報が伝わっていなかった人たちの中に多い。そのような潜在患者を掘り起こすには、本来、行政による住民の健康被害調査が必要であるが、国も

県もそれを頑なに拒否しているのが現状である。

我々ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団は、熊本訴訟弁護団や東京訴訟弁護団さらには新潟訴訟弁護団と

も連繋して、水俣病患者の全員救済をめざして引き続き取り組んでいく所存である。

〔3〕 ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟 報告

ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟弁護団 事務局長
弁護士 味 岡 申 宰

1 はじめに

2009年6月21日に提訴したノーモア・ミナマタ新潟訴訟は、ミナマタ全国連に結集し、熊本訴訟、近畿訴訟、東京訴訟の原告、及び全国の公害被害者や支援の人たちと連帯し、水俣病全被害者の救済と水俣病問題の解決をめざして闘ってきました。そして、昨年10月21日、「基本合意」を勝ち取りました。

2 基本合意の内容

基本合意の内容は、原告に関する事項だけでなく、新潟水俣病全被害者の救済に関する事項で構成されています。

(1) 原告に関する事項

- ① 救済を受ける対象者の判定は、ノーモア・ミナマタ訴訟が勝ち取った熊本地裁の所見を踏襲し、原告と被告らが設置する「第三者委員会」で行い、判定資料として原告らの主治医が作成した「共通診断書」と「第三者診断結果」を用い、疫学条件と感覚障害が認められた場合には救済対象とされます。これまでの行政による判定権独占の壁を打ち破り、公平な第三者委員会による判定の実現を可能にしたものです。
- ② 救済対象者に対する支給内容も、熊本地裁の解決所見を踏襲し、療養費、一時金210万円、

療養手当月額1万7,700円から1万2,900円と決まり、団体加算金は2億円となりました。

(2) 新潟水俣病の全被害者の救済に関する事項

- ① 第1に、国は、昭和電工や原告を含む地域の関係者の協力を得て、「地域の振興、健康増進事業の実施、調査研究、一定の要件を満たす健康不安者に対する健康診査・保健指導の実施」に努めるとしています。

また、国は、「効果的な疫学調査を行うための手法」について、原告を含む地域の関係者の協力や参加の下で、その開発を行うよう努める」としています。

- ② 第2に、国は、水俣病特措法の救済措置の実施にあたり、「救済を受けるべき者が救済されることを期し、水俣病の診断が可能な医療機関の受診体制の拡充及び救済措置の周知について便宜を図るよう努める」ことになったほか、「水俣病にみられる症状に関して不安を持っている方々が医学的な診断や相談を受けられるような方策について検討することとし、原告らと引き続き協議する」。また、「昭和電工においても、特措法による救済措置の周知に努める」ことを約束しました。基本合意では、これらの施策や方策は、国が昭和電工や原告を含む地域の関係者の協力を得て行うとしています。私たちは、「水俣病にみられる症状に関して不安を持っている

方々が医学的な診断や相談を受けられるような方策」に関連して被害地域の住民健康調査を強く要求してきました。

- ③ 第3に、国と昭和電工は、「原告その他の地域の関係者の参加、協力を得つつ全ての新潟水俣病の被害者の福祉の充実のために必要な措置を取る」とし、その具体的な立案について検討する」ことになりましたが、特に注目したいのは、この基本合意に関連して昭和電工が私たちに対し、「新潟水俣病被害者の福祉の充実に必要な措置」として、新潟水俣病被害者のうち、要介護認定者や要支援認定者が公的介護保険サービスを利用し、利用者負担額を自分で負担したときは、要介護認定者の場合は1月について一律5,000円、要支援者の場合は一律1,500円を支給することを表明したことです。この施策は、支給金額は必ずしも十分ではないにしても、原告だけでなく新潟水俣病全被害者を対象としたものであり、評価できるものです。

なお、施設については、具体的な合意には至りませんでした。新潟は九州に比べ、国が設置した医療・介護施設や介護予防施設が皆無と立ち遅れており、私たちは、国に対し、これらの設置に向けて具体的な立案を早急に行うよう要請しています。

- ④ 第4に、昭和電工と国は、原告らが地方公共団体に対して、慰霊碑の設置や水俣病犠牲者慰霊祭の開催を求めていることについて、「県、市を含む全ての関係者の合意、参加を求めつつ、関係者と協議し、その実現に向けて努力する」ことになりました。

(3) 責任とおわび、解決および紛争の解決について

- ① 昭和電工と国が、新潟水俣病被害者について責任とおわびを表明することが明示されました。
- ② 今回の基本合意では、平成7年の政治決着の際の協定書に付されたような「新たな要求行動の禁止条項」は全く付されませんでした。私たちは、今後とも、基本合意とこれを踏まえて成立する和解条項に基づき、原告を含む新潟水俣

病の全被害者の救済が図られるよう努力するとともに、新潟水俣病に関する新たな問題が発生した場合は、必要に応じて国や昭和電工と協議し、解決の道を模索していきたいと考えています。

3 基本合意の具体化について

現在、基本合意に基づき、原告の救済対象を決める手続が大詰めを迎えており、全ての原告が救済されるようにと全力で活動しています。また、それと並行して、全被害者救済の課題についても、国や新潟県との間で協議を続けています。

(1) 新潟水俣病の被害者及び地域の実態調査について

水俣病の全被害者の救済と全面解決のためには、被害の実態を把握することが前提となります。基本合意後の協議のなかで、環境省に対し、以下の点を提案しました。

- ① 特措法37条3項に政府の義務としてあげており、また「基本合意」の「その他の施策」3(1)にある「効果的な疫学調査」(住民健康調査を含む)を実行するために、被害者ら関係者を含む「検討委員会」を設置して、その方策を立案すること。
- ② 上記方策が立案実行されるまでは、自主的な医療機関が水俣病住民健康調査を実施する場合、国と昭和電工は、実施費用の補助、可能な医師や看護師、保健師等の派遣、広告・宣伝等による協力を行うこと。
- ③ 特措法の申請受付期間について

特措法の申請受付期間に関し、平成22年4月16日閣議決定に、「新たに救済を求める方については、平成23年末までの申請の状況を被害者団体とも意見交換の上で、十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとします」とされており、「最近の新たな潜在患者の発見の状況にかんがみ、当分の間、期限を設けないこととし、これから住民健康調査やもやい直しを進めたうえで、被害者団体の意見を十分に尊重したうえで検討する」こと。

また、新潟の場合に特に遅れている新潟県外に移住した水俣病被害者への周知をいかに進めるかについて、私たちも努力をするとともに、国や新潟県に対し、具体策を示すこと。

(2) 医療・保養・介護福祉施設の施策について

水俣病被害者は、他人には見えない症状に日夜悩まされています。水俣病は治療できない病だとしても、少なくともその苦痛をやわらげる治療法を研究・開発し、施策を充実してほしいとの願いは切実です。私たちは、「基本合意」の「その他の施策」の具体化として、第1に水俣病の治療方法、治療薬の研究・開発をすすめる具体的な体制を設置することを約束し、その内容を開示すること、第2に水俣病被害者を中心とする方々の保養、介護福祉施設を被害者多発地区に、被害者団体と協議のうえ、速やかに設置することを求めています。

(3) 「もやい直し」と水俣病の教訓を伝えること

水俣病被害者への差別・偏見が、いまもって強く存在していることに驚かされます。それは、全被害

者救済の妨げになるばかりでなく、被害者を精神的にも経済的にも苦しめています。私たちは、①国と昭和電工に対し、「もやい直し」、及びこれと関連する「地域の振興策」をどのように進めていくのか、具体案について示すこと。②その前提として、近年起きている水俣病被害者の多発、半世紀経過しても何故、いまだ水俣病問題が解決されなかったのか、その教訓は何か、を汲み取り世論に示すこと。その点で、2006年（平18年）9月に「水俣病問題に係る懇談会」が環境大臣宛に提言した指摘は極めて重要な指摘であり、これを活かす方策を示すこと。③「基本合意」の慰霊碑、慰霊祭について「その実現に向けて努力する」とありますが、国や新潟県に対し、その進め方を具体的に示すよう求めるとともに、状況の変化を待つだけではなく、主体的に実施のための実行委員会等を設けて一歩踏み出してリードすること。などを求めています。

4 水俣病問題は、新たな段階を迎えています。団結を一層強め、一緒に闘い続けましょう。

〔4〕 ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟

ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 団長
弁護士 尾崎 俊之

1. 提訴の意義

(1) 埋もれていた患者の発掘

1984年提訴された水俣病東京訴訟においても、東京周辺に移住してきた熊本県・鹿児島県出身の水俣病患者の被害の発掘・提訴が試みられたが、その際の1995年の政治解決によって救済がはかられたのは全体で12,000名程度で、当時は大方の患者が救済されたと受けとめられたが、その後2004年最高裁判決後に名乗り出てきた患者の数が数万に昇ることから

すると、関東周辺移住者で水俣病患者である人が、はたしてどれだけうずもれているかはかり知れなかった。

そこで、熊本地裁での判決が和解協議に向かって動き出した2010年1月、「検診」を行い、「提訴」者を募る運動が開始され、できるだけ多くの患者に手を上げてもらう試みが取り組まれた。

(2) 全面解決闘争への加勢

熊本・鹿児島現地、近畿周辺の患者による、熊本

訴訟、近畿訴訟に続いて、関東周辺の患者による東京訴訟が提起されたことは、水俣病被害者の救済実現を裁判上の和解により達成しようという全面解決闘争に、大きな後押しの意味を持つことになった。

2. 提訴後の情勢の推移とこれへの対応

(1) 熊本地裁和解協議と東京訴訟の提訴

2010年1月22日熊本地裁において第1回の和解協議が開始され、以後2月12日、2月26日と協議は重ねられた。一方、この間東京訴訟では、2月23日第1陣23名が提訴された。

(2) 熊本地裁での「基本合意」の成立

熊本地裁では、3月15日の協議において、裁判所から所見が示され、3月29日の和解期日において、原・被告双方が裁判所の所見を受け入れ、「基本合意」が成立した。

東京訴訟では、この後4月27日には第2陣の28名が提訴し、合せて原告数51名となった。

ところが、熊本では、基本合意の成立を受けて、5月1日鳩山首相が水俣市を訪れ、謝罪表明を行ったが、この日から、水俣病特別措置法に基づき、裁判原告以外の申請患者の救済手続の申請の受付が開始され、熊本地裁ではこの日以降の訴訟提起をしない扱いとされた。

(3) 提訴の継続と「基本合意」獲得の間（はざま）でのせめぎ合い

熊本に続いて、近畿・東京でも和解協議を開始して早期に基本合意を成立させることが望ましいことはいうまでもない。しかし一方、まだまだ掘もれている患者に手を挙げてもらう機会をつくり、できるだけ多くの患者を救済することも追求しなければならなかった。

そこで、民医連関東地協の協力により、7月18日第3回の検診を行い、この中から45名が提訴対象者となり、熊本地裁での提訴漏れとなっていた99名と合せ、143名を、8月17日に、さらに1名を8月31日に提訴して、原告数は合せて195名となった。

その上で、9月1日に第1回口頭弁論期日を開き、この日以降の新規提訴を行わない扱いとした。

(4) 9月1日第1回弁論から第1回和解協議へ

原告側は、この日の弁論で、早期抜本的全面的な解決のためには和解協議によることが必要だとして「和解勧告」を求めた。裁判所はこれに応じて、直ちに第1回和解協議に入ることになった。

(5) 11月16日近畿で、11月17日東京で「基本合意」成立する

近畿と東京における「基本合意」をめぐる争点は「団体一時金」をどのレベルのものとみるべきかにあった。

すなわち熊本地裁原告については2,500名の原告に対し「団体一時金」は29億5,000万円とされた（1人当たり118万円）。

この点につき近畿・東京合せて約500名に対し、団体一時金がいくらになるのかについて、環境省側は、熊本では早い提訴者で5年近くになる活動実績があるのに、近畿で2年、東京では8～9ヶ月程度なのだから、とても同レベルでは認められないと主張した。

しかし、原告側はこれら近畿・東京の患者は自分の被害が水俣病によるものであると知らないまま苦しんできているものが多く、又長年月行政にも全く放置されたままになって人知れず苦痛に耐えてきたのだから、額に大きな差をつけるのは不公平な対応であるから、熊本に準じた額を認めるべきだと主張して、一時は決裂（裁判所に所見を求める）寸前まで行ったが、紆余曲折の末、合せて5億（1人当たり100万円）で決着し、「基本合意」成立に至った。

(6) 全原告救済への努力と今後の課題

現在（2月下旬）、弁護団（実働9名）は、汚染地域内居住の立証・汚染地域外居住者とはされているが、汚染魚摂取の事実があることの立証に全精力を費やしている。

そして、3月24日の和解成立を目指しているところである。

提訴できなかった患者が、まだまだ関東周辺には数多くいることが予想されるので、和解が成立したら、これらの患者を発掘して、水俣病特別措置法の救済対象者とするに力を尽くしたいと考えている。

また国には、患者発掘のために、自らが健康調査を実施することが不可欠であることを主張し続け、是非とも健康調査を実施できたらと願っている。

(新幹線公害)

名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告

名古屋新幹線公害訴訟弁護団
弁護士 高 木 輝 雄

第 1 はじめに

1974 年 3 月 30 日、名古屋市内の新幹線沿線住民 575 人が、新幹線列車の激しい騒音・振動に耐えられず、その差止めと損害賠償を求めて、日本国有鉄道を相手に訴訟を提起した。名古屋地裁、名古屋高裁の判決を経て、最高裁に係属中、当事者間で和解が成立したのが 1986 年 4 月 28 日のことである。和解内容の中心は、新幹線列車の騒音・振動を低減するための具体的対策を国鉄が研究開発し施工すること、地元自治体名古屋市が定期監視測定すること、対策の履行状況等について定例的に協議を行うことであった。

和解成立以来 25 年、国鉄が分割民営化されたことをはじめとして様々な状況の変化があるが、原告団・弁護団とも組織を維持し、和解内容の履行監視をはじめ新幹線沿線の環境整備の活動を続けている。

第 2 1 年間の主な動き

1 環境省との協議

2010 年 6 月 3 日、第 35 回全国公害被害者総行動における環境省水・大気環境局との協議が行われた。ここでは主に、①騒音対策の進捗状況、②新幹線六番町鉄橋上を都市高速道路がまたぐ建設計画をめぐる桁下反射音問題、③振動対策の見通し、④アスベスト含有防音壁の問題、等について協議が行われた。

主な問題点は次のとおり。

- ・愛知県の平成 21 年騒音振動調査結果によれば、騒音環境基準達成率 71.8% で、振動も緊急対策指針値をオーバーしている地点が多数あり、対策が遅れている。環境省として強力な指導が求められている。

- ・高速道路桁下反射音問題については、高速道路公社、名古屋市の部局の姿勢に問題が残る。的確な対策をとらないと騒音が 5dB 増大するという深刻な問題。
- ・アスベスト含有防音壁の早期ノンアスベスト化について環境省の姿勢は消極的（取り換え指示できない）。
- ・この外、移転跡地等の問題についても、環境省は地元自治体まかせの姿勢が強い。

2 JR との協議

2010 年 12 月 15 日、原告団・弁護団と JR 東海との第 25 回定期協議が行われた。ここでは主に、①騒音対策、②振動対策、③高速道路桁下反射音による騒音悪化問題、④列車本数の増大、⑤アスベスト含有防音壁問題、⑥高架下・移転跡地の環境整備、等について協議が行われた。

騒音・振動対策は一定の成果を上げているがまだ不十分な点も残っており、また列車本数の大幅増・スピードアップによる悪影響の問題、新しく出てきた高速道路建設に伴う桁下反射音問題、アスベスト問題、移転跡地等の周辺対策問題など課題も多い。

3 騒音・振動の状況

名古屋市による今年度の定期監視測定の結果は次のとおりであった（2010 年 10 月～12 月測定）。

騒音(dB) 振動(dB) 列車速度(km/h)

①	熱田区河田町（上り）	66	60	199
②	同（下り）	65	58	198
③	熱田区二番（上り）	67	57	206
④	熱田区四番（下り）	68	61	208
⑤	南区豊田（上り）	67	60	228

- ⑥ 同 (下り) 66 59 221
- ⑦ 熱田区六番町(鉄橋) 70 62 203

これによれば、原告団・弁護団の要求する騒音 70dB 以下・振動 65dB 以下を昨年同様全測定地点でクリアしている。しかし、この監視測定地点は新幹線高架から 25 メートル離れた地点で、しかも全部で 7 ポイントである。今年度は測定地点を多く設定した拡大測定が予定されているので注目される。

4 地元自治体との協議

第 34 回愛知の住民いっせい行動は、2010 年 8 月 7 日集会、8 月 17 日県交渉、8 月 31 日市交渉が行われた。名古屋市、とくに高速道路担当の住宅都市局街路計画課の姿勢が大変後ろ向きであった。このほか名古屋市とは、移転跡地の活用問題、高速道路問題、監視測定問題で随時協議を行っている。

第 3 今後の取り組みについて

- 1 原告団の小倉団長、武藤副団長の死去、中野事務局長の病気といった状況を踏まえ、原告団の体制を整備し、引き続き常任世話人会を中心に、和解内容の完全実現を目標に、ねばり強い取り組みを行う。
- 2 主な課題としては、次の点がある。
 - ① 新幹線列車の騒音・振動の低減・現状非悪化、列車のスピードアップ、本数の増加への監視と JR への要請。
 - ② 高速道路建設に伴う六番町鉄橋桁下反射音による現状悪化・70dB 超過を認めないこと。
 - ③ 移転跡地の環境保全的活用の検討。
 - ④ 防音壁等の完全非アスベスト化の早期実現。
 - ⑤ 売却された南方貨物線用地の使用や高架の取り壊しの監視。
- 3 これらの課題を中心に、JR・環境省・名古屋市・愛知県・道路公社等との協議や随時の要請・話し合いを行い、和解内容の完全実現と沿線の住環境の保全・改善に取り組む。

(道路建設差止)

〔1〕 圏央道天狗裁判の現状

高尾山天狗裁判弁護団 事務局長
弁護士 関 島 保 雄

一 2010 年は二つの判決を受けたが、残念ながいずれも敗訴判決であった。

- 1 2010 年 9 月 1 日
東京地方裁判所民事 3 部判決（八木裁判長）
請求棄却（不動産の権利の無い原告は訴え却下）
高尾山トンネル及び八王子南インターチェンジ工事に関する事業認定・収用裁決取消請求訴訟
- 2 2010 年 11 月 12 日
東京高等裁判所第 8 民事部判決（原田裁判長）
控訴棄却及び請求棄却（賠償請求）
圏央道工事差し止め請求訴訟の控訴審判決

二 圏央道高尾山トンネル・南浅川インターチェンジ事業認定取消請求訴訟。

- 1 訴訟の進行状況と争点
2005 年 11 月
事業認定差止請求訴訟を原告 265 名と 7 自然保護団体で提起。
2006 年 5 月 15 日
事業認定取消請求訴訟を 265 名と 7 自然保護団体で提起。
2006 年 10 月 18 日
原告 110 名と自然保護団体 1 で第 2 次訴訟を提訴し併合して審理してきた。全体計画は八王子ジャンクションから海老名北インターチェンジまでの区間の事業認定の取消を請求している。
2007 年 12 月 27 日

東京都収用委員会が収用明渡裁決。

2008 年 3 月 13 日

収用裁決取消請求を原告 416 名で東京地裁に提訴。

2008 年 4 月 22 日

奥西京都大学名誉教授、小泉東京学芸大学教授
証人尋問

2008 年 6 月 24 日

辰濃和男（元朝日新聞天声人語執筆者）、多田正（環境問題学者）

鷹取敦（環境総合研究所・環境問題研究者）証人尋問。

2009 年 7 月

裁判所現地協議で高尾山周辺へ

2009 年 7 月 21 日

原告 3 名（武山健二郎、標博重、米田徳治）の尋問

2009 年 10 月 28 日

国土交通省役人古川証人尋問 費用便益の計算についての追求

安田八十五関東学院大学教授尋問

国土交通省の費用便益分析の問題点を指摘

2010 年 2 月 17 日 結審

原告数 事業認定取消 375 人から死亡取り下げ 12 名で 363 名と 8 自然保護団体

合計 371 名

収用裁決取消 413 名

2010 年 9 月 1 日 判決

請求棄却。

訴え却下

事業地に物権（所有権・賃借権・立木所有権・看板所有権）を持っていない原告（50 人）の事

業認定取消請求は却下（原告適格無し）
明け渡し裁決の請求は却下（412名）
判決は原告らの請求理由の殆どを採用せず国の主張そのままであった。

2010年9月14日 控訴

控訴人 事業認定取消 371名

裁決取消請求 413名

2 裁判所での争点

- ① 地下水位低下による水脈枯渇と生態系破壊
八王子城跡トンネルの地下水位低下と瀧涸れ被害と高尾山での地下水位低下の被害
- ② 裏高尾の大気汚染と騒音被害、景観破壊
- ③ 高尾山の自然の価値は世界遺産に該当する価値。 小泉、辰濃
- ④ 公益性に関して、費用便益分析比問題の水増し過大数値について

国土交通省は、八王子ジャンクションから海老名北インターチェンジの費用便益分析で、便益が1兆4,761億円であるのに対し建設費用は5,741億円であるから、費用対効果の便益は2.6となり公益性が高い事業であるとして事業認定の申請をしている。

ところが、これまで国土交通省は国民に対し、費用便益分析計算の結果のみを示すだけで根拠のデータや資料を一切明らかにしてこなかった。

そこで、原告弁護団は、裁判で、国土交通省に対し、費用便益比が2.6という計算の根拠となったデータの開示を求めた。

しかし、国土交通省は外部業者に委託してコンピュータでモデルを使って解析したもので、データは保存していないと回答した。

求釈明に回答しないということは国土交通省の主張する費用便益比2.6が根拠の無い数字であるという疑いが一層高まった。

圏央道に関して、八王子ジャンクションと相模原インターチェンジ間に対する事業再評価における費用便益分析比の2.9の内訳がインターネットで開示されていた。この資料を解析したところ、国土交通省の費用便益分析は、圏央道とその周辺の主要道路以外の「その他の道路」の便益が全体の便益に占める割合が9割以上と高く、しかも「その他の道路」の便益は走行時

間短縮でも12秒以下という誤差の範囲内で、本来便益分析の対象にすべきでない道路であることが明らかとなった。国土交通省は、周辺道路の範囲を極端に拡大することで、誤差の範囲としか考えられない広範囲な道路網を拡大して便益を上乗せしたとしか考えられないのである。

「その他の道路」を除いて費用便益分析を国土交通省のデータを基に計算すると費用便益比は0.36と1以下になり、本来作るべきではない道路と言うことになる。

これは圏央道に限らず、他の高速道路や自動車専用道路でも同様の手法を使っていることが明らかとなった。

典型的な例が東関東自動車道水戸線の三郷から高谷ジャンクション間約20kmの交通状況の変化の対象区域は40万3,160kmの広範囲の道路網で分析している。40万kmという数字は、全国の市町村道も含めた道路延長120万kmの3分の1に対応する数字で全国の道路を対象にしたとしか考えられない数値である。それでもこの区間の費用便益分析は事業全体でも1という結果である。無理矢理費用便益分析を1以上にするために建設による交通量の影響を誤差の範囲で本来便益の計算をすべきでない広範囲の地域の便益をちりも積もれば山となる式で数字あわせをしているとしか考えられない。

東京新聞は、我々の指摘を受けて、国土交通省の全国の主要な道路の費用便益分析を調査しその結果を2010年4月20日の1面トップ記事で報道した。それによると88件中27件の道路が40万3,160kmの広範囲の道路網で分析していること、「その他道路」を除くと7割の道路事業が B/C が1以下と作るべきでない道路に該当することを明らかにした。

北海道の道路の費用便益分析の道路網がこの40万3,160kmの広範囲な道路網で、津軽海峡で道路が遮断されているのに九州まで影響が及ぶというばかげた計算をしていることが明らかとなったのである。

⑤ 証人尋問やミープラン分析結果

ア 安田教授の指摘

関東学院大額教授の安田八十五氏は国土交通省の費用便益分析は便益が過大に出るよう

につくっていること、しかもデータを開示しない秘密性について東京湾アクアラインの事例では国会の参考人に招かれ鋭く指摘してきた。安田教授の意見は圏央道建設の費用便益分析では、圏央道に直接影響を受ける道路（16号、16号バイパス、411号、129号）だけを分析すべきで、その以外の周辺の道路やその他道路に広げるべきではないという主張で、原告側のこれまでの国土交通省の費用便益分析の問題点指摘と一致した。

「その他の道路」を除くと国土交通省の費用便益比は0.3以下になる。

イ ミープランモデルによる予測計算。

原告は（株）アブレイザルに依頼してイギリスで開発され世界的に活用されているコンピュータ解析モデルのミープランによる圏央道の費用便益分析を行った。（株）アブレイザルは民主党から高速道路無料化の場合の分析の依頼をしている会社でもある。

解析結果は、圏央道開通後の便益が一日約1,200万円（年間44億円程度）の走行時間短縮便益程度しかないことが判明した。

これに基づいて費用便益比を分析をすると0.38となった。

国土交通省の分析結果の便益が八王子ジャンクションと相模原インター間だけの走行時間短縮便益だけでも年間664億円も便益が出るという数字や国土交通省の費用便益分析が信用できないことを指摘する根拠となる。

しかもミープランによる分析では、走行時間便益では年間約46億円の便益が出るが、鉄道から道路に交通手段人口が移動する結果、走行経費では年間マイナス約112億円になり、全体の便益計算では年間マイナス約66億円になりむしろ圏央道を作った方が損失になるという結果であった。

3 判決の問題点

判決は被害の点ではいずれも騒音や大気汚染は環境基準以下でその他地下水位の低下はトンネル完成により回復する可能性が高いと認定し、自然環境や景観被害も受忍限度以内であるとして被害を軽視した。

一方費用便益分析比の問題については法律で事業認定の基準とするとはなっていないとして原告の疑問点に答えず、環状道路が都心の渋滞解消と地域の交通円滑化に有益で公益性公共性有りと認定した。

三 圏央道工事差し止め請求裁判

1 訴訟の経過

2000年10月25日

東京地裁八王子支部へ提訴

原告総数人間1,322名、自然物5（高尾山・八王子城跡・ブナ・ムササビ・オオタカ） 自然保護団体7団体。

差し請求区間八王子城跡トンネル北浅川橋から高尾山トンネル及び八王子南インターチェンジ工事区間の工事差止。

2001年3月26日

自然物の訴え却下。自然物には訴訟当事者能力が無い。

2001年5月30日

自然物の訴え却下に対する控訴審の判決。控訴棄却。理由は一審と同じ。

2002年4月16日

第2次追加提訴

原告263名 内訳 人間262名 自然保護団体1名（東京勤労者山岳連盟）

2007年6月15日

一審八王子支部判決。原告の請求棄却。

判決内容

オオタカの営巣放棄、平成18年1月以降の御主殿の滝涸れなどの水脈破壊、景観破壊、大気汚染、騒音被害などの被害を認めながらも、騒音や大気汚染は環境基準以下であるとか、地下水位は工事完成後回復可能性がありその複雑なメカニズムは解明されていない等被害の重大性を無視し、一方では国の主張する圏央道の公益性公共性をまるごと鵜呑みにして、多数の原告らの差し止め請求を棄却した。判決は景観や自然生態系の被害につきゆゆしき事態であることを認めながら、環境権・景観権に基づく差し止め請求を認めず、司法救済の道を閉ざした。

2007年6月

東京高裁第八民事部に控訴。

控訴審では開通部分に関して損害賠償請求を追加（裏高尾住民一人100万円で28名、その他は一人10万円が339名、合計6,190万円の請求）し、さらに高尾山トンネル南坑口付近高尾町2513番の土地の一部に収用手続きを経ることなく圏央道工事の工作物を設置したので撤去の請求を追加した。しかし裁判所はこの土地の区域の争点は審理の対象にすることに消極的な態度をとり続けた。

控訴人 367人 自然保護団体 7団体

2010年2月16日

控訴審裁判所は土地の区域（高尾町2513番）と工作物撤去請求の訴え追加的変更は認めないとの決定を出す。

2010年3月4日 結審。

最終控訴人 352人 団体 7団体

合計 359名

結審時損害請求額 5,950万円（110万円×27人＋10万円×325人）

2010年11月12日 控訴審判決

控訴人らの工事差し止め請求に関する控訴を棄却し、控訴審で追加した賠償請求に関しては請求を棄却した。

上告 2010年11月24日

上告人 全体で127名（120人＋7団体）

工事差し止め請求 20名

100万円の賠償請求 9名

10万円の賠償請求 111名

2 控訴審判決の問題点

- ① 控訴人らの差し止め請求に関する控訴を棄却し、賠償請求に関する請求を棄却した。
- ② 判決は、被控訴人国の主張どおり圏央道の公共性を認めたうえで、控訴人らの環境権を否定し、騒音振動、大気汚染被害に関しては、いずれも環境基準以下であるから受忍限度を超えるものではないとして、差し止め請求、損害賠償請求をいずれも棄却した。そして、地下水に関しては、法的に保護すべき利益ではないとし、景観については法的保護に値するとしても排他的な人格権とは異なるものであり本件では受忍限度内であるとして差し止め請求や損害賠償請求を棄却した。特に裏高尾地域のジャンクションによる景観破壊については、嫌悪感を抱くことは理解できるが、それらは受忍限度の範囲内であるとした。さらには高尾山の景観自体は侵害されていないとして、高尾山の環境破壊それ自体に対する理解を全く欠く判決である。

〔2〕 広島から・高架道路延伸・道路公害差止

～ 1 審判決で一部勝訴し、控訴審へ

弁護士 足立修一

1 2010年5月20日、1審判決で一部勝訴

広島地裁民事第2部（橋本良成裁判長）は、国道2号線の沿道の住民及び勤務者が2002年8月に提訴した訴訟で、沿道住民である原告が受忍限度を超える騒音、大気汚染などの公害被害を受けているとして、被害の

程度に応じて、賠償額に違いがあるも、37名の原告に対し、総額約2,200万円の賠償を命じた。しかし、勤務者である原告については、同じ環境にいても、道路の沿道であることの利益を受けている部分があるとして、受忍限度を超えとは認定せず、敗訴させられることになった。

首都圏、関西圏、名古屋の3大都市圏以外での、道路公害訴訟で勝訴できたのは、はじめてのことであり、意義はあると思われるが、勤務者である原告がいずれも敗訴させられたこと、43号線訴訟での賠償額よりも低いことなど、騒音、排気ガスの被害で、目に見えるような疾病に罹患していない場合に、賠償を認めるとしても厳しい内容であったと思う。

とはいえ、1審判決は、道路公害の差止や提訴などで事実上計画が中断する高架道路延伸工事の差止は認めなかったものの、沿道住民が受けている道路公害について、騒音と大気汚染の複合によるものであることを踏まえ、受忍限度を超えるものと正しく認定し、以下の損害賠償を命じた。

道路沿道に居住する者に対し、昼間屋外の騒音が65dB（デシベル、音の強さの単位）を超える者ないし道路1列目に居住する者に対して日額100円、夜間の室内騒音が45dBを超える者に対しては、日額250円の賠償を命じた。

2 本判決は、43号線最高裁判決を基本的に踏襲し、かつ、現在の建物の状況に即してバージョンアップしたものである

本判決は、現行の騒音環境基準より低い数値であっても、受忍限度を超え違法な状態にあるとことを認めた点に大きな意義がある。特に、道路騒音に関する環境基準が1998年にL50（騒音の中央値、100個の音のうち50番目の音の値）の基準から、LAeq（等価騒音レベル＝騒音レベルを平均化して評価）の基準に変更された後、国道43号線の最高裁判決と同様の判断がなされるかが一つのポイントであった。すなわち、このときに、国道2号線のような幹線道路に近接する地域の騒音環境基準は、夜間屋外60dB（L50）から同65dB（LAeq）、昼間屋外65dB（L50）から同70dB（LAeq）に変更された。同程度の基準を維持するためとされたが、実際には、やや緩和しているという評価も強かった。

本判決は、基本的には、43号線最高裁判決の基本的な判断を敷衍（ふえん）する形で判断したと評価できる。

1995年の43号線最高裁判決が賠償を認容した基準は、①居住地における屋外等価騒音レベルが65dB以上の騒音に暴露された原告らは、受忍限度を超える被害を受けた、②本件道路端と居住地との距離が20メートル以内の原告らは、i その全員が排気ガス中の浮遊粒子状物

質により受忍限度を超える被害を受けた、ii 騒音及び排気ガスによる被害以外の心理的被害等を併せ考えると、屋外等価騒音レベルが60dBを超える騒音に暴露された者が受忍限度を超える被害を受けたというものであった。

これに対し、本判決は、屋外昼間70dBの環境基準に対して65dBを超えると受忍限度を超えることを明確に示した。

また、本判決は、騒音による睡眠妨害のリスクの重要性に着目し、夜間屋内騒音基準を設定した。その際、家屋の防音性能について、騒音鑑定の結果、かなりのばらつきがあり、鉄筋の建物では30dB程度減衰するところもあれば、木造の建物では15dB程度しか減衰しないことが判明した。このことを受け、現行の室内環境基準は、一律に25dBの防音性能があることを前提にしている点を疑問視して、実際に室内に届く騒音から受忍限度の有無を判断するという手法を採用したものと見られる。

3 差止を認めず、勤務者原告の請求を棄却したことを控訴審で覆したい

しかし、道路公害（騒音・大気汚染）及び高架道路延伸工事についての差止を認めなかった点、道路沿道に居住していない勤務者原告について損害賠償請求を認めなかった点において、不当な判断を示している。

この点は、騒音による健康リスクにかかる主張立証を緻密に行うとともに、大気汚染を中心論点とした尼崎道路公害訴訟、名古屋南部道路公害訴訟において、認容されていたことに学び、この観点からの主張立証も尽くす必要がある。その意味では、一審での主張立証にやや不十分な点があったことを率直に総括しなければならないと考えている。

さらに、勤務者原告についての損害賠償請求を認めなかった点については、道路沿道の騒音公害において、夜間の睡眠妨害を強調したことの反動として、昼間しか沿道で生活しない者の賠償が認められないことに繋がった。昼間の生活妨害が勤務者である原告らにとっては苦痛となること、沿道での大気汚染の状況などについての立証を積み重ねる必要がある。さらに、道路沿道であるからといって、勤務者原告らに必ずしも道路の利便さをもたらすものではないことなどを指摘していきたい。

4 控訴審が2011年2月23日の第1回口頭弁論からはじまった

控訴審は、広島高裁第3部に係属した。双方控訴のため、この日は、それぞれの控訴理由書、答弁書の陳述を行い、立証についての計画の概略を明らかにした。

1審判決にはそれなりの意義があるが、なお、公害の差止及び高架道路延伸工事の差止を認めなかったこと、勤務者原告らの被害を救済しなかったことについては、控訴審で主張・立証を尽くし不当な判断を改めさせたい。

今後とも、皆さまのご支援、ご注目をお願いしたい。

〔3〕判決を迎える国分寺道路計画認可取消訴訟

三多摩法律事務所

弁護士 吉田 健一

1 事業認可取消訴訟

都道である国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線（都道一本件道路）の建設事業について国土交通省関東地方整備局長が行った認可の取り消しを求めて、住民が提訴したのが07年12月25日。その後、東京都も訴訟に参加した。

東京地裁民事3部（行政部）での3年を超える審理を経て、来る3月29日に判決が言い渡される。

2 住宅街に36メートル道路の建設

本件道路は、1943年（昭和18年）に計画され、1965年（昭和40年）に幅員28メートルの道路として都市計画決定されたが、2006年に幅員が36メートルに拡幅されることとなった。多摩地域の体系的なネットワークの形成による交通渋滞の緩和や南北方向の自動車交通の円滑化などのために必要な道路であるとされ、環境への影響もないというアセスの結果が鵜呑みにされて、事業認可されたのである。

しかし、建設予定地は、JR中央線で新宿から30分という通勤などの便も良く、一方では緑も残されている静穏な居住空間である。都市計画決定された40年前と比べても、住宅の密集化など地域周辺の変化は、著しいものがある。本件道路は、国分寺市中央部の住宅街、

第一種低層住居専用地域に建設されるものであるが、一部原告らを含む約250世帯（都の説明によっても約800人）もの住民が立ち退きを余儀なくされる。この地域で長年居住してきた住民が多く、高齢者の立ち退きはきわめて困難である。

他方で、渋滞がひどいと言われてきた府中街道も改善が進めれているのみならず、今後の人口減少、車両の減少を見据えると、新たな道路が必要であると到底いえない。

しかも、このような道路を建設のために540億円という巨額の費用が必要とされる。無駄な公共事業であることは明白である。それが、住民に対する説明も十分ないまま強行されようとしているのである。

3 道路公害、環境破壊のおそれ

本件道路の建設は、周辺住民には大気汚染や騒音などの道路公害、環境破壊をもたらすことになる。

東京大気汚染訴訟の和解で勝ち取った医療費補助を受けている気管支喘息等の患者は、すでに国分寺市内で1,000名を超えている。環境基準として告示されたPM2.5による健康被害も危惧されるなど、道路公害により健康破壊がさらに拡大する危険が大である。また、静穏な第一種住居専用地域が道路建設によって一転して激しい道路騒音にさらされ、それが現行環境基準で

は近接空間とされて許容されてしまう。その矛盾が顕著に示されている。さらには、緑地も奪われ良好な居住環境も破壊される。

4 本年 3 月 29 日に判決

原告住民側は、道路建設の問題点、違法性を明らかにする主張、さらには専門家の意見書、原告らの陳述書など等立証に必要な資料を提出した。そのうえで、昨年は現地協議での実質的な検証を実現し、証人・原告本人尋問手続きを進めた。行政側は、証人申請すらしなかったが、本年 1 月には、双方が最終準備書面を提出し、1 月 27 日に最終期日での口頭での弁論を行った。判決言い渡しは、3 月 29 日に予定されている。

住民は、道路を考える会や地権者の会等を組織して、運動を進めている。しかし、現地では、行政による土地買収が進められ、道路建設予定地に空き地も目立つようになっている。

事業認可の違法性を認めさせ、認可を取り消す裁判所の判断が求められる。

(カネミ油症)

カネミ油症事件報告

カネミ油症事件弁護団
弁護士 高 木 健 康

1、カネミ油症新認定訴訟の現状

旧訴訟の後にカネミ油症に認定された被害者（新認定被害者と呼ぶ）が起こしたカネミ油症新認定訴訟は、2009年の原田正純教授（熊本学園大学）の証人尋問に続いて、2010年は各地の本人尋問を行った。

2010年4月8日の裁判所での本人尋問を最初に、原告のいる広島市（5～7月）、長崎県五島（8月）、長崎市（9、10月）での出張本人尋問を実施した。本人尋問では、油症事件の当初から症状が出ていたことや油症事件から40年を超える年数を経た現在も色々な症状に苦しんでいることが述べられた。2011年の春には原告全員についての本人尋問を終える予定である。

なお、被告カネミ倉庫からは時効や除斥期間の主張がなされており、弁護団で検討中である。

カネミ倉庫に責任を争う余地はないはずであり、一日でも早い解決を目指したい。

2、カネミ油症被害者救済運動の現状

カネミ油症事件から40年を超える年数を経た現在でも、カネミ油症の被害者は様々な症状に苦しんでいる。被害者の症状はダイオキシン類であるPCDFが主原因であり、被害者の身体には今でもPCDFが高濃度に残っている。カネミ油症新認定訴訟で証言した原田正純教授（熊本学園大学）は「油症はダイオキシンを多量に食べた世界に例のない病気」であり、「単に症状が残っているだけでなく、医療費の問題、仕事の問題、家族の問題、若い人は結婚の問題、いろんな問題が山積みしている」など、油症被害がいまだに深刻な状態であることを強調した。

カネミ油症事件に関しては、2002年にカネミ油症被

害者支援センターが発足し、支援センターの呼びかけで被害者救済運動が取り組まれてきた。2006年には「カネミ油症全被害者集会」が開かれ、日弁連によるカネミ倉庫と国に対する勧告がなされた。

被害者らの要求により、2008年にはカネミ油症被害者（認定生存患者）についての「健康実態調査」を国（厚労省）が行った。

2010年も地道な運動が続けられている。1月24日には「カネミ油症 被害者の救済を求めて！ ナガサキ大集会」が長崎で、3月13日には「カネミ油症 小倉集会」が北九州で開かれた。

6月4日には「東京緊急市民集会」、10月16日には「カネミ東京大集会」が開かれ、早期救済の必要が確認された。

12月1日には民主党の「カネミ油症対策を進める議員連盟（仮称）」が設立された。自民党や公明党にもカネミ油症問題を重視している議員が多くいる。

今年こそ、カネミ油症被害者の救済問題の前進の年になって欲しい。

3、カネミ油症裁判の記録を出版

カネミ油症裁判については、弁護団によるまとまった出版がなされなかったが、弁護団事務局長であった吉野高幸弁護士が「カネミ油症」（終わらない食品被害）を2010年10月に出版した。

油症事件発生から訴訟提起、法廷内外での闘い、カネカ・国に対する勝訴と逆転敗訴、最高裁での闘いと訴訟の終了、国からの返還請求への対応、被害者救済を求める運動の現状など、カネミ油症事件の40年が凝縮された内容である。

本は263頁、当時の写真もあり読み易いものです。

価格は2,415円（消費税含む）です。

多くの皆様のご購読をお願いします。

お問合せは、吉野高幸弁護士（093-571-4688・北九州第一法律事務所）、または弁護士高木健康（093-963-1731・小倉南法律事務所）まで連絡ください。

(薬害裁判)

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士 中 島 晃

1、薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

- (1) 1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

- (2) 同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6,000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

しかし、その後も新たな患者の発症が判明した

ので、その都度、新しく追加訴訟を提起し、現在まで大津地裁では、49名の患者について訴訟を提起している。

2、大津訴訟の昨年1年間の経過

- ・2010（平成22）年3月30日
新たに判明した患者1名について、大津地裁に訴訟提起（第22次提訴）
- ・2010（平成22）年6月4日
ヤコブ病サポートネットワーク第9回総会（於・東京）
- ・2010（平成22）年7月27日
新たに判明した患者2名について、大津地裁に訴訟提起（第23次提訴）。
- ・2010（平成22）年10月13日
第21次和解成立（患者1名、和解金 5,080万円）。
これにより提訴患者45名について和解成立。
- ・2010（平成22）年12月22日
第22次和解成立（患者1名、和解金 4,180万円）。
これにより提訴患者46名について和解成立。

3、この1年間のたたかいと今後の課題

- (1) この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねることによって、和解成立をかちとり、2008（平成20）年12月に提訴した患者についても、和解が成立した。

(2) しかし、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が引き続き重視される必要がある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

(3) さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印されてから約3月後に、世界にさきがけて承認された肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我が国で既に800人以上もの死者が出るなど、深刻な薬害の発生がいまも続いている。

こうしたなかで、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となってきた。

〔2〕薬害ヤコブ病東京訴訟

薬害ヤコブ病東京弁護団
弁護士 阿部 哲二

東京訴訟は、1997年9月から2010年12月までに74名の患者の事件が提訴された。昨年の報告より2名追加提訴となった。

そして、70名について和解が成立し、未和解は4名となっている。

未和解4件の内、3件は、いまだ闘病を続ける患者さんのケースである。

1件は、1988年9歳の時に硬膜移植の脳外科手術を受け、20年後の29歳で発症している。もう1例は1986年11歳の時に硬膜移植手術を受け22年後、33歳で発症したケース、最後の1件は18歳で手術をうけ、22年後に発症している。

この3例のように潜伏期間が非常に長いことがある。

又、現在2名の患者さんの件について相談がきている。1名の方は最近亡くなられた。もう1名の方は闘病を続けている。今後とも弁護団としては引き続き発症する例にそなえていきたい。

患者家族が一番望んでいるのは治療方法の開発であるが、これはまだまだ困難を極めているようである。

学者研究者とも連絡を取り、厚生労働省に研究への支援を要請するなど、裁判内外の活動を続けていく。

〔3〕 薬害イレッサ訴訟

薬害イレッサ西日本訴訟弁護団 事務局長
弁護士 永 井 弘 二

1 はじめに

イレッサは、イギリスの巨大製薬企業アストラゼネカが製造し、日本子会社であるアストラゼネカ株式会社（本社：大阪市）が輸入承認した肺ガンに対する抗ガン剤です。承認前後から副作用の少ない分子標的治療薬であり、「夢の新薬」として過剰な期待が寄せられ、2002年7月5日、世界に先駆けて申請から僅か5ヶ月余りという異例な早さで承認されました。

しかし、販売直後から間質性肺炎等の急性肺障害による死亡が多発し、2002年10月15日、緊急安全性情報が発出され、何度も添付文書が改訂されるなどしてきました。それまでにイレッサの投与を受けて死亡した患者は少なくとも162人にのぼります。そして、イレッサによる間質性肺炎などの副作用によって死亡した被害者は、2010年9月までで816人に上っています。

2004年7月15日、大阪地裁に薬害イレッサ西日本訴訟が提起され、同年11月25日には、東京地裁に薬害イレッサ東日本訴訟が提起されました。この訴訟は、国（厚労省）とアストラゼネカ（日本法人）を相手どった、被害の救済を求める損害賠償請求訴訟（国家賠償訴訟）です。

昨年7月31日に西日本訴訟が、8月25日に東日本訴訟が相次いで結審しました。

2 結審後の経過

その後、国会対策などの動きを強める中で、昨年10月22日には与党民主党に「薬害イレッサ問題の解決を求める民主党議員の会」が結成され、11月には与野党のヒアリングが行われるなどして、次第に盛り上がりを見せる中で、原告弁護団は、11月26日、両地裁に和解勧告を求める上申書を提出しました。

両裁判所はこれを受けて、本年1月7日、所見を示しつつ、和解勧告をしました。

3 和解所見の内容

和解所見自体は、裁判所の要望により非開示となっており、詳細を述べることはできませんが、いずれも、

① イレッサ承認・販売当時、医療現場には、イレッサが分子標的薬として副作用の少ない薬であるという安全情報が行き渡っていたこと

② 他方、承認・販売までの治験、治験外使用により、副作用として重篤な急性肺障害が発生すること、それが致死的となり得ることがわかっていたこと

を前提としてみると、添付文書2枚目の重大な副作用欄での注意喚起では不十分であったとして、国とアストラゼネカ社の救済責任を認めたのでした（そのため、10月15日までに投与を受けた被害者を一時的な救済対象として設定しています。）。

4 和解所見後の動き

和解所見後、原告らは、1月10日にはこれを受け入れ和解の席に着くことを表明しました。

その後、民医連や保団連、日本科学者会議、薬被連などが和解所見を支持する見解を表明し、みんなの党がイレッサ問題解決を求める意見表明をし、社民党、共産党が厚労大臣にイレッサ問題の和解解決を申し入れ、公明党山口代表も同様に解決を求める見解を表明し、自民党も再度のヒアリングを行って解決を求めていくことを確認するなど、イレッサ問題の解決の機運が高まりました。

1月19日の読売新聞夕刊には、元厚生相の審議官であり、ソリブジン事件の当時の安全対策課長であった土井脩氏が読売新聞の取材を受けて、イレッサの被害を防ぐことは可能であったことなどを述べました。

ところが、1月24日、国立がんセンター院長の会見や日本肺がん学会などが見解を示して、和解解決に難色を示しました。同じ24日、アストラゼネカは、こうした見解を引用しつつ、和解の席に着かないことを表

明しました。こうした一部医学会の見解は、裁判所が後にわかった副作用情報により承認時の被告らの責任を認定しているかのような誤った前提に基づくものであり、所見をきちんと理解しているとは到底思われなものでした。しかも、同じ日にアストラゼネカが拒否会見を行うという符号には釈然としないものを感じられます。週刊誌の報道によれば、医学会にこうした見解表明を依頼したのは厚労省であるとの情報もあります。これが事実であるとすれば、厚労省は誤った前提で医学界に対して見解表明を依頼したということになり、由々しい問題となります。

そして、国では、最終的には菅直人総理大臣の判断事項にまでなりましたが、結局、裁判所の設定した回答期限ぎりぎりに、時間切れのような形で、国も和解の席に着かないことを表明することになったのでした。

国が和解拒否の会見の際に配布したプレスリリースでは、冒頭、「裁判所の判決により整理してもらった上で」とするなど、あたかも判決を受けたならばそれに従って解決するかのような記載がある一方で、イレッサの責任を認めるならば、臨床研究において状態の悪い患者に治験薬が投与されなくなる、重大な副作用欄に記載していればあとは現場医師の責任などと、イレッサの責任回避にやっきになる記載もされていました。国の中でも十分に意見がまとまらないまま、時間切れで判決になだれ込んだという印象もあります。

また、拒否の理由としてあげた上記2点については、臨床研究における治験薬の治験外投与自体が、きわめて限られた状況での使用を前提としたものであり、それにより本来の医薬品の安全性確保のための情報提供がないがしろにされるというのは理解しがたいものです。そもそも治験外投与からの副作用報告が医薬品の承認審査資料となることは従前から法定されていたことであり、そうした審査資料をきちんと評価するのは当然のことです。

そして、両地裁所見は、イレッサの安全情報が先行し、いわば安全神話のようなものが医療現場に満ちている中での情報提供のあり方、単にアリバイ的に重大な副作用欄に記載しただけでは不十分であったことを指摘したのです。ソリブジン事件でも、一応の注意喚起がなされていたにも関わらず被害発生を防げなかったという教訓があり、その後、添付文書の記載要領が改訂されるなどしたにもかかわらず、イレッサでも、全く同様にソリブジン事件と同じ過ちを繰り返したのであ

り、医療現場に責任を押しつけることなど到底許されません。

5 判決に向けて

2月25日午後3時、大阪地裁で西日本訴訟の判決が言い渡されます。それから少なくとも2週間、原告・弁護団としては、あらためて最終解決を求める運動を強める予定です。

そして、3月23日午後3時には東京地裁判決が予定されています。

この2つの判決を勝ち抜いて、最終解決を勝ち取りたいと考えています。

今後ともよろしくご支援をお願いします。

〔4〕薬害イレッサ訴訟 たたかいは第二幕へ

～国・企業が和解所見の受け入れを拒否

薬害イレッサ弁護団

弁護士 津田二郎

1 薬害イレッサ訴訟は、「副作用のない夢の新薬」として大々的に喧伝され、世界で初めて日本で承認され、多くの副作用死者をだした肺がん治療薬イレッサについて、世界で初めて抗がん剤の安全性を問い、アストラゼネカ社の日本法人とイレッサの承認をした国を被告として、被害の救済を求めている訴訟です。

大阪・東京の裁判は、昨年それぞれ結審し、大阪地裁は2011年2月25日、東京地裁は3月23日に判決言い渡しが予定されています。

2 結審後、原告・弁護団は、与野党の国会議員に対するロビー活動等を行い、民主党に「薬害イレッサ問題の解決をめざす民主党議員の会」が結成されたほか、各党の厚労委員を中心にイレッサ問題に対する理解が深まり、与野党の議員が参加する国会内での院内集会も開催され、国会質問でも取り上げられました。

このような情勢を背景に、原告団・弁護団は、訴訟の早期全面解決と被害者救済を求めて2010年11月26日、大阪、東京の各地裁に対して和解上申をしていました。

大阪・東京の裁判所は、これらの状況を踏まえ、2011年1月7日、国と製薬企業の法的責任を認め、早期解決の観点から、和解所見（以下、「所見」といいます）を出し、原告・被告双方に和解協議に応じるように促しました。

所見は、本件紛争を早期に公平かつ全面的に解決するには、和解による解決によるのが望ましい旨を指摘し、致死的な間質性肺炎について十分な注意喚起を行なわなかった被告企業および被告国の責任を明確にしている点において、高く評価できるものでした。とりわけ、承認時の初版添付文書について、

承認時には致死的な間質性肺炎の発症がわかっているながら、記載が不十分であったとして被告国と被告企業の責任を認めました。きわめて画期的で、今後の薬害防止において高い歴史的な意義がある所見でした。

3 原告・弁護団は、同日早速受け入れを表明しました。この訴訟の目的、つまり薬害イレッサ事件の教訓を、がん患者の権利の確立や薬害防止に生かし、抗がん剤による副作用死を対象とする副作用被害救済制度を創設すること、は判決だけでは実現できないからでした。

一方厚労官僚は、所見の内容を歪めて「所見は後から集めた情報で責任を認めた」、「抗がん剤の承認が遅れる」などとして、がん患者団体と原告・弁護団との間に対決軸を作りました。原告・弁護団は、所見は承認当時に持っていた危険性情報を正確に提供しなかったことを問題にしているのであって抗がん剤の承認の遅れにはつながらない、したがって後から集めた情報で責任を認めたのではないと反論しました。

4 1月25日、アストラゼネカ社は所見の受入拒否を明らかにしました。また医療関係者、団体からも所見を非難する意見が次々にでてきました。いわく「所見は、後からわかった事実によって判断している」、「副作用の結果の責任を問うことは医療の崩壊につながる」など厚労省官僚の言い分とそっくりなものでした。

原告・弁護団は、これらの見解に対して反論するとともに、議員・マスコミに正確に所見を理解させる努力をいっそう強めました。国会内での機運は薬

害イレッサ問題の解決へ向かいました。そして、ついに菅首相の決断次第という情勢まで追いつめました。

しかし菅首相は、残念ながら1月28日、所見の受入拒否の見解を發表しました。裁判所が所見を出したにもかかわらず政府が受入を拒否するのは史上初めてのことでした。菅首相は、「副作用の問題はあるが、新しいがん治療薬を使いたい方もおられる。もう少し時間をかけて結論を出したい」などと厚労官僚の言い分そのままのコメントを出しました。

しかしがん患者の利益と所見の受け入れが対立するようにいうのは誤りです。菅首相は、すでに提訴以来6年以上の時間をかけて審理した裁判所がだした、自公政権時代の薬事行政の誤りの判断を、「薬害エイズの菅」と所信表明演説でも触れた自分自身で否定したのです。

菅首相は、同時に副作用被害救済制度の創設には前向きなコメントをしましたが、そもそも薬害イレッサの被害から、死ななくてよい命を救えなかったという教訓を導かずして、被害救済をするというのは本末転倒です。

- 5 原告・弁護団は、大阪判決後の3月2日に衆議院第二議員会館第1多目的室にて大阪判決報告集会を、3月9日12時から官邸前大行動、午後2時から衆議院第一議員会館1階国際会議室において超党派議員による院内集会をそれぞれ予定しています。

みなさんのお力も借りて、政府に対する早期全面解決を求める声を集めて、菅首相の決断を迫っていきたいと考えています。

- 6 原告・弁護団は、最後の最後まであきらめず、早期全面解決を目指して頑張りますので、今後ともよりいっそうのご支援をお願い致します。

(産業廃棄物問題)

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士 高 橋 謙 一

1 九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設と、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2 まず、①に関しては、新しい動きが出ている。いわゆる公共関与型産業廃棄物処分場である。例えば、鹿児島県薩摩川内市に、鹿児島県開発公社が管理型産業廃棄物処分場を設置するため、許可申請をしている事件がある。公共関与のほうにより安全であるという「美名」のもと進められているが、果たして官僚に処分場運営能力があるのか疑問であるし、設置者と操業者が実質一緒であるため設置・操業に関する監督が期待できない。加えて、排出事業者責任を先達し、税金の無駄遣いとなるおそれもある。これについては、今後大きな問題となりそうである。

3 ②については、相変わらず設置・操業の差止に成功はしていない。

しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境変化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともにがんばっていく所存である。

4 近時の最大の問題は、やはり③の既存産業廃棄物処分場是正である。仮処分などを使って操業を差止させた施設も、そのままでは有害物を垂れ流し続ける。従って、操業停止では足りず、危険物の全面撤去（私どもは全て危険物だと思っているので結局は埋立物全部）が不可欠である。

福岡県旧筑穂町（合併後の飯塚市）の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟の高裁で、処分場に本当に有害物が入っていないかどうか、ボーリング調査が実施された。しかし、廃棄物層に到達した途端に硫化水素が流出し、ボーリング調査は中止された。このような状況を裁判所がどのように判断するか、期待していたところ、本年2月7日に、福岡高裁は、周辺住民への重大な損害のおそれが認められ、他方、福岡県が規制権限を行使しなかったことは裁量権の逸脱・濫用として、福岡県に対し「業者へ必要な措置命令を発するように」義務づける判決を下した。これは画期的判決であり、この問題を解決する重要な「武器」となると考えている。

(海・川問題)

〔1〕川辺川ダム建設中止表明とその後の動向

川辺川利水訴訟弁護団 事務局長
弁護士 森 徳 和

1 治水問題

2009（平成 21）年 9 月、前原誠司国交大臣は、川辺川ダム事業を中止することを明言し、同月下旬、川辺川ダム建設予定地の視察を行った。水没予定地の五木村で建設中止の方針について村民に謝罪したうえで、水没予定地の生活再建を国が財政支援することを内容とする補償法案を通常国会に提出することを明らかにした。ところが、補償法案の通常国会への提出は見送られ、法案の中身も定まらないまま提出の目処は立っていない。

川辺川ダムに替わる球磨川流域の洪水対策を協議するダムによらない治水対策を検討する協議の場では、2010（平成 22）年 3 月、国交省が主な治水策の概算の事業費と工期を説明したうえで、同年 6 月、治水対策の基本的な考え方の取りまとめを提案した。しかし、国交省が「予算に左右される」として事業の着手時期や完了の見通しを示さなかったことから、市長村長は、「年次計画を示して欲しい」と一斉に反発し、取りまとめは見送られた。

ダムに反対してきた市民団体は、単なる代替案の検討に止まらず、ダムの是非を根本的に検討する場になることを期待して、時間をかけた議論を求めている。

2 利水問題

国営川辺川総合土地改良事業の休止に伴い、2008（平成 20）年 3 月、人吉市に開設されていた農水省川辺川利水事業所は閉鎖された。

その後、土地改良事業の対象地域で構成される 6 市町村会議は、農水省が策定したチッソ発電所の導水路から取水する案（農水省案）を基本に新利水計画を推

進する方針を明らかにし、事業再開に向けた動きが始まった。

その中で、徳田正臣相良村長は、利水事業への賛同者が少ない相良村土地改良区などを除外した事業計画の検討を始めたが、2010（平成 22）年 7 月、6 市町村会議の座長を勤めていた内山慶治山江村長が村長選挙で落選し、事業推進のリーダー役を失った。新たに座長に就任した松本照彦多良木町長は、農家に対する説明会を開催して事業計画へ理解を求める考えを表明している。

これに対して、農水省案に反対の農家は、事業再開の動きに警戒を強め、水を必要としない農家を事業に巻き込むことに反対している。

3 荒瀬ダム問題

2010（平成 22）年 1 月、前原国交大臣が、発電用の水利権が同年 3 月で失効することを表明したことに伴い、蒲島郁夫熊本県知事は、荒瀬ダム存続の方針を撤回し、撤去作業に着手することを明らかにした。その結果、同年 3 月末でダムゲートが開放され発電事業は終了した。

ダムの完全撤去に向けて、熊本県、八代市、地元住民の間で地域対策協議会が設置された。同年 12 月、熊本県は、環境や漁業に配慮して 2012（平成 24）年から 6 年間かけて段階的に撤去する案を提示した。撤去にあわせて、ダム湖の泥土の除去、ダム湖周辺の国道の護岸補強なども行われる予定である。

しかし、撤去費用 92 億円のうち不足分 30 億円の財源確保の目処は立っていない。

〔2〕黒部川出し平ダム排砂被害訴訟 報告

黒部川排砂被害訴訟弁護団

弁護士 青 島 明 生（富山県弁護士会）

1 事案の概要

清流黒部川に関西電力が1985年（以下西暦の上2桁は省略する）に完成させた国内初の排砂ゲートを持つ出し平ダムで、91年12月から10年7月までに計19回合計714万 m^3 （後楽園ドーム約6杯分）の排砂（実態はヘドロを含む大量の土砂の放出）が実施されている。

ヘドロの流入する黒部川河口から東側の沿岸海域は、水深30～40メートルの遠浅の砂地が、沖側へ1～1.5km、河口から東側へ約15kmにわたり帯のように続く場所であり、沖の急激な落ち込みは各所で谷を形成し、漁業者らはこの谷を「ヒラメの通り道」と呼んで、駆け上がりに刺し網を仕掛けて漁獲をあげてきた好漁場であった。

ところが、排砂後ヒラメなど底物と言われる魚種の漁獲と養殖ワカメの収量が激減し、刺し網漁業者に深刻な漁業被害が生じ、ワカメ栽培組合が廃業を余儀なくされた。

2 対関西電力、富山地裁判決までの裁判等の経過

02年12月4日、刺し網漁業者13名とワカメ栽培組合は、関電を被告として、排砂によって本件海域の底質が泥質化され、魚類や海藻の生育環境が破壊されたことにより漁業被害が生じたとして、漁業行使権に基づき排砂の差止、海底のヘドロ等の除去及び漁業被害に対する損害賠償を求める訴訟を富山地裁に提起した。

関電は、漁業権の主体は漁協であり個々の漁業者には権利がないとして原告らの権利主体性を否定し、さらに、漁業被害はない、排砂とは因果関係がない、県漁連と取り交わした補償契約で今後の排砂を認めるとされていることが原告らに及ぶ等と主張した。

海底の状況の立証には技術、費用等の点で著しい困難があるため、原告らは公害等調整委員会（公調委）による専門家の活用や調査の実施等を期待して、原因

裁定の囑託を申し立て、富山地裁は04年8月公調委に原因裁定を囑託した。

公調委は、07年3月28日①ヒラメの特異的な不振は認められるが出し平ダムの排砂によるとは断定できないとしつつ、②養殖ワカメの不漁はダム排砂がワカメの生育環境を悪化させたことによるものである、とする裁定（判例時報1972号45頁以下、裁定委員長：加藤和夫・元札幌高裁長官）を行った。

08年11月26日富山地裁は、裁定の内容を採用し、水深20メートル以浅の浅海域で泥質化が認められ、これによりワカメの減収被害が認められるとして損害賠償を命じたが、それ以外の漁業被害については排砂との因果関係を認めず、差し止めについては、ワカメ栽培組合が1998年以降栽培を中止したから必要性がないとして認めなかった。

3 控訴審での審理の状況

この判決に対して同年12月原・被告とも名古屋高裁金沢支部に控訴し、09年5月13日第1回弁論以降、10年11月1日まで、10回の期日がもたれ、結審し、本年4月13日判決予定である。

漁業者側は、原判決が中深海域が現在泥質であることを認めながら排砂前に砂質であったかどうかかわからないとしていることに対して、従前の海洋調査及び海底図の正確な読み取りと福井県立大学の青海教授の現地調査から砂質であったことが認められることを主張し、新たに京都大学の山下洋教授によるヒラメのライフサイクルから夏の排砂とその後の浅海域の泥質化がヒラメの生育に重大な悪影響を及ぼすことを明らかにした報告書を提出した。また、黒部川河口を境に排砂の影響を受ける東側と受けない西側でヒラメの漁獲高に統計上顕著な差が公調委以来拡大し続けていることを立証した。

これに対して関電側は、ワカメの収量減少の原因は排砂以外の海水の温暖化であると主張し、浅海域での

泥質化を否定した。しかし、いずれも、原告側の反論で説得力がないことが明らかになった。

なお、結審後和解手続が、次に述べる対県漁連事件とあわせて11月18日から6期日行われ、現在も続行中である。

4 対県漁連に対する関電からの受取金引渡請求訴訟

関電訴訟で争点の1つになった、富山県漁業協同組合連合会（県漁連）と関電との漁業被害補償合意と補償金・漁業振興対策費支払問題がある。

県漁連は、初回排砂直後の92年から数年間にわたり関電との間で漁業被害補償交渉を行って合意し、排砂を認めることと引き替えに、96年に一時金として25億円を、95年以降毎年7,000万円の年金を関電から受領している。10年までで47億円余の巨額に及ぶ。このうち、漁業被害の補償に回されたのはわずか5億8,000万円にすぎず、その余の40億円余りについて県漁連は、「富山県全体の漁業振興対策費であり、排砂の被害補償金ではない」として、被害漁業者に支払おうとしない。

そこで原告らは、07年12月5日に県漁連を相手として、受領金員の交付請求訴訟を提起した。1審富山地裁で、08年から09年にかけて13回の期日を経て昨年1月22日結審し、3月31日原告側敗訴の判決を言い渡した。その主な理由は、被害補償分5.8億円は被害を受けたとするものに配分しており利得を保有していない、その余の漁業振興対策費40億円は、富山湾の漁業の振興対策にあてるもので、被害者に配分しなくてもよいというものであった。

しかし、①県漁連と関電との間では漁業振興対策費を漁業被害の補償にはあてない、漁業者に配分しないという明確な合意は認定されていない、②一旦漁業振興対策費と合意しながら、その後被害発生がわかった賠償分に一部あてた例があることを無視している、③そもそも排砂による漁業被害発生の補償として支払われた金員であるのに現に被害を受け、補償されていない漁業者がいるのに、これに配分しないで大金を保留していることを認めている、という問題があるのに、上記のような形式的理由の判断であり、肩すかし判決と言うほかなかった。

そこで、議業者は直ちに控訴し、昨年9月29日からこれまで3回の弁論が行われ、現在は上記のとおり結

審した関電も含めた3者での和解協議中である。

5 ドキュメンタリー番組の受賞原告らの目指すもの

この間長期の裁判を闘い、原告らの高齢化が進み、廃業したり、病気になって漁を断念しなければならない人も出はじめている。

まだ排砂との関連が科学的に解明されていないが、せっかく刺し網にかかった魚を短時間で食い荒らすヨコエビが大量発生している海の異変を報じた地元テレビ局の「不可解な事実～黒部川ダム排砂問題～」という番組がフジテレビ系列28局による「第19回FNSドキュメンタリー大賞」（最優秀賞）を受賞した。この番組が示すように、今のまま排砂を継続させると黒部川河口以東の海は死の海になってしまう。

原告らは、富山湾の良好な環境を子孫に残すために、さらに取り組みを継続していく覚悟であり、和解が成立しなかった場合には、勝訴判決の獲得に向け、全国の支援をお願いするものである。

〔3〕 よみがえれ！有明訴訟

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 後 藤 富 和

1 福岡高裁開門判決確定

昨年12月6日、福岡高等裁判所は、佐賀地方裁判所に続いて、国に対し諫早干拓排水門の開門（判決確定から3年以内に5年間の開門）を命じた。同月15日、菅総理は、上告せずに福岡高裁開門判決を受け入れ、開門の政治決断を発表した。

2 開門がもたらすもの

今回、諫早干拓排水門の開門が確定したことは、諫早湾干拓農民にとっても良い結果をもたらすものである。開門によって漁業だけでなく農業も確実に良い方向へと向かう。

まず、諫早湾干拓事業は、有明海の他の地域で行われている地先干拓（ガタが堆積した部分を干陸化する）ではなく、海を堤防で締め切り、内部に干拓地と調整池を作る複式干拓の方式を取っている。また、今、水門開放が問題になっているが、水門は今でも日常的に開放されている。堤防内部の調整池に貯まった水を干潮時に水門を開けて有明海に排水しているのである。ただ、海水を調整池に入れる形での水門開放はなされていない。つまり、一方通行の開門だけがやられている。今回、問題になっているのは、一方通行ではなく、調整池の水と有明海の海水を相互にやり取りする双方向での開門である。

諫早湾干拓事業は、戦後の食糧不足を解決するための1952年の長崎大干拓構想をベースにし、その後の反対運動や減反政策を受けた後も基本的な見直しは受けず、諫早湾干拓事業として、1989年に工事着工されたものである。その直後から、諫早湾沿岸で貝類が死滅する等の漁業被害が発生し、1997年に全長7キロの潮受堤防締め切り（通称「ギロチン」）以降、有明海全域で漁業被害が生じるようになった。

国は、農水省が設置したノリ第三者委員会等から、有明海異変の原因を調査するための中長期の開門調査

の提言を受けたが、それをサボタージュしたまま、2008年から諫早湾干拓地における営農（41農業経営体の全てがリース）が開始した。

今回、高裁判決が確定し、水門を開けることによって、有明海の流速が回復し赤潮や貧酸素水塊が減少し、干潟も回復することで漁業資源が回復するといわれている。

長崎県は、水門開放によって、農業用水が確保できず、塩害も生じ干拓地の営農者に影響が生じると主張している。

確かに、開門すれば調整池が塩水化するので農業用水としては利用できなくなる。しかし、そもそも畑作は基本的に水田ほどの農業用水を必要とせず、816haの干拓地に対して2,600haの調整池で農業用水を確保する必要はない。そして、ため池や下水処理水を利用することで調整池に代わる水源を確保することが可能である。また、調整池の水質はこれまで農業用水としての環境基準を満たしたことはなく、さらに、調整池には青酸カリの50倍の毒性を持つミクロシスチンが含まれたアオコが蔓延しており、調整池の農業用水としての利用をやめることは、安全な農業の実現のためにも必要なことである。

次に、塩害（塩水が飛んできて畑の作物に影響が出る。地下から塩水が浸透してくる）については、諫早湾干拓地の前面部分に数キロに及ぶ葦原が広がっていることや、干拓地の前面に堤防が整備されていること、その内側に潮遊池が堀のように張り巡らされていることから、農地に塩害が生じる可能性は極めて低いと言える。

このように営農者が抱えている不安はいずれも、事実を知らされていないために生じた杞憂にすぎない。

また、諫早湾干拓事業に諫早大水害を防ぐ防災効果があると信じている人がいるが、諫早湾干拓事業に諫早市の市街地の水害を防ぐ効果がないことは農水省自体が明確に認めているところである。ちなみに、長崎県の調査によると、潮受堤防締め切り前後の後背地の

冠水被害の回数は締め切り後3倍に激増している。

3 これからの戦い

開門判決の確定は、単なる政治決定ではなく司法判断の確定であるから、今後、首相や農相の判断が変わり、あるいは政権が交代しても、3年以内（遅くとも2013年12月）には諫早干拓排水門を常時全開にしなければならないということには変わらない。

そして、2013年までに常時全開にするためには、原告団、弁護団が提案する、はじめは水門底部だけを少し開いて状況をみながら徐々に全開に導く段階的開門が必要である。つまり、2013年を待つのではなく、できるだけ早い段階で、水門底部を少しでも開放して水質を安定させる必要がある。

また、調整池は海水化するので、どのような開門方法を探ろうとも、調整池に代わる農業用水の水源を確保する必要がある。さらに後背地の排水不良対策のために排水ポンプを設置することも急務である。干拓地や後背地の農業者が不安に思われているのも主にこの二点である。

しかしながら、国は、具体的な開門方法や時期について明言せず、さらには、開門方法に関わりなく直ぐにでも取り掛からなければならない上記二点（農業用水確保、排水ポンプ設置）についても、なんら具体策を示さない。国は、5月のアセスメントの素案を見てからでないと具体案は提起できないと頑な態度を崩さない。国は、アセスが出る前に国から具体案を提案することは長崎県の反発を招くというが、むしろ、長崎県の態度がここまで硬直化するのは、開門することだけを決めて、具体的な内容、特に営農者や後背地への対策を政府が提案しないことに彼らの不満が募った結果と言える。

今年3月29日には、よみがえれ！有明訴訟・小長井大浦漁業再生事件の長崎地裁判決を迎える。この判決は当然、国に対して開門を命じる内容となる。本来ならば、福岡高裁判決を受け入れた国は、この長崎地裁についても判決を向かえるのではなく漁民たちに対して和解の提案をすべきであるが、国は和解の提案をすることは長崎県を刺激するとして、なんらの具体案を示さぬまま、やみくもに、判決延期を求めるのみである。

4 諫早の未来～農業と漁業の両立発展、そして地域の再生へ

韓国南部のスンチョン市（順天市）に広がるスンチョン湾。かつて、この湾では干拓が行われていた。しかし、およそ10年前、同市は干拓による開発から、湿地を保全再生させる方向へと政策を転換した。スンチョン湾では赤潮が発生せず、ムツゴロウをはじめとする豊かな魚介類に溢れている。また、干拓地では有機農業に取り組み、耕作放棄地は湿地に復元し、生きものが住みよい環境がよみがえった。その結果、スンチョン湾は生物の楽園となり、世界的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された。かつては年間10万人程度の観光客数であったのが今では300万人を超える人がスンチョン湾の干潟を訪れるようになった。その経済効果は年間100億円を超えるといわれている。

諫早湾も、ギロチンによる破壊から、堤防の開放による再生へと向かえば、スンチョン湾のように農業と漁業が共に発展し、さらには破壊した環境を復元したということで、国際的に注目され、外国人観光客やエコツアー、修学旅行生があふれる国際環境都市に生まれ変わるはずである。

有明海の漁業者が一貫して訴えてきたのは農業と漁業の両立のための開門である。ひとり漁業だけが再生すればよいというのではなく、開門によって農業をも良くするための開門を求めてきた。それは、10数年間苦しめられてきた漁業者たちが、同じ思いを営農者にはさせたくないという強い気持ちを有しているからである。

弁護団は、一日でも早く具体的な開門協議を始め、開門こそが農業と漁業の両立発展の道であり、環境保護が経済的発展につながるという夢を諫早市民と語り合いたいと願っている。

(アスベスト)

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み

大阪じん肺アスベスト弁護団副団長 弁護士 村 松 昭 夫
公害弁連担当 弁護士 伊 藤 明 子

1 大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

(1) 大阪・泉南地域の石綿紡織業と石綿被害

2010年5月19日、大阪地方裁判所（第22民事部）は、泉南アスベスト国賠訴訟において、わが国で初めてアスベスト被害に対する国の規制権限不行使の責任（石綿粉じん対策として、労働省令による規制を行わなかった責任）を認める原告勝訴の判決を言い渡した。

大阪・泉南地域は、大阪府の南端、関西国際空港の対岸に位置し、100年前から地場産業として石綿紡織業が発展した。石綿紡織とは、原料の石綿と綿を混ぜ合わせ（混綿）、これを梳いたり（カード）、撚ったり（リング等）して、石綿糸や石綿布などを生産するというものであり、これら石綿糸や石綿布は、二次加工が行われブレーキライニングなど3,000種類を超える用途に使用されてきた。泉南地域には、こうした石綿紡織の小規模零細の工場が、最盛期には70軒以上も集中立地し、石綿紡織品の生産額は全国シェアの約80%を占めていたと言われている。その意味で、泉南地域は、造船、自動車、運輸機械などの基幹産業の高度経済成長を下支えしたと言っても過言ではない。

その一方で、小規模零細な石綿紡織工場においては、劣悪な労働条件とも相俟って、石綿肺などが多発し、早くも1937年には旧内務省保険院による大規模な労働実態調査が行われ、12%を超えて石綿肺患者が発生していることが報告されていた。戦後も、昭和20年代後半から継続的な被害実態調査が行われ、その都度深刻な被害発生が確認されていた。ところが、国は、こうした被害発生を十分に把握ながら、かつ、必要な規制や対策ができたにもかかわらず、

これを長期に亘って放置してきた。ここに国が泉南アスベスト被害に対して責任を問われる大本がある。

(2) 国の規制権限不行使を断罪した判決

判決は、こうした歴史的な経過等を踏まえて、まず、昭和30年代前半には、アスベストが石綿肺などの健康被害を発生させるとする医学的知見が蓄積され対策の必要性も認識されていたとし、旧じん肺法が制定された昭和35年時点において、国は粉じん対策の中核である局所排気装置の設置義務付けを怠った違法があると判断し、昭和46年に局所排気装置の設置を義務づけた以降も、石綿粉じん濃度の測定を担保する措置として、測定結果の報告義務付けや測定結果に基づく改善を義務づける措置を講じなかったとして、昭和47年時点においても国の違法を認定した。重要なのは、判決が泉南アスベスト被害に対する国の責任を極めて重く認めた点である。たとえば、国が、労働者の安全に対する国の責任は二次的、補充的であるとして、賠償額の減額を主張していたことに対しても、この主張を退け、損害全額の賠償を命じた。従来のじん肺判決が国の責任を二次的、補充的責任としていたことから見ても、今回の判決が泉南アスベスト被害に対する国の責任を如何に重く見たか明らかである。また、判決は、使用者の経済的負担等を理由にして、「石綿粉じんにさらわれる労働者の健康や生命の安全を蔑ろにすることはできない」、あるいは、違法性認定の一要素として、国は、「国民に対する石綿被害ないし危険性に関する適切な情報提供についてもやはりこれを怠ったものと言わざるを得ない」と判示している点も大いに注目される。

しかしながら、近隣住民等のアスベストによる健康被害を認めなかった点など判決には不当な部分も

あり、こうした点は厳しく批判されねばならないものである。

(3) 国は早期全面解決の決断を

原告団と弁護団は、判決後、厚労省、環境省、首相官邸などに対して、控訴断念による早期解決を強く要請した。原告ら被害者1人1人がマイクを握り、自らの被害や夫を亡くした遺族の思いを語り、声を振り絞って早期全面解決を訴え続け、その姿は多くの人たちの感動を呼んだ。こうしなかで、5月28日には、関係閣僚会議において、長妻厚労大臣が控訴断念の意向を表明し、小沢環境大臣もこれを支持したと報道された。しかし、最終的には、判断を一任された仙谷国家戦略担当大臣（当時）は、短期間で結論を出すことは難しいなどとして控訴の判断を行った。

舞台は控訴審に移ったが、主務官庁である厚労大臣が控訴断念の意向を表明し、これを環境大臣が支持したことは重要であり、これは覆しようのない被害者、国民への重い意思表示である。

大阪高等裁判所（第14民事部）は、早期解決が原告被害者の希望であるのみならず、国民の負託に応えることであると述べ、2011年1月13日の控訴審第2回期日で、国に対し、2月22日の進行協議の場で「和解についての見解を明らかにするように」求めた。これは、裁判所から国に和解のボールが投げられたものであり、今こそ、国にはこのボールを真摯に受け止めて協議のテーブルにつく決断が求められている。

私たちは、遅くとも判決1周年である5月までの解決を目指し、多くの方々の支援を得ながら、日々奮闘中である。わが国の「アスベスト被害の原点」である泉南アスベスト被害の救済が、すべてのアスベスト被害の全面的な救済とノンアスベスト社会へ向けての原点として、重要な第一歩になることを確信している。

2 ゼネコンなどの個別企業責任の追及

弁護団は、国賠訴訟と並行して、労災やアスベスト新法を活用した救済活動、継続的な医療法律相談などを行っている。2010年3月には、滋賀県の学校教員が中皮腫で死亡した事案について公務災害認定を得た。

また、個別企業相手のアスベスト被害事件でも着実に成果を上げている。2010年には、中堅ゼネコンとの裁判上和解、泉南地域の唯一の大手企業であった三菱マテリアル建材（旧三好石綿）第2次請求人団との裁判外和解を含む6件が解決した。現在、2010年中に提訴した6件（三井造船の下請労働者、衛生設備、電気工事会社の労働者など）を含め、交渉中、訴訟中の案件が合計十数件ある。

2010年10月には、全国からアスベスト被害事件を担当する弁護士が大阪に集まり、約50件の事件報告とともに共通の課題について議論した。2005年のクボタショック以降、アスベスト被害関連の判例が集積されつつある中、こうした情報交換により被害救済のレベルアップを図る重要性がますます高まっている。

3 アスベスト被害の救済に向けた全国的な闘いを

石綿肺がんの認定基準や補償水準の問題など今年3月の石綿救済法見直しは不十分な内容に止まっており、医療機関の認識不足や建物の解体・地震時の新たな石綿曝露、再生砕石への石綿混入など問題は山積である。

アスベスト被害は複合型ストック災害であり、採掘、製造、流通、消費、廃棄とあらゆる場面で被害が発生している。その被害救済はやっと手が付けられたところであり、これから数十年にわたって被害が続く。

2008年に提訴された首都圏建設アスベスト訴訟は、原告数300名を超えており、今年、山場を迎える。建設労働者に潜在的な被害者が多数いることは確実であり、北海道、静岡、大阪、京都、福岡などでも新たな集団訴訟提起の動きが始まっている。この動きを全国に広げ、アスベスト対策基本法の制定など、大きな救済運動が広がることを期待する。

公害弁連は、公害被害者の救済に向けた闘いで多くの経験と知恵を蓄積しており、その経験と知恵をアスベスト被害の救済に生かすことが求められている。改めて、全国的な救済運動を巻き起こすことを呼びかけたい。

〔2〕 尼崎アスベスト訴訟 現況のご報告

兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団
弁護士 吉 岡 良太郎

1 はじめに

昨今、アスベスト被害の救済活動が全国各地で熱心に取り組まれているところであるが、大阪市のすぐ西隣の尼崎市でも、国及び株式会社クボタ（以下「クボタ」）の責任を問う訴訟（以下「尼崎アスベスト訴訟」）が行われている。この尼崎アスベスト訴訟の現況につき、ご報告させていただきたい。

2 尼崎アスベスト訴訟とは

今から約6年前の2005年6月、大手機械メーカーであるクボタは、尼崎市の旧神崎工場（JR 尼崎駅の北東すぐに所在）の従業員74人がアスベスト関連病で過去に死亡したこと、及び工場周辺に居住し中皮腫（アスベスト起因のがんの一種）で治療中の周辺住民に見舞金を出すことを公表し、この発表をきっかけとして、アスベストが一気に社会問題化した。いわゆる「クボタショック」である。

尼崎アスベスト訴訟は、このクボタショックを引き起こした原因企業であるクボタ及び国を相手とするもので、2007年5月8日、全国で最初に、「公害型」（又は「環境型」）訴訟として提起された。すなわち、本訴訟は、（労働者ではなく）アスベストを使用する工場周辺の住民被害者が訴えを提起した初めてのものという点に特色がある。

3 現況

- (1) 現在、尼崎アスベスト訴訟の公害型訴訟については、本年3月1日の期日で20回目の弁論となる。これに加え、2009年7月に提訴された労災型の訴訟（旧神崎工場内で下請労働者として働きアスベスト疾患で死亡された遺族などが原告の訴訟）については、3月4日で7回目の弁論となる。公害型訴訟においては、本年中に主張書面の提出は終え、

立証の段階に入る予定となっている。

- (2) 公害型訴訟の主な争点としては、①知見時期、②国の規制権限の有無、③旧神崎工場によるアスベストの飛散の有無、及び④国の産業政策論があげられる。

これら4つの争点について、それぞれ簡単に議論状況を報告すると、次のとおりである。

- (3) まず①の争点（知見時期）については、当弁護団としては、遅くとも1960年には国及びクボタはアスベストの危険性を知り得たという主張をしている。わが国においても、すでに戦前から労働者のアスベスト被害が報告されており、1960年には南アフリカのアスベスト鉱山周辺に住む住民の間で中皮腫が多発しているとの報告がなされ、世界中で議論となったためである。

これに対し、被告は、上記報告は公害型の初の報告にすぎず、労災型の知見は本件では無関係であるから、公害型被害の知見については1989年の時点でも確立されていなかったと主張している。当弁護団は裁判例や学説を引用し、本件のような生命・健康の被害が問題となる事案では、そもそも抽象的な危険についての予見可能性で足り、したがって曝露形態の違いも抽象化されるはずであり、労災型の知見も十分関係がある、と反論している。

- (4) 次に、②の争点（規制権限の有無）については、労働関連法規がある労災型訴訟とは違い、公害型訴訟では規制権限発動の根拠法について、激しい対立がある。すなわち、当弁護団は、労働関連法規も究極的には国民の生命を保護することが目的であり、現に周辺住民を保護するための規定も置かれていることから、当然に規制権限たりうると主張しているのに対し、被告からは、労働関連法

規は労働者の保護のみが目的であって周辺住民は無関係であり、したがって規制権限の根拠とはならないとの主張がなされている。当弁護団としては、公害関連法規が整備され始めたのが1960年代後半であることから、救済から漏れ落ちてしまう被害者を出さないためにも、規制権限の議論は極めて重要であると認識している。

- (5) ③の争点（アスベスト飛散の有無）については、クボタは、アスベスト工場の飛散はないか、あっても微量などと主張している。

しかし、クボタのアスベスト使用量が他の工場とは比較にならないほど多量であったこと、すでに200人以上の被害者が工場周辺に発生していること、工場の周辺に居住する多数の住民が日常的に大気中を舞うキラキラとした物質（アスベストはこのように見えることが多い）を目撃していることからしても、クボタの主張は当を得ないと考えている

- (6) ④の争点（産業政策論）について、国の産業政策論について、議論がなされている。

本件の被害は石綿管（水道管の一種でセメントと石綿が主原料）の製造過程で飛散したアスベストが原因であるが、石綿管は鋳鉄管に比べて安価であったことから、1950年代、国は自治体に対して補助金などを通じて石綿管の利用を推進したことが分かっている。こうした国の産業政策を本件被害と結びつけて、国の責任をより明確化したいと考えている。

4 最後に

クボタは、最盛期に、国内の全アスベスト消費量の1割という大量のアスベストを使用していた（クボタは1995年までアスベストを使用）。そして、アスベスト特有の疾患である中皮腫の潜伏期間は、20年から40年にもわたる。そのため、同工場の当時の周辺住民の間には、今後も、多大の被害の発生が見込まれている。

のみならず、本訴訟における裁判所の判断は、おそらく全国初の公害型アスベスト訴訟のものとして、関連する他の事案に多大な影響を与えるものと考えられる。

当弁護団としては、他の様々な弁護団及び諸団体のご指導・ご協力があつてここまでやってこられたという自覚をもちつつ、これまで以上に努力し、見識を広げていく所存である。ここに、改めて諸先生方及び諸団体の皆様方のご理解及びご支援をお願いするものである。

【三】特 別 報 告

全国公害被害者総行動実行委員会の報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長 中 山 裕 二

はじめに

2011年1月14日に開催した第36回全国公害被害者総行動（以下、総行動）にむけた第1回実行委員会で、2012年春「富山県立イタイイタイ病資料館（仮称）」がオープンにむけて準備がすすんでいることが報告されました。裁判勝利から40年をへて、土壌改良事業も竣工し、カドミウム汚染が自然界値まで改善された到達点にたつて、たたかひの成果を展示できることは、全国の公害被害者運動にとつても誇るべきことだと思います。

資料館建設に執念をもつて取り組んでおられた小松義久さんの病床に建設決定が伝えられて1年ですが、高木勲寛イタイイタイ病対策協議会会長の控えめながらの報告が、胸をうちました。

当実行委員会に今なお結集されているイ病関係者のみなさんのご努力に心から敬意を表したいと思いますし、来春のオープン以降に、ぜひ富山で実行委員会を開催したいと思います。

1 第35回公害被害者総行動

民主党政権誕生後初めてとなる2010年第35回総行動を6月3日～4日にかけて取り組みました。

準備のための要請行動は、1次～3次におよび、のべ100人以上の被害者が首都圏300ヶ所以上の市民団体、労組などに足を運びました。

また、直前5月19日大阪地裁は、泉南アスベストの画期的な勝訴判決を言渡し、国の控訴を阻止するたたかひが、控訴期間ぎりぎりまで全力で取り組まれていました。

ところが、総行動前日の6月2日に時の鳩山由紀夫

首相は、突然政権を投げ出しました。これに伴ひ小沢鋭仁環境大臣は、鳩山首相と行動をともにするという記者会見を行い、政府および環境省に責任者がいないという、前代未聞の事態のなかでの総行動となりました。

前日の実行委員会では、第1行動である環境大臣交渉にかわつて田島一成副大臣が出席することが確認できたので予定通り申入れを行うことにしました。しかし、副大臣が出席を予定していた有明の農水省交渉は、政務官対応となりました。

このような状況の中、第35回総行動は行われました。

環境省交渉は、41,071筆の国民署名を提出し、大気、水俣病、アスベストの3人の被害者の訴え、地球温暖化、環境アセスメント、水俣病そして大気汚染について、要請をしました。

しかし、この不正常な中では、責任ある交渉にはなっていないと指摘し、新しい環境大臣が就任した時期をみて、再度の交渉を行うことを申入れました。これに對して田島副大臣が、あらたな体制での対応を確約したので、第二弾行動を秋に実施することとなりました。

第35回総行動は、環境省はもとより厚労省、農水省、国交省、防衛省、外務省、内閣府、経産省、文科省の25部局におよび、加えて日本経団連、自動車工業会、日本石油連盟との交渉を実現しました。

交渉では、それぞれに成果を引き出していますが、報告の詳細は2010年交渉報告書にまとめていますのでそこに譲ります。これだけの申入れ、交渉をいっせいに実現できる力量を持っていることを示すことができましたと思います。

また、3日夜の総決起集会には、129団体、1,250人が参加し、大成功をおさめました。オープニングでは、国の控訴阻止を直前までたたかった泉南アスベスト原

告団が東京土建とともに登場。開門への方向に大きく動いた有明に山・川・海・空でともにたたかう高尾山、国との基本合意にむけ大きく踏み出した水俣と新しい被害者救済制度確立をめざす大気が登場し、たたかいの成果を報告しました。また、たたかいの交流では、それぞれのたたかいが被害者の口から生きいきと語られ、参加者が大きな感動につつまれました。

デモ行進をふくめて、近年にない支援のみなさんの力添えを得ることができたことも第35回総行動の特徴でした。

2 秋の総行動第二弾

ところで、総行動第二弾は、11月15日に実現しました。この日は国会開会中で、しかも沖縄・尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件のビデオ映像がインターネット上に流出して大問題となっており、ねじれ国会のもとで予算関連法案の成立状況が悪く、国会情勢が緊迫していました。

このような中でありましたが、環境省はもとより、農水省、国交省、厚労省、内閣府との交渉に臨みました。

中でも環境省は、午前中に近藤昭一副大臣との交渉を行い、その後、松本龍環境大臣の意向もあり、昼休みに国会内で大臣交渉を行うということになりました。

この交渉で松本大臣は、水俣病の解決にあたって国が基本合意することを表明、11月17日大阪地裁で、18日には東京地裁での合意にいたりました。第二弾行動が解決を大きく引き寄せました。

年内に2回の行動を行ったのは、総行動の歴史上初めてでしたが、少なからぬ成果を勝ち取ることができました。

3 実行委員会の現状とたたかいの方向

総行動は35年におよぶ活動を続けてきましたが、新たな発展方向を意識的に見出していく時期に入っています。

鬼籍にはいる仲間もふえ、各地の患者会構成員の高齢化もすすんでいます。同時に、私たちが立ち向かう課題が、直接的な健康被害にとどまらず、気候変動、公共事業による自然環境破壊に反対するたたかい、米軍基地の爆音公害など、多岐にわたり、かつ広がっているからです。

従来、実行委員会の中心であった大気と水俣病のたたかいは劇的な転換をしつつあります。

大気は、認定患者を原告とする裁判が終結。街作り、ロードプライシングなどの課題に取り組んでいます。未認定患者を中心にたたかわれた東京訴訟は、新たな医療費救済制度を確立するという画期的な成果を勝ち取りました。1988年公健法上の地域指定が解除されて以降の新たなたたかいの課題となっています。全国的な救済制度を作ることができるかどうかを試されています。

水俣病は、2004年関西訴訟最高裁判決後、あらたに救済を求める住民の運動が広がり、その中で熊本地裁に提起されたノーモアミナマタ訴訟は、国も和解協議の席につき、最終的な和解手続に向かっています。不知火海沿岸から関西圏、関東圏に移住した住民が原告となった大阪地裁、東京地裁の同訴訟も同様であり、新潟水俣病も被告と合意しました。早ければ年度内の訴訟終結が見込まれるところまできています。新たな救済対象者は確実に数万人規模になることは間違いありません。しかし、「すべての被害者救済」をすすめるためには、引き続き不知火海沿岸、阿賀野川流域の健康調査が必要であることは明白です。

大気、水俣に共通しているのは、今後とも実行委員会全体の牽引力であることは、変わらないものの、その活動量は、率直に言って小さくなっていることを事実としてきちんとみておかねばなりません。

よみがえれ有明海訴訟は、昨年12月6日諫早湾干拓地の潮受堤防の開門を命ずる福岡高裁判決を勝ち取り、国に上告を断念させたことによって3年以内の開門が決定しました。開門にむけて協議のテーブルをいかに作るかが焦眉の課題です。

薬害イレッサは、東西両訴訟とも昨年に結審し、今年1月7日、東京、大阪両地裁が和解協議に入るよう勧告しましたが、国とアストラゼネカ社がこれを拒否した結果、2月に大阪、3月に東京の各地裁で相次いで判決を迎えることとなりました。判決をはさむたたかいが求められています。

アスベストは、これからの重要な健康被害をともしつつたたかいの柱になっていく可能性をもっています。全国的なひろがりを作り出しながら、建設アスベストとの共同をすすめることがカギになっています。

温暖化の取組みは、政府の消極的な姿勢を叱咤しながら、専門家、市民との共同を重視し、公害の被害を

体験したものの視点で取り組んでいくこと。また公害加害企業が温暖化問題でも加害者であることを明らかにしていくことが大事だと思います。

このような状況から見えてくるのは、従来の健康被害型の公害被害者運動から、その運動は継続しつつも環境破壊や気候変動に取り組む人たちとの共同をすすめていく時期にさしかかっているということだと思います。

4 第36回総行動にむけて

第36回総行動は、6月1日～2日の二日間行います。1日夜が、日比谷公会堂での総決起集会です。

総行動を待つまでもなく解決するか、そのメドをつける課題は、有明の開門、ノーモアミナマタ訴訟和解、薬害イレッサ、泉南アスベストだと考えています。

今年前半のこれらのたたかひの勝利や前進が第36回総行動の成否をにぎっています。全国の被害者の力を集めなければなりません。

また、大気の新しい被害者救済制度の確立、水俣病のすべての被害者救済をすすめる運動の継続と住民健康調査、道路、カネミ油症、イ病などのたたかひも前進させていかなければなりません。温暖化の課題は運動の背骨にあたるものであり、経年的な取組みにしていかなければなりません。

ところで、沖縄・米軍嘉手納基地周辺住民2万人以上が原告となって飛行差止や騒音被害に対する損害賠償を求める訴訟を3月にも提訴する準備をされています。これは、関係住民が大勢で裁判をすることによって救済制度を裁判所で実質的に作ってしまうという点で歴史的な裁判になると思います。また、この裁判の帰趨は、日米関係や沖縄の基地問題に大きな影響をあたえることは間違いありません。

私達も注目し、共同のたたかひをすすめていきたいと思っています。

5 実行委員会の今後、特に財政問題

これまでは、分担金を出し合いながらも不足する資金は、勝利した団体からのカンパで補い合い、繰越金を生み出しながら運営してきました。実行委員会の財政基盤は、誰からも干渉をされることなく運動をすすめていくために不可欠です。しかしながら、この間、

カンパをいただけるたたかひが少なくなっており、分担金は、各患者会の奮闘で例年の水準を維持しているものの、実行委員会の財政は、結成以来最も逼迫しています。

したがって、今後の総行動は、分担金の範囲内で組み立てていくことにしました。同時に、たとえば総決起集会の協賛参加券を売ったり、財政的に支えていただくサポーターを募ったりなど財政強化に取り組むことにしました。また、スモン公害センターの事務局機能（事務局員の配置、事務所所在地）は、全国の被害者運動の文字通り頼りになるセンターとして継続、強化していくことを確認しています。総行動が築いてきた長いたたかひの歴史は、構成するすべての団体の確信とするところであり、今後とも継続していくことが私達の責務でもあります。

私達のたたかひの原点は被害であり、その回復と再発防止が私達の要求です。被害者が掲げる要求を実現することで団結することが基本であることはいうまでもありません。

今後とも全国の仲間、公害弁連の先生方、そして国民のみなさんと団結して前進を続ける決意です。

日本環境会議（JEC）の報告

JEC 事務局長

一橋大学教授 寺 西 俊 一

日本環境会議（JEC）は、1979年6月、(1)開かれた「学会」、(2)学際的な「学会」、(3)提言する「学会」として発足し、その後、国内的にみても国際的にみても、きわめてユニークなネットワーク型の組織として今日まで発展を続けていますが、「30周年」を迎えることになった2009年の11月22日（日）、「第27回日本環境会議30周年記念大会」（尼崎大会）を開催しました（参加者約400名）。この大会の間では、JEC発足以来、長年にわたり、多大なご尽力を賜ってきた先輩諸氏の方々（27名）に対し、「日本環境会議30周年記念功労賞」が授与されました。また、この大会日程に合わせて、その直前の同年11月20日（金）～21日（土）には「第9回アジア・太平洋 NGO 環境会議（APNEC9）」（京都会議）も開催され（参加者：14カ国・地域から約200名）、ともに非常に充実した内容で、成功裡に終えることができました。

上記2つの会議の開催概要、会議記録と宣言等について、詳しくは、JECのホームページ（<http://www.einap.org/jec/>）、および、JECの準機関誌となっている『環境と公害』（岩波書店）第39巻第4号（2010年4月刊）の「【特集】アジアの持続可能な発展をめざして」「【小特集①】日本環境会議の30年－日本の環境運動、その課題と展望」に掲載されていますので、そちらを参照していただければ幸いです。

もう一つ、この間のJECの取り組みとして紹介しておく必要があるのは、2007年11月からJEC事務局のもとに設置してきた「大気汚染被害者救済制度検討会」による提言（最終報告書）（『新たな大気汚染被害者救済制度の提言』）がとりまとめられたことです。この提言も、上記の尼崎大会の全体会において発表されました。その後、この提言は、2010年の2月17日（水）に環境省事務次官宛に、そして、同年5月24日（月）に環境大臣および環境副大臣宛に、それぞれ直接に手渡しされました。この提言の概要についても、前出の『環

境と公害』（岩波書店）第39巻第4号（2010年4月）に掲載されています。

JECの今後の予定としては、2011年7月2日（土）～3日（日）に「第28回日本環境会議東京大会」（於・東京経済大学）、そして、2011年11月19日（金）～22日（火）に「第10回アジア・太平洋 NGO 環境会議（APNEC10）」（於・台北）を、それぞれ開催することになっています。これらの詳細は、追って、「JECニュース」やJECホームページ等でお知らせいたします。

最後に、2011年2月現在、JECの会員数は約430名余です。会員の顔ぶれは、学際的な各分野の研究者や専門家、弁護士、医師、ジャーナリスト、公害被害者団体や各種 NGO・市民運動等のリーダー、一般市民、大学院生・学生などを含め、きわめて多彩な陣容となっています。今後、さらに新たな発展と飛躍をめざしていくためには、会員的大幅な拡大が不可欠です。とくにJEC発足以来、深いかかわりをもっている公害弁連の関係者各位で、まだ日本環境会議（JEC）の会員になっていただけてない方々がおられるならば、ぜひともこの機会に、積極的にJEC会員になってくださるよう、心からお願い申し上げる次第です（JEC会員の申し込みは、JECのホームページから簡単にできます）。

みずしま財団の報告

～新規事業 みずしまプロジェクトを中心に～

(財) 水島地域環境再生財団

藤 原 園 子

1. はじめに

「設立 10 年目は、第二の創業期だよ！」とは、NPO の中間支援組織をおこなっている知人の言葉。みずしま財団は 2000 年 3 月 14 日、岡山県許可を受け、倉敷公害裁判の和解金の一部を基金に設立。まさしく 10 周年の節目の 2010 年度を報告したいと思います。

2. 継続してきた活動が認められる

2010 年は、年度当初の相次ぐ受賞でスタートしました。

1 つ目は水島地域の中心部を流れる八間川の生き物・水質調査を 10 年続け、小学生にもわかる教材を作成したことを評価された「第一回いきものにぎわいコンテスト市民活動部門富士フィルム・グリーンファンド活動奨励賞」。2 つめは、海底ゴミの調査研究を 10 年続け、政策提言や、多様な主体と解決のために取り組んできたことが評価され「日本水大賞審査部会特別賞」、同じく 3 つ目が国際ソロプチミスト備前支部の賞でした。

活動を支えてくれた高校の生物の先生、専門家、漁業者、調査に参加の子どもたち等、関係者の力が認められた受賞でした。

3. 新規事業にとりかかる

(1) 環境省モデル事業

6 月に、環境省総合環境政策局環境経済課 民間活動支援室から、公募での企画募集「平成 22 年度持続可能な社会づくりを担う事業型環境 NPO・社会的企業中間支援スキーム事業のモデル実証事業」がありました。

趣旨は、持続可能な社会を実現するためには、地域の社会変革をもたらす事業活動を担う事業型の環

境 NPO や社会的企業の活躍が必要不可欠であるが、多くの環境 NPO は自立した事業活動を行っているものは非常に少なく、ビジネスの知見や事業展開に必要なネットワークを備えていない。

そこで、環境 NPO 等を事業型環境 NPO、社会的企業として発展させていくため、地球環境パートナーシッププラザ (GEOC)、地方環境パートナーシップオフィス (地方 EPO) に設置する「支援事務局」等の支援を受けながら、全国に普及しうるビジネスモデルを創出するための実証事業を行う、というもの。

そこでみずしま財団は、「海外からの受入力アップ 計画作成事業」を提案し、全国 8 件の中に採択されました。

みなさんも既にご存じの通り、急速な勢いで経済発展している東アジア諸国では、環境問題が緊急の課題です。「環境」という視点での情報発信・交流が重要となっています。

また、この地域から日本へ環境問題を学びに来る留学生は多いものの、地域との接点や地域に根ざした環境問題についての経験が乏しい。一方、日本国内の市民団体側は「環境保全・再生のとりくみをつたえたい」という思いが強く、適正な価格設定をせず、無料もしくは低価格の金額設定で視察受入を行っている現状で、継続する体制がとれていないなどの課題があります。

そこで、これまでボランティア的に行っていた視察受け入れを、ツアーとして事業化できるように整備し直すことにしたのです。

(2) 水島で「間近に見る、感じる、考える」

ツアーを整備するにあたって、「水島での学びで得られるもの」を整理することが必要です。いわゆる「商品開発」という作業です。

今年 7 月には、岡山大学との学術交流を行った中

国清華大学の研究者9名。8月には、島根大学の30名。11月には、中国・韓国の留学生を含む吉備国際大学の学生40名。12月には、岡山大学金先生の研究室5名、中四国民医連事務局員20名。この方々の感想、視察の企画をされた先生のお考えを聞き、水島で提供できるメニューを精査しました。

ツアーのねらい／効果は、①地域デザイン、環境再生に携わる方には、「環境・人の健康に配慮した視点を養い、企業活動・まちづくりに活かすこと」②医療・福祉系の方には、「患者の生活背景を想定した診断や対応する医療に従事できる人材を育成すること」

時間は半日～1日コース。外部組織との連携もできる形を検討しました。

(3) モデルツアー「技術と暮らしと、私と未来」実施

2011年2月4日に実験的にツアーを実施しました。バス代、昼食代、ガイド代、講師謝金を含んで9,800円という価格で呼びかけ、17名の申込みと留学生5名、計22名が参加してくれました。地域再生、環境再生の見識を深めるために、水島の経験を活かしたいというニーズに応える内容を設定しました。地域開発について、地域全体が見渡せる山の上から見て、解説を聞く。JX日鉱日石エネルギー製油所で、脱硫装置など環境対策について担当者に聞く。さらに、大気汚染公害患者さんに直接聞く機会を設定しました。午後には外部連携として、NPO法人倉敷町家トラスト「まちに灯を灯すとりくみ」を見学、まちの成り立ちと暮らしの解説を聞きながらまち歩きを行いました。企業の視点と住民の視点にまだまだギャップがあることも感じながらでしたが、和解後の関係性づくりの第一歩がようやく踏み出せたと思います。

4. みずしまプロジェクト スタート！

ツアー事業にとどまらず、留学生の学び（人材育成）などプロジェクト全体が、これから動き出します。HPでは、次のように語りかけています。

この「みずしまプロジェクト」は
「みずしまの過去を活かして
ずっと環境のよい
しあわせな

まちづくりを目指して」を合言葉に

水島の経験を活かして、世界中から公害のない、皆が健康に幸せに暮らせるようにしていこうという試みです。

そのために、水島の経験、それは、つらい過去も、いま行われている再生も将来の姿もすべて含めて、お伝えしていくことからはじまるのだらうと思います。

公害患者さんは言います。

「こんな苦しい思いをするのは、自分たちで充分。子や孫にはこんな思いをさせたくない。公害のないまちに、子や孫のためにしていかなくては」

それを、世界中で実現するのが「みずしまプロジェクト」なのです。

市民が動かないと社会は動かない、それが水島で学べます。ぜひ一度HPをご覧ください。

(<http://www.mizushima-for.jp>)

そして、留学生が研究室にいる大学の先生、環境を担う若い方・企業のCSRに関心ある方等に声をおかけいただき、ぜひ水島のツアーにご参加ください。お待ちしております。

あおぞら財団 報告

(財) 公害地域再生センター(あおぞら財団)

研究員 北 中 大 輔

地域住民とつながる

あおぞら財団の原点は地元・西淀川であり、公害被害者のみなさんです。もっと地域住民とつながりたいという思いから、あおぞらビルの1階に交流拠点「あおぞらイコバ」を開設しました。“イコバ”には住民が憩える場、行こうと思う場にしたい思いを込めています。2011年度は住民のみなさんと一緒に活動ができるようにこれまで積み重ねてきた活動をパワーアップしていきたいと思っています。

あおぞら財団では、現在、①公害のないまちづくり、②公害経験を伝える、③環境について学ぶ、④公害患者の生きがいづくり、⑤みんなとつながる



OPENした「あおぞらイコバ」

る(国際交流)の5つを柱に、活動を行っています。ここでは、各分野で行った2010年度の主な活動について報告します。

① 公害のないまちづくり

～自転車まちづくり：まちなか自転車空間コンクール&タンデム自転車

あおぞら財団では西淀川公害からの教訓をいかし、公害によって疲弊した地域の環境再生、及び、持続可能な地域社会づくりを目指しています。自転車を活用したまちづくりの取り組みについて紹介します。

まず、当財団が事務局を担当している「自転車文化タウンづくりの会」が『まちなか自転車空間コンクール』を開催しました。このコンクールは街中에서도人も自転車も居心地の良い空間を見つけ出し、都市

における自転車についての意識向上と今後の自転車空間のあり方の方向性を見出すという趣旨で写真を募集しました。募集期間が1カ月と短かったものの、35件の応募がありました。その中から優秀作品を選定し表彰しました。このコンクールが都市における自転車についての意識が向上し、望ましい自転車空間が実現につながっていくきっかけになればと考えています。

次に、タンデム自転車の普及する取り組みを行っています。タンデム自転車は前後に2人が乗ることのできる自転車です。視覚障がいを持った方や脚力の弱い方も乗ることができ、風をきって走ることができます。当財団では福祉団体や自転車ボランティア団体と一緒にイベントを行っています。毎回、多くの方に参加いただいて自転車の楽しさを共有しています。ただ、大阪府内ではまだ公道を走ることができない(公安委員会規則による)ので、その解禁に向けた署名活動も行っています。この他にも、安全に自転車に乗るためのマナー教室(チャリンコチャンピオン)

の開催や放置自転車をなくすための駐輪場マップ作製など自転車の適正利用を推進する活動を行っています。



タンデム試乗会

② 公害経験を伝える

～スタディツアー：新潟水俣病の地を訪ねて

昨年度から3ヵ年事業として始まった他地域の公害を学び伝えていく「公害地域の今を伝えるスタディツアー」を実施しています。昨年度の富山(イタイ

イタイ病)に続いて、今年度は新潟県(水俣病)を訪れました。今年度は学生や社会人、スタッフなど合計43名が参加しました。最終年となる来年度は地元・大阪で開催します。

③ 環境について学ぶ ～廃油キャンドルナイト

今年度初めての試みとして「キャンドルナイト in 西淀川」を冬至の日(12/22)に開催しました。このイベントは大阪府立西淀川高校に地域の学校や団体が連携してはじまった「菜の花プロジェクト」の輪を広げていく目的で開催しました。キャンドルナイトに使用したキャンドルは地域で回収された廃油とビンを使って作成し、キャンドル作りや当日準備、後片付けに至るまで数多くのボランティアに支えられて活動を進めてきました。1,300個のキャンドルが暗くなった緑道を照らす光景は、それまでの苦勞を吹き飛ばす程きれいでした。



キャッチコピーは
「メリーリサイクル」

④ 公害患者さんの生きがいづくり

～呼吸リハビリ&あおぞらプロジェクト大阪

財団では患者会や医療機関、専門家の協力を得ながら、年々高齢化していく患者さんの生きがいづくりに取り組んでいます。今年度は西淀川区における呼吸リハビリの提供についての検討会を開催し、今後の地域連携において、一定の足がかりを作りました。また、地域のぜん息患者さんとの懇談会も開催し、一人で病気と闘う患者の交流の場づくりをスタートさせました。

また、未認定ぜん息患者の救済制度の確立を行政に求める「あおぞらプロジェクト大阪」との連携を進めてきました。

⑤ みんなとつながる

～国際交流：日中環境問題サロン2010

京都で「日中環境問題サロン2010」を開催しました。中国から李力氏(環友科学技術研究中心・会長/北京)と張亜東氏(緑色龍江・総幹事/ハルビン)をお招きしました。

サロンに先立て、李力さんが環境教育の模擬授業を西淀川区内の中学生と高校生向けに行いました。

サロンは約50名の参加があり、中国、日本双方から報告のあと、「日中の環境教育の協働」と題して討論を行いました。中国におけるNGOの役割や財源のことについても話が及び、中国では大学生がとても積極的に活動していること、NGOの役割は交流する場という「舞台」であることなどが分かりました。

以上に挙げた活動は財団全体の活動の一部です。地域住民のみなさんとの接点はいろんな切り口があると思います。今後はあおぞらエコバの活用や地域に根づいた活動を通じて地域により開かれた団体を目指していきます。また、財団が患者らの「手渡したいのは青い空」という願いで誕生して今年9月で設立15周年を迎えます。原点を見つめ直し気持ちを新たにしますので、みなさまのご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

参考：あおぞら財団ホームページ

<http://www.aozora.or.jp/>

あおぞら財団ブログ

<http://aozorabsw.exblog.jp/>

被害者として命をかけた 40 年の闘い

尼崎公害患者・家族の会
会長 松 光 子

1971 年 6 月に尼崎公害患者・家族の会が発足、1974 年、国の「公害健康被害補償法」が制定されました。

尼崎では患者会が議会に対し陳情、要請等を行い、行政・議会・企業等に何度も交渉、話し合いを重ねて、尼崎市独自の「公害病認定患者救済条例」を 1973 年に作り上げましたが、この条例を作るために大変な運動の積み重ねがあった事を古い患者さん達（殆ど亡くなりました）は折に触れて話題にして懐かしむと同時に、新たな運動へと挑戦し続けました。尼崎市独自の救済条例は国の「公健法」によってその中に組み込まれました。

患者さん達の必死の運動を支えたのは「もうこんな苦しみは私達だけで充分、二度と再び公害患者を出してはいけない」との強い決意でした。そう言うものの凄い非難や陰口は大変なものでした。家族崩壊による「荒害」、どこからとも聞こえてくる「口害」、そして病気をおこした「公害」、この三つの公害を乗り越えて、1988 年 12 月に約 500 人に及ぶ原告を組織し大型裁判を提起しました。

尼崎では裁判中にあの阪神大震災がおこり、事務所は倒壊、患者会の中心支部であった「築地支部」が全滅、「東本町支部」「初島支部」もほぼ全滅に近い状態、患者さんの多い地域が甚大な被害を受けましたが、直ちに事務所を「松」宅に移し、書類を全部仮事務所に運び保管、事務をその日のうちに再開しました。

各支部の被害状況を調査し、避難所に移った人や、親類宅に避難した人達を手分けして調べ各支部の状況を報告して貰いました。

3 月から再開された裁判傍聴には交通網がまだ寸断されていて、電車・バスを乗り継ぎ、被災地の中を通りながら自分たちの被害を受けていることを胸に収めて傍聴に行きました。1 時間余りで行ける神戸地裁まで 3 時間余をかけて傍聴席に一つの空席をも作ることなく、このことは裁判最後まで続けたのでした。

全員、それこそ何者にも負けない強い意志を持って、

ただひたすら自分たちの裁判は命を守る闘いだと思い信じ頑張れたのです。

1999 年 2 月に被告企業 9 社と判決前に和解し、その後、国・阪神高速道路公団（現在の阪神高速道路株式会社）に対しては 2000 年 1 月、大気裁判史上初めての「差止め判決」を勝ち取り、大気汚染公害裁判最高の到達点となったのです。

しかし、被告の控訴を受け原告も控訴、舞台は大阪高裁に移りました。

2000 年 9 月、大阪高裁第一回口頭弁論は即日結審、裁判所は和解を勧告、これを受けて 12 月、国・公団と和解が成立、これには法務省も加わるという異例の合同記者会見でした。

ところが和解後、国は約束を全く反故にして原告との間で対立が激化、改めて訴訟を再度おこすことも検討されたのですが、相次ぐ原告の死亡、高齢化、重症化が進む中での裁判長期化よりも、2002 年 10 月「公害等調整委員会」に「あっせん」申請、翌年 6 月、原告申し立てをほぼ認めた「あっせん案」が提示され双方受諾、以後「連絡会」は公開。2005 年 3 月の第 11 回連絡会で、交通量削減目標での「アンケート調査」で合意し、2006 年 3 月交通量調査を経て、2006 年 6 月ロードプライシング社会実験開始。2007 年 7 月国は警察庁に交通規制の可否検討依頼し、2008 年 7 月警察庁からの回答は、「迂回路が必要（尼崎では 5 号湾岸線）」として国にその対応の回答を迫りました。

2009 年 3 月、第 31 回の連絡会でようやく環境ロードプライシングで合意し、4 月より実施に至り、その経過を見て車種拡大が話し合われています。

2009 年 10 月の第 34 回連絡会では陸橋のバリアフリー化で合意、最大のネックであった東本町交差点でのエレベーター 4 基設置の工事が始まったのです。

和解から 11 年の歳月が流れ、その間の患者さん達の苦しみや怒りの絶望、「国は解っているのか!」と、私達は本当に粘り強く「あっせん」「連絡会」を通じ、判

決にあった「公共性、公益性より沿道住民の命優先」をなんとかして貫き通したいと闘い続けたのです。

2009年11月には、日本環境会議30周年記念尼崎大会をアルカイクオクトで開催しました。「環境再生から持続可能な地域づくりへ」をテーマとして30周年の節目を飾るにふさわしい場所として尼崎が選ばれたのでした。

患者会としても、今までの活動の総決算と位置づけで取り組み。患者さんも午前9時から午後6時まで長時間頑張っ

て参加、白井市長も基調報告からコメンテーターと、一日中参加大活躍、市職員の皆さんも裏方としてこの会議を支えて頂きました。

白井市長は基調報告で「過去は消せないがその事を受け入れて、未来をつくってゆくことが出来る」と述べられましたが、本当にそうだと思います。今私達が活動していることは未来を創る足がかりになってゆくことを確信したのです。

2010年7月、第39回尼崎公害患者・家族の会総会を開催、年々高齢化、重症化が進むなかにも関わらず150人以上の参加でした。各支部長さん方の凄い努力でいつも会場が予定より多い人たちで埋まるのは本当に有りがたいことだと感謝しています。それだけに患者さん達が大切に思いどんなことがあっても尼崎の患者会を守ってゆこうという熱意がひしひしと感じられました。

午後からは「センター赤とんぼ祭り10周年記念」を開催、松竹芸能社の若手芸人漫才2組、女性歌手の演歌に豪華な食事と華やかで本当に楽しい午後の一刻でした。

2010年12月には、「差止め判決10周年記念シンポジウム」を開催。

中尾団長より冒頭のご挨拶で「差止め判決から10年、あっせん後38回の連絡会を重ねようやく道筋が見えてきた、患者さんの頑張りや学者の先生方、弁護団一団となって「尼崎を住みよいまち」にする為にこれからも頑張りましょう」。

羽柴弁護士

「差止めの意義と役割」についての基調報告

「神戸地裁判決は基本的人権の保護のほうを優先すべきとする明確な考え方を示したものであり、本件の判

決の重大な意義と価値がある。大阪高裁において和解が成立、連絡会を設置、種々協議を行う予定が、国側の不誠実極まりない態度に、再度の提訴も考えたが公害等調整委員会への「あっせん」申し立てとなった。「あっせん案」提示を受けて双方受諾し、連絡会も現在38回を重ねている。

淡路剛久教授記念講演

①尼崎道路公害裁判差止め判決の意義 ②差止め請求を実施させるためになされた控訴審での和解 ③あっせん合意を実施させるために続けられてきた道路公害対策実施のための原告・弁護団の活動について、等の意義について、尼崎判決は大気汚染公害訴訟の積み重ね、健康影響の研究知見が集約された上での到達点であったと思われる。「交渉によって判決内容を実現していく」いわば前人未到の領域に入った、その意義を表すことが出来る。

と素晴らしい評価を頂きました。

2009年、2010年は本当に尼崎の患者会にとって激動の二年間でした。

私の役目である、弁護団や学者の先生方、そして患者会の皆さんと共に闘った40年の歴史を後世に残すための成果を形にすることが出来ました。

私にとって、震災での事務所全壊、殆どの会員が被災者となりながら一回として空席をつくらなかった60回に及ぶ裁判傍聴から、連絡会も38回、毎回100人前後の会員による必死の傍聴を続ける尼崎患者会の姿こそ誇りであり、宝であると胸を張って言えます。

判決に命を吹き込み、ともに闘った尼崎の患者さんと最後まで頑張り抜く決意です。尼崎の空に赤とんぼ群れ飛ぶ姿が何時か見られる日まで。

道路住民運動全国連絡会報告

道路全国連（道路住民運動全国連絡会）
事務局長 橋 本 良 仁

1 ムダで有害な道路建設は止まらない

新政権発足後2年になろうとしているが、ムダで有害な公共事業は一向に止まらない。

自民党政権時と何ら変わらず、民主党政権は国民の期待を裏切った。

2 来年度予算の特徴

「平成23年度予算の概算要求組み替え基準」（平成22年7月27日閣議決定）。

経済成長の実現、国民生活の安定など、元気な日本を復活させる（新経済成長戦略）。

国土交通省の公共事業関係費 4兆8,342億円（2010年度の予算規模と同額）

国際競争力の強化をうたう

①道路整備：1兆8,342億円（2010年度と同額）

●大都市圏のインフラ重点投資：215億円

迅速かつ円滑な物流、国際競争力の強化や交通渋滞緩和のため、三大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏）環状道路整備を強力に推進。

国土ミッシングリンクの解消（道路ネットワーク論）：1,075億円

●高速道路無料化社会実験：705億円、（全体の要求額、1,500億円）

②港湾整備

「国際コンテナ戦略港湾（スーパー中枢港湾）」のハブ化、機能強化、401億円（前年度比、145%増）京浜港（東京・横浜）、阪神港（大阪・神戸）などに重点配分

コンテナ扱い量、京浜、阪神4港を足しても韓国の釜山港に及ばない

③空港整備

首都圏空港（羽田・成田）の機能強化：95億円

④大都市圏の戦略づくりと国際競争拠点都市の整備：

63億円

民間都市開発事業に対する資金調達支援：50億円
小泉政権が推進した、「都市再生」政策のいっそうの推進、財界・大企業本位の都市整備

3 道路政策と道路行政との大きな乖離

名ばかりのパブリック・インボルブメント（PI）。
従来と何も変わらず、「先に道路建設ありき」。

4 ブラックボックス化を許さないたたかい

道路政策と道路行政とは大きな乖離。

開示しない情報や果たさない説明責任、行政が独占している膨大な情報を国民に開示させる
ブラックボックス化を許さない闘いが重要。

5 行政裁量権の壁を乗り越える

止まらない道路建設に対し、最後の手段として裁判を提起、よりどころとしての司法。

東京の圏央道高尾山、西東京3.26号線、下北沢補助54号線、国分寺3.28号線、二子玉川補助49号線、横浜環状道路南線（圏央道）、広島国道2号線などが係争中。

行政事件訴訟法改正により、行政を被告とした訴訟は増える。

しかし、司法は行政の過ちや暴走に対しチェック機能を発揮することができない、行政無謬論から抜け出せない。国民の目線で、司法が行政を厳しくチェックすることが肝要。

行政裁量の壁をどう越えるかが問題。

6 国会議員やマスコミへの働きかけ

地方自治体議員への働きかけは当然ながら、公共事業チェック議員の会をはじめ国会議員への働きかけは、

とりわけ特に重要である。

裁判や事業再評価などで追求してきた B / C 問題を
専門家の協力で、さらにすすめる。

マスコミへの働きかけを重視する。

7 地球温暖化問題

環境先進国である EU 諸国は、大規模な港湾、空港、
高速道路の建設を抑制。

公共交通を充実、都市部には車を入れない、車依存
社会からの転換。

日本は旧態依然の車依存社会、大型道路建設を推進。

世界の温暖化防止の流れに逆行。

8 国民的な運動に

沿線住民の運動から多数の国民的世論をつくる運動
を展望する。

国民的要求や課題を積極的に提起する。

ハッ場ダム訴訟報告

ハッ場ダム訴訟弁護団
弁護士 西 島 和

1 国交省が一度は「中止」を明言したが……

国が利根川上流（群馬県）に建設を計画するハッ場ダムの事業費 4,600 億円の一部は、群馬県、東京都等利根川流域の 6 都県が利水負担金、治水負担金などとして負担する。

2004 年、この負担金の支出差止等を求め、利根川流域の 6 都県の住民が、各地の裁判所へ住民訴訟を提訴した。2009 年 5 月、東京地方裁判所は、原告全面敗訴の判決を言い渡した。

その 3 か月後の総選挙で、「ハッ場ダム中止」を選挙公約に掲げた民主党が政権交代を果たし、国土交通大臣が「ハッ場ダム中止」を明言した。

しかし、国は中止を明言はしたものの、中止のための手続でもあったはずの「今後の治水のあり方を考える有識者会議」の会議は非公開とし、これでは不公正な議論で中止撤回の結論となりかねない、と思っているうちに国は「中止の方向性について一切言及しない」と言いはじめた。この間も国は事業費の 9 割以上を占める付け替え道路建設などの「関連事業」を着々と進め、中止を前提としたダム予定地の生活再建策などはいっこうに提示されない。ハッ場ダムが政権「後退」の象徴となってしまわないか、危機感をもたざるを得ない状況である。

2 裁判の状況——裁判所は「ダム中止反対」

- (1) 2009 年 5 月の東京地裁民事第 3 部（定塚誠裁判長）の敗訴判決（以下「定塚判決」という）以降、栃木県以外の 4 地裁で原告敗訴の判決が相次いだ（宇都宮地裁では本年 3 月 24 日に判決言渡し予定）。いずれも定塚判決をお手本にしたような内容である。

弁護団は、ハッ場ダム計画への公金支出が違法でないとの結論を支えるのは、「グルーポンのおせち」（※）よりスカスカな、きわめて形骸化した裁

量審査にあると考え、行政法の研究者へ意見書の執筆をお願いした。

- (2) 形骸化した裁量審査とは、例えば、定塚判決の「利根川の治水基準点（八斗島）で毎秒 22,000 m³の洪水が流れるような河川整備のなされることが皆無ではない」から、想定洪水毎秒 22,000 m³の洪水への対応を目標とする治水計画も不合理ではない、というくだりである。結審の時点では、「利根川の治水基準点（八斗島）で毎秒 22,000 m³の洪水が流れるような河川整備」計画は存在しない。もちろん、きわめて抽象的なレベルでは計画が策定される可能性は「皆無ではない」が、これが司法審査の名に値するのか。

この点については、人見剛教授（行政法、立教大学）より、「行政が策定もしていない計画を裁判官が勝手に想定して行政の活動を裁断するもので、司法権の及ぶ範囲を逸脱しているものと言わざるを得ない」等と批判する意見書をいただいた。

- (3) また、定塚判決は、利水負担金の支出の是非については、「安定給水」を唯一の考慮事項として、東京都が国などの基準とは異なる基準で水道需要予測を行うことも「首都東京」の安定給水のためには許される、などとした。

この点については、田村達久教授（行政法、早稲田大学法学学術院）へ意見書執筆をお願いし、「地方自治法、地方財政法、地方公営企業法の規定からは、水道事業においては、『効率性原則』が重要な原則として特段に配慮されなければならない」旨の指摘とともに、あるべき司法審査の基準を示していただいた。

これら意見書を含め、意見書・主張書面はすべて「ハッ場ダム訴訟」のホームページ「訴訟資料」に掲載されている。

(4) 日本の官僚制度の特徴は、官僚組織がきわめて明確な政治意思をもっていることだ、という指摘があるが、定塚判決の「無理をととして道理をひっこめる」判示をみると、司法官僚もまた然りか、との思いを抱いてしまう。裁判員裁判を行政事件でも実施する、その必要性を訴える根拠として定塚判決を活用することも、弁護団のつとめかもしれない。

3 「基本高水」の闇を照らし、河川行政を民主化しよう

ところで、ハッ場ダム計画の前提となる治水計画の目標流量（「基本高水」＝きほんたかみず）は、「利根川の治水基準点（八斗島）で毎秒 22,000 m³」と設定されている。利根川の「既往最大」流量は八斗島地点毎秒 17,000 m³である。国土交通省河川局は、これまで、「既往最大」より格段に大きい流量を基本高水と設定しつつ、その計算過程を秘匿することによって、河川行政をほしいままにしてきた。

この基本高水の計算過程について、原告は調査嘱託をおこない、その一部を明らかにすることができた。ここで明らかになった「飽和雨量」などの設定値について、「森林の保水力を不当に小さく評価したもののだ」との関良基準教授（森林政策学、拓殖大学）の指摘が東京新聞に掲載された。これを機に、関准教授からも基本高水に関する意見書をいただいた。

あとは、基本高水算定の前提となった「流域分割図」が公開されれば、原告団は基本高水の追試を行うことができる。

そこで、昨年、高橋利明弁護団長が原告となって、流域分割図の開示を求める情報開示請求訴訟を提起した。被告（国）は、「流域分割図にはダム予定地が記入されており、これを明らかにすると土地の買い占めなどの弊害がおこる」から秘密だという。これに対し、原告からは、当時公刊されていたダム予定地の書かれた書籍を証拠提出し、「実質秘にはあたらない」と主張している。

ぜひ、勝訴判決を勝ちとり、控訴断念させて、基本高水の追試を実現し、河川行政民主化の端緒としたい。

4 公共事業の質の転換を

藻谷浩介氏は、著書『デフレの正体——経済は「人口の波」で動く』の中で、『景気対策でとにかく公共工事を積み増そう』というような施策が取られれば、とりあえず工事や買い支えの効果で目先の経済成長率が上がります。ですがその結果企業は不良在庫を、政府は将来の納税者の負担する借金を抱えることになり、長期的にはかえって成長を損なってしまうことになります。（中略）そもそも年間 40 兆円程度の税収に対して 80 兆円以上を使っている日本政府が、さらに公共工事を増やすというのであれば、歳出のうちの何を削って何を回すのか、あるいは増税を認めるのか、（中略）いずれを取るにせよ、その分日本の内需はマクロ的な下圧力を受けます。つまり、公共工事増額の分だけ経済成長率が純増することにはならないのです。」「既存インフラの維持更新投資はこれからが本番です。ですが、生産年齢人口の長期的な減少の下でも本当に必要な工事と、人口増加が前提になっている工事の区別をきちんとし、後者を取りやめにしていかないと、公共工事＝税金のムダと全部にレッテルが貼られて、本当に必要な工事まで切り落とされかねません」（同書 179～180 頁）と指摘する。重要な視点と思う。他方で、ハッ場ダムのような「名ばかり公共事業」の推進圧力は依然として強い。藻谷氏の視点が共通認識となるまで、引き続きハッ場ダムの不要性を明らかにしていきたい。ご支援、ご注目下さるようお願い申し上げます。

（※販売者はバードカフェ）

公害地球懇結成 20 周年を節目に、新たな運動に挑戦

～公害被害者救済・公害根絶とストップ温暖化・TPP 参加反対～

公害・地球環境問題懇談会
事務局長代行 清水 滯

一はじめに

2010 年の活動は、COP15 代表団報告集会を幕開けに、ストップ温暖化の取組みで始まった。

政府が検討をすすめてきた「地球温暖化対策基本法案」の骨抜きをはかる電力、鉄鋼等を中心とする産業界の圧力とのたたかいであった。私たちは (1) 科学の要請にそった積極的な中長期削減目標の設定 (2) 大口排出源に対する削減義務化 (3) 石炭火発・原発に頼らない実効ある国内対策、を基本法案に盛り込むよう主張した。一方産業界は「産業活動と国民生活に甚大な影響を与える」「25% 削減の明記と削減義務化制度に反対」の猛烈なキャンペーンをおこない政府に圧力を加えた。

政府が閣議決定した基本法案は (1) 「すべての主要国の参加」という前提条件をつけ、国内対策を先送りするとともに (2) 原発推進を盛り込むものとなり、産業界の圧力に負けた法案となってしまった。

1 2010 年総会 (4 月 17 日) 開く

政権交代に求めた国民の要求と期待に反し、政治の根本的な転換をくい止めようとする経団連、アメリカの圧力が鳩山政権を揺さぶっている情勢を直視し、2010 年総会は「せめぎ合い」の局面で次の活動方針を打ち出した。

- (1) 待ったなしのストップ温暖化に取り組み、実効ある「地球温暖化対策基本法」を早期に成立させ、こんどこそ COP16 の国際合意 (京都議定書以後の新しい枠組みづくり) をめざす。
- (2) 第 35 回公害総行動を成功させ①ノーモア・ミナマタ、泉南アスベスト、薬害イレッサ等の全面解

決②有明海再生の「開門」③大気汚染の新たな救済制度の実現などの勝利と前進を勝ちとる。

- (3) 公害・地球懇結成 20 周年をむかえ、12 月 18 日に「結成 20 周年行事」を開催して、運動の継承発展をはかり、期待される役割をはたす。

2 ストップ温暖化の取り組み

- (1) 「地球温暖化対策基本法案」の国会審議が始まり、衆院段階で単独採択をおこない、通過させるという事態になり、5 月 23 日に緊急シンポジウム「原発推進はほんとうに温暖化対策になるのか？」を開いた。

法案では「原発は低炭素エネルギーの中核」と位置付けているが、はたして大幅に CO₂ 削減ができるのか。この間の京都議定書達成計画では原発頼みでやってきたが、地震・事故による原発稼働率が低下、石炭火発で穴埋めした結果、逆に CO₂ 排出を増やしてしまった。

また「安全の確保、国民の理解と信頼を前提」と言っているが、原発の老朽化、地震対策、放射性廃棄物など問題が多く、独立した安全規制機関さえ確立しておらず、到底安全性が確保されている状況にはない。

飯田哲也氏 (環境エネルギー政策研究所長) の講演「原発推進と自然エネルギーの普及は両立できるのか」を中心に、原発問題住民運動全国連絡センター、日本科学者会議原子力エネルギー研究委員会の代表が特別報告をおこなった。翌 24 日には経産省・環境省との交渉をおこない、「共同の要求」にもとづく要請書を提出した。

- (2) すべての公害被害者の救済と公害の根絶、地球

温暖化対策の抜本的な強化を求めて第35回公害総行動に取り組み、鳩山総理大臣、小沢環境大臣、直嶋経産大臣、岡田外務大臣に「実効ある地球温暖化対策を求める要請書」を提出し、交渉をおこなった。

- (3) 緊急シンポジウムをうけて、原発センター、科学者会議、公害・地球懇 三者のよびかけで「秋の共同行動」に取り組んだ。

「原発依存を改め、自然エネルギー開発へ本格的な取り組みを求める共同行動」を11月23～24日におこない、一日目の集会は、

- ◇ 大槻眞一氏（阪南大学前学長）記念講演「日本のエネルギー政策・現状とすすむべき方向」
- ◇ デンマーク在住のケンジ・ステファン・スズキ氏の特別報告「デンマークという国―自然エネルギー先進国」
- ◇ 活動交流をおこない、アピールを採択した。翌24日の申入行動は、政府交渉・経団連申入、政党要請等をおこなった。

この共同行動は、共同要求の実施を政府に強く求めると同時に、各々の地域から自治体を変え、持続可能な社会のしくみをつくっていく10～20年の息の長い運動のスタートと位置付けた。

3 二回の公害総行動

- (1) 節目の第35回公害総行動（6月3～4日）は、直前に鳩山首相が辞任し、環境大臣不在の総行動となったが、各省庁交渉及び総決起集会（日比谷公会堂）等をやりぬいた。公害・地球懇としては温暖化対策の交渉に責任を持ち、集会ではCOP15代表団の横断幕をかかげストップ温暖化をアピールした。
- (2) 公害被害者救済のたたかいでは①ノーモア・ミナマタの熊本・新潟・近畿・東京訴訟の和解協議・基本合意の成立、②泉南アスベストの国の責任を明らかにした画期的な勝利判決（5月19日）と「控訴断念・早期解決」を迫るたたかい。③薬害イレッサの西日本訴訟結審大阪行動（7月30日）及び東日本訴訟結審東京行動（8月25日）④普天間基地爆音訴訟控訴審判決東京行動（8月2～3日）など

に、公害総行動実行委員会とともに取り組み、一定の貢献をした

- (3) 公害・地球懇、水俣病東京の会、よみがえれ有明海東京首都圏の会 三団体共催による「有明海・ミナマタ・川辺川を結ぶ 九州エコツアー」（8月27日～29日）に取り組み、最も多い40名が参加。川辺川ダム中止と荒瀬ダム撤去は私たちの運動に確信を与えてくれるものとなった。また、病体生理研究所と共催の環境公害セミナーは20回目をむかえ「安心して吸えるきれいな空気を求めて」をテーマに9月18日におこなった。

講師は武田健氏（東京理科大学）「ディーゼル排ガスに含まれるナノ粒子の健康影響」原希世巳弁護士（東京大気汚染公害裁判弁護士団）「大気汚染被害者の新たな救済制度をめざして」

- (4) 第35回公害総行動の第二弾として「秋の公害総行動」が11月15日（当初の11月9日の予定を変更）におこなわれた。この日も国会審議の関係で環境大臣とは昼休み国会内での面接となったが、「ミナマタの解決」を確約した。最後に国会議員会館で「交渉報告集会」をおこない、第二弾の公害総行動の成果、第36回公害総行動の成功をめざし、「箱根合宿」「合同旗びらき」等の日程を確認した。

4 生物多様性 COP10 及び気候変動 COP16 の取り組み

- (1) 日本政府を議長国とする生物多様性 COP10 が11月11日～29日名古屋で開催された。公害・地球懇は独自のテントを確保し、全日程フルにブース展示をおこなった。愛労連等地元各団体の協力を得て、高尾山をはじめ、ミナマタ、有明海、川辺川、吉野川、玉川上水、名古屋道路、環境サミットなどのパネルを展示した。とくにクイズ・アンケートが大好評で、3,000名がブースを訪れた。

また、11月21日には公害・地球懇シンポジウムを開き、一部は「生物多様性と農林水産の未来」（新婦人が「環境異変調査の中間報告」）、二部は、国際農民組織 ビア・カンペシーナ代表団との交流、三部は「大規模公共事業がかけがえのない自然を壊す」をおこない、身近な自然環境の変化から生

物多様性や気候変動を学ぶ企画のフォーラムをおこなった。

- (2) 気候変動 COP16 は 11 月 29 日～12 月 11 日、メキシコ・カンクンで開催され、公害・地球懇関係から伊藤章夫幹事、農民連（満川暁代さん他一名）、環境サミットの学生 3 名の 6 名が参加した。2 月 19 日に報告集会を開き、CASA 専務・早川光俊弁護士から「COP16 の成果と課題—COP17 にむけて」の報告を受け「カンクン合意」の前進的内容を確認した。

5 結成 20 周年記念シンポジウム

- (1) 20 年の歴史をふりかえり、あらたな 10 年の一歩を踏み出す公害・地球懇結成 20 周年記念シンポジウム「なくせ公害、守ろう地球環境—前進を力に新たな課題に挑戦」を 12 月 18 日、全労連会館ホールで開催した。総合司会を原希世巳運営委員、開会あいさつを豊田誠代表幹事、「公害・地球懇 20 年のあゆみ」を小池信太郎代表幹事がおこなった。パネル・ディスカッションは 3 人のパネラー（除本理史、中杉喜代司、橋本良仁の三氏）ですすめられ、「すべての公害被害者の救済制度と公害の根絶」「環境破壊のムダな公共事業」「ストップ温暖化」の問題提起にそって、会場から活発な発言があった。

最後のまとめ・閉会あいさつを篠原義仁幹事がおこない、公害裁判闘争の歴史から「因果関係の確定と加害責任の追及」を基本にすえてたたかうことをあらためて強調し、「制度改革の訴訟」を課題として指摘した。

- (2) ひき続き記念レセプションを同会場で開き、公害総行動実行委員会、公害弁連、日本環境会議、全労連の代表から連帯のあいさつが寄せられた。

全労連・大黒議長は、財界べったりの菅内閣をきびしく批判し、TPP 参加問題では、公害環境関係のたたかいの到達点を根底から覆すことになることを強調。TPP 参加反対の運動に積極的に参加するようよびかけた。レセプションの乾杯の音頭をとった新婦人・高田会長は「結成 20 周年おめでとうございます」と祝辞を述べ、公害運動を前進

させてきた学者、弁護士の献身的な支えと新婦人の草の根から運動の接点にふれたあいさつがあった。歌手・橋本のぶよさん、トランペッター・松平晃さんの参加とリレートークで楽しい交流の輪が広がった。

6 TPP 参加反対—拡大幹事会で決議

民主党政権—菅改造内閣の裏切りに対する国民の怒りが吹き出している。

その本性をむき出しにした「TPP 参加、消費税増税、普天間基地問題」などに対する情勢認識と運動の構えが問われていることから、公害地球懇は拡大幹事会（高尾合宿）を 2 月 26～27 日に開き、久しぶりに時間をかけ、腰をすえた討議をおこなった。そのなかで TPP 参加は、アメリカ、多国籍企業の対日要求にそって、農林水産物だけでなく、あらゆる分野の市場開放、規制緩和をすすめ、日本社会のあり方を根底からくつがえすものであり、新たな公害を発生させ、公害根絶に逆行し、環境破壊をすすめ、温暖化に拍車をかけるものとなることを共通の認識にすることができた。

5 月 14 日に開く「2011 年総会」の方針にしっかり位置づけ「TPP 参加反対国民大集会」（5 月 29 日）と「第 36 回公害総行動」（6 月 1～2 日）をたたかいぬき、TPP 参加阻止を確認した。

全国じん肺弁護団連絡会議 報告

全国じん肺弁護団連絡会議 事務局長
弁護士 鈴木 剛

1 2010年の主な成果

2010年は、じん肺・アスベスト被害の根絶と被害救済を求める闘いにとって大きな前進を勝ち取ることができた。主な成果は次のとおりである。

(1) 新北海道石炭じん肺訴訟（2010年3月26日判決言渡し）

この訴訟は、国の規制権限の不行使の責任を認めた画期的な筑豊じん肺訴訟最高裁判決（2004年4月27日）、北海道石炭じん肺訴訟における国との和解（札幌高裁・2004年12月28日）を受け、九州・北海道・常磐の各炭田の炭鉱で採炭作業等に従事した結果、療養を要する重症のじん肺に罹患した患者・遺族が原告となって提訴された一連の訴訟（西日本石炭じん肺訴訟、東日本じん肺訴訟、新北海道石炭じん肺訴訟）の一つである。原告総数（患者単位）は、3炭田の訴訟で2,000名を超えており、働いていた炭鉱企業が潰れてしまったこと等により放置されてきた多くの炭鉱夫じん肺患者の存在が明らかになった。

国は、筑豊じん肺訴訟最高裁判決の判断基準（①1960年4月1日～1986年3月31日の間に炭鉱の坑内作業に従事していたこと、②じん肺死及び要療養患者であること、③除斥期間を経過していないこと）を満たしている原告について、順次和解を成立させる意思を表明し、今日までに相当数の原告らが国との間で和解を成立させている。

しかし、国は、新北海道石炭じん肺訴訟においては、筑豊じん肺訴訟最高裁判決から4年を経過して提訴した一定の原告について消滅時効を援用した。

筑豊じん肺訴訟の最高裁判決は、1960年4月1日以降の国の責任を認めたが、その責任が認められたのは40年以上が経過した後の2004年である。この40年間に、多数の石炭じん肺患者が発生しているが、国は、裁判を提起した石炭じん肺患者・遺族に対してだけ、筑豊じん肺訴訟の基準に合致すれば僅かな

賠償金を支払うという以外に、何の責任も取ろうとはしていない。

国は、救済されない多数の石炭じん肺患者が存在していることを十二分に知悉していたのであるから、筑豊じん肺訴訟最高裁判決及び北海道石炭じん肺訴訟の和解が成立した時点で、国による隙間のない救済を図る制度を創設すべきであり、私たちもこのことを強く国に要求してきた。しかし、国は、この要求を拒否しただけでなく、提訴すれば救済されることを石炭じん肺患者に知らせようともしていない。このような不条理、非道な援用権の行使は、権利の濫用であり許されるものではない。

2010年3月26日に札幌地裁で出された新北海道石炭じん肺訴訟判決は、国の消滅時効の主張を許さず、原告全面勝訴の判決を言い渡した。また、国に控訴させずに一審判決を確定させた。

(2) 泉南アスベスト（石綿）国賠訴訟（2010年5月19日判決言渡し）

この訴訟は、石綿紡織産業の集積地ともいえる大阪泉南で石綿関連疾患（石綿肺、肺ガン、中皮腫等）に罹患した患者・遺族（工場労働者と工場周辺の住民）が原告（患者単位30名）となって、2006年5月26日に大阪地裁に提訴した事件であり、2009年11月11日に結審し、2010年5月19日に判決が言い渡された。

石綿粉じん曝露による石綿関連疾患発症の知見が確立した時期、規制権限不行使の違法が認められる時期、アスベスト粉じん曝露による家族、近隣作業者の健康被害の国の責任を初めて問う訴訟でもある。

2010年5月19日に国の責任を明確に断罪する判決が出された。判決は、国は1959（昭和34）年からアスベストの危険性を知っていたにもかかわらず、1960（昭和35）年に「局所排気装置の設置を義務付けなかったこと」、1972（昭和47）年に「石綿粉じん濃度の測定結果の報告及び改善措置を義務付けなかったこと」

は違法であるとして、国の不作為責任を認めた。また、国の責任は使用者らと共同不法行為の關係にあり、一次的責任があるとして基準金額全額の賠償を命じた。

同判決は、国のアスベスト加害責任をはじめて認めた画期的な判決であった。そして、被害者の早期救済は国の重大な責務というべきで、この判決を契機として全面解決に応じるべきであったが、不当にも国は控訴したため闘いの舞台は大阪高裁に移行した。

(3) 運動の前進

ILO・WHOの「2015年までに地球上からじん肺を根絶するべきである」とした意見表明や国際世論とも連携しつつ、じん肺とアスベスト被害の1日も早い根絶をめざし様々な裁判所外での運動を展開してきた。特に、1990年から毎年1回、10月1日に始まる全国労働安全衛生週間に合わせて、「じん肺・アスベスト被害の根絶」をスローガンとする、なくせじん肺全国キャラバン行動を20年間連続して行ってきた。2010年10月1日から実施した全国キャラバンは、21日目、21回目となった。全国キャラバンは、この8年間は連続で47都道府県全てにおいて、自治体、労働局要請をはじめ様々な行動を実行してきている。制度改革要求としては、「私たちの提言」として、①トンネル、②造船、③鉱山、④アスベストの4項目について要求事項をまとめて、各地における要請行動を積み重ね、最終日の2010年10月19日、20日には、全国から東京に集結して、中央官庁への要請行動や国会請願デモなどの東京集結行動に取り組んだ。

2 2011年の闘い

(1) 国のアスベスト加害責任の明確化

国は、アスベスト問題についての責任を認めようとしていないが、長年にわたってアスベスト問題を放置してきた責任は重大である。

大阪高裁に係属する大阪泉南アスベスト訴訟は、2010年5月19日に国の責任を明確に断罪する判決が出されたが、不当にも国が控訴した。

原告団・弁護団や支援組織は、「勝たせる会」を結成し、国はアスベストによる健康被害を「知っていた」、アスベスト被害を防止する規制が「できた」、

でも「やらなかった」をスローガンに、大阪地裁に宛てた30万署名に取り組んでおり、すでに35万筆以上の署名を集約し、大阪地裁に提出している。それとともに、「70年以上も続く泉南アスベスト被害の早期解決」の一点で政治に決断を求めていく方針をたて、①国による真摯な謝罪、②国の責任原因の明確化、③本件原告らの早期救済、④泉南地域のアスベスト被害の救済基準・救済システム確立と被害実態調査の実施等を協議する機関の設置、を求めて、現在大きな運動に取り組んでいる。

また、最大のアスベスト被害の救済を求める首都圏建設アスベスト訴訟は、結審、判決に向けた最後の大きな山場を迎える年となっているが、先行する大阪泉南アスベスト訴訟の解決は、首都圏建設アスベスト訴訟、さらにはクボタと国を被告として闘われている尼崎訴訟（神戸地裁）の帰趨や「石綿の健康被害の救済に関する法律」（石綿新法）の改正にも影響を及ぼすものとなる。そのため、首都圏建設アスベスト訴訟の原告団・弁護団と原告らが加盟する首都圏の土建組合等は、大阪泉南アスベスト訴訟を我がこととして受けとめて運動に参加している。

(2) 加害企業の責任の明確化

① 全国トンネルじん肺根絶第3陣訴訟（東京地裁等12地裁に係属、原告数は患者単位で295名）は、2000年11月30日に東京地裁民事27部が提示した「和解提案書」に基づく基準金額での和解に向けて進行してきたが、一部ゼネコンが、2001（平成13）年以降成立した和解調書に記載された文言は謝罪の意味を含んでいないとの意見を述べたことから、原告団としては、従前の和解はいずれも謝罪した趣旨であったことを明確にさせ、かつ明確な謝罪文言が和解調書に記載されない限り和解には応じられないと決意し、2010年から法廷内外での運動を展開してきた。その結果、ゼネコン各社が、従前の和解は謝罪した趣旨であったことを認め、和解調書にも謝罪文言が盛り込まれることとなったために、全国トンネルじん肺根絶第3陣訴訟は、2011年3月以降、東京地裁を皮切りに12地裁で和解が成立する見通しとなっている。

② じん肺訴訟で最悪の加害企業である日鉄鉱業に

対する 30 回目の判決が 2011 年 1 月 31 日に福岡高裁で言い渡され、じん肺加害責任を明確に断罪された。日鉄鉱業は、これについても最高裁に上告受理申立をしたため、9 回目の最高裁の判断が出される予定となった。日鉄鉱業に対する闘いは、じん肺訴訟の原点の闘いであり、何としてでも全面解決を勝ち取る必要がある。今後、日鉄鉱業の株主総会における取り組みの強化なども含めて運動を強めていきたいと考えている。

- ③ 造船所じん肺訴訟は、住友横須賀造船石綿じん肺第 3 陣訴訟（横浜地裁横須賀支部）、三菱重工下関造船石綿じん肺訴訟（山口地裁下関支部）の 2 件の事件が係属中である。

三菱重工長崎造船所じん肺 2 次訴訟は 2009 年 2 月 9 日に福岡高裁判決が言い渡され、一審と同様、下請労働者に対する三菱重工の責任が明確に認められ、上告受理申立を許さず解決した。しかし、三菱重工は、三菱重工下関造船石綿じん肺訴訟でも執拗に下請労働者に対する責任を否定し、また、CT 画像によるじん肺罹患の確認が必要であるなどとして、じん肺法による行政認定の結果も認めない不当な主張を繰り返している。同事件と住友横須賀石綿じん肺 3 次訴訟は、2010 年 12 月に結審し、三菱の件は 2011 年 6 月 27 日に判決が予定されている。同じく下請労働者に対する責任を追及して闘っている住友の件は、2011 年 2 月現在、結審後の和解協議が進行中である。

金属鉱山じん肺事件についてもほとんどの企業が和解に応じているにもかかわらず、三井金属鉱業は、イタイイタイ病で有名な神岡鉱山のじん肺訴訟において未だに責任を争っている。

これらの企業について 1 日も早い全面解決が強く求められている。

(3) 基金等による早期の被害救済制度の創設

- ① 全国トンネルじん肺の闘いは、これまでに多数の原告（約 2,000 名・患者単位）が元請ゼネコン企業との間で和解を成立させてきた。したがって、通常の紛争とは異なり、既に裁判所の訴訟手続を経てトンネル建設労働者の被害救済を図

る必要性はなくなっているといえる。つまり、原告らがトンネル建設作業によりじん肺に罹患したという職歴が確定され、元請ゼネコン間における公平・公正な負担を担保できる枠組みさえ揃うならば、裁判外のシステムで被害者を早期に救済することが可能である。これまでの原告も含む原告団、家族の会、原告らが加盟する建交労、弁護士団で組織する闘争本部は、裁判外の救済システムとして、立法による「トンネルじん肺基金」の可及的速やかな創設を求めて運動を展開している。原告たちが求める「トンネルじん肺基金」は、トンネル建設工事現場を転々とするトンネル建設労働者の就労形態がじん肺多発の大きな要因（工事現場における各ゼネコン毎のじん肺防止努力に期待するだけで極めて不十分）となっていることから、元請ゼネコン業界が一丸となって全てのトンネル建設労働者の就労を一元的に管理し、「健康管理」と「じん肺教育の徹底充実」等を図るシステムをも盛り込むことも要求している。そして、前政権時代ではあるが、法律案のたたき台となる「トンネルじん肺基金構想」（骨子案）も提案されており、民主党政権に対しても、同様の働きかけを行っており、2011 年の早い時期にも立法による「トンネルじん肺基金」の創設を実現させたいと考えている。

- ② 国の消滅時効の主張を許さない勝訴判決を勝ち取った 2010 年 3 月 26 日の新北海道石炭じん肺訴訟の札幌地裁判決を受けて、それ以後、石炭じん肺患者の隙間のない救済を図るために、立法による「石炭じん肺基金」の創設を求める運動と経産省との協議を進めている。筑豊じん肺最高裁判決によって、国の石炭じん肺被害者に対する加害責任が明確になっている以上、訴訟提起するまでもなく、全ての石炭じん肺被害者を早期に救済することは国に科せられた当然の責務である。「トンネルじん肺基金」と同様に 1 日も早い立法措置の実現が求められている。

首都圏建設アスベスト訴訟の報告

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
弁護士 佃 俊彦

1 建設産業に広がるアスベスト被害

建設作業従事者は、建築現場で石綿を含有する建材を切断・加工等する過程で大量の石綿粉じん曝露の結果、石綿肺・肺ガン・中皮腫等の重篤な石綿関連疾患に多数罹患した。重篤な石綿関連疾患に罹患し、自らの健康を侵された被災者本人と、生命を奪われた被害者の遺族が、国と建材メーカーに対し謝罪と賠償を求めて、2008年に第1次訴訟を東京地裁（患者単位で172名）と横浜地裁（同40名）に提訴した。昨年4月には第2次訴訟を提訴し（患者単位で、東京地裁140名、横浜地裁36名）、原告団は388名にまで増えた。このことは、建設産業にアスベスト被害が広がっていることを如実に示すものである。

また、アスベスト被害は、建設作業従事者にとどまらず、解体作業等に伴い飛散する石綿粉じん曝露する市民の中にも発生し、今後も被害の発生が現実視されている。したがって、この裁判は、自らの権利救済にとどまらず、仲間である建設作業従事者をはじめとする全てのアスベスト被害者の被害救済（アスベスト被害者救済基金の創設）を求めるとともに、今後のアスベスト被害を予防するために国と建材メーカーによる「新たな政策の確立」をめざしている。

2 裁判審理の到達点

(1) 国の責任

国の責任は、①旧労働基準法・労働安全衛生法に基づく規制権限の不行使の違法と、②建築基準法に基づく建築基準法施行令、告示による石綿建材の指定・認定の違法を問うている。中でも、安衛法55条、安衛令16条に基づく石綿建材の製造禁止措置の不行使の責任は、重大である。

ところで、石綿と肺ガン発症の因果関係は1955年のドールの疫学的調査報告で明らかになり、さらに石綿粉じんの少量曝露による中皮腫の発症について

は、1964年に開催されたニューヨーク科学アカデミーや国際対がん連合（UICC）の報告により疑いを差し挟む余地のないほど国際的なコンセンサスが形成された。そして、1972年には、ILOが「石綿を職業ガンの危険性が認められる物質」の一つとして列記し、WHOも「いずれの種類の石綿繊維であっても…石綿繊維は気管支系のガン発生の危険度を高めることが示唆された」と総括したうえで、「一部を除き石綿繊維はいずれも中皮腫発生の危険度に関係があることが認められるべきである」と指摘している。しかも、ガン原性物質は、極めて微量でも発ガンし、発ガンのリスクをゼロにする許容量（閾値）は存在しないか、少なくとも明確に決定することはできないので製造等の禁止措置をとることが不可欠である。

安衛法55条は、1921年に制定された黄燐燐寸製造禁止法に遡る。これは、労働者の黄燐中毒等の健康障害を防止することだけでなく、一般大衆への危害を防止することをも目的とした警察取締規則であり、旧労基法48条も、この黄燐燐寸製造禁止法を引き継いだものである。安衛法55条は、旧労基法48条の禁止規定を引き継ぐとともに、新たな化学物質による職業性疾病、特に職業ガンへの対応を図るため、「現在の技術をもってしては、それによる健康障害を防止する十分な防護方法がない有害物」を製造等の禁止対象物質とし、安衛令16条でガン原性物質について製造等の禁止対象物質に指定したのである。したがって、安衛法55条は、有害物を取り扱う「作業過程」に着目して製造等の禁止措置を規定しているのであるから、その規制権限行使の保護対象は、労働者に限らず、建設現場において労働者と同様の作業に従事している一人親方、零細事業主も含まれると解している。

他方で、建材の石綿繊維の代替繊維である、ロックウール、グラスウール、ビニロン等は古くから存在し、中心的建材メーカーの一つであるアスク（現エーアンドエーマテリアル）は、規制の厳しい海外

向けに 1970 年代半ばから非石綿建材を製造・販売していたのであるから、石綿の代替化は技術的にも十分可能だったのである。

したがって、国は、遅くとも 1972 年には、安衛法 55 条、安衛令 16 条に基づき、石綿建材の製造等を禁止すべきであったにもかかわらず、1975 年の特定化学物質等障害予防規則の改正では、石綿の代替化を努力義務に留め、ようやく 2006 年になって石綿の原則禁止措置をとったのである。

(2) 建材メーカーの責任

建材メーカーの責任については、被告メーカー 44 社に関連共同性が認められ、共同不法行為が成立するかが最大の争点である。

ところで、メーカーらの侵害行為を、石綿建材を製造・販売して建材市場に流通させることと捉えている。この侵害行為の特徴としては、①石綿建材の製造・販売は、メーカーらの企業目的である利潤追求のための営利活動そのものであり、それ自体を意図してなされているものであること、②製造・販売される石綿建材は、当初より他の建材と組み合わせさせて建物として完成させられるものであり、建物の一部として集積されることが予定されていることがあげられる。

また、建設作業従事者が建築現場で石綿粉じんに曝露する態様は、場所的に見ると、自らの作業により発生した石綿粉じんに曝露する場合（直接曝露）と、他の作業者が発生・飛散させた石綿粉じんに曝露する場合（間接曝露）と、これらの粉じんが混合したものに曝露する場合（複合曝露）がある。時系列的に見ると、一つの建築現場での作業が完了すると、次の建築現場に移動して同様の作業に従事するので、長期間にわたり累積的に石綿粉じんに曝露することになる（累積曝露）。

ところで、関連共同性のうち、基礎的な関連共同性（弱い関連共同性）を「多数人の行為の結果が競合して、損害を発生させる危険な状態を作出した場合（危険状態の競合的作出）」であると解している。本件では、メーカー 44 社がそれぞれ石綿建材を製造・販売し建材市場に流通させた侵害行為が競合した結果、建築現場に石綿建材があまねく存在する状況が作出され、この状況から建設作業従事者が石綿粉じんに複合的・累積的に曝露することは不可避であり、

そうした複合的・累積的な曝露の結果として、建設作業従事者らは石綿関連疾患に罹患したのである。しかも、メーカーらは、他の石綿建材メーカーとともに、互いの行為を認識しながら、建築現場に石綿建材を集積させて建築現場に石綿建材があまねく存在する状況を意図的に作出したのである。加えて、メーカーらは、日本石綿協会や石綿スレート協会などの業界団体を組織し、JIS 規格化と建基法による公認へ向けた業界一体としての働きかけ、石綿建材普及に向けた業界一体としての宣伝への取り組み、石綿規制強化に対する業界一体としての抵抗等、石綿建材を大量に製造・販売するために、一体的に行動してきたのである。したがって、メーカーら 44 社には、基礎的な関連共同性を超えて、より緊密な一体性があり、強い関連共同性が認められると解している。

(3) 国と建材メーカーの責任の重大性

このように審理の中で、国と建材メーカーの責任を明らかにしてきたが、その責任は極めて重いと言わなければならない。

わが国の石綿輸入量（消費量も同じ）は、1960 年代の高度経済成長期には右肩上がり急激に増加し、1974 年に 35 万 t となり、第 1 次ピークを迎える。1975 年以降は、オイルショックによる景気の悪化で若干の落ち込みはあるものの、1993 年まで、毎年 20 万 t 以上の石綿を輸入し、1988 年には 32 万 t となり、第 2 次ピークを迎える。

わが国では輸入された石綿の 7 割以上が建築材料に大量に使用されてきた。それは、1970 年までに建設大臣等が建基法及び同施行令に基づき、石綿に関する政令、告示を制定し、多数の石綿建材あるいはそれを使用する構造を耐火構造等として指定・認定してきたからである。とくに、1975 年の改正特化則で、石綿代替化を努力義務に留め、建設大臣は石綿建材の指定・認定をし続けた結果、同年以降、石綿の消費量、石綿建材の製造、販売数量は、右肩上がり増大したのである。これは、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツは 1975 年以降 1990 年までの間に消費量が激減していることと対照的である。

石綿に関する規制が遅れた結果、石綿による肺ガン、中皮腫の労災認定は、2009 年では、肺ガンは総数 531 件で、建設業が 266 件（50.1%）、製造業が 228 件（42.9%）、中皮腫は総数 588 件で、建設業が 272

件（46.3%）、製造業が262件（44.6%）であり、アスベスト被害が建設業に爆発的に広がっているという重大な結果をもたらしたのである。

また、本件原告らの就労期間の始期は、そのほとんどが1960年以降であり、就労期間の主要な部分は1970年以降である。つまり、原告らの就労期間がわが国で石綿が集中的に消費された期間に対応している。したがって、遅くとも1972年時点で製造等の禁止措置をとっておれば、建設作業従事者の石綿被害の主要な部分を防ぐことができたはずであるから、国とメーカーの責任は極めて重大なのである。

（4）審理の到達点

東京地裁では、①大工・電工・保温・解体・内装など代表的職種について、チャンピオンによる本人尋問により作業内容と石綿粉じん曝露実態を明らかにし、②立命館大学森裕之教授の証人尋問により、石綿被害が建設業に集中的に現れている原因などについて立証し、基本的には原告側の責任立証を終了し、昨年11月から国の反対立証に入り、①移動式局所排気装置と集じん機付電動工具の使用措置に関する証人尋問、②石綿粉じん測定と評価についての証人尋問を終了し、本年2月には、③石綿のガン原性の知見についての証人尋問を行い、国の立証も終わる。その後、原告側が被害立証を行い、尋問は終わる予定である。

横浜地裁も、①建設作業における石綿粉じん曝露の実態に関し、神奈川県建設労働組合連合会会長の尋問、②石綿の発ガン性の知見に関し奈良県立医大車谷典男教授の尋問、③国の石綿建材の推進政策について早稲田大学村山武彦教授の尋問を終了し、残すは原告側の被害立証のみである。

3 今秋結審と勝利への展望

このように、東京地裁、横浜地裁ともに、今年の秋には結審できる状況を作り出してきている。首都圏建設アスベスト訴訟は、これからの秋までが大山場である。

また、与党民主党内に昨年2月にアスベスト対策推進議員連盟が設立された。民主党は、旧政権のアスベスト政策の検証を行い、「政策集INDEX 2009」ではノンアスベスト社会とアスベスト健康対策の実現を掲げ

ている。それとともに、全てのアスベスト被害者の救済を求める200万人署名も160万筆を突破し、法廷外において被害者救済と被害の根絶を求める世論を全国に大きく構築しつつある。

さらに、昨年5月19日に大阪地裁で言い渡された大阪泉南アスベスト国賠訴訟の勝訴判決と控訴を断念させる闘いを通じて、アスベスト被害の早期救済と被害の根絶を求める世論が大きく構築されてきている。加えて、今年は、北海道、京都、大阪、福岡など全国各地で建設アスベスト訴訟を提訴すべく準備が進められている。

私たちは、原告団、弁護士団、建設労働者組合が一層団結を強め、法廷内外の闘いを車の両輪として展開すれば、勝利判決を勝ち取り、勝利判決と世論を武器に全面解決できる展望は十分あると確信している。

B型肝炎訴訟 和解成立に向けて残された課題

弁護士 瀬川 宏 貴

1 B型肝炎訴訟とは

(1) B型肝炎ウイルスと集団予防接種

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルス（HBV）に感染することにより起こる肝臓の病気である。B型肝炎ウイルスに感染し、ウイルスが肝細胞に住み着く状態（持続感染）となった場合、慢性肝炎、肝硬変、肝がんの原因となる。B型肝炎患者・ウイルス持続感染者は、全国に約100万人いると推定されている。

B型肝炎ウイルスは、ヒトの血液を介して感染するものであるが、成人が感染しても免疫機能が発達しているため、基本的にB型肝炎ウイルスに対する抗体が作られ、持続感染することはない。

しかし、0歳から6歳までの幼児がB型肝炎ウイルスに感染した場合、免疫機能が未発達なため、B型肝炎ウイルスは排除されず、持続感染者となる。

B型肝炎ウイルスの主な感染原は、母親からの母子感染、輸血による感染、そして、集団予防接種の際の注射器の使い回し等である。日常生活の場で、B型肝炎ウイルスに感染することはほとんどない。一方、集団予防接種において、注射器・筒が連続使用された場合、前の被接種者にB型肝炎ウイルスの持続感染者が存在していれば、ほぼ確実に後者に対し感染する。

現在までのところ、B型肝炎の決定的な治療法は開発されておらず、治療法としては、インターフェロン治療や抗ウイルス薬の投与により、ウイルスを抑える治療が一般的である。

また、抗ウイルス薬による治療は、開始後治療を中断した場合、肝炎が劇症化するおそれがあるため、いったん服用を開始すると、一生続けなければならない。薬代は高額であり、ウイルスが薬に耐性を持つリスクもある。患者は、このような不安を抱えながら治療を続けるほかない。

1948年、予防接種法が制定、施行され、予防接種が義務付けられた。国は、注射針・注射筒の使い回しの危険性を知りながらも注射器の連続使用を昭和

63年頃まで放置した。このことにより、健康に生まれた多くの幼児がB型肝炎ウイルスの持続感染者とされた。

(2) 2006年の最高裁判決

1989年6月30日、B型肝炎ウイルスに感染した5人の原告が、国を被告として、札幌地方裁判所に訴訟を提起した。17年もの長い裁判の結果、2006年6月16日、最高裁判所は、5人の原告全員について、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、原告らが乳幼児の時に受けた注射針・筒を連続使用して実施された集団予防接種にあるとして、国の責任を認める判決を出した。

(3) 各地での訴訟提起

最高裁判決の後、原告・弁護団、肝炎患者団体等は、国と交渉を行い、国にはウイルス性肝炎患者の救済対策を採る責任があると迫ったが、国は、原告5人以外のB型肝炎感染者については、責任を認めず、救済対策を採らないとの態度を表明した。

このような国の態度を変え、予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者の被害を回復し、ウイルス性肝炎患者全てが安心して治療が受けられる恒久対策の確立を目的として、2008年、各地で訴訟が提起された。

現在、北海道、新潟、東京、静岡、北陸、大阪、広島、山陰、九州の9つの地域で弁護団が結成され、平成23年2月現在、全国で702名の原告が提訴している。

2 和解勧告から和解協議へ

(1) 和解勧告

2010年3月12日、札幌地裁が和解勧告を出し、現在まで札幌地裁を中心に和解協議が進められている。

(2) 和解協議の争点

和解協議では、①無症候性キャリアについて予防

接種から20年の除斥期間が適用されるか、②和解金額（原告はC型肝炎救済法同基準を主張）、③集団予防接種を受けたことの立証方法（国は母子手帳等を要求、原告は国民のほぼ全員が予防接種を受けていたのであり、接種の事実は事実上推定されていると主張）などが争点であった。

(3) 年内解決に向けた取り組み

原告弁護団は、2010年内の全面解決を目指して、全国各地での街宣行動、4度にわたる厚生労働省前での座り込み、院内集会、国会議員要請、政党ヒアリング、地方議会での決議要請など、積極的な運動を行った。

また、各地で学習会、講演会等を実施し、支援組織の結成に努め、各地で学生を中心とした支援組織が結成された。東京訴訟でも、学生を中心とした支援組織が結成され、学生を中心としたシンポジウムの実施、山手線一周街宣行動などを行った。

このような運動の結果、徐々にマスメディアに大きく取り上げられるようになり、国会議員にもこの問題が浸透していった。11月には衆議院厚生労働員会でB型肝炎訴訟についての参考人質疑が行われ、12月には与野党が共同でB型肝炎訴訟年内解決のための総理大臣・厚生労働大臣に対する要請を行った。

3 裁判所による和解所見の提示

運動が広がる中、和解協議において国は徐々に譲歩をしてきた。年内解決に向けた機運が高まる中、年内ぎりぎりまで裁判所における協議が続けられたが、和解水準や予防接種の認定方法などについて最後まで国が譲歩せず、年内解決は叶わなかった。

このような状況のなか、2011年1月11日、札幌地方裁判所は和解所見を示した。所見の中身は、キャリア被害者に対する救済内容が原告の求めてきたものからすれば十分なものとは言えないなどの問題があるものの、キャリア被害者について検査費用及び和解金等の救済内容が示されていること、集団予防接種を受けたことの証明方法について母子手帳がなくとも救済の途が開かれた内容となっているなどからすると、全員救済につながるものと評価できるものであった。

4 所見の受け入れと残された課題

2011年1月22日、原告団は原告代議員総会を開き、所見の受け入れを決定した（ただし、国の謝罪や所見で積み残された論点の解決を前提として）。

同月28日、国も正式に所見の受け入れを表明した。

しかし、肝炎発症後20年を経過した原告の解決基準（国は除斥期間の適用を主張）など原告が譲歩できない積み残された論点が残っており、解決方法の枠組みも決まっていない（基本合意方式か、立法解決かなど）。

このように解決に向けた課題は残されており、肝炎発症後20年を経過した原告について立法による解決等を求め改めて国会議員に理解を求めるなど、早期解決に向けて原告弁護団の総力を結集しているところである。

景観と住環境を考える全国ネットワークの活動

代表 弁護士 日 置 雅 晴

1 ネットワークの設立からの活動

「景観と住環境を考える全国ネットワーク」（景住ネット）は2008年7月19日に発足し、主な活動目的は、1、紛争の情報交換と相互援助、2、紛争の元となっている制度を知り、変えることである。具体的な活動として1、は、全国で情報交換、勉強会を目的とした集会を開催。また、インターネットを使って年間3,500件以上の情報を交換している。2、は、都市計画法、建築基準法の改正をテーマにしたシンポジウムを法政大学五十嵐研究室と共催で7回開催。のべ700人以上が参加している。2009年8月の衆議院議員選挙では立候補予定者に都市計画法等に関するアンケートを送付して297通を回収し、インターネットで公開。11月4日には、馬淵国交副大臣（当時）に面会し、法改正の必要性を訴えた。2010年6月には民主党に「都市・まちづくり議連」が誕生したが、同議連とは2010年11月8日に民主党国土交通部会藤本裕司参議院議員を訪ねて議員会館へ。日置代表、小磯副代表、渋谷事務局長が建築紛争やまちづくりについて意見交換を行い、その後議連から公式の紛争事情のヒアリングを受けるなど、法改正に熱意を持つ議員等との情報交換などを継続している。

その一方で、法改正を訴える署名活動なども行い、これまでに3万名以上の法改正を求める署名を集約している。

2 全国大会と沖縄における超高層を巡る紛争

2010年度の全国大会は7月3日沖縄にて「歴史と文化を活かすまちづくりへ。ちゅら島、沖縄の未来を拓く」のテーマのもと開催された。沖縄全国大会は遠く沖縄での開催、しかも参議院選挙直前という日程でもあったが、115人の参加者で会場は超満員となった。

沖縄における超高層ビルを巡る紛争は、那覇新都心（おもろまち）において、一般住宅の目の前に超高層ビル群（32階2棟、18階1棟）の建設計画が進んでいる計画を巡る紛争である。その土地は市役所予定地であっ

たが、那覇市長が地域再生法を利用して民間へ売却することを決定した。「周辺環境調和型亜熱帯庭園都市による地域活力の再生」というタイトルの事業が提案されたが、実態は都市計画の規制に違反する計画だった。市が用途地域を住宅地から商業地へ変更し、建ぺい率や容積率を大幅に引き上げたのは売却価格を決定した後だったため、公有地の安売りも指摘されている。また、超高層ビル群によって首里城からの景観が損なわれるという指摘もある。近隣住民は裁判や協議会等で建設計画の見直しを訴えている。おもろまちの住民宮里明子氏は「行政には住民と話し合う姿勢が全くない」、職業訓練大学校で住居環境学を教えている村上有慶氏は「沖縄のまちづくりには住民参加の視点が欠けている」と指摘し、那覇市の発想の転換を求めた。京都橘大学の竹山清明教授からは芦屋市の景観地区制度の積極利用の報告があり、「景観を保全できるかどうかは自治体の姿勢次第」と指摘された。琉球王朝最後の王、尚泰氏の子孫・藤原美佐子さんからは「首里城らしさが失われていることを残念に思っている。守れるものであれば住民の皆さんと一緒に声をあげたい」と発言があり、高層ビルで危機世界遺産に指定されたケルン大聖堂や世界遺産を取り消されたエルベ渓谷（ドイツ）の話が紹介され、おもろまち問題が一地域の乱開発の問題であるだけでなく、歴史的文化的な景観の保全の問題であることが明確になった。民主党の瑞慶覧長敏氏からは、今回の開発行為の起点にある「地域再生計画の認定が法の趣旨に反する結果を招来していることを反省し、政務官による現地調査などに取り組みたい」と政治的な取り組みも始まっていることが報告された。最後に、沖縄の持続的な発展のためには独特の歴史と文化、自然環境を活かしたまちづくりが不可欠であることを確認し、おもろまちの超高層ビル群建設計画の大幅な見直しを求める大会決議が採択された。

3 関西支部西宮集会

景住ネットでは全国各地の支部が活発に勉強会やシ

ンポジウム、活動交流会などを開催しており、そのすべてを紹介することはできないが、代表的な会合の内容を紹介する。

景住ネット関西支部では定期的に報告集会を開催しており、今回は地区計画やまちづくり条例の先進地でありながら、未だマンション紛争が絶えない兵庫県西宮市において集会を開催した。11月28日、西宮市勤労会館には、市民、学者、市議員、建築士、弁護士など約60名が参加した。第1部では、竹山清明京都橋大学教授から「芦屋の景観地区行政」をテーマに、景観法の具体的な適用事例について報告いただいた後、西村幸夫東京大学教授から「景観法・景観地区で住環境を守り育てる」とのテーマで基調講演をしていただいた。第2部では、西宮市のほり半跡地、目神山地区、日之出町地区、松園町のほか豊中市東泉丘、吹田市桃山台の紛争事例報告があった。西村教授によれば、景観保護は1919年の都市計画法・市街地建築物法で規定されており、それより前にも尾崎行雄東京市長が景観保護（建築の美観）を目的とした条例を制定しようとしていた。このように景観法の由来をさかのぼれば、100年前からわが国にも景観保護の考え方があった。戦争と高度成長により、景観保護の考え方は長く見失われたが、国立市マンション事件（それより先の国立市歩道橋事件）を契機に見直されてきている。この間、本来、都市計画法で規制すべき事項が建築基準法の集団規定で規制されてしまい、建築確認事務が民間開放されたこともあいまって、景観保護の法制度が必要となった。このような時代背景の中で、景観法の制定にたずさわったが、国土交通省内部の綱引きもあり、景観法の「景観地区における認定制度」によってのみ建築確認とは別ルートで建築行為を規制できるようになったとのことであった。

4 都市法制を巡る動き

景住ネットが設立された08年の翌年には都市計画法改正の動きが本格化すると言われていたが、その後の政権交代などの影響もあり国の動きは止まっていた。この間、景住ネットは連続的な勉強会を行ってきたが、民間では建築学会、東京大学まちづくり大学院、日本弁護士会連合会、建築基本法基本法制定準備会など多くの組織が改正に向けた提案を出してきている。いずれの案も建築規制に関しては単体規定と集団規定

の分離、許可制度の拡大と言った基本点で共通しており、今後は各組織との連携も視野に入れる必要がある。

動きの止まっていた国の方では、馬淵大臣の時代に建築基本法制定に向けた動きが見られたが、大臣の交代と主に単なる勉強会となり、積極的な改革の動きは頓挫しているとみられる。他方で建築5団体がまとまって法改正へ向けたシンポジウムを開催するなど、民間における法改正への動きは広がりを見せている。不確実な政治状況を見守りつつ、民間における議論を積み重ねて改正を求める広範な社会の声を結集していくことが当面の重要課題となっている。

環境影響評価法改正をめぐる状況（39 回総会以降）

弁護士 藤 原 猛 爾

1 法改正をめぐる現状の状況

第 38 回、第 39 回総会において環境影響評価法（アセス法：1996 年制定）の改正作業について報告した。アセス法は全面施行（99 年 6 月）から 10 年目を経てその見直作業が進められ、具体的なアセス法改正に向けた検討作業は次のように進められた。

改正の検討は、2008 年度に環境省内に設置された環境影響評価制度総合研究会を中心に進められ、09 年 6 月に「環境影響評価制度総合研究会報告書（案）」としてまとめられパブコメが実施された。同年 8 月 19 日、環境大臣から中央環境審議会に対する諮問、10 年 2 月の同審議会はパブコメを実施したうえで答申をなし、これを受けて同年 3 月 19 日に閣議決定、改正法案が国会に提出した。先議した参議院では一部修正があったが政府原案を可決し、衆議院に送付されたが国会会期終了により継続審議法案となった。改正法案は、本年 1 月招集の通常国会で改めて審議されることになっているが、2 月末の政治情勢に中であっては、温暖化対策推進の改正法案とともにその成立は極めて不透明な状況にある。

2 わが国のアセス法の問題点

アセス法施行にも関わらず、全国各地では、保護されるべき良好な生活環境、自然環境が破壊され、生物の多様性の保全にとって危機的な状況が依然として続いている。

この状況は司法のレベルでは是正されるべきであるが、アセス法の手続全般における事業者の広範な裁量の許容、是正措置を求める争訟資格付与の不十分さなどの制度的欠陥があることから、アセス法違反を理由とした環境保全争訟は機能していない。

96 年のアセス法制定時、提案されたアセス法案は、事業アセスであること、規模・事業種・国関与要件により対象事業が限定されて狭すぎることで、事業の細切れ実施などによるアセス逃れがあること、アセスの手

続的側面の強調、事業者による評価項目の選定や環境配慮措置に対する広範な裁量が許容されていること、評価の客観性の欠如、住民参加による是正手続が組み込まれていないこと、いわゆる横断条項の運用による事業の許認可判断が不透明であることなど多くの欠陥があることが指摘されている。

上記で指摘されたアセス法の欠陥は、法施行後より明確になってきている。司法のレベルでは、東京都アセス条例に定める「関係地域」の住民に事業認可取消訴訟の原告適格を肯定した小田急事件判決があるが、その判断は周辺住民の生命・身体・安全確保の侵害のおそれがあるという実体的利益を重視した極めて限定的な枠組みでしかなく、生活環境、自然保護に関する法的利益については依然として消極的な評価がなされ続けている。アセス法に基づく手続や実体的違法に関連した開発行為周辺地域の住民の原告適格についても、アセスの評価の瑕疵を理由とした違法判断についてもアセス法施行前と変わるところなく消極的な判断がなされ続けている。下級審の判断も同様である。

2009 年 11 月に住民側の勝訴が確定した泡瀬干潟干拓差止め（住民訴訟）においても、沖縄県・沖縄市の計画が杜撰という理由で勝訴はしたもの住民側のアセス法手続違反の主張については事業者の広範な裁量を理由として適法としている。

地域に影響及ぼす開発行為に関する意思決定に住民が参加する利益、地域環境に関わる住民の生活環境利益の保護は、環境権の具体化として（法的利益として）アセス手続に組み込まれなければならない。

3 改正すべき手続、事項とその内容

現在のわが国の環境状況、現在のアセス法の問題点をふまえた改正すべきアセス法の手続、内容は次のとおりである。

- (1) 制度全般についての根本的な改正事項は、① SEA の法制度化と実施、②第三者機関としてのア

セス審査会の設置による手続の監視や評価書審査の実施、③手続全般における住民参加手続の拡充、④事後監視と是正手続の導入、⑤アセス手続と環境配慮の実効性を担保するための争訟手続の導入である。

(2) 対象事業

- ① 規模要件、事業種要件を廃止し、国関与要件については、許認可等に係るもの及び国が公金支出の対象する事業すべてに拡大する。
- ② ①をふまえて、事業の種類や性質、地域特性を考慮して対象事業を決定するためのスクリーニング手続を定める。
- ③ アセス逃れ防止のために一定期間内に実施予定の関連事業すべてを対象とする。

(3) 代替案

事業者には、スコーピング段階から代替案の提示を義務付けること。

代替案には、事業者にとって実行可能な代替案、事業目的を達成しうる他の手段・方法に関する代替案、何もしない案、環境に最も好ましい案等を含むこととする。

(4) スコーピング

スコーピングは当該開発行為の計画段階のできるだけ早い段階から実施する。

スコーピング手続に先立って、当該対象地域の環境を改変する虞のある調査を行うことを禁止する。

(5) 評価項目など

事業行為の性質・態様及び地域の特性に応じて、歴史的・文化的環境、生活の質・アメニティ、危険性・災害等からの安全確保、行為による社会的・経済的影響等についても調査・予測・評価の対象にすることができることとする。

(6) 評価の手続の監視、審査など

手続の遵守、調査・予測・評価の適正さ、客観性、信頼性を確保するために、調査、監視及び評価を実施するアセス審査会（第三機関）を設置する。

(7) 市民参加

- ① 参加には、情報提供、判断形成、権利防衛などの態様と機能があることをふまえて、アセス手続全般において市民参加手続を充実させる。
- ② 謄写の許容など公告・縦覧方法を改善し、スクリーニング手続から事後監視手続まで、すべての手続関連情報をホームページで公開することとする。

(8) アセス結果の許認可への反映

- ① アセス結果を許認可等に実質的に反映させるために、許認可権者とアセス評価の結果をふまえた環境大臣との協議手続を定める。
- ② 許認可権者は、許認可等においてアセスの評価結果をどのように考慮したかの記録を作成し公表することとする。

(9) 争訟手続の保障

- ① アセス手続において手続及び調査・予測・評価に内容について不当または違法事由を主張しうるとするために、当該開発行為による環境影響について利害関係を有する住民（NGOを含む）は、事業に係る許認可権者に対して、是正を求めるために「異議の申出」ができることとする。
- ② 異議の申出をした者は、当該事業に対する許認可等の処分に関する争訟資格を有するものとする手続規定を定める。この場合、個人のみならず団体の争訟資格も定める。

(10) 地方自治体の制度との関係

現行法で地方公共団体によるアセスを拘束しているアセス法 61 条 2 号の括弧書きを削除する。

(11) 事後監視手続

アセス手続として事後調査手続を規定し、環境大臣による調査権限、事業者による事後調査結果の公表、住民による意見提出権、許認可権者による是正措置手続を定める。

4 提案されている改正法案の骨子

上記 3 項に要約したアセス法の改正事項は、日弁連、環境 NGO、地域の環境保護団体などが共通に指摘している事項内容である。これに対して、現在国会に提案

されているアセス法案の骨子は下記のとおりとなっている。

- (1) 戦略アセス制度はアセス法とは別の法制度として導入する。
- (2) 対象事業について、「交付金事業」を（国関与要件として）追加する（改正法案2条）。
また、法案では定めないが「政令指定事業」として風力発電所が指定される（予定である）。
- (3) 事業段階を対象とする第1種事業について、方法書（スコーピング）の公表に先立って事業の位置、規模等の選定に関連する内容を記載した「計画段階配慮書」の作成、公表等を義務付ける（3条の2以下）。
- (4) 評価項目等の選定段階で環境大臣が主務大臣に対して技術的助言をすることがきる（11条3項）。
現行法では、環境大臣は評価書の段階でのみ意見を述べることがになっている。
また、地方分権関連法による許認可権限が地方公共団体への移管にともなってアセス法所定の国関与要件がなくなった事業（公有水面埋立て等）について、許認可権を有する地方公共団体は、国に対して「助言を求めるよう努めなければならない」とし、環境大臣が意見を述べることができることとする（23条の2）。
- (5) 方法書の記載内容を周知させるために説明会を義務付ける（7条の2）。
- (6) 方法書及び準備書縦覧について電子化を併用する（7、16、27条）。
- (7) 地方公共団体の長等による方法書、準備書への意見提出について、政令指定都市及び一定の周辺自治体の長の意見提出資格を認める（10、20条）。
現行法は、都道府県知事が関係市町村の意見をとりまとめることになっている。
- (8) 事後調査の手続きを導入する（38条の2）。
事業着手後の環境保全措置の実施状況を明らか

にするために環境保全措置報告書の作成、公表を義務付ける。

5 改正法案の評価と今後の課題

上記のとおり、改正法案は第3項で要約した「真の環境保全のためのアセス法」の内容、手続とは大きくかけ離れている。第3項で指摘した事項は、冒頭に紹介したアセス法の改正検討作業の中では多くの積極意見が出されたのであるが、現行法の「事業者による自主的な事業アセス制度である」との枠組みを変える力にはならなかった。

私たちは各地の開発行為による環境破壊とこれに伴う紛争・訴訟の現場にあって、欠陥を有するアセス法ではあってもこれを最大限駆使することによって環境保全活動を一步步つ進めなければならない。

しかし、今回のアセス法改正の過程を通じて明らかになったことは、アセス法が、事業者による自主的な事業アセス制度を規定する環境基本法20条に基づくものであるという環境基本法の限界、アセス法の立法根拠の限界である。

現行アセス法の環境配慮事項としてアメニティ、歴史的文化的景観、さらには放射性物質等を対象としないことになっているが、このことも環境基本法の対象事項制限にもとづく限界として指摘されている。

今後、検討し立法化をめざすべきアセス制度は、基本法20条にこだわらず、むしろ基本法19条の国の環境政策全般における環境配慮義務を直接の根拠とした第三者機関によるアセスの評価審査、争訟手続の導入等を定めた環境配慮の実効性を確保しうるアセス制度ではないかと考える。

泡瀬干潟自然の権利訴訟（訴訟後の動き）報告

弁護士 堀 雅 博

1

平成 20 年 11 月 19 日午前 11 時、那覇地方裁判所にて、沖縄県と沖縄市に対して、泡瀬干潟埋立事業について、公金支出の差止を命じる判決が出ました。そして、平成 21 年 10 月 15 日午後 2 時、福岡高等裁判所那覇支部において、一審の差止判決を支持する判決が出ました（ただし、調査費用とその人件費を除かれていました。この点が現在問題となっております。）。

本記事は、判決後の動きについて報告するものです。

2 現在の状況

泡瀬干潟の埋立は控訴審判決で差止めが命ぜられているため、埋立が中止となり、既に解決したと思われる方も多いかもかもしれません。しかし、現時点においても、埋立計画は中止となっていません。むしろ、事態は悪くなっているのかもしれません。

自民党政権から民主党政権へと変わりましたが、沖縄の基地問題などから、沖縄に公共工事のために多額の資金を投ずるという構図は変わっていないようです。

泡瀬干潟の埋立計画について、国は、沖縄市が建てた埋立計画について安易に経済的合理性を認めて工事を進めようとしているようです。平成 22 年度は、計画が未定のため、埋立の予算がつけられず、埋立が進められることはありませんでした。しかし、平成 23 年度（平成 23 年 4 月）から、予算が付けられ、埋立を再開するおそれが出てきています。以前の埋立状況のままなので（第 I 区域の海面については囲まれている状態です。）、再開すれば、すぐに埋立を完成させることができる状況です。現状をみると、結局、控訴審判決が出たにもかかわらず、1 年間だけ埋立が止まったということになるのかもしれません。

3 対策について

今後も、引き続き、内閣府や市議会、県議会に対して、

運動で働きかけていく必要があります。

また、泡瀬干潟は、ラムサール条約の湿地登録候補地になっているため、ラムサール条約湿地登録になるような運動も進めていく必要があるかもしれません（どういう運動になるのかはまだ分かりませんが。）。

そして、新しい埋立計画に対しては、「新たな土地利用計画に経済的合理性があるか否かについては、従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて、相当程度に手堅い検証を必要とする」と述べて、控訴審判決が新計画に対しても従前の計画に対する批判を踏まえた手堅い検証を求めていること（釘をさしていること）などを再度主張し、新計画を策定さえすれば、埋立を続行できるという安易な態度について厳しく批判していくことになると思います（そもそも、少し計画を変更できれば埋立を続行できるというのはおかしいと思います）。

いずれにせよ、住民訴訟で勝訴を勝ち取った原告団の力を信じて運動を進めていくしかありません。

また、結局のところ、一審判決・控訴審判決という司法判断を行政が無視した形になっていることについても、厳しく弾劾していくべきだと思います。

【四】2010年度 組 織 活 動

1 活動の概要

- (1) 今年度の活動としては、先ず2010年3月27日に沖縄市で第39回総会・記念シンポジウム「沖縄から基地騒音被害の解消を目指して」が約80名の参加者を得て開催された。このシンポジウムは、新嘉手納基地爆音訴訟弁護団長の挨拶に続き、京都大学松井利仁准教授が「交通騒音による影響の研究動向」と題して、1995～98年に実施された沖縄県調査をはじめ、成田空港調査、羽田飛行場に関する浦安調査、バンコク新空港調査などの豊富な調査結果や海外を中心とした最新の研究成果などをもとに講演した。特に、松井准教授は、交通騒音と虚血性心疾患の関係などを明らかにして、もはや「騒音」は「感覚公害」に止まらないとして、その被害の高い危険性を強調した。次いで、琉球新報社の松元剛記者が「基地負担軽減の虚飾—米軍再編と沖縄基地の騒音問題」と題して基調報告を行った。松元記者は、基地問題や騒音問題の豊富な取材経験に基づいて、「反基地」の立場から、普天間飛行場の移設問題をはじめとする米軍再編問題など、沖縄の抱える基地被害について講演した。後半は、新嘉手納、普天間、厚木、横田、岩国の各基地爆音訴訟弁護団と各訴訟団を連携した運動体として発足した全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の事務局長をパネラーとして、「沖縄から基地騒音被害の解消を目指して」と題するパネルディスカッションが行われ、各基地訴訟の特徴と新たに取り組んでいる課題などについて報告と討論が行われた。最後に、普天間基地爆音訴訟弁護団長がまとめと閉会の挨拶を行った。翌28日は、バス2台、50名の参加で、普天間基地に常駐する米軍ヘリ部隊の移転先の候補地とされる名護市辺野古やうるま市ホワイトビーチ沖、嘉手納基地、普天間基地を見下ろす嘉数台地等を視察した。
- (2) 今年度第1回の幹事会は、6月4日に「ミナマタ・有明・アスベスト報告会」と題して、重要な時期を迎えた3弁護団よりそれぞれの報告をしたのち、

熱心な討議が行われた。先ず、ノーモア・ミナマタ訴訟からは、熊本・近畿・東京の弁護団より6名が参加し、昨年3月29日に熊本地裁で行われた基本合意について熊本弁護団より報告があり、近畿と東京の弁護団より最新の状況報告が行われた。次に、よみがえれ！有明訴訟弁護団からは、4月28日に民主党の諫早湾干拓事業検討委員会の郡司座長から赤松農水大臣に「環境影響評価を行った上で開門調査を行うことが妥当と判断する」との検討結果が報告されたこと、諫早湾内の3漁協のうち、これまで開門反対であった瑞穂漁協、国見漁協の組合員も開門賛成に転換したことなどが報告された。しかし、宮崎県を中心とする口蹄疫が大発生し、結局赤松大臣の開門表明が見送られてしまった。最後に、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟弁護団より、アスベスト被害で初めて国の賠償責任が認められた5月19日の一審判決について報告された。判決後6月1日まで連日にわたって、厚労省前や議員会館前等で座り込み行動などを行って被告国に「控訴断念」を迫ったが、厚労大臣と環境大臣は「控訴断念」の意向を示したにもかかわらず、国家戦略大臣の反対で、結局国は控訴するに至った。

- (3) 9月11日に東京で開催された第2回幹事会では、2011年3月の総会で40回を迎えるため、公害弁連40周年記念事業として、次の事業を行うことが決められた。
- ① 来年度を目処に新たな現代的課題について、日本環境会議の学者とともに記念出版すること。
 - ② これまでの公害弁連の活動を振り返りつつ、その経験を若手弁護士に伝達し、今後の公害弁連の展望、課題等を考える座談会を行い、日本民主法律家協会の「法と民主主義」に掲載するように依頼すること。
 - ③ 公害弁連第40回総会とともに、記念シンポジウム「公害弁連40年の歩みと今後の課題」を開催すること。
 - ④ 総会、記念シンポジウムの後に、「結成40周

年記念レセプション」を開催すること。

- ⑤ 長年にわたって公害裁判や公害弁連の発展に功績のあった弁護士に感謝状を贈呈すること。

- ⑥ スモン公害センター内に、公害弁連に関する過去の資料を収集して保管すること。

- (4) 続いて第三回幹事会は、名古屋市で開催された「第36回道路全国連・全国交流集会（愛知）」の会場で、公害弁連40周年記念事業や各事件の報告が行われた。その後、上記集会のシンポジウム「道路政策・行政を考え道路全国連運動を展望する」に参加した。午前中に行われた全国各地で展開されている道路建設反対運動の報告を受けて、関島保雄高尾山天狗裁判弁護団事務局長、村松昭夫公害弁連幹事長、小池修一元建設省出張所長、標重博前道路全国連事務局長をパネラー、橋本良仁道路全国連事務局長を司会として、道路建設を推し進めている民主党政権のもとでの道路反対運動の推進と拡大について熱心な討議が行われた。

その後、12月6日よみがえれ！有明訴訟において、福岡高裁が一審判決を支持して再び開門判決を言い渡したため、翌日から東京で訴訟団、弁護団、支援者らが連日農水省前や議員会館前で座り込み行動、院内集会等を行い、菅首相による「上告しない」旨の表明を勝ち取った。

- (5) 第4回幹事会は、例年どおり「公害団体合同旗開き」の前に東京で開催された。ここでは、昨年11月から12月にかけてメキシコのカンクンで開催されたCOP16、COPMOP6に参加した早川光俊副幹事長より「COP16/CMP6の成果とCOP17に向けた課題」と題して報告を受けた。COP16では、「2013年以降の先進国の削減目標」と「アメリカや中国等の新興国の削減行動」を取り決めることができず、先進国と途上国の信頼関係にひびが入った前回のコペンハーゲン会議に続いて、合意の採択が危ぶまれていた。しかし、メキシコ政府の透明性のある会議運営によって、多国間交渉への信頼の回復と本年末に南アフリカのダーバンで開催されるCOP17への道筋をつける合意が採択された。また、日本政府については、「1つの枠組み」に「すべての国が参加する」といった非現実的な原則論に固執した発言を行い、世界各国の代表、マスコミ、

NGO等から厳しい批判が集中したと報告された。

本年1月7日に薬害イレッサ訴訟において、大阪・東京両地裁の裁判官から和解勧告が出され、1月28日の回答期限に向けて、連日厚労省前や議員会館前の宣伝行動や院内集会等の運動が展開された。しかし、国とアストラゼネカは、ともに和解協議に入ることを拒否した。また、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟では、大阪高裁が和解を打診したのに対し、2月22日の回答期限まで同訴訟団、弁護団、支援者らも連日運動を展開したが、ここでも国は和解協議を拒否した。

- (6) 今年度は、幹事会4回、事務局会議5回を開催したが、その内容は、活動報告として掲載する。幹事会の主要テーマは、前記のとおりであるが、各会議毎に出席した各弁護団が訴訟等の報告を実施し、意見交換を行っている。幹事会の出席者は、8名から21名（平均約12名）と、昨年より大幅に減ったが、40周年記念事業の検討に大きな時間をかけたため、具体的な事件の討議が少なくなったことが影響していると思われる。一方、事務局会議の出席者は、4名から11名であり、出席者は減る傾向にある。川辺川、圏央道、有明の公共事業をめぐる弁護団とノーモア・ミナマタ、横田、アスベスト、イレッサの弁護団が大半を占めている。事務局会議や幹事会に出席しない弁護団に対する取組みがどうしても弱くなるため、一人だけでも出席することが望まれる。

- (7) 今年度の公害弁連ニュースはNo.166～No.168の3回発行した。例年は、年4回の発行であるが、今年度は、公害弁連結成40周年記念事業として「法と民主主義2・3月合併号」に公害弁連の座談会を掲載することとなったため、No.169の発行は来年度に回すことにした。また、今年度は、公害弁連に所属する弁護団の訴訟において、判決や和解に向けた動きが非常に活発だっただけに、ノーモア・ミナマタ訴訟、よみがえれ！有明訴訟、圏央道・国道2号線等の道路関係訴訟、アスベスト訴訟等公害弁連関連の記事が多く、他の団体からの記事は少なかった。これまでの公害弁連ニュースと同様に、経験豊富な顧問、代表委員の執筆による巻頭言と若手弁護士奮戦記を毎回掲載してきたが、

今後も継続していきたい。発行部数は、約 700 部であるが、新たな加入弁護士や訴訟が終了した弁護士などへの配布部数の調整を行ったが、今後も随時調整していきたい。公害弁連内部での通信手段として、速報性を重視した「情報と通信」を FAX 通信している。昨年 3 月から本年 3 月 4 日までの間に No.275 ～ No.306 まで 32 回発行し、発行回数は昨年度よりも 10 回増加した。訴訟の結審や判決、和解などを、声明や要旨とともに FAX するように務めたが、情報の伝達がうまくいかずに時機を逃してしまう場合もあり、各弁護士からどんどん事務局宛にメール又は FAX により情報を寄せてほしい。また、今年度は、泉南アスベスト訴訟、よみがえれ！有明訴訟、薬害イレッサ訴訟等で「控訴断念」や「和解受入れ」を求める集中行動がたびたび行われたが、情勢の変化に応じた行動予定を伝えるために「情報と通信」をしばしば活用した。FAX 通信ではなく、メーリングリストに変更することも考えられるが、資料の取り扱い方やメーリングリストの非加入者に対する対応など、今後の課題としたい。最後に、3 月 26 日の第 40 回総会に配布するために、日本民主法律家協会の「法と民主主義 2・3 月合併号」において、「公害弁連 40 周年の歩みと今後の課題——被害者救済と公害根絶の闘い」と題する座談会と被害者、学者、医師からの寄稿文で構成する特集を掲載することにした。

(8) 国際交流としては、昨年 7 月 2 日から 7 月 11 日までの間、韓国の司法修習生の来日研修が行われた。「日本の公害・環境訴訟」をテーマに 12 名（司法修習生 11 名、指導教官 1 名）が参加し、大阪と東京で、西淀川、泉南アスベスト、B 型肝炎、東京大気等の講演や現地調査を実施し、司法研修所の見学や日本の司法修習生などとの交流会も行った。

(9) 今年の第 40 回公害弁連総会記念シンポジウムでは、結成 40 周年を記念して「公害弁連 40 周年の歩みと今後の課題」と題して、東京都千代田区四谷において 3 月 26 日に開催する。シンポジウムは、前半に公害弁連の代表委員中島晃弁護士が「公害弁連 40 年の闘いと課題」について基調報告を行い、後半は、除本理史教授と中山裕二全国公害被害者

総行動実行委員会事務局長を迎えて、有明、泉南アスベスト、ノーモア・ミナマタ、圏央道高尾山の各弁護士が公害弁連幹事長のコーディネートのもとに公害・環境訴訟の将来について討議をする。シンポジウムと総会の終了後に、同じ会場で「結成 40 周年記念レセプション」を開催する。

公害弁連としては、全国公害被害者総行動実行委員会との連携を中心として、日本環境法律家連盟、全国じん肺弁連、薬害弁連、道路全国連、景観と住環境を考える全国ネットワーク等の関係団体との交流や連携を広げ、互いに活動の経験、成果、知恵を共有して、公害・環境の運動を一段と推進していく必要がある。

2 活動報告

(1) 幹事会

① 第 1 回幹事会

日 時：2009 年 6 月 4 日

場 所：東京

出 席：近藤、馬奈木、関島、板井（優）、
西村、村松、白井、松尾、板井（俊）、
吉岡、中杉
（ミナマタ）徳井、井奥、寺内、菅、
（有明）堀、森永、市橋、
（普天間）西川、修習生 2 名
計 21 名

内 容：「ミナマタ・有明・アスベスト報告会」

- ・ノーモア・ミナマタ訴訟・基本合意～和解へ
- ・よみがえれ！有明訴訟・開門へ
- ・大阪・泉南アスベスト国賠訴訟・一審勝利判決
- ・国道 2 号線高架道路延伸・道路公害差止訴訟一審判決・賠償勝訴
- ・新嘉手納基地爆音訴訟弁護団の寄付
- ・各事件報告（高尾山）
- ・韓国司法修習生の日本研修
- ・今後の予定

② 第 2 回幹事会

日 時：2009 年 9 月 11 日

場 所：東京

出席：近藤、吉野（高）、関島、森、白井、
松尾、西川、中杉
計 8 名

内 容：

- ・公害弁連 40 周年総会について
- ・各弁護団の活動報告（圏央道高尾山、普天間基地、川辺川、カネミ油症、イタイイタイ病、ノーモア・ミナマタ、アスベスト、有明）
- ・日弁連サマースクールへのカンパ
- ・今後の予定

③ 第 3 回幹事会

日 時：2009 年 11 月 14 日

場 所：名古屋

出席：関島、足立、板井（優）、村松、白井、
松尾、中村、中杉
計 8 名

内 容：

- ・公害弁連 40 周年記念事業
- ・各事件報告（ノーモア・ミナマタ、圏央道高尾山、国道 2 号線高架道路、アスベスト）

④ 第 4 回幹事会

日 時：2010 年 1 月 14 日

場 所：東京

出席：中島、関島、早川、板井（優）、西村、
村松、森、松尾、後藤、伊藤、板井（俊）、
中杉
計 12 名

内 容：

- ・地球温暖化問題「COP16 の報告」（早川光俊 弁護士）
- ・40 周年記念行事について
- ・各弁護団の報告（アスベスト、薬害イレッサ、有明、ノーモア・ミナマタ、東京大気、圏央道高尾山）

(2) 事務局会議

- ① 今年度の開催と参加状況は次のとおりである。
7 月 23 日（7 名）、10 月 1 日（11 名）、12 月 2 日（5 名）、2 月 3 日（4 名）3 月 3 日（4 名）
- ② 参加者が固定化される傾向にあるが、毎回 4

～ 11 名の参加を得て、事務局内での分担を図りながら、討議・実行してきた。

(3) ニュース・通信の発行

- ① ニュースは、今年度は 3 回（No166 ～ 168）発行した。
- ② 「情報と通信」は 32 回出した。トピックな情報を事務局に集める方法を工夫し、さらに充実させる必要がある。

(4) 財政

公害弁連の収入は、会費収入とカンパ収入が根幹となっている。

今年度は会費収入のほかに、新嘉手納基地爆音訴訟弁護団より 500 万円のカンパがあった。

【五】2011年度 活 動 方 針

(1) 大気汚染公害被害者の闘いを発展させ、裁判闘争の成果や裁判での前進を被害者の闘いに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立を勝ちとる。

- ① 西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気和解を梃子に自動車メーカー・道路の設置・管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの、①医療費救済と②障害補償等補償法並みの救済を目的とする、新たな被害者救済制度の確立に全力をつくす。
 - ② 公害認定患者の等級切下げ、現行補償法改悪の動きに断固反対してたたかう。
 - ③ 全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組むとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。
 - ④ PM 2.5 測定体制を早急に整備させ、PM 2.5 低減のための対策の早期実施を迫及する。
 - ⑤ 東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条例を梃子に、国に対し、自動車 NOX・PM 法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めたたかいを強める。
 - ⑥ 尼崎での公調委あっせん成立を契機として、各地「連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通総量削減をはじめとした抜本的対策の実現を追求する。
 - ⑦ 裁判闘争の成果をふまえて、道路構造対策、道路沿道対策、周辺対策の確立と地域再生の課題に取り組む。
- 環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求実現行動にも取り組む。

(2) 公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。

- ① 各地の大気汚染裁判の前進を梃子に全国の道路

反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の道路行政の抜本的転換のためのたたかいに取り組む。

- ② 圏央道・広島国道2号線高架道路・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐる裁判、調停でのたたかいを強め、道路計画の見直しを迫る。
- ③ 「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対する批判を集中してたたかう。
- ④ 圏央道高尾山裁判の判決の誤りをただし、豊かな自然環境を破壊する圏央道建設を許さないため、法廷内外の取組みを強める。
- ⑤ 国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境規準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。

(3) 基地・空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。

- ① 平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決を勝ちとるため全力をつくす。
- ② 基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。
- ③ 現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。
- ④ 国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。
- ⑤ 名古屋新幹線訴訟で勝ちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡

大を許さないたたかいを強める。

- ⑥ 「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかいを支援する。
 - ⑦ 在日米軍再編に伴う軍民共用、軍軍共用等の基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。
- (4) **不知火海沿岸住民の健康調査を実現し、すべての被害者への補償を勝ち取るとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む**
- ① 全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民47万人の健康調査を実施させるとともに、安上がりの解決を目的とする不十分な調査に反対する取り組みを強化する。
 - ② 認定基準を改めないままの認定審査会の再開を糾弾するとともに、水俣病と認めず責任を曖昧にする安上がり解決を阻止する。
 - ③ 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」によるチッソの分社化による責任逃れを許さず、最後の一人まで補償を完遂させるための闘いを継続する。
 - ④ 他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立の実現をめざす。
 - ⑤ 「総合対策医療事業」の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。
 - ⑥ 不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街づくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。
 - ⑦ 全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、たたかいと教訓を世界に伝える。
- (5) **カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブ、イレッサなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。**
- ① 薬害ヤコブ病の被害者全員の救済をかちとるとともに、薬害根絶に全力をつくす。
 - ② 薬害イレッサの裁判勝利と早期全面解決をかちとるため全力をつくす。

- ③ カネミ油症新認定訴訟の勝利と早期全面解決を勝ち取るため全力をつくす。
- ④ すべてのカネミ油症被害者が救済を受け、安心して治療、療養を受けながら生活を送れるよう、カネミ倉庫はもちろん、国に対して行政上の措置をとらせるたたかいを強化する。
- ⑤ スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。
- ⑥ カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療法の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。
- ⑦ 独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。
- ⑧ 抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。
- ⑨ 食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

- (6) **神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を計画通り完了させる一方、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。**

- ① 神岡鉱業所、東邦亜鉛安中精錬所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、周辺での環境調査と合わせて発生源対策の継続をはかっていく。
- ② 神通川流域、安中の土壌復元事業を、計画どおり完了させる。
- ③ イタイイタイ病患者の認定行政の適正化のたたかいを支援する。カドミ腎症の救済をかちとり、環境省の調査研究を引続き監視していく。
- ④ イタイイタイ病の原因論争の蒸し返しを警戒し、重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。
- ⑤ 市街地土壌・地下水汚染問題に取り組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

**(7) 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたか
いを強化し、大型公共事業の中止・見直しを
迫る。**

- ① 諫早湾干拓潮受堤防排水門の開放のための具体的な協議の実現を勝ち取り、一日でも早い開門、有明海の再生を目指すとともに、農業と漁業が両立した真の有明海沿岸地域の再生を実現する。
- ② 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止・見直しに追い込む。
- ③ 里山や干潟等、生物多様性の宝庫である自然環境に対する破壊をやめさせるべく、大型公共事業の中止・見直しを迫る。
- ④ 無駄で有害な公共事業に対する公金の支出をやめさせる。

**(8) 日韓公害・環境シンポジウムの成功をふまえ、
韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広
範かつ実践的な交流を強化する。**

- ① 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。
- ② 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

**(9) 官僚司法を打破し、国民のための司法改革運
動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公
害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利
判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開す
る。**

- ① 公害等調整委員会が行政追従の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。
- ② 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。
- ③ 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。
- ④ 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁

判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。

- ⑤ 「生きているうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。
- ⑥ 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。
- ⑦ 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。
- ⑧ 戦略的環境アセスメント法制定のためたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

**(10) 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環
境保全のために被害者・住民・専門家などの
諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基
本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努
力するところにあることを広く国民に訴えて
いく。**

- ① 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。
- ② 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25%の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。
- ③ 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。
- ④ 第36回全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。
- ⑤ 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療

機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。

- ⑥ 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。
 - ⑦ 知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。
- (11) 廃棄物処理施設（最終処分場）による環境汚染問題への取り組みを強化し、「ゴミ弁連」との交流を通じて住民団体の活動を支援する。

- (12) アスベスト問題を史上最大の社会災害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかいに取り組む。

- ① 泉南アスベスト国賠訴訟の早期全面解決をめざす。
- ② 真に隙間のない救済に向けて、「アスベスト救済法」の改正を要求する。
- ③ 被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。
- ④ アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。
- ⑤ シンポジウムなどの開催、全国各地の被害者の掘り起こし、さらには国家賠償訴訟の勝利など、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。
- ⑥ 建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。

- (13) 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。

- ① 米軍再編、防衛「省」昇格、自衛隊と在日米軍

の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。

- ② 「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、アメリカのイラク侵略戦争と自衛隊のイラク派遣に象徴される、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかいに取り組む。

- (14) 「規制緩和」を一気に推し進めて我国の農業を破壊し、環境や国民生活に重大な悪影響を及ぼす環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対するたたかいに取り組む。

- (15) 公害弁連の組織、体制など

- ① 幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。
- ② 各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかいを進めていく。
- ③ 公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。
- ④ 新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。
- ⑤ 役員・事務局体制を充実させる。
 - イ 幹事会の充実
 - ロ 事務局会議の充実

【六】公 害 関 係 資 料

〔諫早湾関係〕

弁護団声明： 国は直ちに開門の政治決定を ～福岡高裁の判決を受けて～

2010 年 12 月 6 日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

本日、福岡高裁は 2008 年 6 月 27 日に佐賀地裁が言い渡した開門判決の控訴審において、国の控訴を棄却して、再び国に開門を命じた。

判決は、次のとおり判断して、国に開門を命じている。

諫早湾及びその近傍場においては、本件潮受堤防の締切りによって、漁業資源の減少に関与する可能性のある要因が複数生じた可能性が高い。

現時点において、本件各排水門を常時開放することによって過大な費用を要することとなるなどの事実は認められない。

開門による有明海漁業被害の救済は、いまや待ったなしである。潮受堤防閉め切りから 13 年が経過し、累積する漁業被害の中で漁民の生活は逼迫している。多くの漁民が生活苦の中で自殺に追い込まれた。漁業を基盤になりたっていた地域社会も深刻な打撃を受けている。

すでに事業が終了し、干拓地での営農が開始されている状況を踏まえ、私たちは、訴訟の内外で、開門こそが漁業と農業・防災を正しく両立させる方策であることを明らかにしてきた。干拓地農業が成功するためには、毒性のアオコが発生する調整池の汚濁水に代わる農業用水を確保しなければならない。真の防災を実

現するためには、干拓事業のためになおざりにされていた排水路や排水機場の増設など、有明海沿岸で一般に採用されている防災対策をきちんと採用することが不可欠である。

わたしたちが提唱する短期開門調査レベルの開門から開始する段階的開門の方法によれば、開門前の環境アセスメントは不要である。短期開門調査レベルの開門はすでに実績があるからである。国は、深刻な漁業被害を救済するため、短期開門レベルの開門を直ちに実施すべきである。そのうえで必要なデータを集め、対策をとりながら次の段階へと開門レベルを上げていき、同時にその間じっくりと本格的な防災対策と農業用水の確保を行うことこそが、安全安心の開門と地元合意の実現に向けた最善の方策である。

開門を公約にかかげた民主党政権が誕生して 1 年が経過した。農水省が設置した諫早湾干拓事業検討委員会の郡司座長が、本年 4 月 28 日に、「有明海の再生への可能性を探るため、また、諫早湾干拓の排水門開門の是非を巡る諍いに終止符を打つため、環境影響評価を行った上で開門調査を行うことが至当と判断する」と報告して半年以上が経過した。

もはや逡巡は許されない。

司法による 2 度の開門命令を真摯に受け止め、国が、直ちに開門の政治決定を下すことを求めてやまない。

弁護団見解： 国は上告を断念し、直ちに、開門の政治決断を行い、 漁民側との開門協議を開始すべきである

2010年12月8日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

報道によると、国は、福岡高裁の判決を受け、来春にまとまる環境影響評価の中間報告を受けて、段階的開門か制限付制限開門かのいずれかを定める、高裁判決が命じた常時開門と開門方法が異なるため上告を検討するというもののようである。

しかしながら、今、重要なことは、上告を断念し、直ちに開門の政治決断を行い、漁民側との裁判内外における開門協議を開始することである。

とりわけ、開門方法に対する異議を根拠として上告するのは、訴訟内外の経緯を無視し、円満かつ早期の解決をのぞむ世論に対する裏切りであると言わざるを得ない。

上告の必要性はまったくないし、百害あって一利なしである。

1 そもそも、開門方法に対する異議は、上告理由としての憲法違反、上告受理理由としての判例違反、法令違反のどれにもあたらない。

2 これまで訴訟において国が争ってきたのは開門の是非であり、開門方法ではなかった。漁民側は、開門方法について段階的開門の対案を提起し、開門のための協議を提案して、円満な話し合いによる解決を提起してきた。国はこれまで一貫してこれを拒否してきた。いまさら開門方法に対する異議を理由として上告するのは、背信行為である。

裁判内外の経過をふまえると、今、重要なことは、高裁判決によって開門の是非に関する国の主張がこ

とごとく退けられ決着がついたという歴史的段階をふまえ、まず、国が、上告を断念し、いさぎよく、開門の政治決定をすることである。

3 その上に立って、開門方法が問題なのであれば、これまで漁民側は、段階的開門の開門方法や開門時期、開門協議会の設置などの開門の進め方について提案し、国に協議を呼びかけてきた経緯があるので、協議を開始さえすれば、合意は可能である。

4 今後、来年3月29日には、諫早湾内の小長井漁協組合員を原告とする開門訴訟の判決が予定されており、さらに諫早湾内瑞穂漁協、国見漁協の組合員を原告とする訴訟、小長井漁協組合員の第2陣開門訴訟が控えている。今回の高裁判決の当事者は、諫早湾近傍場の漁民であり、近傍場漁民が勝訴した以上、湾内漁民が敗訴することはない。しかも、これらの訴訟で漁民が求めているのは、段階的開門を前提とした即時開門である。

今回の高裁判決に対して国が上告し、漁民側との開門協議を拒否するのであれば、わたしたちは、これらの訴訟において即時開門の判決を求めざるを得ない。

5 今回の高裁判決を踏まえて、裁判外の協議とあわせて、これらの訴訟上においても協議を開始することこそが、裁判も含めた対立構造を脱却し、長年にわたる紛争を一気に解決し、漁業と農業、防災が両立する開門を実現する唯一の方策である。

弁護団見解： 上告は百害あって一利なし ～開門を巡る争いに終止符を打つために～

2010 年 12 月 11 日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

佐賀地裁に続き、再び、国に潮受堤防排水門の開門を命じた 12 月 6 日の福岡高裁判決は、あらゆるマスコミが支持しました。いま、この判決に対する国の対応に世論の注目が集まっています。

そのようななか、2012 年度中に長期開門を実施、ただし、開門は、佐賀地裁、福岡高裁が命じた常時開門とは異なる段階的開門または制限付開門の開門方法によるべきであるので上告はやむをえない、という内容で国が検討しているとの報道が流れました。

これに対し、弁護団は、12 月 9 日付弁護団見解で、上告は真の解決にはならず、百害あって一利なしであるという見解を発表しました。この見解には、漁民のみなさんをはじめ、多くのみなさんの賛同が集まっています。

なぜ、上告は百害あって一利なしなのか、あらためて、みなさんに訴えたいと思います。

高裁判決に対する上告は、そもそも上告の制度 になじまない

福岡高裁は、佐賀地裁の結論を支持し、従来の判例理論の枠組みのなかで、ひとつひとつ国の主張を事実に基づいて退け、開門命令の判決を言い渡しました。

地裁と高裁の審理は事実の認定と法律判断について行われます。地裁の事実認定に不服があれば、高裁でふたたび事実を争えます。これに対し、上告審の最高裁判所では、高裁の事実認定を前提として、憲法違反や判例違反、法律違反などの法律判断について行われるのが原則です。

従来の判例理論の枠組みで、事実認定で開門を命じた高裁判決に、国が上告することは、そもそも上告審の制度のうえから問題があります。

上告審の制度の原則を踏み外してまで、なりふりかまわず国が上告するのは、国に対する不信感をあおります。

開門方法に限定した上告はありえない

一審の佐賀地裁でも控訴審の福岡高裁でも、国が争ってきたのは、開門すべきか否かでした。国は裁判のなかで、干拓事業と漁業被害との因果関係はない、開門すると農業や防災が台なしになるなどと主張して、開門に反対しました。開門するのはいいけれども、開門方法が問題だ、などという国の主張は、佐賀地裁、福岡高裁を通じて、一切ありません。

このような経過をたどった裁判を不服として上告するということは、開門すべきではないという態度を裁判所に対して表明することにほかなりません。

開門の是非についての論争を繰り返してきた裁判で、突然、開門するのは認めるけれども、その開門方法が問題だ、などという上告の方法はありえません。

その点でも、なりふりかまわない上告という批判と不信を免れません。

佐賀地裁と福岡高裁が命じた 5 年間の常時開門 に関する法的義務は、段階的開門の妨げにはならない

報道によると、判決の命じた5年の常時開門は、国の検討している段階的開門を実施する妨げになるというのが、上告を検討する理由だということのようです。その言い分には全く道理がありません。

判決の命じた5年の常時開門は、裁判で勝訴した原告漁民に対する義務です。世間一般に対する義務ではありません。裁判で勝訴した原告漁民さえ同意すれば、5年の常時開門を絶対視する必要は全くありません。それは普通の裁判で判決が被告に対して100万円を支払えと命じても、勝訴した原告が80万円でもいいと言えば、それですむのと同じです。

そもそも段階的開門は、福岡高裁の審理のなかで、今回勝訴した原告の漁民側から漁業と農業、防災が両立する開門方法として提案し、国に開門協議を呼びかけたものです。勝訴した原告漁民は、みずから提案した段階的開門方法で国と協議する用意がありますから、今回判決が命じた5年の常時開門は段階的開門の妨げにはなりません。

上告は、開門をめぐる諍いを固定する

先にも述べましたように、開門をすることが是か非かを争った裁判で上告するということは、開門しないという裁判上の態度表明にはかなりません。そのようなときに、裁判外で開門を検討すると述べても、説得力はありません。佐賀地裁の開門命令の判決に控訴するとき、控訴はするけれども、同時に開門を検討すると前政権の農水大臣が述べたことを、マスコミはジギルとハイドに例えて批判しました。今度の政権も同じ過ちを繰り返すのでしょうか。

一方で、裁判上では開門すべきでないと主張し、他方で、裁判外では開門を検討すると発表するような矛盾した分かりにくい対応は、今後の合意形成のうえでも大きな障害になります。

いま、開門に反対する人々は、さかんに国に上告を働きかけています。これまで、わたしたちは、事実に基づいてきちんと協議すれば落ち着くところに落ち着くという立場から、開門に反対する人々に話し合いを呼びかけました。ところが、国が裁判で係争中であるからという理由で、話し合いにすら応じてもらえませんでした。そのような回答は文書のなかで明確に書かれています。上告は、開門に反対する人々に、不要な期待をもたせ、開門の合意形成を妨げるでしょう。

また、ジギルとハイドのような対応は、開門を求める人々にも、国への不信感を助長します。

これまで国は、農水省がみずから設置したノリ第3者委員会が短期・中期・長期の開門調査を提案したにもかかわらず、中期・長期の開門調査をサボタージュしました。政権交代の際に民主党が開門を公約したにもかかわらず、うやむやのままです。今年の4月に農水省に設置された検討委員会の郡司座長が「開門調査を行うことが至当」と報告したにもかかわらず、今回、高裁判決でふたたび開門を命じられるまで、まったく具体化しないままでした。このうえ開門命令を不服として上告されては、ますます国に対する不信はつのるばかりです。

現在、長崎地裁に開門を求める諫早湾内漁民が原告の4つの裁判が継続しています。国が上告するならば、わたしたちは、確実な開門を求めて、これらの裁判でも開門命令の判決を目指さざるをえません。

無意味な上告は、開門をめぐる紛争を固定化し、合意形成を困難にしています。

長年の諍いに終止符を打つための最善の方策は、上告を断念したうえでの開門協議

4月に発表された検討委員会の郡司座長報告は、「開門をめぐる諍いに終止符を打つため、開門調査を行うことが至当」と述べています。

1989年の起工式以来、諫早湾干拓事業をめぐる諍いは20年以上の月日が経過しています。明確な高裁判決が出た今、あまりにも長期にわたる諍いに終止符を打つ絶好のチャンスが訪れました。

この諍いに終止符を打つためには、郡司座長報告の精神に立って、上告を断念し、国が開門の確固とした態度を表明することです。そのうえで、長崎地裁に残された裁判の手続きの上でも、裁判の外でも、開門賛成派、反対派を問わず、事実上立脚した議論を行うための、開門協議をただちに開始することが重要です。

長年の諍いに終止符を打ち、合意形成を促し、漁業と農業、防災がともに成り立つ開門を実現するためには、それこそが最善の方策です。

開門は、野党時代、さかんに諫早湾干拓事業を批判し、事業批判の急先鋒に立ってきた菅首相の、言行一致の政治姿勢が問われる試金石です。

弁護団声明： 上告断念の政治決断を受けて

2010年12月15日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

本日、佐賀地裁に続き、ふたたび諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門を命じた福岡高裁判決に対し、菅首相みずから、政府は上告を断念すると発表した。

上告断念は、開門をめぐる長期間の諍いに終止符を打つための大前提であり、政府の英断を心から歓迎する。

当弁護団は、これまで一貫して、漁業と農業、防災が共存する開門を実現するため、短期開門調査レベルの開門から全開門に至るまで段階的に開門し、早期開門を実現しつつ、農業と防災への配慮を実現し、かつ、

開門に伴う弊害が生じないようにするという、安全・安心の段階的開門方法を提唱し、開門協議を呼びかけてきた。

円滑な開門協議さえ実施されれば、判決の執行を強制するような不毛な事態は無用である。

現在、長崎地裁には判決を間近に控えたものも含め、4つの訴訟が継続している。その解決も含め、今後、裁判の内外で早急に開門のための協議が開始されることを願ってやまない。

〔アスベスト関係〕

声 明

2010 年 5 月 19 日

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団
泉南地域の石綿被害と市民の会
大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会

1 本日、大阪地方裁判所第 22 民事部は、全国に先駆けてアスベスト被害に対する国の不作為責任（規制権限不行使）を正面から追及した大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟（第一陣。被害者 26 名。）において、国の責任を認め、国に対して総額 4 億 3,505 万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

2 本判決は、まず、国の不作為について、国がアスベストの危険性を昭和 34 年から知っていながら、昭和 35 年において「局所排気装置の設置を義務付けなかったこと」及び昭和 47 年に「石綿粉じん濃度の測定結果の報告及び改善措置を義務付けなかったこと」は違法であると認定して、国の不作為責任を認めた。また、判決は、国の責任は、使用者らと共同不法行為の関係にあるとして、一次責任があると判示した。さらに、判決は、「石綿による健康被害が慢性疾患でかつ不可逆的で重篤化する」という被害の重大性を認め、アスベスト被害を償うに相当な損害賠償を命じた。その一方で、判決は、近隣ばく露による被害について、不当にもその因果関係を否定した。

3 本判決は、何よりも、アスベスト被害について、国の責任を初めて認めた画期的判決である。

泉南アスベスト被害は、70 年以上も前から深刻な被害発生が確認されていたわが国のアスベスト被害の原点であり、本判決は、かかるアスベスト被害について国の責任を断罪した。このことは、泉南アスベスト被害の早期救済はもとより、すべてのアスベスト被害について、国の責任の明確化と被害者救済のあり方の抜本的な見直しを迫り、これ以上のアス

ベスト被害を発生させない万全な規制や対策の強化を求めるものである。

本判決は、同じくアスベスト被害について国の責任を追及している首都圏建設アスベスト訴訟等にも大きな励ましとなるものである。

さらに、本判決は、アスベスト被害が広範囲に広がっているアジア諸国にも、アスベスト使用の危険性について重大な警告を発するものであり、重要な国際的意義も有している。

しかしながら、近隣ばく露による深刻な健康被害を認めなかったことは、見過ごすことのできない不十分な点であると言わざるを得ない。

4 泉南アスベスト被害の救済は急務である。「生きているうちに救済を！」は原告ら被害者すべての共通の願いであり、「被害の原点を救済の出発点に！」は広範な世論である。

私たちは、国が、本判決を真摯に受け止め、自らの責任を認めて原告ら被害者に謝罪し、控訴を断念して正当な賠償金を支払うこと、そして、泉南アスベスト被害者全員の救済システムづくりなどを内容とする泉南アスベスト被害の早期解決に応じることを強く要求するものである。

声 明：

国の不当控訴に抗議する

2010年6月1日

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団

1 国は、5月19日に言い渡された大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の判決に対し、被害者の声を一度も聞くことなく、控訴する旨を明らかにした。

2 主務官庁である厚生労働省・環境省は、原告被害者らの切実な被害の訴えを受け止め、早くに控訴断念を表明し、また、鳩山政権は、「いのちを守る」ことを公約に掲げていた。

にもかかわらず、今回の控訴は、原告被害者らのこうした期待と信頼を大きく裏切るものであり、絶対に容認することはできない。さらに、「控訴断念・早期解決」の広範な世論にも真っ向から反するものであり、極めて不当である。

3 判決は、4年間に及ぶ慎重審理の結果、アスベスト被害における国の責任を明確に断罪する初めての判

断を示した。本来であれば、国は、この司法判断を謙虚にかつ真摯に受け止め、早期に被害者救済に踏み出すべきであった。

ところが、国は、この司法判断を踏みにじり、いたずらに被害者の苦しみを引き延ばして、国民のいのちと健康を守る責務を放棄している。

4 私たちは、広範な世論と共に、控訴断念にあと一歩のところまで迫った。原告団・弁護団は、引き続き、画期的な一審判決や、厚生労働省・環境省の控訴断念の判断、さらには温かく大きな支援の声に励まされ、原告らの命あるうちの救済を実現するため、一刻も早い政治による解決を求めて全力を尽くす決意である。

【連絡先】 弁護士 村松 昭夫 (06-6361-0309)

原告団・弁護団声明：

国の和解拒否に断固抗議する

2011年2月22日

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団

1 本日、国は、大阪高等裁判所第14民事部に対して、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の和解を拒否する旨を回答した。原告団・弁護団は、国の和解拒否に対して、満腔の怒りを込めて断固抗議するものである。

2 何よりも、原告らの早期解決の願いは切実である。提訴後5年間で4名の原告が病状の悪化や肺がんを併発して死亡し、症状の悪化のため酸素吸入が手放せなくなったり、入退院を繰り返す原告も多数に上っている。国の和解拒否は、原告らの「生きているうちに解決を」の願いを真っ向から踏みにじるものである。

また、本件は、4年間に及ぶ長期審理を経て、昨年5月19日、国の責任を明確に認める一審判決が下され、判決直後には厚労大臣も控訴断念を表明し、国は控訴したものの、「控訴はするが、早期救済に全力をあげるのが内閣全体の方針」、あるいは、控訴審において「裁判所になかに入っていただくこともあり得る」とも述べていた。国の和解拒否は、自らの従来の態度表明にも、「いのちを大切に」「不条理を正す」政治にも反する大義なき決定である。

3 国は和解拒否にあたって様々な言い訳をしている。しかし、国に問われていたのは、主張に対立点があるとしても、70年にも及ぶ泉南アスベスト被害の歴史と深刻さに正面から向き合い、早期解決に向けて裁判所、原告、国の三者が粘り強く真摯に協議するテーブルに着くかどうかという点であった。ところが、国の和解拒否は、解決に向けたこうした協働の

作業そのものに背を向けるものであり、到底許し難い。

4 水俣病問題において、国は、熊本地裁や京都地裁でその責任が厳しく断罪されたにもかかわらず、最高裁判決まで10数年に亘って自らの責任を認めない頑なな対応を取り続け、そのために被害救済は大幅に遅れ、無用な紛争も繰り返された。今回の和解拒否は、この水俣病の歴史的誤りを再びアスベスト問題でも繰り返すものであり、国が再び取り返しのつかない誤りを犯すものである。

5 原告団・弁護団は、国のこの歴史的愚行に対して満腔の怒りを込めて断固抗議するとともに、控訴審及び2陣訴訟においても、早期に、原告勝利の判決を勝ち取るために全力をあげる決意である。

要 旨

1 石綿関連疾患についての医学的又は疫学的知見の集積時期並びに被告が石綿粉じんばく露による被害の実態及びそれへの対策の必要性を認識した時期

(1) 石綿関連疾患に関する医学的又は疫学的知見は、石綿肺については昭和34年に、肺がん及び中皮腫については昭和47年に、おおむね集積された。そして、被告は、それぞれの時期において、石綿肺、肺がん及び中皮腫が、石綿粉じんの長期又は多量のばく露によって生ずるものであることを認識するに至ったのであるから、かかる石綿粉じんの職業ばく露（長期又は多量のばく露）を防止する措置を講ずる必要性を認識したものというべきである。

(2) 戦前の保険院（助川）調査の結果は、初めて石綿粉じんにより石綿肺が起こる可能性を示したデータとしての意義があったものの、医学的又は疫学的知見としては仮説にとどまり、その後の検証を待たなければならないものであった。したがって、昭和22年に医学的知見が確立していたという原告らの主張は採用することができない。

2 昭和35年の時点における石綿肺防止のための被告の省令制定権限不行使の違法性の有無

(1) 労働大臣は、石綿肺の医学的又は疫学的知見が昭和34年におおむね集積され、石綿粉じんの職業ばく露（長期又は多量のばく露）が石綿肺の原因であること、及び現に相当重大な石綿肺被害が発生していることを認識するに至ったのであるから、石綿肺の被害の防止策を総合的に講ずる必要性を認識していたといえることができる。したがって、石綿粉じんばく露被害を含むじん肺対策のために旧じん肺法が成立した昭和35年までに、石綿粉じんばく露防止策（発生源対策ないし飛散対策）を策定することが強く求められていたといえることができる。殊に、石綿粉じんばく露による健康被害が、慢性疾患でありかつ不可逆的で重篤化するという特質を有することに照らすと、その対策は喫緊の重要課題であ

ったというべきである。他方、使用者としては、上記措置を講ずるために人的、物的、経済的負担を負うことにはなるが、労働大臣としては、それを理由に石綿粉じんさらされる労働者の健康や生命の安全をないがしろにすることはできないというべきである。

(2) 他方で、石綿粉じんばく露防止策の中核である局所排気装置を設置する技術的基盤はあり、粉じんの測定機器も存在し、測定方法や粉じん濃度の評価指標（恕限度）を設定することも可能であったのであるから、旧労基法が粉じん等による危害防止や労働者の健康保持等のために講ずべき措置の基準等を省令に委任した趣旨に照らし、労働大臣には、昭和35年の旧じん肺法成立までに、局所排気装置の設置を中心とする石綿粉じんの抑制措置を使用者に義務付けることが強く求められていた。そして、そのような内容の省令を制定しておけば、その後の石綿肺罹患の危険性を相当程度低下させること、あるいはその後に生じた被害の拡大を相当程度回避し得たものと推認することができる。

(3) しかるに、労働大臣は、この時点において、かかる省令を制定せず（あるいは旧安衛則を改正せず）、その後、昭和46年に旧特化則において粉じんが発散する屋内作業場について当該発散源に局所排気装置の設置を義務付けるまで、局所排気装置等の設置の義務付けを行わなかった。そのため、全国的に石綿粉じんの抑制が進まず、石綿産業の急成長のもとで石綿粉じんばく露による被害の拡大を招いたというべきである。そうすると、労働大臣が、旧じん肺法制定時までに、省令を制定・改正して、上記措置を具体的に義務付ける規定を置かなかったのは、旧安衛則の制定・改正権限を定める旧労基法の趣旨、目的や当該権限の性質に照らし、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くもので違法であったというべきである。

3 昭和47年の時点における被告の省令制定権限不行使の違法性の有無

(1) 前記のとおり、石綿粉じんばく露と肺がん及び中皮腫の発症との間に関連性があるという医学的又は疫学的知見（ただし、中皮腫が低濃度ばく露によって

も発症する点を除く。)は、昭和47年におおむね集積された。また、粉じん測定機器としてメンブランフィルター法も実用化され、一般の事業場において日常的に、石綿粉じんのみの濃度を測定することが可能になった。

- (2) 特化則においては、石綿を製造し、又は取り扱う屋内作業場について、6か月以内ごとに1回、定期に、石綿粉じん濃度を測定し、記録を保存することが義務付けられたが(36条1項)、石綿粉じんばく露によって肺がんや中皮腫に罹患することが医学的又は疫学的に明らかになった時期であったから、石綿粉じん被害を予防するため、また、その後の労働安全行政に活用するために、上記測定が実行されることを担保する措置として、測定結果の報告及び改善措置を義務付けることが必要であり、また、そのような報告義務、改善義務を課することにさほどの障害があったとは認めがたい。そうすると、これらの措置を義務付けなかったことは、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くもので違法であったというべきである。

4 環境関係法における規制監督権限の不行使及び立法不作为を理由とする国家賠償責任の有無(争点2)

石綿粉じんによる健康被害の問題が労働者だけでなく、広く一般環境上の問題としてとらえるべきであるとする医学的ないし疫学的な知見が、平成元年までの間に集積されていたことを認めるに足る証拠はないから、被告に、環境関係法における規制監督権限不行使及び立法不作为の違法があったとはいえない。

5 毒劇法における規制監督権限の不行使を理由とする国家賠償責任の有無(争点3)

毒劇法における「毒物又は劇物」は、急性毒性を発現する物質を予定したものであるが、石綿は「毒物又は劇物」の範ちゅうに含まれるものではなく、これを政令によって劇物と定めて規制の対象とすることは、法律による委任の範囲を超えるものであって許されない。したがって、国賠法上違法とはいえない。

6 情報提供権限不行使ないし情報提供義務違反を理由とする国家賠償責任の有無

(争点4)

規制権限の行使とその規制に関する情報提供とは、行政権限の行使においては不可分の関係にある。本件では、前記のとおり、昭和35年ないし昭和47年において、労働関係法における被告の省令制定権限の不行使が著しく合理性を欠くものであったというべきであるから、その関係で、被告には、国民に対する石綿被害ないし危険性に関する適切な情報提供についてもやはりこれを怠ったものといわざるを得ない。ただし、これは、上記の省令制定権限不行使の違法の一要素として評価すべきものと解する。

7 省令制定権限不行使の違法と石綿粉じんばく露による損害との間の因果関係
(争点5)

- (1) 被告の省令制定権限不行使の違法と、昭和35年以降の時期において石綿粉じんばく露し石綿関連疾患に罹患した労働者である原告ら又はその被相続人ら（後記(2)、(3)の原告らを除く。）の損害との間には、相当因果関係がある。なお、昭和35年から昭和47年までの時点では、石綿粉じんばく露と肺がん、中皮腫及びびまん性胸膜肥厚の発症との間に関連性があるという医学的又は疫学的知見は集積されておらず、また、昭和47年以降も、石綿粉じんばく露とびまん性胸膜肥厚との間に関連性があるという医学的又は疫学的知見が集積されていたと認めるに足りる証拠はない。しかし、いずれの疾病も石綿粉じんの職業ばく露、すなわち長期又は多量のばく露によって生ずるものであり、量－反応関係にあって、その粉じんばく露防止対策は、ばく露抑制という点で共通であるから、その対策に対応する被告の被害に関する予見の内容も、職業ばく露（長期又は多量のばく露）による健康被害というもので足りるのであり、病名、病態のそれぞれについて予見するには及ばないと解すべきであるから、各疾病が昭和35年以降の石綿粉じんばく露により生じたと認められる場合には、被告の省令制定権限不行使を理由とする違法と、これらの疾病との間の相当因果関係は肯定すべきものと解する。

(2) 被告の違法が認められる昭和35年までに石綿事業所の勤務を終え、同年以降に石綿粉じんにはく露したことを認めることのできない原告1名については、その請求は理由がない。

(3) 石綿工場の労働者の家族である原告1名については、慢性肺疾患であるびまん性胸膜肥厚又は石綿肺等の所見を認めることができず、現在の重篤な呼吸障害の原因が石綿粉じんばく露によるものであると認めることはできない（父親の損害賠償請求権の相続分については一部理由がある。）。

また、石綿工場の近隣で農業を営んでいた住民1名については、旧労基法及び安衛法によって保護される地位にない上に、同人の健康被害が石綿粉じんばく露によって生じたものと認めることもできない。したがって、同人の相続人である原告2名の請求はいずれも理由がない。

8 損害（争点6）

(1) 請求の方式の適否及び損害額の算定方法

ア 包括一律請求について

本件のように、石綿粉じんばく露による被害が相当広範な範囲に発生し、被害者、さらには訴訟当事者が多数に及ぶ訴訟においては、1人1人の損害（積極損害、逸失利益等の消極損害）を個々に積み上げていく方式では、立証が困難である上に煩瑣であり、審理が長期化して紛争の解決が甚だしく遅延することとなるおそれ大きい。また、原告らは、石綿工場での石綿粉じんへのばく露という共通の原因により、石綿肺、肺がん、中皮腫又はびまん性胸膜肥厚という石綿関連疾患に罹患したものであり、被害内容をある程度類型化することが可能である。そこで、当裁判所は、認定した原告らあるいはその被相続人らの被害について、類型別に慰謝料として一律評価をした上で、個別の減額事由の有無を考慮することとする。

イ 石綿関連疾患による精神的苦痛及びその金銭評価

石綿肺、肺がん・中皮腫及びびまん性胸膜肥厚という石綿関連疾患に罹患

した者は、息切れ等の症状に始まり、肺機能障害等の重篤化に伴い、仕事を断念せざるを得ず、また、家族の援助・看護がなければ日常生活を送ることができず、酸素吸入を必要とするに至るのであり、甚大な肉体的苦痛とともに精神的苦痛を被るようになる。また、石綿関連疾患が不可逆的な進行性の疾患であることに精神的衝撃を受けるだけでなく、周囲の親族等の罹患者が次々と悲惨な最期を遂げていく状況を目の当たりにして、更に将来に強い不安を抱き、また、家族にかかる精神的、経済的、肉体的負担に対する深い負い目にもさいなまれている。

このような石綿関連疾患の罹患者の被る精神的苦痛を金銭評価するにあたっては、同疾患によって受ける精神的苦痛がおおむね、石綿肺等の疾患の亢進具合に相関すると考えられるから、じん肺法が定める管理区分に応じて基準慰謝料額を定めるのが相当と解する。なお、上記石綿関連疾患への罹患による精神的苦痛は、現実に療養を必要とする段階にならなくても、石綿関連疾患全体の進行性、不可逆性といった特質に照らせば、将来の不安自体であっても軽度のものとはいえないから、石綿肺が管理区分2で合併症がない場合であっても相応の慰謝料額を認めるのが相当である。

肺がん、中皮腫及び著しい肺機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚は、じん肺において、著しい肺機能の障害があると認められる場合である管理4と同等のものと認められる。

以上の各事情にかんがみると、前記7(1)記載の原告らあるいは被相続人らについて、基準慰謝料額を以下のとおりとするのが相当である。

管理2で合併症なし	1000万円
管理2で合併症あり	1200万円
管理3で合併症なし	1500万円
管理3で合併症あり	1700万円
管理4、肺がん、中皮腫又はびまん性胸膜肥厚	2000万円

(2) 損害賠償額の修正要素

ア 被告の賠償責任の範囲

被告は、仮に、本件において、被告が損害賠償責任を負うとしても、被告の責任は、当該石綿作業場を経営する企業が当該労働者に対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任を負うことを前提として初めて認められる、二次的、補充的な責任にとどまるとして、賠償義務は、使用者等のそれに比して相対的に低い割合に限定されるべきである旨主張する。

しかし、被告と使用者らとの責任は、いわゆる共同不法行為（民法719条）の関係にあるというべきであるから、被告の責任の範囲を減縮するには、同法719条1項後段を適用するか、類推適用して、被告の責任の範囲を減縮すべき事情を立証すべきであると解する。しかるに、被告の責任の範囲を減縮すべき具体的事情を認めるべき的確な証拠はない。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

イ 慰謝料額を減額すべき個別的事由

(ア) 原告らの一部は、労災保険給付等を受領しているが、原告らの請求は、生存する者と死亡した者のそれぞれにつき、その被害全てを総体として把握し、それに対する慰謝料及び弁護士費用について一律の額の請求をするものであり、慰謝料以外の財産上の請求はしないというものである。そして、上記の受給分は、法律的には本件の損害の填補となるものではない。したがって、上記の受給分があるからといって、このことを慰謝料額の算定につき斟酌すべき事由とするのは相当でない。

(イ) 喫煙が肺がん発症のリスクを相当程度高めているという事情を考慮すると、被告に肺がんによる損害の全部を賠償させるのは公平を失するというべきであるから、喫煙歴のある肺がん患者の損害賠償額を定めるについては、民法722条2項の類推適用により喫煙歴のあることをしん酌するのが相

当である。ただし、喫煙量及び喫煙期間と肺がん発症との具体的な相関性までは認めることができないので、減額は、控えめに、かつ、一律にするのが相当であり、損害額の10%を減額することとする。

(ウ) 使用者らであった原告らについて

使用者（ないし事業者）として石綿粉じんばく露により健康被害を被ったことについて、被告に対し省令制定権限の不行使を理由とする国家賠償請求をすることはできないというべきであるが、労働者としても石綿粉じんにばく露した者については、その限りで、被告に対し上記を理由とする国家賠償請求をすることができる。この場合には、使用者として石綿粉じんにばく露した期間等を考慮して損害賠償額を定める（減額する）こととする。

【七】2010年度 活 動 日 誌

公害弁連をめぐる動き	
2010.3.27 ～ 28	第 39 回公害弁連総会・記念シンポジウム「沖縄から基地騒音被害の解消を目指して」(沖縄) 辺野古・ホワイトビーチ・嘉手納基地・普天間基地 現地調査(沖縄)
3.29	ノーモア・ミナマタ国賠等熊本訴訟 原告団と被告国、熊本県、チッソの基本合意成立(熊本地裁)
5.19	大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 一審勝利判決(大阪地裁)
5.20	国道2号線高架道路延伸・道路公害差止訴訟 一審判決・賠償勝訴(広島地裁)
5.20 ～ 6. 1	大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の早期解決を求める緊急集会～控訴断念行動
5.23	シンポジウム「原発推進はほんとうに温暖化対策になるか」公害・地球環境問題懇談会(東京)
5.24	諫早湾の早期開門を求める緊急集会
6. 1	大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 被告国が控訴
6. 3 ～ 6. 4	第 34 回全国公害被害者総行動デー
6. 4	第 1 回幹事会(東京)
6.19	圏央道高尾山天狗裁判 圏央道費用便益シンポジウム(東京)
7.23	第 1 回事務局会議(東京)
7.29	普天間基地爆音訴訟 控訴審判決
7.30	薬害イレッサ西日本訴訟 結審(大阪)
8. 2 ～ 3	普天間基地爆音訴訟 議員会館前集会・座込行動(東京)
8.24	薬害根絶デー(東京)
8.25	薬害イレッサ東日本訴訟 結審(東京)
9. 1	圏央道高尾山事業認定・収用裁決取消請求訴訟 不当判決(東京地裁)
9. 3	公害弁連 40 周年記念事業会議
9.11	第 2 回幹事会(東京)
10. 1	第 2 回事務局会議(東京)
10. 3	よみがえれ!有明海訴訟 全国総決起集会(長崎)
10. 4	よみがえれ!有明訴訟 小長井・大浦漁業再生事件 結審(長崎・東京)
10.11 ～ 29	生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)
10.21	ノーモア・ミナマタ新潟訴訟 基本合意成立(新潟地裁)
11.12	圏央道高尾山工事差止訴訟 控訴審 不当判決(東京高裁)
11.13 ～ 14	第 36 回道路全国連・全国交流集会(名古屋)
11.14	第 3 回幹事会(名古屋)
11.15	総行動 第 2 弾(東京)
11.16	ノーモア・ミナマタ近畿訴訟 基本合意成立(大阪地裁)
11.17	ノーモア・ミナマタ東京訴訟 基本合意成立(東京地裁)
11.23 ～ 24	公害・地球環境問題懇談会等「原発依存を改め、自然エネルギー開発へ本格的な取り組みを求める共同行動」(東京)
11.29 ～ 12.11	第 16 回気候変動枠組条約締約国会議(COP16)
12. 2	第 3 回事務局会議(東京)

12. 4	尼崎道路公害訴訟 差止シンポジウム
12. 6	よみがえれ！有明訴訟 控訴審 開門判決（福岡高裁）
12.13 ～ 17	よみがえれ！有明訴訟 上告阻止行動（東京）
12.15	よみがえれ！有明訴訟 菅首相上告断念、開門表明
12.18	公害・地球環境問題懇談会 結成 20 周年記念シンポジウム（東京）
1. 7	薬害イレッサ訴訟 大阪地裁・東京地裁和解勧告
1. 8 ～ 1.28	薬害イレッサ訴訟 和解行動（大阪・東京）
1.14	第 4 回幹事会・合同公害旗開き（東京）
1.24	薬害イレッサ訴訟 アストラゼネカ社が和解拒否
1.28	薬害イレッサ訴訟 国が和解拒否
1.28 ～ 2.22	大阪・泉南アスベスト訴訟 和解行動（東京）
2. 3	第 4 回事務局会議（東京）
2.22	大阪・泉南アスベスト訴訟 被告国が和解拒否
2.25	薬害イレッサ西日本訴訟 一審判決（大阪地裁）
3. 3	ノーモア・ミナマタ新潟訴訟 和解成立（新潟地裁）
	第 5 回事務局会議（東京）
3.23	薬害イレッサ東日本訴訟 一審判決（東京地裁）
3.24	ノーモア・ミナマタ東京訴訟 和解（東京地裁）
3.25	ノーモア・ミナマタ熊本訴訟 和解（熊本地裁）
3.26	第 40 回公害弁連総会・記念シンポジウム「公害弁連 40 年の歩みと今後の課題」（東京）

【八】公害弁連歴代人事一覧

決定総会	代 表 委 員		幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長		
第1回 1972 (東京)	正力喜之助 (イ病)	北村利弥 (四日市公害)	渡辺喜八 (新潟水俣病)	近藤忠孝 (イ病)		豊田 誠 (イ病)			
第2回 1973 (大阪)	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八	近藤忠孝		豊田 誠			
第3回 1974 (名古屋)	正力喜之助		渡辺喜八	坂東克彦 (新潟水俣病)		豊田 誠			
第4回 1975 (横浜)	正力喜之助	東 敏雄 (熊本水俣病)	山本正男 (名古屋新幹線)	木村保男 (大阪国際空港)		豊田 誠			
第5回 1976 (北九州)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄 (カネミ)		豊田 誠	篠原義仁 (川崎・安中)	林 光佑 (新幹線)	石橋一晃 (空港・イ病)
第6回 1977 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	滝井繁男 (大阪空港・多奈川火電)	鬼迫明夫・豊田 誠 (東京スモン)	長谷川正浩 (新幹線)	白川博清 (東京スモン)	犀川季久 (安中)
第7回 1978 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎 (四日市公害・新幹線公害)	滝井繁男	鬼迫明夫・豊田 誠	長谷川正浩	白川博清	犀川季久
第8回 1979 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	野呂 汎	久保井一匡 (大阪空港・西淀川)	井関和彦・石橋一晃 (北陸スモン)	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次 (西淀川)
第9回 1980 (川崎)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫	井関和彦・石橋一晃	長谷川正浩	白川博清	中村雅人 (東京スモン)
第10回 1981 (北九州)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫	篠原義仁・石橋一晃	長谷川正浩	白川博清	中村雅人

決定総会	代 表 委 員			幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長					
第11回 1982 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之 (名古屋新幹線)	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁	石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第13回 1984 (大 阪)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人	中本源太郎
第14回 1985 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人	中本源太郎
第15回 1986 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	中村雅人	鈴木 守 (千葉川鉄)
第16回 1987 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第17回 1988 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	関田政雄	高橋 勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉	
第18回 1989 (神 戸)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平 (川崎)	高橋 勲	石川康之	篠原義仁	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	白川博清	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	
第19回 1990 (熊 本)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優	
第20回 1991 (東 京)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優	

決定総会	代 表 委 員				幹 事 長	副 幹 事 長	事務局長	事 務 局 次 長					
第21回 1992 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優
第22回 1993 (川 崎)	内田茂雄		斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優
第23回 1994 (岡 山)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄 村松昭夫	白井 劍 森 徳和
第24回 1995 (大 阪)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄 村松昭夫	白井 劍 森 徳和
第25回 1996 (熊 本)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田 啓一	中島 晃 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	早川光俊 宮田 学	西村隆雄 村松昭夫	白井 劍 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳
第26回 1997 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	花田 啓一	井関和彦	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 優	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学	西村隆雄	白井 劍 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳
第27回 1998 (神 戸)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	花田 啓一	井関和彦	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 優	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学 高木健康	西村隆雄 久保博道 牛島聡美	白井 劍 森 徳和 山本 孝	中杉喜代司 原希世巳
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	花田 啓一	井関和彦	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 優	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学 高木健康	西村隆雄 久保博道 牛島聡美	白井 劍 森 徳和 山本 孝	中杉喜代司 原希世巳
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	花田 啓一	近藤 忠孝	篠原義仁	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 守 優	白川博清 関島保雄	早川光俊 宮田 学 高木健康	西村隆雄 久保博道 加納 力	白井 劍 森 徳和 山本 孝	中杉喜代司 原希世巳
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	花田 啓一	近藤 忠孝	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守 優 板井 高木健康	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 劍 中杉喜代司 加納 力 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第31回 2002 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	花田 啓一	近藤 忠孝	馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木 守 優 板井 高木健康	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 劍 中杉喜代司 加納 力 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一

決定総会	顧 問	代 表 委 員			幹 事 長	副 幹 事 長			事務局長	事 務 局 次 長		
第32回 2003 (人 吉)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田 誠	榎本信行 中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸	優 板井	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第33回 2004 (熊 本)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	優 板井	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第34回 2005 (東 京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫	鈴木 守 早川光俊	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第35回 2006 (大 阪)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第36回 2007 (東 京)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊 宮田 学	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第37回 2008 (諫 早)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 後藤富和	白井 剣 大江京子 島戸圭輔	森 徳和 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久
第38回 2009 (東 京)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁 鈴木堯博	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎
第39回 2010 (沖 縄)	千場茂勝 花田啓一	加藤満生 中島 晃 篠原義仁 鈴木堯博	榎本信行 吉野高幸	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄 原希世巳	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎

【九】公 害 弁 連 規 約

1. (名 称) 本会は全国公害弁護団連絡会議(略称、公害弁連)といい、事務局を東京都におく。
2. (組 織) 本会は公害根絶のために活動している弁護団(調査団を含む)により組織する。
3. (目 的) 本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。
4. (運 営) (1) 本会は総会を年 1 回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
(2) 本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。
5. (役 員) (1) 本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事 1 名を選出する。
(2) 幹事会の互選により幹事長 1 名を選出する。
(3) 事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。
6. (財 政) 本会の財政は会費その他の寄付金による。
 会費は、各弁護団あたり年 1 口(10,000 円)以上とする。
7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。

